

2015年3月 関西大学審査学位論文

近世儒教の展開と政策論

— 懷徳堂および泊園書院出身者を中心に —

関西大学大学院東アジア文化研究科

横山 俊一郎

近世儒教の展開と政策論

—懐徳堂および泊園書院出身者を中心に—

本研究は、東アジア世界の儒者の本来のあり方、すなわち〈思想家〉かつ〈実務家〉である儒者に注目し、懐徳堂および泊園書院出身者の思想実践を取り上げ、19世紀日本における国内外の危機に対して彼らがどのように対処するのかについて考察したものである。

序章「近世日本儒教思想史の新たな局面を捉える—東アジアの視座から」では、近世後半の日本儒教思想史を研究するに当たって、日本一国を越えて東アジア地域へと視座を拡げることの有効性を論じた。

近世の東アジア世界では、儒者とは本来、自らの思想の理論化を目指す〈思想家〉であり、かつ、自らの思想の政策化を目指す〈実務家〉でもありうる。その点において、本論文で取り上げる懐徳堂出身者は、まさに近世中国の文官登用制度と同様に、支配者である幕府や藩に登用された結果、〈実務家〉としての儒者として活躍する人々といえる。

一方、幕末期に懐徳堂に代わって泊園書院が台頭し、泊園書院が近代になってからも多方面に有為の人材を輩出し続けたという事実を踏まえると、幕末期大坂における私塾の変遷の問題として、懐徳堂出身者に加えて泊園書院出身者を考察する意義は大きい。

こうした教育上の現象を当時の社会背景を踏まえて位置づけることにした。そこで幕末期を中間期として農業社会から工業社会へと推移する「19世紀」を研究枠組として採用した。まず、19世紀前半の体制的危機、すなわち年貢収入の減少と消費生活の拡大に対処したのが懐徳堂出身者であると考え、次に、19世紀後半の対外的危機、すなわち近代資本主義国による植民地化の脅威に対処したのが泊園書院出身者であると考えた。

第1部では「体制的危機への対処と実務知識の拡がり—懐徳堂出身者」と題して19世紀前半の懐徳堂出身者の活動状況を論じた。

第1部第1章「播磨国龍野藩儒者小西惟沖の財政観」では、19世紀前半における体制的危機、すなわち年貢収入の減少と消費生活の拡大に対処した一例として、懐徳堂出身者である惟沖の龍野藩の財政再建に関する意見書を取り上げ、惟沖の財政認識に接近した。

まず、意見書の献策に至るまでの惟沖の身分や役職、政治経験等を明らかにした。次に、意見書において人件費の抑制を提案した惟沖の意図を明らかにした。その結果、惟沖は、唯一成功する見込みがあるものの、当時の社会慣習を度外視した政策を選択していた。

第1部第2章「瀬戸内諸藩における懐徳堂出身者の政治実践」では、前章で見た惟沖の政治実践は〈実務家〉としての儒者の形成として集団的に把握できると想定し、惟沖以外の懐徳堂出身者を調査した。

惟沖と同様、竹山門下生であり、政治と関わりある人物を調査した結果、彼らはみな出身藩による人材登用を経て政策実施者となりえていた。これにより、〈実務家〉としての儒者研究が確かな研究領域として存在することを明らかにし、近世中国の文官登用制度との類比が研究課題となりうるとした。次に、彼らの人的交流を調査した結果、学術面では、昌平坂学問所儒者との交流が見られ、政策面では、新興理財官僚との連携が見られた。

第Ⅰ部第3章「中井竹山との実務知識の交換とその活用法」では、前章で見た惟沖を含む懐徳堂出身者らが、自ら政治実践を行なうに当って、どのような知識を習得し、それらをどのような手法で活用したのかについて検討した。

そこで、竹山と彼らとの書簡が収録された「渌翁先生諸説」を取り上げることにした。この資料は、前章で明らかにした〈実務家〉としての儒者集団に宛てた書簡が多数収録されている。そこで彼らは四書中の語句を議論する一方、史学の考証によって朱熹の解釈に疑問を示していた。また、唐、宋、明の実例を引いて作詩の音韻法を解説していた。これらの教養は惟沖を含む懐徳堂出身者の政治実践と関わりが見られ、それらを政策現場で生かす際、「文章」によって外へと機能させ、「敬」によって内へと制御させることも理解できた。

第Ⅰ部補章「播磨国小野藩儒者山田孝堂の学術と実践」では、幕末期大坂における私塾の変遷の問題を踏まえて、泊園塾の学術に接近した懐徳堂出身者を調査した。

そこで維新时期に飾磨県の教育行政に参加した播磨国小野藩儒者山田孝堂を調査した。孝堂は幕末期に大坂に遊学した当時、大坂の学者が「経術文章」を理解していないことを嘆く一方、「其内所養」という実践倫理を有する観点から藤澤東暁を評価していた。

第Ⅱ部では「対外的危機への対処と先儒批判からの変革—泊園書院出身者」と題して19世紀後半の泊園書院出身者の活動状況を論じた。

第Ⅱ部第1章「但馬国出石藩儒者多田海庵の海防意識」では、19世紀後半における対外的危機、すなわち近代資本主義国による植民地化の脅威に対処した一例として、泊園書院出身者である海庵の国土防衛に関する意見書を取り上げ、海庵の外交認識に接近した。

まず、意見書の献策に至るまでの海庵の修學歷、家族関係、政治経験等を明らかにした。次に、幕府・出石藩・朝廷に対する海庵の三つの意見書の分析を通して、海庵の西洋列強の軍事行動の捉え方を調査した。その結果、海庵が蝦夷地の開拓を提案したのは、「中外新報」と「海國図志」の情報を駆使してロシアが侵略する道筋を予想した結果であった。

第Ⅱ部第2章「多田海庵の先儒批判と政教構想」では、対外的危機を自覚した海庵がどのような思索を通して自らの政教論を構築していくのかについて考察した。

そこで、海庵が自らの政教論を要約した『國艸一覽』を取り上げた。そこで海庵は民衆教化の分裂的状况を問題視し、諸教を折衷する根本概念として儒教の言説である「三徳」を見出していた。また、海庵はこの「三徳」を媒介として実際の活動内容を構築していた。一方、海庵は「儒家ノ教述」に偏向し、「迂闊」に流される「儒生俗士」を批判していた。

第Ⅱ部第3章「公議所における泊園塾出身者の政治実践」では、泊園書院が近代に人材を輩出し続けた事実を踏まえると、幕末期の政治実践が〈実務家〉としての儒者の展開として

維新时期に連続すると想定し、幕末維新にかけて活躍した泊園塾出身者を調査した。

海庵と同じ文政期生まれで泊園塾の塾則を作った出雲国松江藩儒者雨森精斎の政治実践を調査した。その結果、精斎は近代的議事手続を採る公議所の法則案改正委員に選出されていた。また、その当選者を調査すると、彼らはみな泊園塾もしくは咸宜園に縁の深い人物であり、幕末期に藩の教育職に就いて軍制改革等に関与し、維新时期には藩政の主導者であった。

第Ⅱ部第4章「因幡国鳥取藩士安達清風の開拓事業」では、実務に携わる武士が豊かな儒教教養を求め始める幕末の動向を踏まえ、研究枠組である〈実務家〉としての儒者そのものが解体すると想定し、一貫して武士であって儒者ではない泊園塾出身者を調査した。

海庵や精斎よりも年少で維新时期に岡山県の勝北郡を開拓した因幡国鳥取藩士安達清風を考察した。その結果、幕末維新を通じて清風が庶民の知識による台頭に対して肯定的であり、県会や国会の議員として政治参加するに当たって時事知識を重視していた。

以上のように、懐徳堂出身者は、彼らの多くは非武士身分の出身であったが、武士の慣習に捉われない政策を提案し、新興の財務官僚と連携しながら台頭する様子が確認できた。一方、泊園書院出身者は、その多くが武士身分の出身で、藩の教育職に就いて軍制改革等を推進する一方、維新时期には公論形成に参加する様子が確認できた。

懐徳堂出身者の場合、大坂特有の商取引にも通じる実務知識として儒教言説が理論化され、経済合理性を優先する責任意識とともに、体制維持を求める藩上層部に受容されたと見ることができる。一方、泊園書院出身者の場合、従来の儒教言説を世事に疎いとして批判すると同時に、諸教折衷の媒介として儒教言説を位置づけ、対外危機に直面して体制変革を志す武士層に受容されたと見ることができる。

しかし、本論文で取り上げた安達清風のように儒者ではない武士に受容された時点で、儒者たちが紡ぎ出したこれらの実践倫理はやがて出現する国民へと継承される局面に入ったように思われる。儒教が一般の知的教養として階級を問わず学ばれたことが、明治以降の「四民平等」的な知のあり方へと連続しているといえるかもしれない。

ここで、武士と国民を繋ぐ媒介として「私塾」が機能したであろう。安達清風の有功学舎の事例に見られるように、維新时期になると儒教教養豊かな武士たちが「私塾」を開き、身分制の崩壊によって生み出された平民を教導している。その教導過程において、本論文で見た儒教教養を基盤とした実務知識や国家を視野に入れた経世済民の学が平民に受容されたであろう。また、それらの知識は近代的価値に適応する人格の形成を促し、国民国家としての明治日本の建設に資する結果となったと考えられる。

以上の見通しに立てば、本論文で提起した東アジア世界の標準として「儒者」、すなわち〈思想家〉かつ〈実務家〉である儒者に注目し、その政治実践を考察することは、国民国家形成の出発点に位置する新興勢力の実態解明という意味においてその意義は大きい。儒教は近世東アジア世界においてどのような政治的・社会的機能を果していたのか—これは思想史的に極めて大きな問題であって、なお十分な回答を我々は得ていないのであるが、本研究で取り上げた事例はそのことを解明するうえで重要な筋道を提供するものと思われる。

目次

序章 近世日本儒教思想史の新たな局面を捉える—東アジアの視座から

- 1 儒者の本来持つべき二つの素顔—〈思想家〉と〈実務家〉
- 2 幕末期大坂における私塾の変遷とその研究課題
- 3 19世紀日本の社会経済史的条件—農業社会から工業社会へ

第I部 体制的危機への対処と実務知識の拡がり—懷徳堂出身者

第1章 播磨国龍野藩儒者小西惟沖の財政観

- 1 献策以前—前半生・易地聘礼・「行監館録」・「勝手方吟味目付」就任
- 2 財政再建の意見書—人件費の抑制を提案した背景

第2章 瀬戸内諸藩における懷徳堂出身者の政治実践

- 1 〈実務家〉としての儒者の形成—中井竹山門下生の事例をもとに
- 2 人的ネットワーク—昌平坂学問所儒者と新興理財官僚
- 3 備中国新見藩儒者丸川松隠の政治実践

第3章 中井竹山との実務知識の交換とその活用法

- 1 泊園文庫蔵「滌翁先生諸説」—詩社混沌社の活動と関連づけて
- 2 実践との関わり—「論語」「孟子」・史学と作詩の基礎教養
- 3 外へと機能する「文章」、内へと制御する「敬」

補章 播磨國小野藩儒者山田孝堂の学術と実践

- 1 幕末の懷徳堂・泊園塾と維新の〈実務家〉
- 2 「富國」策としての「間地」開拓と「貧民」移住

第II部 対外的危機への対処と先儒批判からの変革—泊園書院出身者

第1章 但馬国出石藩儒者多田海庵の海防意識

- 1 献策以前—前半生・「東門日乗」・大砲試射・年寄堀父子の施政糾弾
- 2 国土防衛の意見書—蝦夷地の開拓を提案した背景

第2章 多田海庵の先儒批判と政教構想

- 1 『國躰一覽』—諸教折衷とそれを支える「三徳」観
- 2 実践との関わり—「見聞」と「術智」・反面教師としての「歐羅巴」

3 戒めとしての「宋朝」、模範としての「楠公」

第3章 公議所における泊園塾出身者の政治実践

- 1 公論形成に参画する西国私塾出身者—法則案改正委員選出をもとに
- 2 出雲国松江藩儒者雨森精齋の政治実践〔維新时期〕
- 3 出雲国松江藩儒者雨森精齋の政治実践〔幕末期〕

第4章 因幡国鳥取藩士安達清風の開拓事業

- 1 〈実務家〉としての儒者の解体—地方藩士の学術交流を通して
- 2 士族授産を越えた構想とその実践

終章 —19世紀における懐徳堂および泊園書院出身者の実践的軌跡—

序章 近世日本儒教思想史の新たな局面を捉える

—東アジアの視座から—

日本儒教は近世後半になると、その停滞期を迎えたという見方がある。それは、最も日本化した儒教＝古学派の隆盛が近世前半において完結するに至ったという見方による。一方、近世後半になると、寛政異学の禁や懷徳堂の台頭に見られるように、東アジア世界の標準の儒教＝朱子学が各階層に及んで全国的に浸透し始める。この思潮上の変化については、朱子学の再台頭として、いわば反動保守的な現象として捉えられてきた。しかし、儒教がもつ東アジア世界の標準に注目すると、必ずしも反動保守的とは言えない現象として浮かび上がってくる。

1 儒者の本来持つべき二つの素顔—〈思想家〉と〈実務家〉

近世の東アジア世界では、日本を除いて、儒教を専門とする学者は、科挙登用制度によって現実社会に関わる政治家でもあった。つまり、「儒者」とは本来、自らの思想の理論化を目指す〈思想家〉であるだけでなく、自らの思想の政策化を目指す〈実務家〉でもありうるのである。一方、日本には科挙登用制度が存在せず、江戸時代初期における野中兼山〔元和元（1615）年—寛文3（1663）年〕や熊沢蕃山〔元和5（1619）年—元禄4（1691）年〕、その中期における新井白石〔明暦3（1657）年—享保10（1725）年〕らの事例を例外として、近世日本の「儒者」は治人の道の当事者ではないとされてきた¹。しかし、近年、昌平坂学問所儒者が幕府外交に深く関与している事実が明らかにされ、近世日本社会における「儒者」の位置づけが見直される状況となっている²。

その点において、本論文で最初に取り上げた播磨国龍野藩儒者小西惟沖は、まさに近世東アジアにおける科挙登用制度のごとく、大坂の私塾懷徳堂で朱子学を専攻した後、出身藩である龍野藩の政治に関与する人物であった。小西は、「同〔天保〕十三年二月惟沖は財政再建の意見書を献策している。……〔脇坂〕安宅公もこの建言を採り入れ、弘化元年八月、二年間を限り藩政改革を断行した³」とあるように、龍野藩の財政政策における政策立案に関与しており、それが政策決定、そして政策実施（執行）に反映された。つまり、小西は一連の政策過程における初期過程を担ったものと考えられる。

実際、その意見書を見てみると、天保13（1842）年2月13日の日付で、「御金番武久」氏宛てに、「御勝手之義に付存意可申上旨被仰聞奉応承候。短才浅学素何之存意も無御座候

¹ 近世日本社会における儒者の立場については、渡辺浩『近世日本社会と宋学』（東京大学出版会、1985年）、阿部吉雄「江戸時代儒者の出身と社会的地位について」（『日本中国学会報』第13号、1961年）参照。

² 眞壁仁「徳川後期の学問と政治」（名古屋大学出版会、2007年）参照。

³ 木村逸雄「竜野藩」（児玉幸多・北島正元監修『新編物語藩史』第8巻、新人物往来社、1977年）282頁。

へども 厳令難黙止色々相考候尔⁴とあり、龍野藩脇坂家の財務官僚から龍野藩脇坂家の財政について意見を具申するように命じられ、それに対して答申している様子が窺われる。したがって、自らの意志による一方的な意見書の献策ではなく、龍野藩の行政機構からの要請を受けて政策立案過程を担ったものと推測される

こうした天保13(1842)年における小西に関する事実、すなわち儒者による経済分野への関与、および行政機構からの政策提言の要請とその応答それ自体は、それ程珍しいことではないように思われる。なぜなら、小西が活動的であった19世紀前半より以前においても、新井白石や荻生徂徠〔寛文6(1666)年—享保13(1728)年〕といった儒者において同様の事実が確認されるからである。しかし、小西がこれら19世紀前半以前の儒者らと比較して、それと質的に異なる事例と思われるのは、小西の場合、行政機構における一連の政策過程すなわち、①政策立案→②政策決定→③政策実施(執行)、の3過程のうち、①の過程だけではなく、③の過程にも関与した事実が確認されるからである。

本論文では、白石や徂徠といった主に政策立案過程に関与した儒者と、小西のように経済分野における政策実施(執行)過程にも関与した儒者を区別するため、先述した東アジア世界の「儒者」の標準を踏まえて、前者を〈思想家〉としての儒者、後者を〈実務家〉としての儒者と名付けたい。近世日本における儒教と政策をめぐる議論においては、前者の〈思想家〉としての儒者が多く取り上げられ、後者の〈実務家〉としての儒者はあまり注目されてこなかった。というのは、〈実務家〉としての儒者は、彼らの職業柄、自らの思想を書き残すといったことをしないため、その全体像が明らかにされにくいように思われるからである。

本論文では、日本一国ではなく東アジア世界へと視座を拡げて「儒者」の本来持つべき二つの素顔に注目し、近世日本儒教思想史の方法上の問題を克服することを期したい。

次に、先行研究を概観したいが、その前に留意すべきことがある。それは儒者本人の出自の問題である。つまり、武士身分からの登用に関しては、その人物が儒者であるから登用されたのかどうか疑問になってくる。しかし、もともと現場の政策者でなかった武士が儒者などの教官に任じられ、それが契機となって現場の政策者へと抜擢された場合、近世中国の文官登用制との類比的観点から、後述する非武士身分から登用された儒者の事例と比較的に近い事例であるといえよう。こうした儒者を対象とした先行研究は、矢森小映子「松代藩士佐久間象山の殖産開発事業—松代藩地域研究の視点から」(渡辺尚志・小関悠一郎編『藩地域の政策主体と藩—信濃松代藩地域の研究Ⅱ』、岩田書院、2008年)による佐久間象山の政治実践の研究が挙げられる⁵。一方、非武士身分から登用された儒者についていえば、頼祺一『近世後期朱子学派の研究』(溪水社、1986年)による頼春水の弟頼杏坪の政治実践の研究が挙げられる。

⁴ 「財用の意見書(御勝手之義に付存意可申上…)」(たつの市立歴史文化資料館所蔵)。

⁵ ただし、矢森氏の考察では、佐久間象山の洋学者としての側面に注目しており、筆者の問題関心とは大きく異なっている。

2 幕末期大阪における私塾の変遷とその研究課題

また、本論文では、東アジア世界の標準という特性を踏まえて「儒者」と同様に「書院」にも注目したい。いわゆる「書院」とは、宋代以降の中国において発達した民間教育施設を指すのが一般的であるが、ここで言う「書院」とは、江戸時代における日本の「私塾」を同類の施設として想定しており、日本を含めた東アジア地域における伝統教養の形成との関わりから考察が試みられている⁶。しかしながら、これら一連の研究では、「書院」が果たした役割として、学問・教育の飛躍的向上という学術的側面を念頭に置いた考察がなされ、宋代の「書院」に見られる士人の成長という実践的側面については、その考察が不十分であるように思われる⁷。

この士人と呼称される宋代に成立した支配階層は、彼らの生き方の指針とされた「修身齐家治国平天下」という『大学』の章句や集権的王朝国家による科挙制度の原理からして、地域社会の諸課題とは無縁の存在であったと想定されうる。しかしながら、宋代以後の歴史の展開を見ると、そうした想定とは矛盾する事態を示しており、むしろ士人と地域社会との関係は密接になっている⁸。こうした事実に加え、宋代以後の中国における「書院」の発達という事実と併せて検討すれば、民間の学問所とされる「書院」が士人の課題解決能力を高める役割を果たしていたという想定もありうるように思われる。そこで本論文では、こうした仮説を念頭に置きながら、日本における「書院」すなわち「私塾」の人材養成機関としての側面に接近することを試みる。

最後に、日本の「私塾」における人材養成機関としての側面を明らかにするにしても、その時期や場所を限定する必要があるだろう。これに関しては、幕末期大阪における私塾の変遷、すなわち懐徳堂の衰退と同時進行する泊園書院の隆盛という現象に注目したい。泊園書院は幕末期において大阪最大の「私塾」となった。その後、明治・大正になってから黄金期を迎え、政界・官界・法曹界・実業界・教育・ジャーナリズム・学術・文芸などの各界にすぐれた人材を輩出し、近代日本の発展に大きく寄与した「私塾」といえる。これらの事実は、商業都市大阪における儒教の一つの発展形態や、変革期における「私塾」の存在意義を示しているように思われる。

したがって、先述した近世後半における朱子学の再台頭とその全国的普及の問題として懐徳堂出身者を考察するだけでなく、懐徳堂に代わって幕末期に台頭する泊園書院が、近代

⁶ 吾妻重二「東アジアの書院について—研究の視角と展望」（『東アジア文化交渉研究』別冊2「東アジアにおける書院研究」、関西大学文化交渉学研究拠点、2008年）参照。

⁷ 「書院」研究という立場から日本の「私塾」の役割を明らかにした業績として、その学術的側面については、湯浅邦弘「書院としての懐徳堂」（『東アジア文化交渉研究』別冊2「東アジアにおける書院研究」、関西大学文化交渉学研究拠点、2008年）が挙げられる。

⁸ 森正夫「宋代以後の士大夫と地域社会—問題点の模索」（研究代表者谷川道雄『中国士大夫階級と地域社会との関係についての総合的研究』昭和57年度科学研究費補助金総合研究（A）研究成果報告書、1983年）参照。

になってからも多方面に有為の人材を輩出し続けた事実を踏まえて、幕末期大坂における私塾の変遷の問題として泊園書院出身者を考察したい。

3 19世紀日本の社会経済史的条件—農業社会から工業社会へ

最後に、本論文では、以上のような「儒者」と「私塾」をめぐる諸問題を、当時の社会背景を踏まえて位置づけてみたい。そこで、幕末期を中間期として農業社会から工業社会へ推移する時代、すなわち社会経済史分野において「19世紀」と一括りに呼称される時代を研究枠組として採用した。まず、19世紀前半では、農業社会の終わりの始まりを始点として、年貢収入の減少と消費生活の拡大が深刻化している。そうした体制的危機に対処したのが、本論文で取り上げる懐徳堂出身者であると考えた。次に、19世紀後半では、工業社会の始まりの終りを終点として、近代資本主義国による植民地化の脅威が到来している。そうした対外的危機に対処したのが、本論文で取り上げる泊園書院出身者であると考えた。

その点において、本論文で最初に取り上げた播磨国龍野藩儒者小西惟沖は、まさに19世紀前半の体制的危機に対処した人物であった。小西が活動的であったのは、18世紀末から19世紀初めにかけての「非農化」「プロト工業化」「地方の時代⁹」と呼ばれる時代と時期的に重なっている。また一方で、彼が生まれた時期にまで遡れば、18世紀の後半期に「儒学の大衆化¹⁰」と称されるような現象が見られるようになっている。彼自身も寛政期（少なくとも1790—92¹¹）において、大坂にあり、官許学問所と称された懐徳堂で学主中井竹山〔享保15（1730）年—文化元（1804）年〕に儒学を学んでいる。小西は18世紀の後半期に入った明和6（1769）年に出生しており、彼の人格形成期と並行して「儒学の大衆化」と称される教育の活況が見られたと言える。

こうした教育界の現象が起きた要因として、一説には、江戸時代社会における慣習、すなわち世襲制に基づく家格原則が、人材調達の側面で破綻しかけており、従来の武士層にはあまり求められなかったとされる非軍事的能力への大量需要が発生したから¹²、という見方が存在する。本論文で最初に取り上げる小西の事例は、こうした政治・社会情勢の変化の延長線上にある事例であると考えられる。

したがって、19世紀の比較的早い時期から活動した小西惟沖に始まり、19世紀の比較的遅い時期まで活動した安達清風に終わる、幕政や藩政に関わった私塾出身者を考察対象とすることは、江戸時代の儒者、儒教をその背後にある社会経済的事象との関わりから捉えることに有効であると考えられる。

⁹ 新保博・斎藤修編『近代成長の胎動』日本経済史2（岩波書店、1989年）9頁。

¹⁰ 宮城公子「幕末儒学史の視点」（『日本史研究』第232号、1985年）6頁。

¹¹ 小西の詩集「揖陽詩稿」（たつの市立歴史文化資料館蔵）には、懐徳堂で詠んだ詩が見られ、それによれば、寛政2（1790）年から同4年にかけて懐徳堂に寄宿していたことが判断できる（龍野市立歴史文化資料館編『特別展図録 龍野と懐徳堂—学問文化と藩政』、龍野市立歴史文化資料館、2000年、82頁）。

¹² 川口浩「日本における「大学」の誕生」（川口浩編『大学の社会経済史—日本におけるビジネス・エリート養成』創文社、2000年）参照。

以上を踏まえて、第Ⅰ部では、19世紀前半における体制的危機、すなわち年貢収入の減少と消費生活の拡大に対処した懷徳堂出身者を取り上げ、第Ⅱ部では、19世紀後半における対外的危機、すなわち近代資本主義国による植民地化の脅威に対処した泊園書院出身者を取り上げたい。

第 I 部 体制的危機への対処と実務知識の拡がり

— 懐徳堂出身者 —

幕府官許の学問所であった大坂懐徳堂は、合理主義思想家を輩出したことで知られている。しかし、懐徳堂出身者による地方諸藩における社会的活動の内実や、それが朱子学とどのような関係にあるのかについては、未だ明らかになっていない部分がある¹³。

第 1 章で取り上げる播磨国龍野藩儒者小西惟沖は、藩上層部による現場の政策者への登用という事実関係を見れば、近世中国の科挙登用制度に類比すべき事例として位置づけることも可能である。しかし、後述するように、惟沖が藩上層部に献策した「財用の意見書」のうち、人件費の抑制策の内容を考慮すれば、朱熹における「修己治人」の原則、すなわち心の修養によって人格者となれば自ずと統治者としての資格を備わっている、とする論理とは異なる経過をたどった登用例であると推測される。こうした懐徳堂の学術について、筆者は、朱熹によって必須条件とされた「修己」論に傾斜せず、それと切り離したうえで「治人」論を独自に発展させた、一つの儒教の発展形態があったと想定している。

第 2 章では、このような仮説を前提として、備中国新見藩儒者丸川松隠〔宝暦 8 (1758) 年—天保 2 (1831) 年〕、讃岐国丸亀藩儒者渡辺柳斎〔宝暦 12 (1762) 年—文政 7 (1824) 年〕そして讃岐国丸亀藩儒者巖村南里〔天明 4 (1784) 年—天保 13 (1842) 年〕といった懐徳堂出身者による地方諸藩における社会的活動の一端を明らかにする。

その方法としては、墓碑銘および書簡を中心に、惟沖以外の懐徳堂出身の儒者、松隠、柳斎、そして南里がどのような場において活動したのかについて考察し、第 1 章で明らかにした惟沖の事例を再検討するものである。しかし、そこでまず、松隠と南里が参与するに至った新見・丸亀両藩の藩政改革とは、どのような根源的課題に起因するものであったのかについて明らかにしたい。それは、19 世紀の瀬戸内諸藩において〈実務家〉としての儒者を現出させた、その共通する社会経済的条件を探ることに繋がり、懐徳堂出身者の登用という現象を動的に捉えることが可能となるからである。最終的には、彼らがどのような場において活動したのか、という事実関係から、これまで明らかにしてきた惟沖を新たに位置づける一方、彼らの人的ネットワークをたどることによって、商業都市大坂から地方諸藩へ向けた社会的機能の発展の一経路を幾らか提示したい。

第 3 章では、こうした〈実務家〉としての儒者を扱う先行研究を整理することによって考察対象を拡大し、そこで明らかとなる〈実務家〉としての儒者の西日本地域への拡がりという社会事象を念頭に置きつつ、泊園文庫に所蔵される中井竹山『溧翁先生諸説』という資料の位置づけを検証したい。この資料には、筆者がこれまで考察してきた懐徳堂出身者宛ての竹山の書簡が収録されており、書簡の構成および内容から撰者の意図を推し量ることが可

¹³ 懐徳堂出身者による地方諸藩における社会的活動として、山片蟠桃〔寛延元 (1748) 年—文政 4 (1821) 年〕による陸奥国仙台藩伊達家の財政再建への参与の事例が思い出される。しかし、蟠桃の場合、言わば経済コンサルタントとして当人の出身地とは異なる藩に派遣された事例であり、本論文で取り上げる惟沖らによる出身諸藩での事例とは、その位置づけは大きく異なるものと考えられる。

能であり、そこから〈実務家〉としての儒者の拡がりの一端を窺うことが期待できよう。

補章では、播磨国小野藩儒者山田孝堂〔文化 13 (1816) 年—明治 27 (1894) 年〕を取り上げたい。孝堂は町医の家に生まれ、天保期に大坂懐徳堂で学び、安政の初めに上京して昌平坂学問所に寓し、後に小野藩の藩校帰正館の教授となった人物である。また、〈実務家〉としては、播磨全域を管轄するために明治 4 (1871) 年に設置された飾磨県における教育政策に関与している。

孝堂の活動状況を見ると、登用面では、県上層部からの高い評価によって抜擢され、職務面では、利害調整が求められる任務を遂行する等、筆者がこれまで考察してきた 19 世紀前半に瀬戸内諸藩の藩政に参加した懐徳堂出身者らと共通する特性を確認することができる。しかし、両者の間にはかなりの世代差があるのに加えて、その活躍する時代も江戸後期と明治初期で異なるため、〈実務家〉としての儒者の全体における孝堂の位置づけを明瞭にする必要がある。

そこで、幕末期大坂における私塾の変遷、すなわち懐徳堂の衰退および泊園塾（泊園書院）の隆盛に注目したい。なぜなら、孝堂が活躍する 19 世紀後半は、まさに泊園塾が多方面に有為の人材を輩出した時代だからである。孝堂が維新时期に活動するのは、泊園塾の学術と何らかの関わりがあったからかもしれない。そうした想定のもと、孝堂の幕末期における大坂遊学の実態を明らかにした。

一方、孝堂は維新时期において薬種商も営む等、一口に〈実務家〉といっても「政策者」のみならず「経営者」としての素顔も持っている。そこで、孝堂が養蚕業を営む友人に経営上の助言をした「養蠶説贈某翁」について論じた。当時、開港による海外需要に支えられて製糸業と養蚕業が発展し、東日本地域における「僻土之貧民」を裕福にしていたが¹⁴、孝堂は官吏の協力のもと養蚕業による「富国」を説いている。

そもそも「富国」とは、明治政府が推進した政策目標の一つであり、〈実務家〉としての儒者の一人である孝堂が、それに対してどのように対応したのかについて考察することは、懐徳堂出身者に限らず、近代へと連続する〈実務家〉としての儒者の実態解明に資するようと思われる。そこで、筆者は「養蠶説贈某翁」を考察するに際して、孝堂の官吏に対する見方に沿って、その「富国」への対応を論じることにした。

¹⁴ 斎藤修・谷本雅之「在来産業の再編成」『開港と維新』日本経済史 3 (岩波書店、1989 年) 224～283 頁参照。

第1章 播磨国龍野藩儒者小西惟沖の財政観

本章では、19世紀前半における体制的危機、すなわち年貢収入の減少と消費生活の拡大に対処した一例として、懐徳堂出身者である小西惟沖の龍野藩の財政再建に関する意見書を取り上げ、財政課題に関する惟沖の現状認識に接近した。

1 献策以前一前半生・易地聘礼・「行監館録」・「勝手方吟味目付」就任

(1) 前半生

まず、小西の前半生を概観したい。すなわち、〔Ⅰ〕出生、〔Ⅱ〕父親、〔Ⅲ〕懐徳堂入門、である。

〔Ⅰ〕小西は、父小西啓迪（尚徳）の子として、明和6（1769）年10月7日に生まれた。小西家は「もと学芸とは関係のない職掌の家¹⁵」であり、実際に曾祖父小西七郎右衛門（親賢）（生没年未詳）は「広敷番」という役職を勤めている¹⁶。「広敷番」という役職は、龍野藩の士分を八階級（上位から家老給人・無足・御盃・御盃並・御流・無格・足軽の順、家老給人は百石以上）に分類した内の「御流」階級に属しており、確定している数量ではないが、その支給石高は原則三十石以上五十石未満とされている¹⁷。また、「御流」階級に属する他の役職として、「茶道」「料理人」「具足師」「鉄砲方」といった技能職が見られる。したがって、もともと小西家は龍野藩内において下層として位置づけられる士分であったと推測される。しかし、父啓迪の代において宝暦12（1762）年に「医師としてあらたに召出され¹⁸」ており、龍野藩脇坂家との出仕関係において役職の変更が確認される。

〔Ⅱ〕小西の父啓迪は、懐徳堂中井家と親交があり、儒学の知識を持つ人物であったようである。啓迪が懐徳堂に入門した事実を確認することはできないが、啓迪が儒教経典の解釈について質疑したのに対し、懐徳堂学主中井竹山の弟の中井履軒がそれに答えて書き送った事実が確認されている¹⁹。啓迪は医師として龍野藩脇坂家に出仕する前に、懐徳堂中井家の親戚で龍野藩医中井伯元に医学を学んでいる²⁰。この時の縁から懐徳堂中井家と関わりを持つようになったかどうかは判らないが、小西家にとって医学を学ぶことが新たな知識や人脈を持つきっかけとなったと考えられる。

〔Ⅲ〕小西は、少なくとも寛政2（1790）年から同4（1792）年にかけて懐徳堂に寄宿していたことが確認される。懐徳堂は、大坂の町人有志が出資して、享保9（1724）年に設立された郷学であり、享保11（1726）年には、幕府官許の学問所となった。朱子学を中心と

¹⁵ 前掲、龍野市立歴史文化資料館編『特別展図録 龍野と懐徳堂—学問文化と藩政』、78頁。

¹⁶ 同上、56頁。

¹⁷ 揖保郡役所編『揖保郡地誌』（名著出版、1972年）508頁。

¹⁸ 前掲、龍野市立歴史文化資料館編『特別展図録 龍野と懐徳堂—学問文化と藩政』、56頁。

¹⁹ 小堀一正・山中浩之・加地伸行・井上明大「中井竹山・中井履軒」『叢書・日本の思想家24』（明德出版社、1980年）240頁。

²⁰ 前掲、龍野市立歴史文化資料館『特別展図録 龍野と懐徳堂—学問文化と藩政』、78頁。

した学問と教育が行われ、合理主義思想家の富永仲基や山片蟠桃、著名な貨幣解説書『三貨図彙』を残した草間直方を輩出した。

小西が懐徳堂に寄宿していた時期は、天明 2 (1782) 年に学主となった竹山がその全盛期を現出させていたが、その時期における懐徳堂の教育とは、一体どのようなものであったのであろうか。「専門の学問を教えはするけれども、さまざまな年令と階層の人々を対象とする学校として、社会生活を営んでゆく上での人のありかたを教える場²¹⁾」とされるように、諸藩の藩校とはその性質が異なっており、教育機関というよりもむしろ庶民向けの講学所と言ってもよさそうな教育組織であったと思われる。しかし、注目すべきことは、小西が懐徳堂に寄宿していた時期は、「儒学の大衆化」という現象が生起していた 18 世紀の後半期に相当し、実際に、天明 2 (1782) 年に学主となった竹山が多くの門人を養成していたという事実である。

(2) 朝鮮通信使の迎接

次に、天保 13 (1842) 年における「儒者」小西の龍野藩脇坂家の財政政策への関与、その布石として、文化 8 (1811) 年において小西が関与するに至った江戸幕府の朝鮮外交政策を取り上げたい。

文化 8 (1811) 年における江戸幕府の朝鮮外交政策とは、従来は將軍の代替わりごとに江戸にまで参府していた朝鮮通信使の慣例を、途中の対馬で接遇するように簡素化した「易地聘礼」のことである。その最大の要因として、江戸城ではなく対馬で国書の交換を済ませてしまうことによって財政上の負担を軽減したい江戸幕府の意向があったとされる。因みに、易地聘礼は寛政期に老中松平定信によって決定されたものであるが、懐徳堂学主中井竹山の外交論(『草莽危言』所収「朝鮮の事」)がその政策変更に影響を与えたという説も存在する²²⁾。

ここで、小西が関与するに至った経緯を説明したい。定信の失脚後、文化期に入って易地聘礼の外交政策が実施されることになる。文化元 (1804) 年、龍野藩主で寺社奉行の職にあった脇坂安董が来聘御用掛に任命されたが、文化 4 (1807) 年、迎接の御使は老中格の大名が望ましいという配慮から、小倉藩主小笠原忠固が上使に任せられ、安董は差添御使となった²³⁾。つまり、龍野藩脇坂家は初代龍野藩主脇坂安政以来、願譜代の家柄であり、完全な譜代ではなく、迎接の御使に適していないと幕府首脳から判断されたようである。しかし、「実

²¹⁾ 前掲、小堀一正・山中浩之・加地伸行・井上明大「中井竹山・中井履軒」『叢書・日本の思想家 24』、159 頁。

²²⁾ 田代氏は、対等外交とはいっても抗礼が不統一な日朝外交のあり方が、国家意識の高揚とともに、しだいに識者によって取上げられるようになった、その一例として、竹山の外交論の影響を受けた文化期の定信による易地聘礼を挙げ、正徳期の新井白石による通信使応接の改革と併せて指摘している(田代和生『近世日朝通交貿易史の研究』、創文社、1981 年、143 頁)。

²³⁾ 竹腰礼子「文化八年の朝鮮使聘礼と中井竹山及び龍野藩の人びと」(龍野市立歴史文化資料館編『特別展図録 龍野と懐徳堂—学問文化と藩政』、2000 年) 70 頁。

質的な政務は、安董が中心に遂行している²⁴」といわれるように、こうした人事は家格原則に従った形式的なものにすぎず、寺社奉行において実績を残した安董が実質的に政策を遂行する立場であったと推測される。このように、江戸幕府の朝鮮外交政策における政策実施（執行）過程の責任者として、龍野藩主脇坂安董が浮上することになるが、藩主安董に随行して龍野藩から総勢 672 人が対馬に赴いている²⁵。そして、この一行の中に小西が含まれていた。

藩首脳による能力の評価 江戸幕府の朝鮮外交政策の政策実施（執行）過程において、小西はどのような役割を果たしたのであろうか。まず、当時の小西の役職についてであるが、対馬への道中では、行館監という役職を務め、対馬に到着してからは、近習目付という役職も兼務した。これらの正式な役職に加えて、聘礼に際しては、藩主安董の来聘御用掛の職務に関わる漢文書類を書写する役目を果たしており、この役目を通して、江戸幕府の朝鮮外交政策の政策実施（執行）過程にある程度通じることが出来たようである²⁶。しかし、そうした外交政策に関する知識を得る機会であっただけでなく、「常に脇坂侯の参謀たりかくて侯を助け²⁷」とあるように、書写役という役目上、藩主安董との物理的距離が近かったため、自身の存在を安董に知らしめる機会でもあったと推測される。

このように漢文を扱う能力を土台として、江戸幕府の朝鮮外交政策の政策実施（執行）過程に関与した小西であったが、文化 8（1811）年当時における小西の役名は「医師」であった²⁸。しかし、この易地聘礼から六年後の文化 14（1817）年 10 月 12 日には、「御勝手方味目付となる（役米六俵）御手元調役兼帯命せらる（役金五両）医業免ぜられ読書指南故との如し²⁹」とあるように、宝暦 12（1762）年の父啓迪の出仕以来続いていた小西家の家職である「医業」が免除されることになる。史料上では、その理由として、小西が享和元（1801）年に兼帯することになった「読書指南」という役職の存在を挙げている。しかし、一方で、「医業」が免除されると同時に、役米・役金の支給という給与形態から臨時職と思われる「勝手方味目付」および「御手元調役」の兼帯を命じられている。こうした事実から考えると、「医業」免除の人事は、小西に向けて、読書指南に専念させるというよりもむしろ財政分野における二つの臨時職に専念させる、ということ在意図したものではかろうか。つまり、藩首脳は、臨時職の配当を通して、小西が「政策者」として財政分野へ進出することを後押ししている、とも考えられなくもない。もし仮にそうであったとした場合、この人事の 6 年前の江戸幕府の朝鮮外交政策において、小西の能力が藩首脳によって評価されていたという可能性も考えてよいかもしれない。

²⁴ 同上、同頁。

²⁵ 同上、同頁。

²⁶ 同上、同頁。

²⁷ 前掲、揖保郡役所編『揖保郡地誌』853 頁。

²⁸ 竹腰礼子「文化八年の朝鮮使聘礼と中井竹山及び龍野藩の人びと」（龍野市立歴史文化資料館編『特別展図録 龍野と懐徳堂一学問文化と藩政』、2000 年）70 頁。

²⁹ 前掲、揖保郡役所編『揖保郡地誌』855 頁。

財政問題への関心 江戸幕府の朝鮮外交政策の政策実施（執行）過程に関与した後、その六年後に財政分野における二つの臨時職に任命され、天保 13（1842）年には、「儒者」という立場から財政政策に関与することになる小西であったが、朝鮮外交政策の政策実施（執行）過程においても、財政分野への関心の高さが窺われる。小西は対馬での朝鮮通信使の迎接に際して、紀行文「行館監録」（たつの市立歴史文化資料館所蔵）を残しており、その紀行文において、江戸幕府の朝鮮外交政策に付随する財政負担の問題に言及している個所が見られる。具体的には、〔1〕朝鮮通信使の江戸参府の道中において彼らを接待する沿道諸国側から見た財政負担、〔2〕江戸幕府の朝鮮外交政策の前線を担う対馬藩側から見た財政負担、の二点が挙げられる。

まず、〔1〕について、次のように述べている。

小郡ノ行監ハ国侯ノ別荘也、他ノ諸侯ニハ玉ハサレトモ、今度ハ格別ノコトトテ借サセ玉フ由也。……今夕伺トシテ益田丹後 萩ノ家老一万三千石ヲ領ス 参上ス、御逢アリ、都テ此國ハ供給豊優、他ニ踰タリ、境上ヘ人夫千二百人、駄馬二百疋、出迎ヒ、夫ヨリ赤間関迄三十六里ノ間ヲ通シテ、駅々継立ノ煩勞ナカラシム、……日々豊饌ニ飽ク、兼テ 駕ニ先テ小宿割ノモノヲ差立ラレ、旅籠錢西道ハ二百文ト定メ、駅々豫シメ約シ置ルニ、斯豊盛ナルハ国財ニテ弁セラル故也トソ、今度ノ供給ハ、吾公ノミナラス、御磨下方ノ御通行モ多キナレハ、莫大ノ費、其國ノ煩トナルヘシ、然ルニ前ノ如ク韓人東ヘ朝スレハ、コノ國ナトノ勞費ハハカリナキコトナリ、故ニ今度ノ供給ハ、三分一ニモ及ハストテ、省弊ノ政ヲ喜ヒ、カク豊優ニセラレケルトナシ³⁰

まず初めに、小西は、藩財政の分別という観点から長州藩における宿駅制度の充実ぶりを評価している。史料上では、長州藩の小郡は、人夫 1200 人と駄馬 200 疋を供給しているが、江戸幕府管轄の五街道の宿駅は原則として、東海道が 100 人・100 疋、木曾を除く中山道と美濃路が 50 人・50 疋、その他の街道が 25 人・25 疋の人馬を常備していたので、その人馬供給の豊かさを想像することができる。それでは、どうして長州藩は人馬供給を充実させることができたのであろうか。それは、「駅々継立ノ煩勞ナカラシム」や「駅々豫シメ約シ置ル」とあるように、長州藩では宿駅そのものを少なくさせることによって、宿駅における継立の手間を省き、その分藩財政に余裕が生じたから、と小西は考えている。つまり、幕府や諸藩は、継立に従事する宿を助成するために米金を給付または貸与していたのであるが、長州藩では、これらの恒常的な支出を抑制するために、宿そのものの数量を減ずることにしたというのである。このように、小西から見た長州藩の財政政策は、既存の慣習にメスを入れるという視点から考えると、小西が龍野藩脇坂家の財政再建において献策した人件費の抑制方法と共通点があるように思われる（後述）。

³⁰ 小西惟沖『行館監録 上』小西文庫（たつの市立歴史文化資料館蔵）文化 8(1811)年。

次に、小西は、長州藩の財政政策から江戸幕府の朝鮮外交政策へと視点を移し、以前のよう
に朝鮮通信使が江戸にまで参府していたならば、沿道諸国の労費は莫大なものである、と
指摘しており、朝鮮通信使が通行する沿道諸国の財政負担に注目している。したがって、小
西にとっての易地聘礼とは、江戸幕府の外交政策であると同時に、諸藩の利害が絡む財政政
策でもあると認識されているように考えられる。そして、財政上の問題を解決するに当たっ
て、以前の悪弊を取り除くこと、つまり「省弊ノ政」を支持しているところにも、先述した
のと同様に、小西が龍野藩脇坂家の財政再建において献策した人件費の抑制方法と共通点
があるように思われる（後述）。

次に、〔2〕について、小西は、次のように述べている。上記の一節に対する添え書きと
して記されたものである。

後ニ聞クニ是郡内韓人陸行ハセサレトモ、赤間関ニ船係リシ夫ヨリ衆出シテ如シ風波
アシケレハ、上関室住候最寄ニヨリ泊スルコト計ラレサレハ、スヘテ湊々ハソノ手当ア
ルコトニテ対人見分シ草屋又弊壞ナトアレハ、此ハ見苦シ外国人ニ対シ愧ス可キトテ
改作サセナト、夫ニツキテハ賄賂モ貪ルコトニテ、彼是ト経費ハ大造ノ由也³¹

小西は、通信使が通行する道中の現地人を通じて、対馬藩側から見た財政負担に関する情
報を入手している。対馬藩は、江戸幕府から朝鮮外交政策の前線を委託されており、前線の
政策過程にかかる経費も自ら支出する立場にあった。小西が入手した情報によれば、通信使
が江戸に参府する際に、小郡の郡内においては、船舶をその移動手段とするのが慣例である
が、悪天候のために個々の湊に避難することになった場合、通信使の宿泊施設を提供するこ
とが必要になってくる。そして、小西は、その宿泊施設の整備に関する賄賂を問題として
いる。このように、通信使の江戸参府に付随する臨時の経費を支出するのも対馬藩であって、
その負担は莫大なものである、と小西は考えている。こうした小西が関心を向ける対象から
考えると、小西は、朝鮮外交政策によって間接的な影響を受けていた沿道諸国の利害だけで
なく、通信使に同行している対馬藩、すなわち政策実施（執行）過程の主体の利害について
も関心を示しており、朝鮮外交政策に関する多様な利害関係者を想定していたといえる。

2 財政再建の意見書—人件費の抑制を提案した背景

天保 13（1842）年における「儒者」小西惟沖の龍野藩脇坂家の財政政策への関与、その
時点における小西の現状認識に接近することを目的として、小西の意見書に記された龍野
藩脇坂家の財政赤字の解決方法の分析を試みたい。

³¹ 前掲、小西惟沖『行館監録 上』文化 8(1811)年。引用文中の句読点は、引用者の任意による。

(1) 政策提言の前提

小西の意見書「財用の意見書（御勝手之義に付存意可申上…）」（たつの市立歴史文化資料館所蔵）を理解するうえで必要不可欠な分析要素として、その意見書に記された提案内容に加えて、その意見書を献策した当時の前提（もしくは現実）を考慮する必要があると考えられる。現代を生きる私たちにとって、当時の小西の現状認識を正確に理解することは方法上不可能であり、小西の現状認識をあくまで想定範囲内で理解することでしか、実際の小西の現状認識に接近することができないと考えられる。したがって、実際の小西の提案理由は依然として不明であるが、意見書を献策した当時の前提（もしくは現実）の中でどのような提言をしたのか、という事実関係から小西の提案理由を推測することも、一つの分析方法として考えてよいように思われる。

そこで、まず初めに、意見書の献策以前に行われた龍野藩脇坂家の財政政策と意見書の献策当時における龍野藩脇坂家の財政状況について具体的に把握したい。

過去の財政政策 献策以前に主流であった財政政策は、地場産業を振興すると同時に、国産品の売却益や冥加金の寄付から年貢外収入の増加をはかる政策であったようである。具体例として、木綿の専売、藍玉の専売、領内産塩の強制使用の三つの政策が挙げられる³²。いずれも藩が設立した会所という組織がそれらの政策を遂行しており、文政6（1823）年に綿会所が、文政10（1827）年に藍会所が、文政12年（1829）年に塩会所が設立されている。したがって、地場産業の振興によって財政健全化を目指す政策路線は、文政期後半に開始されたと考えてよいように思われる。

しかし、この政策路線は、その流通過程において被害者を生み出す結果となり、彼らの反発によって収束を余儀なくされたらしい。木綿の専売に関しては、天保6（1835）年に、木綿仲買が、藩に自分たちの生計が成立するように善処の嘆願をしている。藍の専売に関しては、天保2（1831）年に、紺屋業者が、他国の藍の買入れおよび使用を許可するように嘆願しており、また同様に、領内産塩の強制使用に関しても、醤油業者からの抵抗は強かったようであり、会所設立の翌年である文政13（1830）年4月には、藩はこの政策の法令を撤回している。藍玉の専売は、領内産塩の強制使用と比較して長く続いたものの、天保9（1838）年には、藩は藍会所を廃止している。木綿の専売は、いつ政策の法令が撤回されたのか、いつ綿会所が廃止されたかは判らない。しかし、天保6（1835）年に、木綿仲買が藩に善処の嘆願をしている事実から考えれば、天保期の前半には政策の行き詰まりが顕在化していたことが推測される。

このように、地場産業の振興によって財政健全化を目指す政策路線は、小西が意見書を献策する天保13（1842）年の約二十年前に打ち出され、その約五年前には収束が見られるものであったと考えられる。

³² 龍野市史編纂専門委員会編『龍野市史』第2巻（龍野市、1981年）323～330頁。

表 1 龍野藩脇坂家の財政の収支見込

(a)宝永 7 (1710) 年

	歳入		歳出	収支
米(俵)	年貢	76,762	53,356	25,080
	他	1,674		
	計	78,436		
貨幣(両)	11,039		10,200	839

(b)天保 12 (1841) 年

	歳入		歳出	収支
米(俵)	年貢 74,500		73,800	700
貨幣(両)	1,333		7,760	-6,227

(c)嘉永 5 (1852) 年から安政 4 (1857) 年にかけての何れかの年

	歳入		歳出	収支
米(俵)	年貢	74,500	89,387	-7,187
	他	7,700		
	計	82,200		
貨幣(両)	1,000		15,143	-14,143

(a)「図表 12 宝永 7 年龍野藩蔵元の米銀請渡し案」(舟橋明宏「考察 脇坂家の江戸屋敷とその変遷について」『龍野藩江戸屋敷の生活』龍野市歴史文化資料館、1998 年、90 頁。)より出典。(b)「御勝手大積付書付」天保十二年(たつの市立歴史文化資料館所蔵)より筆者作成。(c)「御勝手大積(龍野藩財政予算)」(たつの市立歴史文化資料館所蔵)より筆者作成。

当時の財政状況 献策当時の龍野藩脇坂家の財政状況は、天保末期、とりわけ天保 13 (1842) 年 2 月直前の龍野藩脇坂家の財政の実情を、収支の両面から理解すればよいと考えられる。表 1 は、天保 13 (1842) 年 2 月直前の龍野藩脇坂家の財政データを(b)として取り上げると同時に、その前後の時期の財政データを、時系列に(a)→(b)→(c)と並べたものである。(a)~(c)のデータは、全て収支の見込に関するデータであるため、あくまで想定に基づく収支の域を出ないが、当時の龍野藩脇坂家の財務官僚が作成したものと考えられるため、現実の収支に近似したデータと言えるのではなかろうか。

ここで、表 1 の項目について付言しておきたい。小西が献策した意見書は、①「御収納」の配分の変更の方針→②借財の具体的返済方法→③人件費の具体的抑制方法、という 3 部構成の形を採っている。したがって、次節で取り上げる③は、①を前提とした構成である以上、史料上の「御収納」という用語を明確に定義する必要があると考えられる。そこで、史料上の文脈から、「御収納」という用語は、収納量が比較的安定し尚且つ歳入に占める割合

が高い貢租であると推定した。その結果、「御収納」という用語は「年貢」と同義であると定義した。こうした理由から、米・歳入の項目には、「年貢」という独立した項目を設けている。

それでは、表1の中身を見ていこう。まず初めに、表1の米・歳入の項目を(a)→(b)と見てみると、18世紀初めに76,762俵を記録した年貢収納量が、天保12(1841)年、すなわち小西が意見書を献策する前年には、74,500俵と約3.0%の減少を記録している。江戸幕府の年貢収納量が、延享元(1744)年に180万石を超過して江戸時代後半の最高収納量を示し、その後天保期に至るまで、長期的には低落傾向にあった事実を想起すれば³³、播磨国龍野藩脇坂家も同様の事態に直面していたのかもしれない。農業分野における貢租収入の減少が、龍野藩脇坂家の財政の不健全化要因の一つであったことも否定できないのではないだろうか。実際、龍野藩脇坂家の財政全体の健全度を示す貨幣・収支の項目を(a)→(b)と見てみると、均衡状態から大幅な赤字へと変化している。次に、表1の米・収支の項目を(b)→(c)と見てみると、小西の意見書が反映されたと考えられる藩政改革から約10年が経過した後、歳入の大部分を年貢が占めている米勘定において、その歳入がその歳出を賄い切れなくなり、均衡状態から大幅な赤字へと変化している。その結果として、龍野藩脇坂家の財政全体の健全度を示す貨幣・収支の項目を(b)→(c)と見てみると、天保12(1841)年に記録した赤字額が約2倍の倍増を記録している。したがって、龍野藩脇坂家の財政の不健全化要因は、農業分野における貢租収入の減少だけではなく、その一方で、米勘定における歳出の増加が龍野藩脇坂家の財政全体の圧迫要因となっていたと考えられる。実際、米・歳出の項目を(a)→(b)→(c)と見てみると、18世紀初め以来、増加傾向を示しており、その傾向は19世紀に至っても続いている。

(2) 人件費の抑制

前節では、小西が意見書を献策した当時の前提(もしくは現実)を、過去の財政政策と当時の財政状況という二つの項目に分けて分析を試みた。そこで推測されたことを要約すると、(1)地場産業の振興によって年貢外収入の増加を図る攻めの財政政策は、小西が意見書を献策する数年前に、流通業者の反発を原因として収束するに至った、(2)小西が意見書を献策する前年には、時代的趨勢として、農業分野における貢租収入の減少が存在し、その一方で、米勘定における歳出が拡大し続けていた。そのため、財政全体の赤字が顕在化していた、の二点となる。それでは、このような前提(もしくは現実)の中で、小西はどのような提案をしたのであろうか。

結論から言うと、小西は歳出削減策を提案した、と考えられる。しかし、先述したように、小西が献策した意見書は、①「御収納」の配分の変更の方針→②借財の具体的返済方法→③人件費の具体的抑制方法、という三部構成の形を採っている。これは、近代国家の予算過程に置き換えれば、①が予算編成の方針、②および③が予算執行に向けた予算関連法案に相当

³³ 古島敏雄「商品流通の発展と領主経済」(『岩波講座日本歴史12』、1963年)78~80頁。

すると考えてよいのかもしれない。本稿では、これら三部で構成された提案内容のうち、財政収支の改善に直接的かつ実質的に寄与する性格のものとして、③人件費の具体的抑制方法の提案内容について具体的に把握したい。

小西は天保 13 (1842) 年 2 月、献策した意見書の中で次のように提案している。

- 一 官員を省き官を併はすと申事、儉政の一端に御座候、官員を省きとは役人の数を減する也、官を併はすと二役を一役に兼帯する也、当時御節儉を間と被成事、知給は政府を初諸役人可成丈人少に被成之様有御座度候、人多是壺議区に成分人少にても応したるは其事治政調ふ可候、併今俄に可被減も如何候也、以来欠次第に被成五人之知は三人、三人之知は二人を成御給、厳無く又事少なる役は一人にても可相済、必しも人数にはよる間敷候、且新規之役は可成丈御省可被成候、都て新規之事は好様にても益は少き者に御座候、扱又御家中人別帖を見候得ば、一之役年中には千七百余人と相見、過年は千九百余人を相見も、是新家御取建多故を御座候、人挿候得は、俸禄も相増可申、御合力御扶持被下候者も年々相増候様御座候、是は量入為出之法に不相合候³⁴

まず、前節で明らかとなった小西が意見書を献策した当時の前提（もしくは現実）を踏まえて、本節で明らかとなった提案内容を見てみよう。(1)を見てみると、小西が意見書を献策する数年前に、地場産業の振興という攻めの財政政策が収束した、とある。しかし、そもそも幕藩体制下の諸藩が採りうる財政政策とは、どのようなものがあつたのであろうか。現代においても同様であるが、財政収支を改善させるには、大きく分けて二つの選択肢があつたと考えられる。まず一つ目は、収入を増やす手法であつて、いわゆる攻めの財政政策である。二つ目は、支出を減らす手法であつて、いわゆる守りの財政政策である。当時の諸藩では、前者については、年貢の増徴と地場産業の振興、後者については、儉約をはじめとした歳出の削減があつたと考えられる。したがって、小西が意見書を献策した当時は、攻めの財政政策に限って言えば、年貢の増徴しか選択肢は残されていなかったということになる。しかし、実際には、小西は人件費の抑制という守りの財政政策を選択することになる。そこで、(2)を見てみると、時代的趨勢として、農業分野において貢租収入が減少している、とある。小西がこうした情報を収集したうえで、先述した政策を選択していたのであれば、これまでのところ現実的な対応をしたように見える。

しかし、ここで問題となるのは、小西が提案した人件費の抑制という財政政策が、当時の慣習という社会構造から考えると、現実的な財政政策であつたか否か、ということである。この答えは否である。当時の他の諸藩においても、給与の削減が試みられはしたが、そのほとんどが家臣団の反対によって失敗している。なぜなら、そうした財政政策は、従来の家格秩序を崩壊させることに繋がるからである。したがって、史料にあるような、人員を削減させたうえで、役職に対応させて人員を再配置するという小西の発想は、現実的であつたとは

³⁴ 前掲、「財用の意見書（御勝手之義に付存意可申上…）」。引用文中の句読点は、引用者の任意による。

言い難いものであったと考えられる。このように、社会構造という観点に立てば、小西が選択しなかった年貢の増徴でさえも、百姓との利害関係において、現実的な財政政策であったとは言えない。

このように、小西が意見書を献策した当時の前提（もしくは現実）に、社会構造という要素を加えて考えてみると、小西は有効な選択肢がほとんど皆無といった状況において、ほんのわずかな可能性を求めて、あえて身内に痛みを強いるドラスティックな財政政策を提案したといえるかもしれない。

以上のように、播磨国龍野藩儒者小西惟沖が、「儒者」でありながら、経済分野における「政策者」として、龍野藩脇坂家の財政再建を献策するに至った事例を取上げてみた。小西のように、「儒者」という藩機構の中で技術官僚に位置する人物が、経済分野における「政策者」、それも白石や徂徠のように「思想家」としての「政策者」という立場においてではなく、「実務家」としての「政策者」という立場において登用される事例は、19世紀前半よりそれ以前にはあまり見られないように思われる。したがって、小西のような儒者が財政再建に登用されるに至った、その背景を探る意義はそれ程低くはなかろう。しかし、小西のように「実務家」に属する人々は、「思想家」に属する人々のように、自らの思想を文献で残すということを職業としていない。そのため、彼らの思想そのものに接近を試みたとしても、史料上の制約から行き詰まるケースが少なくない。

そこで、本論文では、小西による龍野藩脇坂家の財政赤字の解決方法を、その分析対象として、彼の現状認識に接近を試みてみた。先述したように、自らの思想を書き残していない「実務家」を研究対象とする場合には、こうした間接的な分析方法でしか「実務家」の思想に接近する方法はないと考えられる。しかし、方法上制約があるとはいえ、19世紀を通して見ると、ごく少数しかいない「思想家」たちとは違って、小西のような「実務家」たちは、地方の諸藩に多数いたと考えられる。そうであるならば、彼らの常識的判断やある種の通念のような思想は、彼ら以外による他の諸思想と比べて、その社会的影響力は大きいものであったと推測される。したがって、19世紀前半という「農業社会の終りの始まり」の時代の直後の時期において、そうした彼らの思想が、当時の政治および経済事象との関わりの中で、どのような意味を持つのか、どのように位置づけられるのか、という問題は、近世日本における社会性の形成という観点から見ても、解明されるべき問題であると思われる。

また、小西は、単純に儒学を学んでいる者としての「儒者」の立場ではなく、「儒者」という藩内の役職を命じられた立場において財政政策を遂行した。つまり、小西は財政再建の献策の七年前において「儒者」という役名を龍野藩から与えられているのである。こうした人事によって、小西は「儒者」身分でありながら、経済分野における「政策者」となるに至るのであるが、それでは、どのような意図から、龍野藩はその役職を小西に与えたのであろうか、という疑問が出てくる。もし龍野藩の上層部が、龍野藩脇坂家の財政再建を期待して「儒者」身分を創設し、その役職をもって、小西が財政分野における「政策者」として活躍

することを後押しした、とするならば、そうした小西に関する人事から、龍野藩内部における儒学と財政との親和性を、窺い知ることも可能ではなかろうか。また、小西の人材登用の一例から、近世日本における儒学と政策との関係性の問題へと発展させ、その一方で、近世中国における科举制度を、学術と政治という両国に共通の視点から考察すれば、近世日本をより広い視座から理解することも可能となってくるかもしれない。

第2章 瀬戸内諸藩における懐徳堂出身者の政治実践

本章では、近世後半における朱子学の再台頭とその全国的普及の問題を踏まえると、前章で見た惟沖の政治実践は〈実務家〉としての儒者の形成として集团的に把握できると想定し、惟沖以外の懐徳堂出身者を調査した。

1 〈実務家〉としての儒者の形成—中井竹山門下生の事例をもとに

松隠、柳斎、そして南里は、ともに懐徳堂の出身者であり、中井竹山の門下である。彼らの出身地は、松隠は備中国新見藩〔石高 18,000 石〕の飛び地浅口郡西阿智村（現在の岡山県倉敷市）、柳斎と南里は讃岐国丸亀藩〔石高 51,400 石〕（現在の香川県丸亀市）であり、ともに瀬戸内沿岸に位置している。

以下、彼らの生没年、出身地、出自、職位もしくは身分の変移を掲げておく。

・丸川松隠（1758—1831）

備中浅口（岡山県）の人。農民の出。寛政 6（1794）年、無足格に召出され儒者を仰せ付けられる。同年、藩校思誠館を監督し学政を整理する。享和 2（1802）年、給人格に進む。翌年、藩政の参与を命ぜられる。

・渡辺柳斎（1762—1824）

讃岐丸亀（香川県）の人。武士の出。寛政 7（1795）年、藩校正明館の初代教授となり、待講を兼ねる。享和 2（1802）年、抜擢されて法官へ移る。

・巖村南里（1784—1842）

讃岐丸亀（香川県）の人。武士の出。文化 11（1814）年、取次格を賜わる。文政 8（1825）年、藩主の命により、政事に参与する。同年、側詰となり、又側目付格に進む。翌年、側儒者を兼ねて、政事加談となる。郡奉行を兼ねる。転じて寺社奉行を兼ねる。

一方、彼らが出生した時期は、松隠は宝暦 8（1758）年、柳斎は同 12（1762）年、そして南里は天明 4（1784）年であり、ともに「儒学の大衆化^{35）}」と称される現象が見られた 18 世紀後半期に生まれている。しかし、松隠と柳斎は、前章で述べた惟沖と合わせて、ともに時代背景が似通っている宝暦・明和期に出生しており、その点において、天明期に生まれた南里とは若干異なる世代であると考えられる^{36）}。そこで、本稿では、1750—60 年代に出生

^{35）} 前掲、宮城公子「幕末儒学史の視点」6 頁。

^{36）} 彼らが出生した時期はみな、田沼意次が幕政の実権を握っていたいわゆる田沼時代（1760—86）にほぼ相当している。しかし、南里が出生した時期について言えば、この田沼時代を終わらせることになった天明の大飢饉が起った時期に相当する。したがって、宝暦・明和期生まれの松隠、柳斎、そして惟沖と、

している松隠と柳斎は、惟沖と合わせて、《第一世代》と位置づけ、1780年代に出生している南里を《第二世代》と位置づけておく。

このように、彼らは南里を除いて、「儒学の大衆化」の比較的早い時期に出生した世代であるが、本章において、最も注目すべきことは、彼らはともに人材登用を経て、教育活動を除く社会的活動に関与している点である。

そこで、彼らに共通する経歴を以下の二点にまとめて定義したい。まず一点目は、彼らは登用された時期を前後して新たな地位や役職を与えられていること、である。次に二点目は、彼らは教育以外の社会的分野において、政策遂行の三過程、すなわち①政策立案→②政策決定→③政策実施（執行）のうち、③に関与した事績があること、である。

具体的に列挙すると、松隠は享和2（1802）年に無足格から給人格へ進んだ翌年、同3（1803）年に藩政改革に参加し、同年には灌漑整備にも関与している。次に柳斎は、享和2（1802）年に抜擢されて法官に移り、そこで寺院訴訟に関与している。最後に南里は、文政8（1825）年に抜擢されて藩政改革に参加し、翌文政9（1826）年には政事加談に就任している。また同年には郡奉行および寺社奉行を兼帯している。

以上のように、松隠と南里は、19世紀において藩政改革に参加しており、それに柳斎による寺院訴訟への関与を加えると、彼ら全員が19世紀において社会的活動に関与するに至っていると言える。

新見・丸亀両藩の社会経済的条件 松隠と南里は藩政改革に参加した際、それぞれ藩政の指南書「型典」〔享和3（1803）年作成〕と勤儉法二十九条〔文政8（1825）年作成〕を作成している。これらの事実は、彼らには、先述した政策遂行の三過程のうち、③の政策実施（執行）過程に加えて、①の政策立案過程に関与した事績があることを示している。ちなみに、第1章で述べたように、惟沖の事例では、藩政改革に参加した際、「財用の意見書」〔天保13（1842）年作成〕を作成しており、その中で人件費の抑制を提案していた。しかし、松隠と南里の事例では、彼らによって作成された文書が現存していないため、その提案された内容については不明である。ただし、新見・丸亀両藩の公文書から当時の両藩の藩上層部における現状認識を幾らか窺うことが可能であり、そこから彼らが参加した両藩の藩政改革の根源的課題を明らかにしたい。

まず新見藩に関しては、次の文書がある。

〔史料1—1〕

嘉永六年丑六月被仰出、被仰渡之覚³⁷

一 御勝手向連年弥増之御指支ニ付、過分上米被仰付、一統困窮及難儀候内、能々考弁、艱難取凌、御奉公少しも疎意なく大切ニ相勤候段、如何計御満足思召候、何卒少しニ

天明期生まれの南里とは、その世代を分けて考える必要がある。

³⁷「小松家文書」（岡山県史編纂委員会編『岡山県史』第26巻 諸藩文書、1983年）626,627頁。

も御甘付候而安心取続候様被仰付被出度、御代々様之御趣意ニ被為在候処、兎角御指支ニて其儀不為及、然ル処、一昨年来度々御手違之儀有之、先達而委細被仰出通り、弥以御指支必至御手詰相成、此節ニ至り、実以御危急ニ相止り、御公務始東西一統御扶助茂御手難被為及、甚以御心苦被為遊、御屈託候、乍併此儘にてハ弥上下共進退相極り、可及御滅亡候儀、御見渡被為在候上ハ、急度御家御長久御相続之義、御定法相立不申而者、不相濟事ニ付、御手元初、諸向嚴敷御省略御取締被仰出候、乍去是迄毎々被仰出候通、取米御収納少之事ニ付、享和之度被仰出候通、格外之御嚴法被仰出候共、御永続之根元ハ迎も難相立、然ル時ハ一統ニおみても取続難堪者勿論之儀ニ可有之、且前々御嚴法之御改革被仰出候時代とハ、近年別而時節も違候、弥以一統困窮相迫り罷在候事ニ候へ者、享和之度被仰出候通、御嚴法被仰出候而ハ、一統必至取続出来申間敷、依之此度ハ聊御緩被為付候得共、当時之振り合ニ候へ者、嗚々一統難渋凌兼可申候か、如何ニも難被為堪、少茂多く御緩メ被為下度思召候得共、此上御緩被為下候得者、猶更御手難被及、御手段尽果、忽此御場合御取凌付不申候、然ル時者君臣共難相立、何共御心外、御歎ヶ敷思召、殊之外御心苦被為在候得共、実ニ不得止極ニ無御扱処より、今度別紙之通り被仰出候、一統難渋之段ハ、弥被成御推察候へとも、前条之次第、御家御大切至極之御場合ニ付厚考弁、各不仕合之御時節ニ至来と覺語致し、御改革之御主法相立、幾重ニも御取続被為付可也、御行直り御返米被成下候御時節相祈、御年限中如何様之格式不相応之躰致候而も、艱難取凌候様被成度思召候。

次に丸亀藩に関しては、次の文書がある。

[史料 1—2]

文政八年酉年十月七日 御家中江御触達之写³⁸

一 御内証極御差支ニ被為至候処、此度御前より御尋ニ附打明奉入 御聴候処、誠ニ御驚被遊御当惑御心痛被成、外ニ被成方も無之候ニ附而者、又々過分御借米在町御用銀等ニ而も不被 仰付候而者難相成御場合ニ候得とも、漸昨年弛ミ被成遣候儀、一統困窮之趣在町迎も同様、彼是以此度之所者格外之御憐愍成下候、 於御前ニも一枚御取メ成立候之様ニと彼是尊慮被為配、御別紙之通被仰出候事ニ附而者、誠ニ以難有奉恐入候事ニ有之候、実ニ是迄之御暮方何れ之役手ニ而も、御手広之御仕成ニ相成候場より、御収納ニ而者過分之御不足相立、何事も御借受を以御間渡被為在、右等之处より過分之御借財ニ至り、只今必至之御場合ニ相成、銀主々々ニも皆以御借金被成、此上之所如何相成候事哉与、於皆共も大ニ当惑心痛罷在候、其以来追々取メ筋等色々被 仰出候得共、何之御詮も無之恐入候事々有之候、何れニも只今御大事之場合附而者、尊慮被 仰出候通格段御取堅無之而者相成間敷候条、於面々ニも御別紙難有被奉拝見、掛ル御時節ニ附一入骨折御為筋相働為被呉、何れニも一ト通之事ニ而者御入箇減少も無之、於 御前ニも御

³⁸ 「佐伯家文書」(丸亀市史編さん委員会編『新編丸亀市史』4 史料編、1994年) 330頁。

勤向等之外者何事も御勤弁可被下思召ニ附、従是者御内輪御暮方之儀者此度被 仰出候通、二万石之割合ヲ以御入箇有之、役手々々江相渡可申積ニ有之候、依而者於面々ニも 尊慮之通自分物与相心得被取計候ハ、大々御出目も可有之哉与存罷在候、尚夫等之処者取調子之上可申達、其内ニ而茂ヶ様も有之候ハ、御入箇も減少人仕等も相減シ可申取計も可有之哉、此時分ニ付格別ニ被計、存意之次第書付被申出候様有之度存候。

まず嘉永期の新見藩の公文書を見てみよう。〔史料 1—1〕の下線部において、「是迄毎々」
「格外之御厳法被仰出候」とあるように、厳しい掟の公布が慣例化していた事実がわかる。さらに、それは「享和之度被仰出候通」とあり、享和期に公布されたものをその模範としていたことが示唆されている。一方、松隠による藩政の指南書「型典」は、先述したように、享和 3 (1803) 年に作成されたが、松隠以後の参政者はみな、この「型典」により藩政を行い、明治維新に至った、とされている³⁹。したがって、松隠が作成した「型典」には、この「厳法」が書かれていた可能性が高い。しかし、なぜそうした厳しい掟を定める必要があったのだろうか。それは、「取米御収納少之事ニ付」とあるように、貢租収入の減少をその理由としている。つまり、松隠が提起したと考えられる「厳法」とは、守りの財政政策とされるいわゆる節儉策であった。

次に文政期の丸亀藩の公文書を見てみよう。南里による勤儉法二十九条は、文政 8 (1825) 年に作成されたのであるが、その直前に公布された公文書の〔史料 1—2〕の下線部において、「銀主々々ニも皆以御借金被成」という状況にまで至った「過分之御借財」の背景として、「御収納」の「過分之御不足」を挙げている。しかし、そうした収納の過度の不足の要因は、新見藩における貢租収入の減少、すなわち収入の縮小ではなく、「御暮方」の「御手広之御仕成」とあるように、消費生活の増大、すなわち支出の拡大をその理由としている。これら一連の事実から、松隠と南里を登用するに至った当時の新見・丸亀両藩の藩政改革の根源的課題は、それぞれ、貢租収入の減少（新見藩）、消費生活の増大（丸亀藩）、であったことが確認される。ちなみに、惟沖の事例では、前章において当時の龍野藩の財政収支データを中心とした客観的事実が得られたものの、惟沖を登用するに至った藩上層部の当時の現状認識そのものに接近することはできなかつた。しかし、松隠と南里の事例では、藩上層部の現状認識として、言い換えれば、政策決定者の主観的事実として、それらを確認することができた。両者の事例から言えることは、松隠と南里を登用した新見・丸亀両藩の当時の藩上層部の現状認識は、惟沖を登用した龍野藩における当時の社会経済的条件と部分的に合致している点が指摘できるであろう。

しかし、ここで注意したいのは、松隠と南里が参与するに至った藩政改革は、彼ら自身が《第一世代》と《第二世代》とに分けられるように、その参与した時期的な違いや、新見・丸亀藩の地理的条件の違いもあって、やや異なる性格のものであった点である。まず松隠に

³⁹「明治二十九年十一月 後学 三島毅 拝識」(思誠教育史編纂委員会編『思誠教育史』思誠小学校愛児会、1958年) 88,89頁。

ついで言えば、藩政改革に参加した同年において灌漑整備に関与しており、あくまで「農業」を基盤とした改革を志向している。次に南里について言えば、後述するように、勘定奉行瀬山登との親密な連携関係が確認できるが、この瀬山という人物は、藩政改革の一環として、新掘湛甫の構築によって金比羅参詣客の誘致を図るとともに、特産物である丸亀団扇の生産を奨励しており、「商業」を基盤とした経済政策を推進している⁴⁰。

したがって、通説とされている藩政改革の時期的分類に従えば、松隠が参加した藩政改革とは、享保期以降、寛政期までの中期藩政改革、とりわけ天明・寛政期の改革を基調とする農村復興を目指したものであり、南里が参加した藩政改革とは、文化・文政期以降、幕末にかけての後期藩政改革、それも西南諸藩における特産の専売と交易の具体化へと繋がるものであった可能性が高い。

2 人的ネットワーク—昌平坂学問所儒者と新興理財官僚

次に、松隠、柳斎、そして南里がどのような人間関係を持っていたのか、学術と政策の両面から見ていきたい。

(1) 学術面

松隠らは学術上の交流関係を多数持っているが、とりわけ江戸の昌平坂学問所関係者との交渉について取り上げたい。なぜなら、松隠らの一つの特徴として、昌平坂学問所の人的ネットワークとの重なりが確認されるからである。

まず松隠は、寛政2(1790)年4月に懐徳堂に入塾し、同4(1792)年9月新見藩の命により帰郷しており、その間、大坂にいた尾藤二洲・古賀精里・頼春水と交流している⁴¹。佐藤一斎とは同じ中井竹山の門下であり、松隠の死後、一斎は松隠の墓碑銘の選者となっている。また、松隠の子茂弘〔寛政4(1792)年—文化13(1816)年〕は、松隠存命中の文化9(1812)年に安芸の頼春水、江戸の古賀精里に師事している。ちなみに、松隠の弟子に山田方谷がおり、方谷は一斎に師事している。

次に柳斎であるが、天明元(1781)年に藩主に従って江戸へ行き、四年間留まった後、大坂へ行って懐徳堂に入塾しているが、史料の不足により、そこでの交流関係については不明である。しかし、彼の弟子であり柳斎の墓碑銘の選者でもある加藤俊治〔天明3(1783)年—弘化2(1845)年〕という人物が、柳斎存命中の文化期において昌平黌の舎長に抜擢されている。また同様に、彼のもう一人の弟子である中清泉〔天明3(1783)年—弘化4(1847)年〕という人物は、柳斎存命中の文化期において昌平黌の舎長に抜擢されている。

最後に南里については、寛政8(1796)年に大坂に遊学して懐徳堂に入塾し、退塾した後、

⁴⁰ 瀬山登の事蹟については、『新編丸亀市史』以外では、瀬山登顕彰実行委員会編『瀬山登 その人と事蹟』(瀬山登顕彰事業実行委員会、1990年)が最も詳しい。

⁴¹ 「松隠丸川先生碑銘」(新見市史編纂委員会編『新見市史 史料編』、新見市、1990年)388,389頁。

文化元（1804）年に江戸の尾藤二洲に師事している⁴²。

このように、松隠、柳斎、そして南里は、三者共通して、昌平坂学問所の中心人物と学術上の交流があったことを確認できるだろう。

（2）政策面

続いて、政策上の連携関係については、まず、松隠と南里の活動の場において連携していたとされる人物の家系を概観し、次に、そうした彼らによる社会的活動が認められる該当箇所を解説したい。

まず、松隠と梶並家との連携についてである。

梶並家は、寛永期には鉄砲組物頭用人という軍事部門の雑事に携わる役職に就いていたが、〔史料 2—1〕の梶並忠太左衛門林亮〔?—文政 6（1823）年〕に至っては、家格通りに累進した結果、天明元（1781）年に勘定頭という財政部門の統括者に就いている。林亮の場合、そこから更に累進し、勘定頭に就いたまま、天明 2（1782）年に用人席、文化 2（1805）年に中老を仰せ付けられている⁴³。

これに関しては、次の文書がある。

〔史料 2—1〕

松隠 梶並忠太左衛門宛書簡⁴⁴

忠太左衛門様 丈右衛門 蜜之介 一郎 九十九 ※一郎は松隠の通称

御手紙拝見仕候、私共之病ニ就御尋被下忝奉存候、然者此間中致承知候御家中一統申出之儀、今日昼後晩迄ニ存寄申出御座候趣相聞申候、然所御用所御人少御手薄ニ付私共不快中なから甚御大切成事故相成候ハヽ、押而出勤仕候様被遊度。

御趣意只今以御書付被仰出候、則右御書付御廻し被成奉拝見候、御差支御危難之次第承知候通之事又御家中一統御家之御難甚以気遣此間中昼夜永誠御為相成候様ニと一統尽心力申出も御座候趣ニ相聞候へ者其趣意も如何之事ニ御座候哉、何分ニも斯御危難之御場合御家中一統之申出又御評議と申而も甚以御大切之御事ニ可有御座候、病氣無抛事ニ御座候得とも右之通之儀ニ御座候得ハ可相成儀ニ候ハヽ、押而出勤も仕候様思召候様子、次第時刻等之儀為御知可然、御勝手方へも熟談筋御座候間其節ハ罷出候様相達呉候様ニと今朝申出御座候間御勝手方へも心得被仰聞置候旨御紙面之趣致承知候、右御報可得御意如此御座候、以上。

上の下線部の原文を訳すと、次のようになる。

⁴² 「巖村南里先生傳」（丸亀市史刊行頒布会編『丸亀市史』、丸亀市立図書館内、1951年）318,319頁。

⁴³ 『岡山県人名辞書』（山陽新報社、1919年）、「梶並家」（古文書研究会編『梶並家文書 書状之部 式』、御殿町センター鳳凰会、2001年）参照。

⁴⁴ 「丸川松隠書状」十月三十日（古文書研究会編『梶並家文書 書状之部 式』御殿町センター鳳凰会、2001年）15,16頁。

《家臣団全体に関わる異議申し立てがあることを聞きつけたものの、そうした公務に携わる人員が不足しているので、私たちは病気であるけれども、藩主にとって非常に大切な事でもあるので、無理をしてでも（私たちが）出勤するようになさっていただきたい。》

次に、南里と瀬山家および佐治家との連携についてである。

瀬山家は、〔史料 2—2〕 および〔史料 2—3〕 の瀬山登〔天明 4（1784）年—弘化頃〕の場合、文化 10（1813）年の家督相続時は小姓でありながら、文政 4（1821）年に大目付、天保元（1830）年に勘定奉行と累進している⁴⁵。

続いて佐治家は、寛政期の分限帳において「佐治与次右衛門」という名前が見られ、就いた役職は不明であるが、一二〇石を支給されている。次に、化政期の分限帳において「佐治与九郎」という名前が見られるが、この人物は〔史料 2—3〕の「佐治翁」と同一人物である。彼は「御用人」という役職に就いたまま「勘定奉行」を兼帯している。それに、支給石高は二二〇石であり、増加を示している⁴⁶。

これに関しては、次の文書がある。

〔史料 2—2〕

瀬山登 岩村先生宛書簡⁴⁷

抑湛甫灯講之一件ハ加藤氏か一詭策口、素より不正たる事先生か知ロシ召所、併シ梅崖翁屢愚生ニ示談あり、不得止俱に記而為盟台、翁既ニ去故園、内外万事独愚生ニ預り一身ニ負担セリ、苦心劳胸白刃を踏か如し、こゝを以或ハ怒る人を励し、又ハ笑て機嫌をも取、汚身曲行白首にしてここに花に眠る、豈愚生か心に有らんや、上ハ報国の万一、下ハ翁か明を破らしとなり、蓋大屋小太夫公ハ朝家之権臣年齢又既ニ高し、孟子云天下達尊三と、愚生一つもここにあらず、且最初より此公之余光を頼む、実ニ成立之基本此道の柱礎たり、愚生か今日之過失豈宜ならずや、且人銀主々々と云、銀主ハもと商人其上三家に因ずらんハ金銀調達不成というへからず、東都之洪大又利足を出して是を求む、豈難きに似て難きにあらずや、灯講の方ハ当時之急務捨置へからず、爰を以て右ニ扱ふ、然ルニ宗兵衛か片言佐治姓より承り、又先生之仰全ク山本治兵衛か旧例ニ依抑治兵衛ハ碌々タル属吏輩、只干鯛之持扱及ひ同魚之善悪等ニ預ルのみ、引受機事ニ預ル人

⁴⁵ 『讃岐人名辞書』（高松製版印刷所、1936年）参照。

⁴⁶ 寛政期の分限帳は、「丸亀御家中分限帳」（旧丸亀藩京極家編『増補 西讃府志』、藤田書店、1929年）1070～1078頁。化政期の分限帳は、「丸亀藩 分限帳 二」（丸亀市史編さん委員会編『新編丸亀市史』4 史料編、丸亀市、1994年）257～267頁。『新編丸亀市史』の解説では、「丸亀藩 分限帳 一・二・三」の三冊から成る「六 丸亀藩分限帳」嘉永三（1850）年から同五（1852）年の間に作成されたものと推定されている。しかし、丸亀市立図書館所蔵の書写本（丸亀市立資料館嘱託 大屋好春写、1977年）では、「同 一」は、「丸亀藩役職録 文久頃のもの」という表題が付き、「同 二」および「同 三」は、「丸亀藩役列簿（仮称） 文化一文政十一年十二月廿六日」という表題が付いている。

⁴⁷ 「湛甫新堀漫筆 後編」（香川県編『香川県史』第10巻 資料編 四国新聞社、1987年）589,590頁。

物ニハあらし、且治兵衛之時既ニ其前年事就而見分ト申計申サハ守成之時、此度之如キハ事之始メ機變順臬ニ有、実ニ興廢存亡ニカ、リ申サハ草創之時、且引受機事ニ預ル者ト預サル者ト同日ノ論ヲ以なすへからさる口、此ニ比シテ律ニ正サル上侵 尊聴下及一藩之評、父母之辱しむ、黄泉ニ有といへとも此冤散すへからず、伏冀、先生仁慈愚生か不幸を憐、達執事参政ニはかり一旦雲晴而天日之面を見る事あらハ幸一甚ならんと云。

上の下線部の原文を訳すと、次のようになる。

《山本治兵衛はとても地位の低い役人なので、ただ単に干鯛といった金品の授受に努めるだけであって、金銭貸借の保証といった機密事を管理する人物ではありません。そこで、謹んでお願いすることには、執事に報告して参政に判断を仰いでいただきたい。》

これを受けた返答として、次の文書がある。

[史料 2—3]

南里 (瀬山) 登宛書簡⁴⁸

拝見仕候弥御安泰被成御座奉拝賀候、然者拝借之御紙面類疾返上可仕候筈、大ニ延引仕候御海亟可被下候、其内御留守居中刻限過之跡、御認被成候一葉とふ相見へ不申、尤も決メ外方へ発露不仕、小生方ニ而取片付余之紙面ニ相混候事ニ御座候間、尚相改返上可仕候、右一条ニ付佐治翁申合、御同人より御家老中江被相伺、御規定相立候様ニ仕度奉存候所、御同人より被申聞候ニハ、夫ニ而ハ迎も尊所様思召ニ副ヒ候儀ニも無御座候由、拝承仕候ニ付、先夫成ニ相成申候、右之段尚又可申候上所瀬慢打過候段、是亦御海恕可被下候、尚拝顔可申上候と草々拝答如此御座候、頼首 四月廿日

登様

馬左衛門

上の下線部を訳すと、次のようになる。

《佐治翁に相談し、同人から家老の連中へ申し立てて指示を伺い、規則が定められるようにいたしたい、と考えたところ、同人から相談されたのは、それについてはどうてい藩主高朗公のお考えに沿う事でもないとのこと。そのことを承知いたしましたので、先のそのような事になりました。》

以上を総括すると、松隠と南里との政策上の連携関係が見られた梶並家・瀬山家・佐治家はみな「勘定」部門の官僚群に属しており、また、当人もしくは彼らより上の世代では、そ

⁴⁸ 同上、591頁。

の一家の地位の上昇が確認できよう。しかし、彼らとの連携が見られた活動の場に注目すれば、得意分野であるはずの財政分野というよりもむしろ司法・行刑の分野であったといえよう。

一方、柳齋については、財務に精通する新興官僚との連携は見られないが、松隠および南里と同様に、司法・行刑分野における活動が見られる。ここで、その活動が認められる墓碑銘の該当箇所を以下に解説しておく。

〔史料 3〕

渡辺柳齋墓碑銘⁴⁹

享和二年、擢遷法官、佐治獄之難治十四條。而前後再決僧獄。是以在職数年。而前後決僧獄。出作僧訟某事。先生為陳是非曉之。僧退而愧悔。一夕自經塩屋邑僧寺、失所蔵凶書。其徒轉相攻訐、連累數十人。先生為之引其徒所尊奉祖師親鸞所定規則、斷其曲直。僉愕然驚服。曰是吾輩所能暗者。何其詳悉也。盖先生之治獄、明以察之、敏以決之、才弁以出之。摘姦發伏、不少寬假。是以在職数年、獄無壅滯。

上の下線部の原文は、次の意味である。

《享和二年、抜擢されて法官へ移り、治獄の治め難き十四箇条を補佐した。》

このように、柳齋にも、司法・行刑分野での能力の発揮が確認されており、先述したように、懐徳堂出身者の訴訟処理能力に注目する意義は十分にあると考えられる。

3 備中国新見藩儒者丸川松隠の政治実践

前節で見た懐徳堂出身者は財政政策に対して規律維持の観点から貢献する、いわば司法・行刑の分野であった。したがって、惟沖の財政再建の意見書は、利害調整能力という観点から理解できるのではなかろうか。そこで、新見藩の訴訟案件に対処した丸川松隠という懐徳堂出身者の政治実践を考察した。以下は、前新見藩主関長誠〔延享 2（1745）年—文化 7（1810）年〕が松隠らに宛てた書簡である。

〔史料 4〕

関長誠 梶井忠太左衛門・蜂屋蜜之助・丸川市郎・蜂屋九十九 惣連名宛書簡⁵⁰

一筆申入候、一同無事一段ニ存候、然者①先達より徒士一件ニ付去冬者右和睦之義申遣

49 「丸亀南条町宗泉寺渡辺柳齋先生碑」（丸亀市史刊行頒布会編『丸亀市史』丸亀市立図書館内、1951年）257頁。

50 「第五代藩主 関長誠公書状」三月十八日（新見歴史研究会編 新見藩史料『梶並家文書 巻』〔書状〕、新見市教育委員会、2001年）15～24頁。

候、然ル所又々不慮ニ上三席と私之争論出来、依之仲間和睦も不相整候ニ付無余儀双方より申出候趣且又上三席よりも義絶杯届向等も有之甚入組候次第ニ相成候段者追々委細ニ申越承知致候、右ニ付得と相考候所此一件和睦之儀ハ政事ニ付上より申渡候所ニ風と私之争論出来之儀者上之政事ニ障候故双方共不相済訳合之事ニ候得共右和睦之所を五人之徒士之者共厚心得候ハ、上席江差纏ニ不相成様如何様ニも取計可有之候之所心得薄候故右躰ニ相成候者既ニ菅八十助同様之所和睦相整候、然レ共内合ニ者五人と少々訳合も違可申哉ハ和睦之義不申遣已前より八十助ハ相分り候様成る趣ニも聞へ候得共右同人和睦も整候上ハ五人之者共申出方ニてハ三席も強而及義絶可申事共不存、然ル所此度之次第ニ成行九十九杯も色々相宥見候上之義此上和睦ニ相成候所無覚束候得共此一件ハ全双方私之争論ニて上江不拘形之事ニ候、然レ共右掛合之内和睦ニも可相成候所を五人之者共等閑ニ致し候者正月十五日上席より二度目之掛合之節早々ニ五人参候而面会申談心得違なら者其訳を可申又事品ニ寄得と申躰候ハ、上席ニても納得可致所を自分慎之儀等申立却而和睦之故障出来候所江不心付候義且又黒沢省三郎へ之返答之趣ハ私之返答とハ乍申对上江不敬ニ相成候、此両条者他江不拘上より急度咎可申付事ニ候ニ付此度別紙之通申遣候、右之通申渡急度慎せ置廿日も立候ハ、差扣差免候而其節何分只今之通多人数義絶ニてハ公私之差支ニ相成候ニ付何分仲人相頼上席へ和談の義を申込往々無差支様奉公大切ニ相勤候様ニと内意申聞候ハ、上席ニても右急度咎も申付候儀を及見聞事故猶又勘弁も可致事と存候、此訳者②畢竟私之争論より公私共差支ニ相成候儀夫也ニ差置候時者多人数上席之面々も上江对本意無之、上よりしても多少ハ格別争論ハ喧嘩等候得者理非者格別御定法道理両方共咎不申付候而ハ不相成候、然レ共多人数一統之義左様ニ咎も不相成者且又少人数なれとて理非ニ不拘追放ニも不相成又夫程之罪も見へ不申、是又天下之大法ニ候得者無理押之取計者出来不申、左候得者は是迄之姿ニて廻番ニても為勤捨置外致方ハ無之と申当り之事と被存候得共此上も差纏候得者我等隠居之取計ニ者不相成候故被頼候得共早々表江政事差帰候、③ニ躰此度も右之心得ニ候得共無據訳合ニ付左様義事も難申出右之通ニ取計申遣候間④能々都合勘弁可被致候、其外数多口上書届書等も候得共右申遣候訳合ニて理解も届候而追々差出し置候書類ニて差支候趣共内々相聞候ハ、於此義和談ニ相成候事なれ者少も差支ハ無之段⑤夫々ニ挨拶可被致候、近来者色々様々変事出来隠居之我等昔家督持之時より茂却而心配多精力も尽果向後食之内も安心不致候段遠察可被申候、⑥此義市郎と九十九江可申遣事共と存候得共間ニ上三席も拘候事有之候ニ付而両職分も連名ニて申遣候間此段如何敷可被存候ニ付述置候不宜。

三月十八日 梶并忠太左衛門 蜂屋蜜之助 丸川市郎 蜂屋九十九 惣連名へ

ここで、松隠が関わったとされる訴訟案件とはどのような案件であったのだろうか。まず、「徒士」身分から発した家臣間における対立が二度発生し、今回の「三席」身分と

の対立では和解の見通しが立たず、双方から申し立てが出ていることが窺える（下線①）⁵¹。つまり、藩内において家臣団の分裂と対立という政治的危機に直面していたと言える。

家臣団の分裂と対立という問題は、諸藩が藩政改革において打開しようと努めた危機の一つとして挙げられるが⁵²、行政府内部における利害調整という共通の性格からして、第四章で述べた行政府の内部ルールの再構築に通じる能力が要求されるだろう。

次に、書簡が書かれた時期とその宛先を確認したい。時期は、傍線部に「我等隠居」「隠居の我等」とあるように、長誠の隠居時、すなわち寛政7（1795）年から文化7（1810）年にかけてであり、松隠が藩政の指南書「型典」を著したとされる享和3（1803）年の前後数年の間と推定される。宛先は、その書簡の宛名を見てみると、「連名」形式が採られており、その先頭は、その当時「用人」であった「梶井忠太左衛門」となっている。したがって、前章において取り上げた梶並家を頂点とする家臣グループへと向けられた伝達事項であったと言える。しかし、長誠が「此の義市郎と九十九へ申し遣わすべき事共」との認識を示しているように、この書簡には、梶並家よりもむしろ松隠に知らせようとした情報が書かれていると考えられる（下線⑥）。

では、このように、長誠から松隠へ届けられた情報の内容とは、一体どのようなものであったのであろうか。それは「能々都合勘弁致さるべし」（下線④）、「夫々に挨拶致さるべし」（下線⑤）の二点に要約される具体的な指示事項であったと思われる。つまり、長誠は「能々都合勘弁致さるべし」（下線④）において、何かしらの事情を考え弁えることを勧めており、「夫々に挨拶致さるべし」（下線⑤）において、和談へ向けて「徒士」と「三席」との仲裁をさせている。さらに、長誠が「能々都合勘弁致さるべし」（下線④）に至った経緯として、「抛んどころ無き訳合に付き左様の義事も申し出で難し」（下線③）と述べているように、長誠が、書簡の宛先の何者かによって義事の申出という処置を頼まれた、という構図が確認される。この何者かに該当する人物を特定することはできないが、「此の義市郎と九十九へ申し遣わすべき事共」（下線⑥）とある以上、この何者かに松隠が該当する可能性は高いと思われる。

最後に、仮に松隠が長誠に義事の申出をしたとして、こうして依頼された義事の申出といういわば非公式の処置を断念し、和睦の実現に向け、公式通りに現藩主へ政事を差し戻すに至った長誠の理由とは一体何であったのだろうか。長誠は、「天下之大法」において、すなわち世間で通用する支配者の立法、あるいは公認された強い規範が二点存在するために、無理を強いる処置は実現不可能であるとの認識を示している（下線②）。

したがって、結局のところ、新見藩の家臣団の分裂と対立という案件に対し、松隠の訴訟

⁵¹ 史料中の「三席」とは具体的に何を指しているのか判然としないが、『梶並家文書 書状之部 弐』所収の「渡辺勘介・村井一作宛中小姓仲間書状」（作成年代不明）の一文に、「御家之給知」「三段ニ相分り候」とあり、それぞれ、「百石以上之席」・「百石以下之席」・「無足席」と三つに分類されている。したがって、「三席」とは、恐らく、支給石高によって分類された三つの階級の総称であっただろう。

⁵² 吉永昭「藩政改革」（『国史大辞典』第11冊、吉川弘文館、1990年）787～789頁。なお、吉永氏は、他の打開すべき危機として、①支配機構の弛緩と動揺、②藩財政の窮乏や領内における凶作などによる領民の疲弊、③百姓一揆・打ちこわしの高揚、の三つを挙げている。

処理の実践は、「天下之大法」すなわち社会の制度・慣習に沿うものではない、という評価を受け、それが政策として具現化することはなかったと思われる。

以上のように、惟沖と同世代とされる懐徳堂出身者の〈実務家〉としての側面を明らかにしてきた。このような考察を試みたのは、以下の着想に基づいている。江戸時代後期とりわけ18世紀後半以降になると、貢租収入の漸減という事態が生じ、領主経済の根幹を支える米納年貢制が揺らぎ始める⁵³。ところが、19世紀に至ると、社会経済史分野における「非農化」と呼ばれる農民層の伸張が見られ、彼らが生み出す商品作物を利用して年貢外収入の増加を図る道が開けることになる。しかし、諸藩によって生産力は様々であり、新見・丸亀・龍野といった小藩はその点において不利であった。それに加えて、小藩は人材力の点においても不利であった。したがって、小藩の上層部はこうした二重の危機を打開する必要から人材を藩内の全ての身分から探し出すことになったのではないかと、また、そうした社会背景から、藩内の儒者が〈思想家〉としての儒者から〈実務家〉としての儒者へとその役割が変化する局面が生じたのではないかと、というものである。

松隠と柳斎、それに南里らは学術面において、一つの特徴として、江戸の昌平坂学問所の人的ネットワークとの重なりが見られた。一方で、彼らは新見・丸亀両藩の〈実務家〉として機能しており、また、松隠と南里については、政策面において、梶並家・瀬山家・佐治家といった財務に精通する新興官僚との連携が見られた。そうした連携のもと、三者が活動していた場とは、惟沖の事例において見られた財政分野ではなく司法・行刑といった分野であった。しかし、小西の事例から想定される財政再建に参加するある種の能力とは、松隠らの訴訟処理能力との関連によって説明されるようなものであった可能性が高い。そこで、そうした訴訟処理能力を窺う一つの方法として、前新見藩主関長誠が松隠らに宛てた書簡を取り上げた。書簡の内容をしてみると、松隠が家臣間における訴訟沙汰において、長誠に向けて「義事」の「申出」を依頼した可能性が考えられる。しかし、その「義事」の「申出」とは、「天下の大法」と矛盾する性質を孕むものであったため、長誠はその依頼を断念するに至っている。

今回取り上げた松隠らの事例では、惟沖の事例とは違って、史料上の限界等から、彼らの通念を明確に提示することはできなかった。しかし、松隠と南里の事例に見られた、政策立案時における財務に精通する新興官僚との連携は、儒学と財政との親和性を窺わせる重要な事実であると思われる。なぜなら、この財務に精通する新興官僚こそ、社会経済史分野において「理財通」と呼ばれている、後の明治新政府の経済政策に携わる官僚層へと繋がっていく人々でもあるからである。つまり、彼らによる国家運営は、近代日本における官僚制合理主義の萌芽として位置づけられ、明治新政府の大蔵官僚による経済政策の構想との連続性が認められるのである⁵⁴。こうした事実は、今回紹介した松隠らの社会的活動の経歴と合

⁵³ 前掲、古島敏雄「商品流通の発展と領主経済」78～80頁。

⁵⁴ テツオ・ナジタ『明治維新の遺産—近代日本の政治抗争と知的緊張』(坂野潤治訳、中央公論社、1979)

わせて考えると、儒学と政策との親和性を示唆する象徴的意味を持っており、〈実務家〉としての儒者の側面を考察する意義は十分にあると思われる。それに加えて、個別の私塾研究として、松隠らは懐徳堂に在籍したことによって〈実務家〉としての儒者に近づいたのではないかという議論もあり得るだろう。また、それが江戸時代の儒者、儒教の姿を明らかにすることに繋がるものと考えられる。

第3章 中井竹山との実務知識の交換とその活用法

本章では、これまで考察した惟沖を含む懐徳堂出身者らが、自ら政治実践を行なうに当って、どのような知識を習得し、それらをどのような手法で活用したのか、さらに、どのような経路によって、その両者を入手したのか、について検討した。

1 泊園文庫蔵「滌翁先生諸説」一詩社混沌社の活動と関連づけて

まず、本章の主題となる竹山の学術交流という観点から混沌社について言及したい。

先述したように〈実務家〉としての儒者の先行研究は、非武士身分からの登用例に限ると、頼祺一『近世後期朱子学派の研究』（溪水社、1986年）による頼春水の弟頼杏坪の政治実践の研究が挙げられる。

では、筆者が考察してきた懐徳堂出身者と頼杏坪に共通する要素は存在するのであろうか。それは、懐徳堂と頼家との交流に置き換えて考えた場合、江戸時代後半期（宝暦・明和・安永・天明頃）に大坂で結ばれた漢詩人の結社、混沌社に中井竹山が出入りするようになった事実に見せよう。そこでは、学術上の交流として、『大日本史』懐徳堂本の筆写本が懐徳堂から春水に寄贈されたという《史学》の提供が見られ、混沌社との交流が契機となって竹山が詩作法の教科書『詩律兆』を刊行するという《作詩》の公刊が見られる⁵⁵。また、眞壁仁『徳川後期の学問と政治』（名古屋大学出版会、2007年）による古賀家三代（精里・侗庵・謹堂）の政治実践の研究では、古賀精里は出身藩である佐賀藩の財政再建策を提言することによって藩政に参加できる重役へと抜擢された事実を明らかにしているが⁵⁶、古賀精里が詩社混沌社に出入りし、頼春水らと議論を重ねた人物であることはいままでのない。このような事実を踏まえると、詩社混沌社での活動を背景として〈実務家〉としての儒者が西日本地域へ拡大するに至ったと考えてよいのではなかろうか。

次に、本章で考察する『滌翁先生諸説』という資料について説明したい。

この資料は、関西大学総合図書館の泊園文庫に貴重書として所蔵されている。泊園文庫は

⁵⁵ 前掲、小堀一正・山中浩之・加地伸行・井上明大『中井竹山・中井履軒』114～126, 290～301頁。本書では、《史学》については、春水は『大日本史』懐徳堂本を借り、これを筆写することによって国史に関する知識を深め、一方で、国史として竹山が『逸史』を、履軒が『通語』を書きつつあったことが大きな刺激となったとしている。また、当時流伝は少なく、あっても秘庫に蔵せられていた『大日本史』を懐徳堂という公開の場に一本置いたことは、後に史学が思想的な力をともなうて行く上で大きな意義を担っていたという。一方、《作詩》については、明和期の後半、竹山・履軒は作詩法の研究・著述を行なっているが、それは混沌社との交流が大きな刺激となったとしている。実際、竹山は安永5（1776）年にもなると、それまでの作詩法の本の集大成として『詩律兆』を公刊するに至っている。

⁵⁶ 眞壁氏によると、精里は京都・大坂遊学の任期途中で病を得、佐賀に戻ると「主膳」に任じられ、翌年には「手明槍格」に転じ、さらに「特恩」により「請役相談格」に昇進して「政議に参豫」し始めるとしている。また、その契機となったのは、「下問上言之際」に藩主に上げた建議であり、それは、佐賀藩の財政再建策の諮問に対し、「政府司議裏行」の精里による答申としている。ちなみに、古賀家は武士身分の出身であり、佐賀鍋島氏との関係は、「島原之敗陣亡」後、古賀時貞が手明槍として仕えて以来としている（同書 58,70,71頁）。

江戸時代後期の文政 8 (1825) 年、四国讃岐の儒者藤澤東暎が大阪に開いた漢学塾「泊園書院」の蔵書であり、書院が東暎の子南岳、南岳の子黄鵠・黄坡、黄坡の義弟の石濱純太郎によって昭和の終戦を迎えるまで長く維持されたことはよく知られている。そして昭和 26 (1951) 年、その蔵書が黄坡の子で小説家として活躍していた藤澤桓夫、および当時関西大学文学部教授であった石濱純太郎により関西大学に寄贈されたのである。

本資料は写本であり和文による稿本である⁵⁷。外題にある「溧翁」は懷徳堂学主中井竹山の号であり、竹山に師事した門人や交遊を深めた知識人からの問いに対して竹山が返答した書簡が幾つか収録されている。また、題簽「懷徳堂叢書 四」の秩に収められている。筆者は不明だが、竹山以後の懷徳堂関係者が書写したものであろう。以下は、宛名が記載された書簡のタイトルである。それぞれ便宜的に番号を付しておく。すなわち、初めから 1「答小西純達書」、2「答丸川千秋問目」、3「答股野嘉善」、4「答谷生論主一無適」、5「答松藩谷某」という順である。これらの書簡のうち 1~3 に記載された人物は、第 1 章と第 2 章で見えてきたように、ともに竹山門下の儒者であり、教育以外の社会的活動を行なった経歴を持っている。一方、残りの 4、5 に記載された人物については、その生い立ちや経歴を特定できなかった。

こうした活動的な儒者に宛てた竹山の書簡は、どこから収集してきたのであろうか。その出処は、大阪大学附属図書館の懷徳堂文庫に貴重書として所蔵されている『竹山先生国字牘』(本編八冊・続編一冊・附巻一冊) であると考えられる。なぜなら、『溧翁先生諸説』に収録された書簡の全ては、『国字牘遺稿 副本』に記載された『竹山先生国字牘』の目録によって確認できるからである⁵⁸。一方、田世民「中井竹山研究序説：回顧と展望」(『懷徳堂研究』第 3 号、懷徳堂研究センター、2012 年) の表 1 には、この目録をもとに作成された『竹山先生国字牘』の書簡リスト(冊ごとに分類済み) が掲載されており、本稿では、『溧翁先生諸説』所載の書簡の位置を確認するに当たってこれを参照した。

懷徳堂文庫内の新田文庫に所蔵されている『国字牘遺稿 副本』の前半部分には、目録形式を採って『竹山先生国字牘』の全ての書簡のタイトルが記載され、後半部分には、『竹山先生国字牘』と同一の書簡の本文が一部収録されている。それによると、『溧翁先生諸説』に収録された書簡のうち、2~5 については、同タイトルを『国字牘遺稿 副本』に見ることができる。また、残りの 1 については、『国字牘遺稿 副本』に該当するタイトルを見出せないが、「答小西純達」という語を含むタイトルが二篇(「答小西純達井田説」と「答小西純達問目」) があり、そのうち「答小西純達問目」の本文が 1 と同一のものであった。以上から、『溧翁先生諸説』に収録された書簡は、その全てが『竹山先生国字牘』から収集され

⁵⁷ 『溧翁先生諸説』に関する書誌情報は、泊園文庫の自筆稿本を調査整理され、その目録の一部を『関西大学泊園文庫自筆稿本目録稿(甲部)』(関西大学アジア文化研究センター、2012 年) および『関西大学泊園文庫自筆稿本目録稿(丙部)』(関西大学アジア文化研究センター、2013 年) として刊行された吾妻重二先生からの御教示による。ここに感謝の意を表したい。

⁵⁸ 書簡の出処に関しては、大阪大学文学部教授の湯浅邦弘先生から御教示を得た。ここで感謝の意を表したい。

た可能性が高いといえる。

最後に、田世民氏による書簡リストをもとに『濶翁先生諸説』に収録された書簡は、『竹山先生国字牘』の各冊でどのような位置にあるのかについて検討した。そこでわかったことは、『竹山先生国字牘』の各冊では、先述した活動的な儒者に宛てた書簡とともに、頼春水（弟杏坪は広島藩政に参加）や、藤江貞蔵（惟沖と嘉善とともに幕政に参加）といった別の儒者に宛てた書簡も収録されていることである⁵⁹。では、春水や貞蔵らを差し置いて、1～3に記載された活動的な儒者に宛てた竹山の返答は、どのような理由から撰者に選ばれたのであろうか。次節では、彼らの実践との関わりから竹山の返答を位置づけることによってこの疑問に接近したい。

2 実践との関わり―「論語」「孟子」・史学と作詩の基礎教養

(1) 小西惟沖

まず、1「答小西純達書」を取り上げる。これは、小西惟沖の問いに竹山が答えたものであり、七つのテーマから構成されている。すなわち、「國中什一使自賦云々」、「幽厲 諡法云々」、「義之實従兄是也」、「祇載見瞽瞍ノ註云々」、「舜禹益相去久遠」、「伊訓曰天誅造攻云々」、「孟子中引言云々」の順である。そのうち、実践との関わりから二つのテーマを取り上げる。以下の引用は、その全文である⁶⁰。

〔一〕「國中什一使自賦云々」

夏ノ貢法ハ、豊凶ニ従ヒ、何ブン什一ヲ貢スルニテ、甚ノ良法ユヘ、井田ノ法ト本意ニカハルコトナシ、但シ助ト貢トノ仕方ノカハルノミナリ、龍子ノ云所ノ貢法ハ、今イフ定免ニテ、甚ノ弊法也、龍子ノ時ハ、世既ニ亂レテ、良法癡壊シ、暴君汙吏、夏ノ貢法ナリト名付テ、定免ニテ、什ノ三モ五モ七モ八モ、年ニ取切ヤウニスル弊法ヲ始シテ、龍子ガ貢ヨリヨカラザルハナシト云タル也、シカシカク云タルバカリニテハ、夏ノ貢法ヲ非スルヤウニモ聞ユルユヘ、貢者校数歳ヨリ、必取盈マデ、今ノ貢法ノアシキコトヲ述テアルユヘ、良法ノ貢法ニ非ルコト明白也、孟子ノ膝ニ勸メテ、國中什一自賦ハ、夏ノ良法ノ貢ニテ、龍子ノイヘル貢ニ非ズ、

〔二〕「舜禹益相去久遠」

相去久遠、チトムツカシキ語意ナリ、人多クコノ解ヲ苦シム、コレハ上文ノ歴年多少、施澤久未久ヲ炤スベシ、相去久暫遠近ト云心ナリ、舜禹ハ、久ナリ遠ナリ、益ハ暫ナリ

⁵⁹ 田世民氏の書簡リストによると、「竹山先生国字牘目録二」（本編二冊分）には、書簡計16通のうち2,5に加えて頼春水と藤江貞蔵宛ての書簡が、「竹山先生国字牘目録三」（本編三冊分）には、書簡計7通のうち1に加えて頼春水宛ての書簡が、「竹山先生国字牘目録四」（本編四冊分）には、書簡計11通のうち3,4に加えて藤江貞蔵宛ての書簡が収録されている。

⁶⁰ 誤字・脱字については、『国字牘遺稿 副本』を参照し、筆者の判断によって訂正した箇所がある。

近ナリ、コノ遠近ハ地ヲ云ニ非ズ、即チ歴年多少ノ違ヒヲイフ、ソノ暫ト近トヲ蔭ニシテ、久ト遠トノ一偏ヲ云テ、アトノ一偏ヲキカスル也、

まず、〔一〕「國中什一使自賦云々」についてである。

ここでは、『孟子』滕文公篇上第三章の内容について問答されている。章全体では、孟子は、滕の文公に対し、政治の出発点は民衆の経済生活の安定であり、さらに学校制度による道德教育が必要であると主張しながら、夏・殷・周の時代に実施された貢・助・徹という税法の優劣を龍子の言葉や『詩経』を引いて説明し、今まさに実施すべき税制改革として、殷の助法から始まる井田法を推奨している。

では、惟沖が問題とするのは、どのようなことだったのだろうか。以下は、〔一〕と同一の書簡と併せて『国字牘遺稿 副本』に掲載されている惟沖の問いである。

國中什一使自賦、注ニ國中云ニ、蓋用貢法也、孟子龍子ノ説ヲ引セラレ、莫不善於貢ト仰ラルレバ、貢法ハ用ヒ玉ハヌヤウニ存セラル、イカバ

惟沖が問題とする内容は、朱熹の注釈によると、孟子は國中すなわち王城での税法として貢法を用いるとしているが、一方で、孟子は龍子の説を引いて貢法を批判しており、孟子による貢法の評価をめぐって矛盾が認められることである。

この惟沖の問題関心に対し、竹山が返答した内容は、毎年の豊凶を基準とした夏の貢法は、孟子が奨める井田法と本来の意味で差異はないが、世の中が乱れ、良法（＝夏ノ貢法）が廃れ壊れると、弊法（＝今イフ定免法）が暴君汗吏によって夏の貢法として名付けられ、その結果として、龍子が夏の貢法を否定するようになったとしている。そして竹山は、孟子のいう王城で賦課される貢法とは、本来良法であった夏の貢法を指すのであって龍子のいう貢法ではないと結論づけている。したがって、孟子のいう貢（＝毎年の収穫の十分の一の課税）と龍子のいう貢（＝数年間の収穫の平均を計って、それを定額として課税）との間に惟沖の誤解があったといえよう。

立論から、竹山は、江戸時代に実施されている定免法を引きながら、暴君汗吏によって新たに名付けられた「夏ノ貢法」を説明し、江戸時代の年貢徴収法との関わりから当時の税法を思索している様子が窺えるが、竹山が、孟子のいう「夏ノ貢法」について江戸時代の検見法に通じる豊凶を基準とする観点から肯定している点は注目すべきであろう。

次に、〔二〕「舜禹益相去久遠」についてである。

ここでは、『孟子』万章篇上第六章の内容について問答されている。章全体では、孟子は、弟子の万章に対し、我が子に帝位を伝えた夏の禹王は徳が足りなかったのではないかとする噂について、帝位が先君を支えた賢人に伝わるのか、それとも先君の肉親である子に伝わるのか、すなわち王朝が代わるのか、それとも継続するのか、それは個人の能力を越えた天

命の存在によって決定づけられることを強調し、徳はあっても天子になれなかった益・伊尹・周公が置かれた条件を説明し、最後に孔子の言葉を引いて、夏の禹王、殷の湯王、周の文王と武王は帝位を我が子に伝え、堯と舜は帝位を賢人に伝えたが、その精神は同じであると結んでいる。

では、惟沖が問題とするのは、どのようなことだったのだろうか。以下は、〔二〕と同一の本文と併せて『国字牘遺稿 副本』に掲載されている惟沖の問いである。

舜禹益相去久遠、此句解シカタク候、イカン

惟沖が問題とする内容は、(宰相から天子となった) 舜・禹、そして (宰相から天子とならなかった) 益の運命を左右したとされる「相去久遠」という語句の意味が明らかでないことである。江戸時代に生きる惟沖は、宰相としてではないにしても一行政官として登用されたが、藩政に参与した際の自らの姿勢と、それによって左右される後の運命を想像していたのであろうか。それとも、江戸時代の武家社会における世襲制、すなわち家格秩序は、どのような条件からその正当性を担保できるのかという問題意識があったのであろうか。この惟沖の問題関心に対し、竹山が返答した内容は、「相去久遠」という語を含む文の上文にある、舜と禹と益の宰相としての性格、すなわち主君を補佐する年数が多い・少ないによって民衆への恩恵が永久となる・ならないについて明らかにすべきとしている。さらに、「相去久遠」にある「久遠」の対語として「暫近」という二字を持ってきて、舜と禹については、在任年数が「遠」であった分、民への恩沢が「久」であり、一方、益については、在任年数が「近」であった分、民への恩沢が「暫」であったと指摘している。そして、このような結果になったのは、みな天命だというのである。

以上のように、竹山と惟沖の問答からいえることは、その話題の多くは、益たち賢人とされる宰相の民衆に対する姿勢であり、彼らはみな低い出自の持ち主であった⁶¹。実際、医師であった惟沖は後に龍野藩に仕官して民衆の意向を尊重した社倉政策を実践している⁶²。さらに、この問答からは、古代中国で実施された税法や世襲制原理の正当性に対する惟沖の関心が見て取れる。実際、医師であった惟沖は第1章において、社倉政策を実践した後に、貢租収入の減少に直面する龍野藩の財政政策に取り組み、そのなかで従来の家格秩序に捉われない家臣団の人件費の抑制を提言している。竹山がそうであったように、恐らく惟沖も江戸時代の年貢徴収法との関わりから経書を理解するようになり、自らの財政観の形成に役立たせていたのであろう。

(2) 丸川松隠

⁶¹ 竹山の主張の中心が錯簡の訂正であったため、今回取り上げなかったが、「伊訓曰天誅造攻云々」というテーマでも、料理人出身でありながら殷の湯王以下数代に事えた宰相伊尹が話題となっている。

⁶² 山中浩之「龍野藩社倉の実施と小西惟沖」(加地伸行博士古稀記念論集『中国学の十字路』、研文出版、2006年)参照。

次に、2「答丸川千秋問目」についてである。これは、丸川松隱の問いに竹山が答えたものであり、三つのテーマから構成されている。すなわち、「十世可知」、「禘」、「剪商之志」の順である。そのうち、実践との関わりから「十世可知」というテーマを取り上げる。以下の引用は、その全文である⁶³。

馬氏ノ三綱五常、文質三統ノ説、疑アル由、尤之事ナリ、是ハ朱註ニ採用アレドモ、信從シカタシ、ソレユヘ後儒モカレコレ遺議アリテ高中玄ノ問辨録ナド、大ニ是ヲ排セリ、問辨録ハ強抑ノ説多キモノナレドモ、此章ノ駁ハ、イヤトイハレズ、ソノ説ニ、三綱天下達道、五常天下達徳、非帝王相因之礼也トイヒ、又夏礼殷礼者、謂夏之礼殷之礼也、行於朝廷、達之邦國、如吉凶軍賓嘉是也トイフミナ甚理アリ、然ルニカクバカリニテハ、末ノ繼周百世可知ノ義、スミガタシ、秦皇少シモ周ノ徳ヲ継ス、前代ノ礼ヲカツテ損益セズ、グハラリトチガヒタル天下ノアリサマニナリタレハ、コノ聖語落着セス、馬氏ノ説、十分ナラネドモ、朱註ニ採用アリシハ、全ク右故ノコトナリ、ソレユヘ後儒ノ、朱註ヲ回護シテトクニハ、秦皇大ニ聖法ヲ敗壞シタレドモ、三綱五常ハ打捨ルコトナラズ、漢已後ミナ秦ノ制ヲ受テ、先王ノ礼ハ再タヒ行ハレヌヤウニナリタレドモ、三綱五常ハ自若タリナト云テ、百世可知ノ語ニムリニ合スヤウニトキオキタリ、コレミナコノ章ノ本旨ヲ失ヒタリ、コノ聖語ハ、後世ノモヤウトハ、合ヌヲ合点ニテ説ベシ、イカントナレハ、聖人ハ理ノ常ヲ語ラセ玉フナリ、後世ノ思ヒヨラヌ理ニ背キタルコトヲ引當テハ云ベカラス、マツ繼周トハ、又湯武ノヤウナル君ノ、列國ノ内ヨリ出テ天下ヲ安ニスルコトヲ云也、治乱興廢ハ、イツモ三代ノ如クナルヘキコト也、コレ理ノ常ナリ、秦皇ノ強暴ヲ以、一旦天下ヲムリ取ニ取タルハ、繼周ト云モノニ非ス、所謂人衆ケレハ天ニ勝ト云ナリ、ソレユヘ二代ニテ忽チ滅亡ス、何ソ周ニ繼トスベケンヤ漢高ハ匹夫ヨリ起リ、少シモ徳ヲ積ミ仁ヲ累ヌルノ基ナク、馬上ニテ得タル天下ニテ、叔孫通ノ礼サヘ氣ニ入ヌホトナレハ、三代ノ礼ハ存シモヨラヌコトナリ、コレ又周二繼モノニハ非ス、カク秦漢二代ニテアラヒタルユヘ三代ノ風ハ、後世再ヒ影響モナキヤウニナリタリ、サルユヘ聖語ハアワヌハヅノコト也、後学タゞ深ク秦漢ノ聖語ニ合ヌヤウニシタルヲ咎メテ、反テ聖語ヲ疑ハヌヤウニアルベシ、聖人ハモシ周二繼モノアラバトコソノ玉ヒツレ、周二繼ガヌモノ、出タルトキ、何トシテ百世損益ノ知ラルベキヤ、譬ハ名醫アリテ、一人ノ病ヲ見テ、コノ病サシテ難病ニ非ス、手持ヨケレハ、病身ナリニ壽ヲモ保ツヘシト云タルニソノ人中年後、大ニ操ヲ破リ、放蕩ニナリ、酒色過度シテ、一朝大疾ヲ発シ死歿シタルトキソノ病人ノ咎ハ、カツテ論セスシテ、サキノ醫言合サリシト、名醫ヲバ難スルカ如シ、コレ豈醫ノ失言ナランヤ、

ここでは、『論語』為政篇の内容について問答されている。『論語』原文は、「子張問、十世可知也、子曰、殷因於夏禮、所損益、可知也、周因於殷禮、所損益、可知也、其或繼周者、

⁶³ 誤字・脱字については、『竹山先生国字牘』を参照し、筆者の判断によって訂正した箇所がある。

雖百世可知也」である。その全体では、孔子は、弟子の子張に対し、現在の周王朝の後に出現する十の王朝の様子を予測しうるのかという問題について、殷王朝は、その前の王朝である夏王朝の制度を受け継ぎ、周王朝は殷王朝の制度を受け継ぎつつ一定の改変を加えており、その経緯は明確に知りうるものであるとし、そうした王朝間の制度上の異同の関係は、現在の周王朝と将来の王朝との間で同様であると説いている。したがって、百代後の王朝の様子であっても、大体は予測可能とされている。

松隠が問題とする内容は、孔子の主張に対して「朱註ニ採用」されている「馬氏ノ三綱五常、文質三統ノ説」、すなわち「馬氏曰、所因、謂三綱五常、所損益、謂文質三統」の正否についてである。また、その問題意識は、竹山が返答で指摘した「後儒」が「朱註ヲ回護」して「三綱五常ハ自若」と解釈する態度にも向けられよう。江戸時代に生きる松隠は、朱熹の注釈といえども、君臣、父子、夫婦の道と仁・義・礼・智・信の徳目がそのまま受け継がれているという実感が湧かなかつたのであろうか。

松隠の問題関心に対し、竹山の返答は、松隠と同様に「信従シカタシ」として「朱註」に対する不信を表明しているが、それは以下の二点の理由による。まず、「後儒」の「遺議」として、明儒の高拱によって論駁がなされており、次に、実際の歴史として、「秦皇少シモ周ノ徳ヲ継ス、前代ノ礼ヲカツテ損益セズ、グハラリトチガヒタル天下ノアリサマナリタレ」であったため、「継周百世可知」という「聖語」が「落着」しないからである。この問題に対して、竹山は、「コノ聖語ハ、後世ノモヤウトハ、合ヌヲ合点ニテ説ベシ」、すなわち後の歴史展開とは矛盾することを理解した上で考えるべきだとしている。では、これまでの「聖語」に保証された絶対性はどのように担保するのであろうか。そこで、竹山は、「聖人ハ理ノ常ヲ語ラセ玉フナリ」として「理ノ常」という言葉を持ち出している。具体的には、「継周」とは「湯武ノヤウナル君ノ、列國ノ内ヨリ出テ天下ヲ安ンスルコト」であると規定し、さらに、「治乱興廢」とは、「三代ノ如クナルヘキコト」であると規定することによって、暴力によって天下を獲得した秦皇や三代の礼を受け入れなかった漢高を「継周」の君主として認めていない。一方、竹山の立論に拠らない「後学」は、「秦漢ノ聖語ニ合ヌヤウニシタルヲ咎メテ、反テ聖語ヲ疑ハヌ」ようになってしまうのである。竹山からの返答を受けて、松隠は、経書に書いてある道徳的価値を盲目的に信じ込む従来の儒者と違って、たとえ朱熹の注釈であっても、他書の解釈と実際の歴史を踏まえて批判し、経書解釈による現実認識の獲得に努めたであろう。

以上のように、竹山と松隠の問答からいえることは、彼らは共通して孔子の言葉や朱熹の注釈に対して疑念を抱いていることである。竹山にとっての疑念は、実際の歴史を考証した結果であった。そもそも竹山の歴史観は、過去に遡及して現在の問題を導き出すものであり、当面の問題の解決、あるいはその合理化のために歴史への関心が向けられているとされる⁶⁴。では、歴史を素材として竹山が解決しようとした問題は何かであつたろうか。それは、竹

⁶⁴ 小堀一正「中井竹山の歴史観—その廢仏論を中心として」（梅溪昇教授退官記念論文集『日本近代の成立と展開』、思文閣出版、1984年）参照。

山の批判から窺えるように、経書に書いてある道徳的価値を盲目的に信じ込む従来の儒者の態度にあったのではなかろうか。こうした竹山の危機意識は、松隠の規範に対する態度にも影響を与えていたと考えられる。実際、松隠は前章において新見藩に登用され、家臣団の分裂という案件に対して訴訟処理の実践を試みているが、そこでは、前藩主から「天下之大法」すなわち社会の制度・慣習に沿うものではないとの評価を受けている。

(3) 股野嘉善

さらに、3「答股野嘉善」を取り上げてみよう。これは、股野嘉善の問いに竹山が答えたものであり、テーマは「詩韻」についてである。以下の引用は、その全文である⁶⁵。

詩韻ノコト、東冬又ハ支微ノ類、近体ノ第一句ニ通用ノ押スル例アリ、又寒刪ハ篇中ニ全ク通用シテ、進退韻ト名付ルコトナド、サキニ申スニツキ、コレラ後進モ遵用苦シカラヌヤトノ旨諭サル、イカニモ苦シカラヌコトト見ヘタリ、但シ進退韻ニハ、今少シ曲折アリ、寒刪ニ限リテ、カク名付ルニハ非ズ、他韻ニテモ、通スベキ韻ヲ、互ヒチガヒニ、マゼテ用ルト見ユ、(ソノ内寒刪ハ至テチカキ音ユヘ古人モコレヲ多ク用タルト見ユ)、魏醇甫曰、湘素雜記云、鄭谷與僧齊己等、共定今体詩格、有進退韻、宋季師中、送唐介謫英州詩、孤忠自許家不與、獨立敢言人所難、去國一身輕似葉、高名千古童於山、並游英俊顔何厚、未死姦諛骨已寒、天為吾君扶社稷、冑教夫子不生還、正所謂進退韻也、冷齋夜話、以此詩為落韻詩、蓋不見鄭谷有進退之說、而妄為云々也、コレハ宋詩ナレドモ、鄭谷已ニ右ノ説アレバ、唐ノ法ナリ、鄭ハ晩季ノ詩人ナレドモ、盛唐ニモソノ法見ヘタリ、盧弼カ、春衣昨夜到揄関、故國烟花想已殘、小婦不知婦未得、朝ニ應上望夫山、マタ朔風吹雪透力癢、飯馬長城寤更寒、夜半火來知有敵、一時齊保賀蘭山、コレミナ進退ナリ、唐詩訓解ニ、コノ寒ニ注シテ、失韻ト云、猶夜話ノアヤマリト同シ、又上ノ一首ニハ、何ノ沙汰モナキハ、疎脱ト云ベシ、コレラヲ始トシ、ソノ外見アタリタルモ、皆寒刪ナリ、ソレユヘサキノ如ク、云ニスルナリ、後學ハ謹慎ヲ存スルヲ是トス、寒刪ナラバ、右ノ例ニヨリテモヨシ、コレヨリ他ヲ例シメ、意ニ任せ用ユルハ宜シカラズ、明詩ニ、灰韻ノ詩ニ、佳韻ヲ交ヘタルナドアリ、寒刪ノ外モ、苦シカラヌヤ如何トノコト、承ハル、コレモ進退ノ類ナルヘケレドモ、希有ノ例ナリ、白香山寄微之詩、鬢毛不覺白毳々、一事無成百不堪、共惜盛時詩闕下、同嗟除夜在江南、家山泉石尋常憶、世路風波子細看、老校於君合先退、明年半百又加三、ハ後聯ニ寒ヲ通ズ、張宛丘ノ臘日、二日暖村ニ路人家迭送迎、婚姻須歲暮、酒醴幸年登、簫鼓兒童集、衣裳婦女矜、敢辭雞黍費、農事及春興、ハ第二句ニ庚ヲ通ズ、又陳后山支韻ノ排律ニ、霓泥ノ二字ヲ通用シタルアリ、皆タマサカノ例ナレハ、後學遵用スヘカラズ、捻シテ變ハズイブン究メ知テ、運用ハ恒ヲ守ヲ要ト心得ヘキコト也、

⁶⁵ 誤字・脱字については、『国字牘遺稿 副本』を参照し、筆者の判断によって訂正した箇所がある。また、長文の欠落が認められる箇所については括弧で括りを入れている。

近体首句ニ、通用スベキハ、東冬支微ノ外、何々ニヤトノ義承ハル、大略ヲイハゞ、魚
虞・佳灰・真文元・肴豪・庚青・覃咸ナトナリ、歌麻・陽庚ハ、至テ近キ韻ノヤウナレ
ドモ、通用ヲ見及ハズ、宋明已来、音韻ハ（次第ニ變ズレドモ、タゞ唐律ヲ守リ、一意
ニ沈韻）カ約束ヲ行フノミ、右ノ外モ、タゞ例ノ有無ニ従フテ可ナリ、捻シテ唐已前ノ
体ノ古詩ヲ作ルニハ、文選ノ韻、右ノ通用ノ例ヲ考ヘテ用ベシ、堅ク沈法ヲ守ルハ、固
陋ナリ、マタ銘贊ナドニ、語モ古ク措ニハ、古韻ヲ用ベシ、選韻ニ従フサヘモ、執滞ナ
リ、マシテ沈韻ヲ以限ルハ、大ニ非ナリ、ソノ古韻ト云ハ、三百篇易楚詞ナドノ韻コレ
ナリ、何ブン秦漢ヨリ已前ノ韻ナリ、古韻ニ、平上去ノ別ナシ、タゞ入聲ノミ別ナリ、
七言律絶ノ首句ニ韻ナク、五言律絶ノ首句ニ韻アルノワケ、イカバトノコト、コレハ七
言韻ナキハ、變韻アルヲ、恒トシテ、五言コレニ及スルノミ、恒變トモ、意ニ任セテク
ルシカラズ、但シ平韻ノ五絶ノ首句ニ、他韻ノ平ヲ用ルコト、古人ニタマサカ見ヘタリ、
打起黄鸝兒ノ類ナリ、コレハナヲ支齊通ズルトモ云ベシ、遺却珊瑚鞭ナドニ至リテハ、
希有ノ例ナリ、五絶ハ古風ト混ズルモノユヘ、コレハ選体ノ遺風ノ、唐詩ニ入タルナリ、
後學ハ準用セズシテ可ナリ、

前日批訂スル、貴稿ノ、趣高雅澹似陶潜ノ句、モトオトアリシヲ、趣ニ改ムレバ、第二
字孤平トナル、イカバトノコト承ハル、律ニ孤平ヲ忌ハ、五言ノ第二字、七言ノ第四字
ナリ、七言ノ第二字ハ、ソノ禁ヤハユルシ盛唐ニハ少ナケレドモ、全クナキニモアラズ、
杜律ニモアリ、中晩宋明ニ至リ、次第々々ニ多クナリタリ、ソノ詳ハ律兆ニ具フ、ズイ
ブン苦シカラヌコトユヘ、改ムルノミ、且又陶ハモトヨリオモ高ケレドモ、全体ノ人物
風標ハ、オニテハ少シの當セザル意味モアルユヘ、趣ニ改メタルナリ、コレハ疑ヒニ及
ボサルハニハアラネドモ、序ナガラコレヲ示ス

ここでは、嘉善からの詩文評価の依頼に対し、竹山が音韻を中心として漢詩文の詩作法に
ついて唐、宋、明の詩を引きながら返答している。

まず、股野嘉善の生い立ちと経歴について確認しておく。嘉善は懷徳堂出身者であり、中
井竹山の門下である。彼の出身地は、播磨国龍野藩〔石高 51,000 石〕（現在の兵庫県たつの
市）であり、瀬戸内沿岸に位置している。また、彼は儒者の家の出であり、享和元（1801）
年に竹山の友人である父股野玉川から「儒者」を襲封したが、同年に小西惟沖は家職の医業
に加えて「読書指南」の兼帯を命じられている⁶⁶。惟沖は天保 6（1835）年になると役名「儒
者」を拝命するが、股野家は元禄一宝永期に召しだされて以来、ほぼ同時期に召しだされた
藤江家とともに、幕末期まで存続する龍野藩における「藩儒の家」であった⁶⁷。この藤江・
股野両家に加え、小西家が参与したのが、江戸幕府による朝鮮外交政策、すなわち対馬にお
ける易地聘礼である。

⁶⁶ 「諸氏略系」（股野家系図、小西家系図）（たつの市立歴史文化資料館蔵）

⁶⁷ 山田真理子「播磨国龍野藩儒・股野玉川の活動実態」（千葉大学人文社会科学研究所研究プロジェクト
報告書 240、千葉大学大学院人文社会科学研究所、2012 年）参照。

易地聘礼は藩主脇坂安董が来聘御用掛を拝命し、実質的な政務を担うことによって実現した。その方針は、老中松平定信が決定したものであるが、定信がこれを採用するにあたって、竹山が定信に上程した『草芽危言』の内容が影響したとする見方がある。しかし、竹山がこの外交政策に与えた影響は、政策立案のレベルにとどまらなかった。この政策実施者の一人藤江家の藤江貞蔵の場合、聘礼が行なわれる以前から、竹山の日朝外交に関する所説に接し、その影響を受けていたとされている。それは、貞蔵が徳川将軍の称号大君号の使用の是非について竹山に問い、それに対して竹山が返答するという事実関係によって明らかにされているが⁶⁸、その根拠となる資料は第1節で述べた『竹山先生国字牘』（「答藤江貞蔵大君称谓ノ弁」、本編八冊に収録）である。

このような事実を踏まえると、貞蔵と同じく政策実施者であった股野家の股野嘉善に対して、竹山が同様に日朝外交の実務面に役立つ所説を説いていた可能性が考えられる。実際、東アジア域圏の外交に当時不可欠な能力とされたのは、漢文を通じた漢籍による情報収集・経学知識修得・漢詩や漢文作成の基礎教養であり、それゆえ、竹山が漢詩文の詩作法を説くに際して音韻を強調するのは、専門能力の向上という観点からの確な指導法であったと考えられる。ちなみに、竹山は安董が来聘御用掛を拝命する八ヶ月前に他界しているが、嘉善の関心の所在をみる限り、嘉善にはこうした外交能力を身につける資質が備わっていたといえよう。

以上のように、竹山と嘉善の問答からいえることは、竹山の音韻を中心とした作詩法は、嘉善が後に参与する江戸幕府の朝鮮外交政策には不可欠の能力であり、それに参与する前から、そこに関心を向けていた嘉善は、そうした能力を体得する素質を持っていたということである。また、竹山の『草芽危言』が幕府の朝鮮外交政策の全体に影響を与え、さらに竹山による藤江・股野両家宛ての書簡が、それに参画した彼ら龍野藩儒の政治実践に役立っていたのであれば、竹山による思想実践は、彼の死後も門人に受け継がれ、江戸幕府の政策立案だけでなく政策実施にまで浸透していたといえよう。

本節の総括として、懐徳堂出身者の実践との関わりから、竹山の返答を位置づけると、両者の関心や竹山の価値観は、彼らの実践に反映したり貢献したりしていたといえよう。また、注目すべきことに、混沌社における懐徳堂と頼家との交流に見られた《史学》と《作詩》、いわば実務官僚の基礎教養ともいえるべき特有の知識を懐徳堂出身者との間にも確認することもできた。

3 外へと機能する「文章」、内へと制御する「敬」

(1) 「書く」ということ

まず、先述した《史学》と《作詩》といった知識を習得したとしても、どのようにしてこれらの知識を実際の政策現場で生かすのかについて述べたい。そこで、『濶翁先生諸説』に

⁶⁸ 前掲、竹腰礼子「文化八年の朝鮮使聘礼と中井竹山及び龍野藩の人びと」参照。

収録されている5「答松藩谷某」を取り上げる。これは、谷某の問いに竹山が答えたものであり、二つのテーマから構成されている。すなわち、「甚矣吾衰也ノ章旨」、「文章ノコト」の順である。そのうち、上記の理由から「文章ノコト」というテーマを取り上げる。以下の引用は、その全文である⁶⁹。

①山崎ノ諸儒ハ、程子ノ説ヲ誤リ會シテ、文章ヲ學者ノ大禁トスルコト甚ダ僻ゴトナリ、實行ヲ廢シ、虛文ニ馳ルコトハイカニモ禁ズベシ、實行ヲ主トシテ文業ヲ修ムルハ、學者ノ當然ノコトナリ、豈禁ズベケンヤ、ソノ程説ヲ謬會ト云ハ、時勢事體ニ通ゼザルナリ、マヅ華域ハ文國ナリ、②文字ハソノ國風ユヘ、學者ナレバ筆ヲトリ文ヲカクコト、常事ニテ巧ナラズトモ、我意ヲ達スルホドノコトハ誰ニテモ出來ルナリ、又③三代ノ古トチガヒ後世ハ及第ノコトアリテ、匹夫ヨリ公卿ニモ至リ、上ナキ富貴ヲモ、運次第ニ究メ、一族マデ浮ミアカルコトナルユヘ、精神ヲ抛テ文章ヲ事トシ、又子弟ノ内ニヤハ才氣アリト見ユルモノアレバ、父兄宗族トモ身上ヲ傾ケテ、文學ヲ専ラニサスルコトナリ、ソレユヘ④天下滔々トシテ文章ニ馳ルコトニナリユクユヘ、篤行ノ君子、道義ヲ重ズル人、コレヲキノドクニ思ヒ深ク⑤浮文ヲ禁ズルナリ、⑥我邦ハ文盲ノ國ニテ、國風ニ非ルユヘ、⑦文章ノコトハ、一切マヅ拙シ又⑧及第ノコトナケレバ、父兄宗族モカツテコレヲ子弟ニ責ズ、又眞才アリテ鬼神ヲ驚スベキ妙文アリトモ、斗升ノ穀ニモナラズ、ソレユヘ⑨文華ニ馳ヨト云テモ、馳ルカヒモナキホドノコトナリ、コノ所和漢大ニ相違ナリ、サテ華人ノ一通リノ文章ヲカクハ、我國ノ人士大夫トイハルハホドノ人ノ、手紙書状ヲカクコトノナラヌハナキガ如クナル、定リコト也、故ニ學者ナラバ、我意ヲ達スルホドノ文ハ、カハデハ叶ハヌコトナリ、サレドモ國風ニ非ザルユヘ、大ニ骨ヲマリ學バズシテハ、ソレホドノコトモ出來ガタシ、ソレユヘ若年ノ内ニ頗ルカヲ費シテカキナラフベシ、ソレヲハヤ文ニ馳ルトテ叱ルハ、大ナルマチガヒナリ、タダシソノ中ニ實行ヲ廢シ、虛文ニノミ馳ル人アラバ、ソレハ學者ノ罪ナレハズイブンツヨク戒タルガヨシ、⑩實行ヲ立トスル人ニ、戒メテ筆ノモタセヌト云コトハ程説ニハナキコトナリ、六經皆文ナリ、文辭ニ暗クシテハ聖學ノ蘊ヲ窮メガタシ、⑪經術ハ五穀ノ如シ、文章ハ烹飪ノ功ナリ、烹飪ノ火ヲソマツニシテ、火災ヲ起シタラバ、罪ハソノ人ニアルベシ、イカニ火災ニ懲ハテタルトテ、家内ニ火ヲ禁ジ、夜モ灯ヲ點セズシテ、我ヨク大ノ用心ヲスルトイハバ、アニ理アラシヤ、先儒ノワカキトキ、文筆ヲミヅカラ禁ジテ老成ノ日ニナリ、カキノコシタキコト、必ズアルヨリ、初テ筆ヲ執ルハユヘ、一句モヨメズ、一語モ下ラズ、羞ヲ後世ニ貽スヤウニナルハ、キノドクナルモノナリ、コレハ有徳者必有言トノ訓ヲマチガヒ心得タルナリ、コノ言トハ常ニ言語ナリ、常言ハ學ブニ及バズ、徳アレバ云トコロオノヅカラヨシ、文ハーツノ藝ナリ、アニ學バズシテヨクスベケンヤ、常言ヲ文章トーツニ心得ル、イハユル崑崙吞棗ナルベシ、

⁶⁹ 誤字・脱字については、『国字牘遺稿 副本』を参照し、筆者の判断によって訂正した箇所がある。

まず初めに、竹山は、同じく朱子学を教義とする闇齋学派が「文章ヲ學者ノ大禁トスルコト」に対して「甚ダ僻ゴト」であるとして厳しく非難し（下線①）、その理由として「實行ヲ立トスル人」に対して「筆ノモタセヌ」ように戒めており、程説を誤解している点を挙げている（下線⑩）。つまり、ここで主題とされている「文章」とは、「読む」ことよりもむしろ「書く」ことに重点を置いたものといえよう。主体的実践行為でもある「書く」を重視するのである。

次に、このような「書く」ことを強く意識した「文章」論を構築するに際して、竹山は、どのような認識を介在させていたのであろうか。それは、日中間の文化比較にもとづく多文化認識であった。中国の事例を挙げたのは、闇齋学派による程説の誤解を正すことに目的があったが、その立論からは科举登用制度の政策的波及効果に注目する姿勢も見受けられる。

結論からいえば、日中間の文化比較の結果、「我邦」には無いものとして指摘しているのは、「国風」と「及第」であった。まず「国風」についてであるが、「文字ハソノ國風」（下線②）と定義し、「我邦ハ文盲ノ國ニテ國風ニ非ル」（下線⑥）と批評している。ここで用いられる「国風」とは、漢籍の読解を背景とした文化的生活ともいえよう。日本では中国と違って、「文章ノコトハ、一切マヅ拙シ」（下線⑦）となるのは、そうした生活形態が不在だからである。次に「及第」についてであるが、中国では「三代ノ古トチガヒ後世ハ及第ノコトアリ」（下線③）として科举制の採用を意識し、その政策的効果として「天下滔々トシテ文章ニ馳ルコトニナリユク」（下線④）と理解している。一方、日本では「及第ノコトナケレバ」（下線⑧）、「文華ニ馳ヨト云テモ、馳ルカヒモナキコト」（下線⑨）として対照的評価を下している。

ここで、竹山の主張をまとめると次のようになる。程子は確かに「浮文ヲ禁ズル」（下線⑤）と説いたが、闇齋学派はその程説を誤解している。なぜなら、中国には長らく「国風」と「及第」があり、世間に「文章」が浸透しきっているので、当然「浮文」を禁止する必要も出てこよう。しかし、我が国にはそもそも「国風」と「及第」が存在しないので、世間に「文章」が浸透せずそれゆえ拙いままである。このように述べて、竹山は、日本において漢文で「文章」を「書く」ことの重要性を主張するのである。

最後に、先述したように、ここで用いられる「文章」という語は「書く」ことに重点を置いたものであると指摘したが、そもそも竹山が「文章」に実践性を持たせようとするのは、どのような意図によるものであろうか。それは「文章」について「烹飪」と例えながら、一方で、「経術」について「五穀」と例えているように（下線⑪）、「経術」を生かすのは「文章」であるという趣旨であったことが理解できる。

以上のように、竹山の「文章」論は、実務に携わる儒者を意識していると思われ、「読む」よりもむしろ「書く」に重点を置いたものであった。また、そうした「文章」論を構築するには、中国における伝統的な規範や慣習、当時の政治制度への理解が必要であったといえよう。注目すべきことに、そうして実践性を伴うに至った「文章」は、それと補完関係にある「経術」によって習得した知識を相手に伝達する役割を果たしていたのである。

(2) 「敬」と実践

次に、文章による伝達行為によって知識を実際の政策現場で生かすにしても、それに際しての内面のあり方について明らかにしたい。そこで、『濶翁先生諸説』に収録されている4「答谷生論主一無適」を取り上げる。これは、谷生という人物の問いに竹山が答えたものであり、「論主一無適」というテーマが論じられている。以下の引用は、その全文である⁷⁰。

①主一無適ノ義、如何トノコト承ハル、ソノ修行ハ切實緊要ノコトニテ、初學ノ人ノ手ニ入ガタキコトモアルベケレドモ、ソノ文義ハ何ノ子細モナキコトナリ、コレヲ事ムツカシク心得ルハ學者ノ淺陋ナリ、蓋シ②コノ四字ハ、モト程子ノ敬ノ字ヲ釋セラレタル言ナリ敬トハ恭敬ニテ、モトヨリ心ニ物ヲウヤマイ重ズルコトナレドモ、アナガチ手ヲツキ腰ヲカガメ尊長貴人ニ事ルコトノミニ限ラズ、タゞ平日ニ心ヲリント引シメ、③總ジテ何ニテモ心底ニ大事々々ト思ヒテ、戒慎恐懼スルコト肝要ナリ、コレヲ④存主ノ敬ト云、コノ敬ノ本ナリ、コノ本タテバ、何ノコトニモ施シテ可ナラザルハナシ、苟モ本立ザレバ事ニ臨ミテ俄ニ敬セント欲シテモ、ソノ敬トバカヌモノ也、⑤程子ノ主一無適ハコノ存主ノ敬ヲ本シテ何事モコノ念頭ヨリ推行フ心モチヲ説レタル也、主、一ハ一ヲ主トスルニテ、心ヲ一途ニスルコト也、無適ノ適ハ音赤ニテ、ユクトヨム、無適ナレバ何方ヘモユカズ、心ノワキヘチラヌコトナリ、一途ナレバワキヘチラズ、ワキヘチラネバ必ズ一途ナリ、故ニ朱子ノ言ニモ、主一ノ外ニ又別ニ無適アルニ非ズトアリ、必竟同シコトヲ丁寧ニ云ナリ、父ニ向ヘバ一途ニ孝ニ志シテ他ニ適ズ君ニ向ヘバ一途ニ忠ニ志シテ佗ニ適ズ、凡ソ⑥人倫ノ交リヨリ、書ヲ讀ミ藝ヲ講ズルマデ、ソノ時ソノ事ヲ一途ニシテ他ニ適ヌコトナリ、故ニ食フベクシテ食ヒ、眠ルベクシテ眠リ哀ムベキコトヲ哀シミ、樂シムベキコトヲ樂シミ、オカシキトキニ笑フモ、ミナ主一無適ニテ、凡ソ存シテ二念ナク、施シテソノ可ニアタルヤウニスルコトハ、皆敬ノ中ニ圍ス、敬以直内義以方外ト云モ是ナリ、然ルヲ⑦世ノ實學ヲスル人必スワリ膝ハリ臂ヲシテ、カリソメニモ果シ眼ニテ、人ヲ義絶スルコトヲ敬義直方ノ訓ト心得タルモアルハ大ナル誤ナリ、勿論敬ハ儼格ヲ正面トスル故ニ、誤リテハカク⑧圭角ノアル方ヘモ流ルベシ、ソレ故程子ハ莊嚴ナドノ字ヲ用ズ、ヒロク主一無適ト説レタルハ意味アルコト也、⑨モシ又一分ノ片意地ヲ出シ、傍人ノ言ヲイサハカ用ヒズシテ、コレヲ主一無適トイハバソレハ一途ニアシキコトヲ主トシテ、ツキニヨキ方ヘユカヌナレバ、ソレコソ固滯人ノ主一、執拗家ノ無適ナルベケレ、程朱門下ノ主一無適トハ、薰蕕氷炭ノチガヒナルベシ、ユクユクワキマヘラルベシ、

まず初めに、谷生から竹山への問いとして「主一無適」の意味をどのように理解しているかと尋ねている（下線①）。それに対して竹山は「コノ四字ハ、モト程子ノ敬ノ字ヲ釋セラ

⁷⁰ 誤字・脱字については、『国字牘遺稿 副本』を参照し、筆者の判断によって訂正した箇所がある。

レタル言ナリ」(下線②)として、程子による「敬」という字の解釈にもとづいて「主一無適」の意味を説明していく。竹山の立論によると、まず、「敬」の根本は「總ジテ何ニテモ心底ニ大事々々ト思ヒテ、戒慎恐懼スルコト」(下線③)を肝要とする「存主ノ敬」(下線④)であり、さらに「何事モコノ念頭ヨリ推行フ心モチ」こそが、程子のいう「主一無適」の趣旨であった(下線⑤)。

では、程子が唱えた「主一無適」を実践するのは、具体的にどのような場面においてであろうか。竹山によると、それは「人倫ノ交リヨリ、書ヲ讀ミ藝ヲ講ズルマデ」(下線⑥)であり、対人関係だけでなく学問、技芸にまで広がるものであった。また、竹山は「世ノ實學ヲスル人」が「敬」を誤解して「必スワリ膝ハリ臂ヲシテ、カリソメニモ果シ眼ニテ、人ヲ義絶スルコト」を批判している(下線⑦)。これは闇齋学派を念頭に置いたものらしく、立ち振る舞いや人間関係に厳格であることが「敬」であるというのは誤解であり、そのような「圭角」(下線⑧)や頑固さは程子の原義とは異なるという。

以上のように、竹山の「主一無適」論は、程子の「敬」の解釈にまで立ち返って説明され、常に冷静さを保つという「存主ノ敬」が「敬」の根本であった。また、それを念頭に置いた実践行為は、対人関係のみならず学問、技芸、つまり先述した「文章」まで含まれるものであった。また、それは、冷静さを保つのに加えて「固滞人」や「執拗家」を避けるべく「傍人ノ言」を用いるといったように、人間関係を含めて柔軟に対応することも求められる(下線⑨)。

以上のように、まず初めに〈実務家〉としての儒者を研究対象とした先行研究を列挙し、頼春水の弟頼杏坪の政治実践が筆者の研究領域に重複することを確認した。懐徳堂と頼家との交流は、竹山が詩社混沌社に出入りすることから始まったが、そこでは、懐徳堂から春水への働きかけとして《史学》の提供が見られ、混沌社から竹山への働きかけとして《作詩》の公刊が見られた。筆者は、こうした学術上の交流を踏まえ、混沌社を一つの起点として〈実務家〉としての儒者が西日本地域に拡がりを持つに至ったとの仮説を提起した。

上記の想定のもと、今回取り上げた『濶翁先生諸説』には、教育分野を除いた社会的活動を行なった懐徳堂出身者(惟沖、松隠、嘉善)宛ての竹山の書簡が収録されている。収録された全ての書簡を調査したところ、その出処は懐徳堂文庫に所蔵された『竹山先生国字牘』であると特定できた。そこには、頼春水や藤江貞蔵といった政治と関わりのある儒者宛ての書簡も含まれていた。

次に、この活動的な懐徳堂出身者(惟沖、松隠、嘉善)による実践との関わりから、彼ら宛ての竹山の返答を位置づけることとした。そこで明らかになったのは、惟沖の場合、彼の民衆を尊重した社倉政策や家臣に痛みを強いる財政政策は、書簡にある竹山の意向や惟沖の関心が反映されており、松隠の場合、既存の慣習に捉われない彼の訴訟処理の実践は、竹山の危機意識が反映されており、嘉善の場合、書簡にある竹山の作詩法は、彼が後に参与す

る江戸幕府の朝鮮外交政策に必須の能力であったことである。また、そこには混沌社における懷徳堂と頼家との交流に見られた《史学》と《作詩》といった実務官僚の基礎教養ともいべき知識が含まれていた。

さらに、『渚翁先生諸説』に収録された「答松藩谷某」という書簡を取り上げ、どのようにして先述した知識を実際の政策現場で生かすのかについて明らかにすることとした。そこで、文章とは、「読む」よりも「書く」に重点を置いたものと理解でき、そうした竹山の文章観には、「経術」を生かすのは「文章」の力であるという主張が込められていた。

最後に、『渚翁先生諸説』に収録された「答谷生論主一無適」という書簡を取り上げ、文章によって知識を政策現場で生かすにしても、それに際しての内面のあり方について明らかにすることとした。そこで、「敬」とは、常に冷静さを保つことが、その根本であり、それを念頭に置いた実践には、対人関係だけでなく学問、技芸まで含まれていた。また、常に冷静さを保つことに加えて、片意地を出さずに「傍人ノ言」を用いるといったように、人間関係を含めて柔軟に対応することも必要とされていた。

本章で取り上げた『渚翁先生諸説』という資料は、その撰者や作成時期が不明である。しかし、撰者が何かしらの意図を持って惟沖、松隠、嘉善らの書簡を選択していたと仮定すれば、この資料の内容を明らかにする意義は大きいと思われる。なぜなら、彼ら懷徳堂出身者はこれらの書簡を受け取った後に自らの出身藩で政治的实践を行なっているが、本稿において彼らの書簡および実践を相互に検討した結果、そこには何かしらの関連性が認められたからである。これは、彼らが懷徳堂に在籍することによって〈実務家〉としての儒者に近づいたことの証左となろう。その点において、第3節で明らかにした実践行為を外的に機能させる「文章」や、実践行為を内的に制御する「敬」は、今後〈実務家〉としての儒者を考察するに当たっての指標ともなろう。

結局のところ、本章で考察した『渚翁先生諸説』の撰者は、こうした思想実践の成功者モデルともいべき人物を選択していたといえる。そうした資料が泊園文庫に蔵されているという事実は、泊園書院が近代において多分野に及ぶ有為の人材を生んだことと何かしら関係があるかもしれない。

補章 播磨国小野藩儒者山田孝堂の学術と実践

本章では、幕末期大坂における私塾の変遷の問題を踏まえて、懐徳堂出身者でありながら後に泊園塾の学術に接近した人物を取り上げ、そうした中立的な経歴を持つ懐徳堂出身者の学術と実践の実態を調査した。

具体的な懐徳堂出身者として、海庵や精齋よりも数歳年長の文化期生まれで維新时期には飾磨県の教育行政に参与した播磨国小野藩儒者山田孝堂を調査した。

史料としては、『孝堂先生遺稿』（以下、『遺稿』）を用いた。『遺稿』は、孝堂の長男山田源太郎と次男窪田修佐が編集し、明治 28（1895）年に出版された孝堂の遺稿集であり、上下二冊で全三巻（文・和歌・詩）から構成されている⁷¹。

なお、長男の源太郎は、孝堂が晩年を過ごした加古川町における実業団体の嚆矢とする「九五會」の設立者の一人である⁷²。「九五會」とは、明治 31（1898）年に営業税が新設されたのを契機として、同年に加古川町の呉服業七名と、源太郎を含む他業五名が組織したものである。営業の発展を図る一方、同業者との摩擦を避け、進んで先進地の商業を視察し、誓文払を実行する等成果の見るべきものが多かった。昭和以後も親睦実業団体として存続している。次男の修佐は、『遺稿』の「藤澤南岳先生序」に「翁已使其子修佐行束脩于余門」とあるように、父孝堂の勧めによって泊園書院第二代院主藤澤南岳のもとで学んだ。また、明治 29（1896）年には『京都繁昌記』という著作を残している。

1 幕末の懐徳堂・泊園塾と維新の〈実務家〉

（1）出生と維新以前

孝堂名は翠、字は節である。文化 13（1816）年播磨国小野藩の町医の家に生まれる⁷³。山田家は代々町医ながら御用医師として藩主や家中の診療に深く関わっていたらしい。居住地は小野町、家禄は二人扶持である。文政 9（1826）年才能を認められ米三俵の手当を与えられ修行するよう藩命を受けている。

二十歳を過ぎてからは、もっぱら経済（いわゆる「経世済民」）の学を修め、兼ねて医術を研究するようになる。後に大坂懐徳堂の第五代学主中井碩果〔明和 8（1771）年—天保 11（1840）年〕に師事し、天保 9（1838）年 4 月 27 日姫路藩の大庄屋三木通明の子通深が懐徳堂に入門した際、孝堂はともに碩果の講義を聴き賦詩を楽しんでいる。『遺稿』の「游争龍灘記」には「余語衆曰。余幼時寓懐徳書院。頼山陽翁來訪我先師」とあり、当時の懐徳堂

⁷¹ 本論文では、『遺稿』を史料として引用するに当たって、文中の句点および漢字は原文のままとする。

⁷² 加古川市誌編修委員会編『加古川市誌』（加古川市、1953 年）438 頁。

⁷³ 山田孝堂の事蹟については、小野市史編纂専門委員会編『小野市史』第 2 卷（小野市、2003 年）の他、笠井助治『近世藩校に於ける学統学派の研究』上（吉川弘文館、1969 年）に記載され、その典拠とされるのは、加東郡教育会編『加東郡誌』（加東郡教育会、1923 年）、前掲、加古川市誌編修委員会編『加古川市誌』、文部省編『日本教育史資料』第 6 卷（臨川書店、1972 年）、藤田敬次編『小野旧藩誌』（歴史図書社、1978 年）である。

には頼山陽が訪問していたようである。孝堂は後に大坂に塾を開いている。孝堂は大坂時代に篠崎小竹、後藤松陰、藤澤東咳、奥野小山ら梅花社、泊園塾の文人らとも広く交わり、儒学について疑問を質し、歴史や文学について議論を重ね一文を草すごとに師碩果の評を求めると意欲的に活動を続けた。

安政の初め四十歳余りになって江戸に赴き、大志を果たそうとする。『遺稿』の「書齋藤拙堂翁書幅」には「余青年寓昌平鬢。常聞翁之事業。歸省際枉路于伊勢。訪翁之草堂」とあり、昌平坂学問所に寓し、先輩である齋藤拙堂の「事業」に関心を持ち、帰省時に当時伊勢にいた拙堂のもとを訪ねたという⁷⁴。藩命があって大志を果たさず、帰郷して藩医に列する。安政5(1858)年6月帯刀御免、御徒目付役御擬七人扶持となり、薬種料金三両が給され、同年末井上顕碩、真嶋道伯、神吉敬純らとともに免血丸の製薬にあたる。

藩士教育における素読教授の人材不足を受けて、近郷加西郡北条村の医師村田有得を推薦する。文久元(1861)年10月有得は二人扶持を給されて迎えられ、文久2(1862)年には孝堂自身が登用されて藩校帰正館の教授を兼務し医学・漢学を教える。その際、藩士のみならず、一般庶民の入学を許し、校舎も増築して帰正館における家中子弟教育は再開されることになった。

(2) 維新の〈実務家〉として

次に、孝堂の〈実務家〉としての側面を確認したい。まず、維新时期における孝堂の飾磨県の教育行政への関与の実態について見てみる。孝堂は、維新後の明治5(1872)年、学制発布の際に撰ばれて飾磨県学務総宰に就任している。退官した後は加古川町に移住して薬種商を営み、家の財産を大いに殖やしたという。

孝堂の「飾磨県学務総宰」の就任から「加古川町」への移住に至るまでの活動状況はどのようなものだったのであろうか。これに関して、『遺稿』の「讀觀光冊子」に次のようにある。

維新之際。官有設立村學之命。而我縣庶務課長。①大野尚者。擔任學務。而訪余于加東郡。謀學校設立之議。將令余爲播全國總裁。余再三辭之。不聽。再有官命。不得已出。②而與尚相謀。選一郡擔頭二名。十六郡三十二名。東西派出周旋。於是。余亦日夜奔走從事焉。巡廻加東郡十有餘日。又從春至冬。巡廻十六郡。而設壹萬餘校。其校則假用寺院社廟。或借村長大家豪農之別莊等充之。纔建其基礎焉耳。其備教員者。舊藩士之徒。或巫醫。或緇流也。出余門者亦六十餘名。僅備其員耳。③其教則習字素讀算術。各任其所好。而不一様。於是。又有國內教則歸於一体之命。余再出巡。集各郡教員。而傳之教

⁷⁴ 齋藤拙堂〔寛政9(1797)年—慶應元(1865)年〕江戸の津藩邸で誕生。昌平鬢で古賀精里に学び、古文に通じた。文政3(1820)年津藩校有造館創建とともに招かれ、講官、待読と進んだ。天保12(1841)年郡宰として治績を挙げ、弘化元(1844)年よりは有造館督学として文武学政を監した。才識明達、詩文に長じ交遊広く、育英の傍ら、文庫の充実や『資治通鑑』校刊など藩版事業への協力、また洋学や種痘など新知識の採用実施に努めた。『国史大辞典』第6巻(吉川弘文館、1985年)198頁参照。

則。然教員素不解石盤石筆之用法。筆算亦不知者往往有焉。④退以三才圖繪爲根據。命畫工島琴江。圖禽獸草木虫魚及農工兵諸器械。且其功用與利害。加鄙見。物品詳細傍記以贈之於文務省。乞之爲小冊子。且自單語綴字至小學讀本略備焉。教則亦歸於一矣。實小學教則書。從我播始矣。其時傳信纔通一線而已。此地之風土人情可以想見焉。⑤余從事學校已三年。至中學校設立。辭職而寓于甕川⁷⁵。

まず、孝堂は維新の際、官の村学設立の命を受けて、県の庶務課長に就いていたという。その当時、「大野尚」という「學務」を担任する人物が、孝堂に会うためにわざわざ加東郡にやって来たらしい。そして、「學校設立」について相談し、孝堂を播磨全国の「総裁」にしようとした。この要請に対して、孝堂は再三固辞したが、「大野尚」はついに聞き入れなかったという（下線①）。

明治10（1877）年出版の『官員録』によると、明治7（1874）年時点の「飾磨縣」の名簿において「八等出仕」「權大属」として「大野尚」、「十五等出仕」「縣掌」として「山田孝堂」の名前が確認できる⁷⁶。このように、孝堂は上記の「飾磨県学務総宰」に就任するに当たって、県上層部から高い評価を得ていたことがわかる。

次に、再度の官命によってやむなく受諾した孝堂は、「學校設立」に向けて、「(大野)尚」と相談して一郡の「擔頭」を二名選び、合計して十六郡三十二名をあちこちに「派出周旋」させたという。一方の孝堂自身はいつも「奔走從事」し、「巡廻」として加東郡に十日余り費やし、同じく十六郡に春から冬まで費やしている（下線②）。このように、孝堂は、上司である「大野尚」と相談して部下を登用し、その部下を管理しつつ自らの任務を遂行しているといえよう。言い換えれば、中間管理職ともいうべき立場にあったのである。

さて、孝堂が遂行した任務は、学舎や教員の手配といった「學校設立」にとどまるものであったのであろうか。その教えは習字・素読・算術であったが、各々「教員」が好むものを教えて一様ではない問題が浮上してきた。それに加えて、「國內教則」を「一体之命」に従わせることになり、孝堂は再び「出巡」して各々郡の「教員」を集めてこれに「教則」を伝えたという（下線③）。このように、孝堂は「學校」「設立」だけでなく、「教則」「一体」の任務を引き受けることになる。

この「教則」「一体」の任務に対しては、孝堂は自らの考えを主体的に教育行政に反映させていく姿勢を見せている。『三才圖繪』を根拠として姫路藩の御用絵師の子「島琴江」に命じて「禽獸草木虫魚及農工兵諸器械」を画かせ、その「功用」と「利害」に「鄙見」を加え、傍らに「物品詳細」を記し、これを「文務省」に贈り、小冊子とすることを要請したという（下線④）。このように、孝堂は自らの考えを反映した教科書を作成し、それを日本全国に流布させることも意図していた。

こうして孝堂は「學校」に従事すること三年、「中學校」が設立されるに至って辞職し、

⁷⁵ 『孝堂先生遺稿』（卷之一「讀觀光冊子」）参照。

⁷⁶ 西村隼太郎編『官員録』（西村組出版局、1877年）明治7年毎月改正。

「麿川」に寓することになるのである（下線⑤）。

以上のように、孝堂は、家職を生かして薬種商を営むのに加えて、維新时期における飾磨県の教育行政にも関与している。上司となる大野尚の孝堂に対する出仕要請の経緯を見ると、孝堂は飾磨県の学務総宰に就任するに当たって、県上層部から高い評価を得ていたことがわかる。また、孝堂は部下である十六郡の担当者を管理しつつ、上司とともに学校設立の任務を遂行する、いわば中間管理職の立場にあった。

さらに、孝堂は学校設立だけでなく、教則一体の任務をも引き受けることになる。この教則一体に対しては、孝堂は自らの考えを教科書に反映させる等、主体的に教育行政に関与する姿勢を見せている。こうして孝堂は中学校が設立されるに至るまで、学校設営に従事すること三年に及んだのである。

（3）大坂遊学の実態

最後に、孝堂の幕末期における孝堂の大坂遊学の実態について明らかにしたい。これについては、『遺稿』の「書東咳先生文集後」が重要である。題目にある『東咳先生文集』とは、泊園書院初代院主藤澤東咳〔寛政 6（1794）年—元治元（1864）年〕が撰した文集であり、東咳の子で第二代院主であった藤澤南岳〔天保 13（1842）年—大正 9（1920）年〕が編集し、明治 17（1884）年に刊行されている。「書東咳先生文集後」では、孝堂がこれを入手して読み終えた後の感想が述べられている。

それによると、孝堂は『東咳先生文集』が出版されるのを待ち望み、それを手に入ると喜びのあまり、身を清めてからそれを誦えたという。読むにしたがって、かつて親交のあった人物を確認することができ、孝堂はあたかも旧友に再会しているような心地となり、青年期の当時を回顧した。一読しても当時の徳を慕う気持ちを抑えられず、再読するとそれがいよいよ感じられ、三読するとますます感服するようになり、ついにその思慕を止められなくなった。そこで、自分の卑見を残すところなく言い尽くすことにしたという。

まず初めに、孝堂は当時の大坂の学者について、次のように述べている。

其際余在浪華。下帷京橋藩邸。血氣旺盛。慨然有自立之志矣。然府下學士韻流。大抵輕佻儂薄。以詩爲學問之上乘。余常慨于此。彼輩何知雅頌之爲何物。況經術文章乎⁷⁷。

このように、孝堂が京橋の小野藩邸で塾を開いて教えているとあるところから、天保期に懷徳堂で学んだ後の批評であると推定される。まず、孝堂が常に嘆くのは、大坂の学者が「以詩爲學問之上乗」とする態度である。「上乘」とは、最高の学問方法というほどの意味である。孝堂は、彼らは文学や漢詩が何なのか、ましてや「經術文章」など知るはずもないと断じている。

次に、孝堂は大坂の学者の学問姿勢について、交友関係があった学者とからめて次のよう

⁷⁷『孝堂先生遺稿』（卷之一「書東咳先生文集後」）参照。

に述べている。

小竹筱翁。世稱博物碩儒。詩文亦可觀也。雖然。惜哉識不高。鬻詩售書。一紙半箋定價。與賈人何選。時時相見於文壇。而唯爲一場話耳。絶無景望念。非吾黨也。奥野小山。有文詩才。務脩飾邊幅。訖々有得色。是安小成之人。其内所養可知焉。松陰後藤翁。温順眞率。無虚飾。有文才。鴻往鯉來。一益友也。笛浦野田翁。帶公務來寓平野坊。醜籍博雅。謙讓不誇。有文才。君子人也。詩素非得意。不足觀。每月三次文會。必往而會焉。帷中有人。得益多。其餘抗顔稱師者。大鹽、春田、八木、香川、早埜、橋本之輩。皆一箇老書生耳。是余所親目擊。非敢驕慢輕議也⁷⁸。

まず、篠崎小竹については、時々文学の世界で出会い、その場限りの話をする関係であった。「詩文亦可觀也」と評価するものの、「鬻詩售書」として自らの文学作品を売るとし、「賈人」と何ら変わらないと批判している。最終的に孝堂は「非吾黨也」と結論づけている。奥野小山については、「有文詩才」としながらも、「脩飾邊幅」としてうわべを飾ることを批判している。孝堂は小山について「小成」に安んずる人物と結論づけ、「其内所養」がどれほどのものかが知られるという。

一方、後藤松陰については、「文才」があるのに加えて、「温順眞率」にして「無虚飾」という観点から評価し、「一益友」と結論づけている。後述するように、松陰とは、孝堂の塾の詩会で毎回出会う関係であった。野田笛浦については、松陰と同様に「文才」があるとともに、「醜籍博雅」にして「謙讓不誇」という観点から評価している⁷⁹。笛浦は公用のため平野坊（含翠堂か）に寓しており、毎月三回文会で出会う関係であった。孝堂は笛浦について「君子人也」と結論づけながらも、その詩の才能は「不足觀」と苦言を呈している。

最後に、大塩・春田・八木・香川・早野・橋本の諸儒については、「抗顔稱師」として皮肉を込めて「一箇老書生」と結論づけている。

では、以上のような人物評価を試みるに当たって、孝堂はどのような評価基準を用いていたのだろうか。それは、「人」の内にある「養い」であった。孝堂は、「察人」、すなわち人を知ることについて、次のように述べている。

夫察才以詩若文猶可也。察人以詩文未可也。若論人必以事業。而察其内所養。則瞭瞭然人焉。凡人飲食衣服及家宅百調度嗜奢靡者。必其内缺乏不少矣。且人不可以言語容

⁷⁸ 同上。

⁷⁹ 野田笛浦〔寛政11（1799）年—安政6（1859）年〕丹後国田辺に生まれる。十三歳の時江戸に赴き、古賀精里の門に入る。文政9（1826）年清国の船が清水港に漂着した際、駿府の代官羽倉簡堂が、清人と筆談出来る者を古賀侗庵に求めた。侗庵の推挙したのが笛浦であった。時に二十八歳。船を長崎に回航する迄の六十日の間、唱和した文詩が広く読まれて、名声が急に高まった。これにより江戸で教授し、大坂に講説のため出張することもあった。嘉永3（1850）年田辺藩主の知遇を得て帰藩し、儒員となり、学校奉行・執政へと昇進、禄二百五十石給与となった。斎藤拙堂、篠崎小竹、坂井虎山と共に、文章の四大家と称せられた。『江戸文人辞典』（東京堂出版、1996年）292頁参照。

貌長短取捨之。不可以貧富長幼輕重毀譽之。不可以博覽多才畏之。唯在其所養何如而已。有人于此。其下筆也。千言立成。其閱書也。五行並下。其賦詩也。險韻難題。限字探体。應聲走筆。五步一絕。十步一律。片片如湧出。誰不謂駿才乎。然若其內所養不存。是所謂群書中一蠹魚耳。不足畏也⁸⁰。

このように、孝堂は、人を知るには、「詩文」だけでは不十分であり、「其内所養」すなわち、「人」の内にある「養い」も知る必要があると主張している。

さらに、孝堂は、人が博覧や多才だけでは「畏敬」できないのは、誰からも駿才と言われる人物であっても、「其内所養」が伴わなければ、「蠹魚」すなわち、本を読むばかりで活用の才のない者であって畏れるには値しないと考えている。したがって、先述した「人」の内にある「養い」とは、要するに実践倫理を指していよう。

後に孝堂が東暎を学者として高く評価するのは、まさにこの評価基準によるものであった。

以下は、上記の「其内所養」という評価基準のもと、孝堂が同文のなかで東暎を評価している箇所である。

[a] 前輩嘗云。後生才性過人者。不足畏。惟讀書尋思推究者。爲可畏耳。格言哉。然府下無讀書尋思推究不怠者乎。曰有焉。東暎藤澤先生其人也⁸¹。

[b] 終年矻矻。專力經義。拮据無虛日。育才教誨不倦。榮名不貪。日夜囂囂然自樂。其内所養可知矣。比諸輕佻儂薄以詩爲學問之上乘者。素不可同日而論也⁸²。

[a] によると、孝堂は『小学』嘉言第五の「前輩嘗説。後生才性過人者。不足畏。惟讀書尋思推究者。爲可畏耳」を引用し、大坂において書物を読んで思い巡らし、自らの学説を考究することを怠らないのは、藤澤東暎先生その人だという。

[b] によると、孝堂は東暎について「其内所養」がわかるとして、一年中骨折って「經義」に専念し、励んでも虚しい日は無く、「育才教誨」を怠らず、「榮名」を貪らず、いつも満足して「自樂」している、と指摘している。孝堂によると、こうした行ないは、他の大坂の学者が「輕佻儂薄」で「以詩爲學問之上乘」とするのとは、非常に相違のあることであった。

ところで、そもそも孝堂が東暎と交流する契機はどこにあったのであろうか。孝堂は今なお忘れられない当時の東暎の言葉を振り返り、次のように述べている。

⁸⁰ 『孝堂先生遺稿』（卷之一「書東暎先生文集後」）参照。

⁸¹ 同上。

⁸² 同上。

余辱忘年之交。特親善能盡其平生。初下帷之際。先生來祝曰。此地京玉兩鎮銃隊所屯集。不可無一學校。余常憾焉。今君幸開校。深嘉獎焉。自今以後。以文事屢往復。子勿厭煩。懇情藹然。蓋其意爲道不辭勞。枉駕來竭婆心。毫無所挾。盡出於赤心。其言今猶在耳底。厚意未嘗忘矣⁸³。

これによると、初めて塾を開いた際、東咳がわざわざ孝堂を祝いに来てくれた。その時、東咳は孝堂の塾が「京玉兩鎮銃隊所屯集」に位置することを理由として、その「學校」が開校するのを「嘉獎」している。この「京玉兩鎮銃隊」が何という軍隊を指すのか不明である。少なくとも東咳はこの防衛目的に立脚する軍隊に興味を持ち、彼らに何らかの学問を施す必要性を認識していたといえよう。東咳はこの訪問をきっかけとして、今後、「文事」「往復」する関係になることを願うのである。

では、こうして東咳と親交のある孝堂は、東咳が率いる泊園塾とどのような関係にあったのであろうか。孝堂の門人高間六甲という人物は、まさに東咳がその入門を期待していたであろう「京鎮銃士」であった。六甲は孝堂より年長者であり、風流好学かつ書が上手だったが、それを人に示すことをせず、常に韓愈の『師説』を誦えて孝堂に従って学んだ。そこで、孝堂は六甲を推挙して泊園塾に入門させることにした。以下は、当時の状況を述べている。

余喜可知也。有門人高間六甲者。京鎮銃士也。長余廿五歲。此人頗風流好學且善畫。然深韜晦。不肯示人。常誦韓氏師説云。道之所存則我師也。何間年之少長。執師弟禮尤慎。余感其好學之篤。使進而入先生門。有老莊荀韓會讀。先生使六甲來告于余。因時時陪席。先生優待特至。招余坐傍而並坐。未嘗門人視。每有奇説。舉以懇告。且問曰懷德堂之説何如。蓋以余學懷德堂也。其意在循々啓發以鼓舞諸生也。於是。弊社文會必聘先生。詩會招松陰寒泉二翁。松陰每會必來。寒泉以余汎交于他門。深忌之。余之汎交無他。欲質經義。問群疑。或議史論文。傍及學派。取捨鍊磨以進我業也。記事論説每一篇成。經碩果先生一覽。而後必乞先生高評。然各異所取捨。是則工夫之一端也⁸⁴。

このように、東咳が六甲を介して孝堂に泊園塾の「老莊荀韓會讀」に参加するように招待している。そこでは、東咳が訪問した孝堂を招いて並んで座り、いまだかつて孝堂を門人には見なさず、友人として遇したといい、東咳と孝堂の親密な関係を窺わせる。

次に、孝堂は以前に学んだ懷德堂とどのような関係にあったのであろうか。孝堂は東咳から懷德堂の学説との関係を問われた際、孝堂の塾では、文会では必ず東咳を招き、詩会では後藤松陰と並河寒泉を招くと答える一方、孝堂が広く他門と交わることに對して寒泉が深く嫌っていることも述べている。

孝堂は自らの「汎交」は、他でもない、「經義」を質して疑義を問い、「史論文」を議論し

⁸³ 同上。

⁸⁴ 同上。

て「學派」までその題材にし、「取捨鍊磨」して「我業」を進めるためだと主張する。自ら書いた「記事論説」は、まず「碩果先生」に見てもらい、その後で必ず「(東咳)先生」に高評を乞うたという。彼らの評価はそれぞれ違っており、こうしたことは自分の学問のあり方の一端を示すものと結論づけている。

以上のように、孝堂は、当時の大坂の学者の学問姿勢を厳しく批判している。孝堂が常に嘆くのは、大坂の学者が「以詩爲學問之上乗」として、詩を最高の学問方法と位置づけ、文学や漢詩の働きどころか「經術文章」さえも理解していないことである。これを孝堂の交友に例えると、篠崎小竹の「鬻詩售書」、奥野小山の「脩飾邊幅」として表れ、「其内所養」を知るべきではないとされる。この孝堂のいう「其内所養」とは、「人」の内にある「養い」、要するに実践倫理である。

孝堂によると、人を知るには、「詩文」だけでなく、この「人」の内にある「養い」も知る必要があると主張する。孝堂はこの「人」の内にある「養い」によって東咳を評価している。孝堂は東咳に対して「讀書尋思推究不怠者」と評しつつ、「其内所養」がわかるとして、「經義」に専念して「育才教誨」も怠らず、「榮名」を貪らずに「自樂」する行ないを挙げている。

東咳との学術交流を見ると、孝堂が自らの門人高間六甲を泊園塾に推挙し、東咳が泊園塾の「老莊荀韓會讀」に招待されてもいる。また、孝堂の塾では、文会では必ず東咳を招いており、一方の詩会に招き、後に懷徳堂最後の学主となる並河寒泉〔寛政9(1797)年—明治12(1879)年〕が、孝堂が広く他門と交わることに批判的であったことがわかる。

2 「富國」策としての「間地」開拓と「貧民」移住

最後に、維新政府の政策目標である「富國」に対する孝堂の理解を検討したい。さて、孝堂は富国につきどのような理解を示していたのだろうか。これについては、『遺稿』の「養蠶説贈某翁」が重要である。

結論部分に次のようにいう。

嗟呼。翁家累世濟生之良心發溢 而與古人開物成務之美意自然相符也。聖賢治國之良法 人民富榮之基趾。於是乎存矣。庶幾國家在官之人士。厚體翁意。擴充其事於各州。他日其濟業可知耳。於是。記以贈之⁸⁵。

このように、結論として、孝堂は、国家の官吏の職にある人士は、深く「翁意」を理解して自己のものとし、「其事」を各地方に押し広げて満たせば、いずれその「濟業」の立派さがわかるだろうと主張している。ここでの「其事」とは、「蠶事」すなわち「養蠶」を指している。ここで、孝堂は官吏のあり方をも提起しているのである。

⁸⁵ 『孝堂先生遺稿』(卷之一「養蠶説贈某翁」) 参照。

では、孝堂はどのような観点から「翁意」を評価していたのであろうか。それは孝堂が詠嘆を込めて賞賛するように、「翁家累世」の「濟生之良心」が、「古人」の「開物成務之美意」と符合する点にあった。「開物成務」とは、人々の知識を開き、世の中の事業を達成させる、という意味で、『易経』繫辭上傳「子曰。夫易何爲者也。夫易開物成務。冒天下之道。如斯而已者也。是故聖人以通天下之志。以定天下之業。以斷天下之疑」から引用されている。こうして「翁家累世」と「古人」の思想が一致することではじめて「聖賢治國之良法」が「人民富榮之基趾」となるのである。

次に、孝堂によってみずからの「濟業」を称えられ、「養蠶説」を贈られた「某翁」という人物だが、この「某翁」は官吏が見習うべき存在とされている。以下は、「某翁」の職業や居住地、修学歴がわかる箇所である。

〔c〕 我夔川驛。有某氏者。一郡之故家也。累世業軒岐術。今主某翁。夙志於養蠶術⁸⁶。

〔d〕 余嘗聞翁幼年遊京師。學於頼翁之門多年矣。篤志經濟之學。常誦聖賢之書。而知義利之辨⁸⁷。

〔c〕によると、「某翁」とは、代々医業を営む家の当主であり、以前から養蚕業に志す人物である。また、「養蠶説贈某翁」は孝堂が加古川町に居住していた時の作なので、孝堂の県出仕が最後に確認できる明治7（1874）年以降の助言であると推定される。

〔d〕によると、「某翁」は青年期に京都に遊学し、「頼翁」の門に多年学んだという。ここでの「頼翁」とは、京都で私塾を開いた頼山陽を指していよう。「某翁」は「經濟之學」を志し、「聖賢之書」を誦え、「義利之辨」を知るに至ったのである。

では、実際の「某翁」の活動と孝堂とのやり取りを通して、孝堂によって評価された「翁意」を見ていきたい。まず、孝堂は「某翁」が「郷里」で受けた「走細利之誹」について次のように述べている。

春夏之候。翁與家人奴婢自取蠶事。孜孜不懈且業餘則緝蠶書。日夜研究不已。余竊嘉獎焉。然郷里有走細利之誹。余聞之不服⁸⁸。

このように、「某翁」の「蠶書」の研究とその実践に対して、孝堂は「竊嘉獎」として奨励する立場にあったのに対して、郷里は「走細利之誹」として非難する立場にあったのである。ここで、孝堂は「郷里」における「養蠶」に対する偏見を提起しているのであろう。

次に、孝堂は「某翁」の遊学経験と「某翁」との文章交換を踏まえ、「某翁」が養蚕業に

⁸⁶ 同上。

⁸⁷ 同上。

⁸⁸ 同上。

志す真意を推し測っている。

今臆度之。翁就蠶書古人所言而施之事實。經驗其當否何如耳。若果得其術。乃欲廣施於各村之窮民也必矣。是所謂期國家之公利。而不期一家之私利者也。翁若謀一家之私利。而不顧國家之公利。則有其本業之在。何倣瑣々婦女子之末技乎。蓋其所志遠且大矣⁸⁹。

このように、孝堂によると、「某翁」が追求するのは、「一家之私利」に対置する「國家之公利」という概念である。また、それは「蠶書」にある「古人」のいう所を「事實」に施し、その「當否」を確かめ、結果として正しければ、広く村々の「窮民」に必ずそれを施さんとする態度に見られるものである。

後に孝堂が「某翁」のもとを訪れ、上記の推測を伝えると、「某翁」から「是獲我心。無遺憾矣。我復何言。可謂知己矣」という返答を受けている。孝堂の予想は見事に的中したのである。

こうして「翁意」を汲み取った孝堂は、「郷里」における「走細利之誹」を解決すべく、次の行動に出ている。

余告郷里細民曰。方今欲起産業者。莫如養蠶之事。請倣於某翁。因之曩日誹議者。今反嘖嘖賞之不已。因謂是翁欲以嘗所學於師門親施于實業也。又可以觀其學術實用不苟之一班也⁹⁰。

このように、孝堂は「郷里細民」に対して、今「産業」を起こすのであれば養蚕業が最も有利であることを訴え、「某翁」を模倣することを要請している。その結果、以前「某翁」を誹っていた者たちが、口々に「某翁」を褒めるようになったという。

では、孝堂はどのように「郷里細民」を説得したのであろうか。それは、恐らく「某翁」と同様に「古人」のいう所を重視したものであったであろう。孝堂は、先述した「郷里」における「養蠶」に対する偏見を提起するに際して、次のように述べている。

夫養蠶素非賤事也。在昔歴歴有制式矣。上自皇后。下至於公之夫人卿之内子大夫之命婦冢婦及士庶人之妻妾。皆供其事甚審矣。蚩民不解事。誹之亦宜哉⁹¹。

このように、孝堂はそもそも「養蠶」が「賤事」ではないとしながら、「蚩民不解事」という愚民観のもと、昔の「制式」を見れば、上は天子の「皇后」から下は庶人の「妻妾」ま

⁸⁹ 同上。

⁹⁰ 同上。

⁹¹ 同上。

で、世の婦女子は皆「蠶事」に供していたことを指摘している。ここに、孝堂が「古人」のいう所を典拠として「産業」に対する偏見に囚われた「郷里」を説得している様子が予想できるであろう。

しかし、孝堂は自らの「養蠶説」として「某翁」に贈ったのは、こうした「郷里」での説得ではなかった。もう一方の「養蠶説」として「官」への提案が挙げられる。これについては、孝堂は次のように説いている。

余又有一説。曰我邦沃野幾千里。間地之可開墾者居多。擇荆棘之荒原。榛莽之山野。欲隨便開拓而遍植桑樹。盛養蠶之業也。官若許之。則使貧民移於其地。給之衣食。且教之養法。寬緩以誠意導之。懇懇育成。以使用之。其富國之實功。不出數年。而其洪益蓋不可測焉⁹²。

このように、孝堂は「富國」策として、「官」による社会および経済政策を説いている。それは「官」によって山間の地を開拓し、桑樹を植えた後で、「貧民」をその地に移住させ、衣食を彼らに支給し、かつ、養蚕の手法を教え、養蚕業者へと「育成」し、「使用」する計画であった。ここに、孝堂が「貧民」救済を主眼とした「富國」策を「官」に提案する意思が窺われるであろう。

以上のように、孝堂は、国家の官吏に対して「翁意」を身につけて「養蠶」を普及させるならば、「某翁」の「濟業」の立派さがわかるだろうという。それは「翁家累世」の「濟生之良心」が、「古人」の「開物成務之美意」、すなわち知識を開いて事業を達成することと符合するからであった。この見習うべき「某翁」とは、京都の頼山陽に学び、「經濟之學」を志して「義利之辨」を知る人物であり、医業を本業として養蚕業に志していた。

まず、孝堂は「某翁」による「蠶事」に対して「走細利之誹」があったとして「郷里」における「養蠶」に対する偏見を提起する。次に、孝堂は「某翁」の真意は、「國家之公利」の追求であり、それは「古人」のいう所を「事實」に施し、その「當否」を確かめ、正しければ「窮民」に必ず施すという態度に見られるとした。

この予想が見事に的中すると、孝堂は「郷里」の「某翁」に対する誤解を解くべく、実際に行動し、「郷里細民」に対して今は「養蠶」が有利であり、「某翁」を模倣することを要請する。しかし、孝堂が自らの「養蠶説」として「某翁」に贈ったのは、こうした「郷里」での説得だけでなく、「官」への提案もあった。それは山間の地を開拓し、「貧民」移住を実施した後、養蚕業者として「貧民」を「育成」「使用」する「富國」策であった。

以上のように、〈実務家〉としての儒者の一事例として、播磨国小野藩儒者山田孝堂を考察した。これまで筆者が考察してきた懷徳堂出身者と違って孝堂は維新时期に活躍し、播磨全域を管轄する飾磨県の教育行政に関与した人物である。孝堂が活躍した時期は、泊園塾が多

⁹² 同上。

方面に人材を輩出した時代と重なっており、藤澤東暎と親交があったことから、孝堂は当時隆盛していた泊園塾の学術の影響を受けていた可能性が高い。

まず、学術面では、孝堂の大坂游学の実態を明らかにし、次に、実践面では、〈実務家〉として「政策者」に加えて「経営者」の側面にも注目した。さらに、孝堂の養蚕業を営む友人とのやり取りから「富国」への対応を官吏に対する見方に沿って考察した。

考察の結果、孝堂は維新时期に「政策者」のみならず、「経営者」として「産業」に関する助言者として「郷里」で活躍していることがわかった。孝堂は、愚民観によりながらも、古典からの教養によって因習にとらわれる「郷里」を教導し、そこでの「利」に対する見方を転回させる役割を果たしている。

孝堂が某翁による「國家之公利」を賞賛し、某翁に対して、「官」の協力を前提とした「貧民」救済を伴う「富国」策を説くのは、孝堂の懷徳堂における上下一致の精神を継承している証拠となろう。ここに、江戸と明治の時代をまたいで連続する通念を見ることができる。一方、孝堂の学術交流を概観すると、孝堂の塾の文会に東暎を必ず招き、さらに孝堂が東暎主催の「老莊荀韓會讀」に参加し、孝堂が子の窪田修佐を南岳に学ばせる等、泊園塾の学術を深く受容している様子が知られる。また、後に懷徳堂教授となる並河寒泉が、そうした孝堂の広く他門と交わることを批判している事実からは、孝堂の泊園塾と懷徳堂の塾主との関係において対照的結果を見ることができる。

結局のところ、孝堂の実践思想の根幹には、「経術文章」の機能を重視した、「人」の内にある「養い」があり、それが東暎を高く評価する物差しになったと考えられる。孝堂がこの通念をいつどこで獲得したのかは定かではないが、孝堂が昌平黌の寄寓時に斎藤拙堂の「事業」に関心を示している点からして、昌平黌関係者の間にそれが共有されていた可能性が考えられる。

第Ⅱ部 対外的危機への対処と先儒批判からの変革

—泊園書院出身者—

まず第1章では、儒教と政策との親和性如何という問題を念頭に置きつつ、武士身分出身の学者、但馬国出石藩士多田海庵という人物を考察対象として取り上げたい。後述するように、海庵は幕末の〈実務家〉として、主に国土防衛の分野において活躍したが、同じく武士身分出身の学者でありながら〈実務家〉として位置づけられる人物として、信濃国松代藩士佐久間象山が考えられる。また、海庵の修学歴をみると、儒教だけにとどまらず、武道、仏教、諸子、蘭学をはじめとした様々な学問体系に触れており、東洋と西洋の学問を幅広く受容した象山との共通点を見出せる。

しかし、海庵についていえば、私塾泊園書院の都講となったのに加え、出石藩の藩校弘道館の寮長となって「聖人之徳」について議論していたように、一口に学者といっても海庵の場合、その学問の中心に儒教があった可能性が高い。そこで、幕末の〈実務家〉としての儒者という観点から、海庵の政治実践に焦点を当て、海庵の現実社会に対する現状認識、とりわけ当時の外交課題に直結する海防意識に接近したい。

第2章では、前章で明らかにした海庵の政治実践との関連を踏まえつつ、対外的危機を自覚した海庵が民衆を教化しようと考えた場合、どのような思索を通して自らの政教論を構築していくのかについて考察するものである。

第3章では、幕末期の泊園塾の塾則を作ったとされ、のちの泊園塾（泊園書院）の学風に影響を与えたと考えられる出雲国松江藩儒者雨森精齋〔文政5（1822）年—明治15（1882）年〕という人物を考察する。

本論文では、精齋にとって〈実務家〉経験の集大成となる公議所での活動を手がかりとして、幕末維新の精齋の制度認識の全体像に接近したい。

ところで、筆者はこれまで日本の儒者の政治実践に注目してきたが、彼らを考察するに当たって〈思想家〉と〈実務家〉という二分法が有効であった。なぜなら、後者の〈実務家〉としての儒者が当時の藩社会で一定の存在感を持ち、本論文でそれを捉えることができたからである。しかし、幕末期にもなると、元々実務に携わる武士でありながら豊かな儒教教養を持つ人々が現われてくる。これは筆者の研究枠組である〈実務家〉としての儒者の解体を意味するといえよう。

そこで第4章では、上記の観点から〈実務家〉としての儒者研究の終着点に立つ人物として因幡国鳥取藩士安達清風〔天保6（1835）年—明治17（1884）年〕を取り上げたい。清風は実務に携わる武士でありながら幕末期の泊園塾に入塾し、次いで江戸および水戸に游学、維新时期には岡山県の養蚕業の発展に貢献した人物である。

清風の政治実践の先行研究は、磯田道史「幕末維新时期の藩校教育と人材登用—鳥取藩を事例として」（『史学』第71巻2,3号、三田史学会、2002年）が挙げられる。それによると、清風が水戸游学時に藩主に上書した安政3（1856）年の藩政改革の議（「七議」）を考察し、

「言路洞開」や「人才挙用」と同義の言説が引用されていることを踏まえて「藤田東湖の著作『常陸帯』の影響を強くうけている」と結論づけている。

本論文では、清風の教育的背景の全体像に接近するため、水戸遊学時の経験に限らず、大坂の泊園塾と江戸の昌平黌の在籍時の経験にまで考察対象を拡げることとする。一方、清風の政治実践は、幕末から明治にかけての連続面を探るため、幕末期の献策活動等は概観する程度にとどめ、維新时期の教育および産業振興を中心に考察することとする。

清風は岡山県の勝田郡地方の原野を開拓し、そこに桑樹を栽培することによって県下有数の蚕業地とする功績があった⁹³。では、清風はどのようにしてこれらの事業を推進し、どのような教育的背景によってその実行力や構想力を培ったのであろうか。

その問いに答えるため、まず、幕末期の略歴を概観した後、遊学先の交友に宛てた文章を通して清風の学术交流の実態を明らかにし、次に、開拓地での活動履歴を概観した後、開拓地で推進した学校運営を通して清風の開拓地での構想と実践を提示する。最終的に、幕末期の清風の学术交流が維新时期の清風の教育および産業振興とどのように関わるのかについて接近することを目標としたい。

⁹³ 木村泰二編『勝農史』創立八十周年記念（岡山県立勝間田農林高等学校、1981年）14,15頁。

第1章 但馬国出石藩儒者多田海庵の海防意識

本章では、19世紀後半における対外的危機、すなわち近代資本主義国による植民地化の脅威に対処した一例として、泊園書院出身者である多田海庵の幕府・出石藩・朝廷の国土防衛に関する意見書を取り上げ、外交課題に関する海庵の現状認識に接近した。

1 献策以前前半生・「東門日乗」・大砲試射・年寄堀父子の施政糾弾

(1) 前半生

まず、海庵の前半生を概観したい⁹⁴。

号は海庵、名は初め経之、のち立德。但馬国出石藩士多田義徳の長子として、文政9(1826)年3月27日出石柳町で生まれる。母は出石藩儒桜井東門(通称:良蔵)の養女である。多田家は、義徳の曾祖父義春が正徳年間に仙石家に出仕して以来であり、代々「弥太郎」「助之丞」と称している。ちなみに、桜井良蔵という名が見える「御侍帳」によると、多田助之丞の知行は「五十俵五人扶持」、役付は「普請奉行」である⁹⁵。

海庵は出石藩の藩校弘道館で桜井石門に学び、天保14(1843)年大坂泊園書院の藤澤東咳の門に入り、その都講となっている⁹⁶。のち大坂城南の日蓮宗雲雷寺に寓し、諸子・百家・仏家・諸宗の書を渉獵している。弘化元(1844)8月江戸の昌平坂学問所に入り古賀侗庵に学んだが、ことに頼三樹三郎と交流している。

江戸遊学を果たした海庵は、次に下野国烏山藩士小川某に甲越軍法を学んだが、弘化2(1845)年10月には京都に遊学し、古義堂の伊藤東峰に学んでいる。海庵が古義堂に入塾した時期は、最盛期から約四十年が経過した六代塾主東峰の在任最後の年に当たる。

海庵は翌弘化3(1846)年5月、京都の順正書院で蘭方医新宮涼庭に学んでいる⁹⁷。

海庵はこうして約三年間の江戸・京坂遊学を終え、故郷出石に帰り、弘化3(1846)年7月、藩校弘道館の寮長となっている。また、翌弘化4(1847)年6月になると、馬廻席に列せられた。しかし、嘉永元(1848)年正月海庵はまたしても長崎へと遊学し、高島秋帆の高弟大木藤十郎に砲術を学んでいる。

⁹⁴ 海庵の事蹟については、『出石町史』の他、その典拠とされる伝記として、小島功一編『王政維新』(田中宋栄堂、1891年)、干河岸貫一編『近世百傑伝』(博文堂、1900年)、山方香峰編『近世人傑伝』(実業之日本社、1907年)、藤澤南岳編『菁莪録』(1913年)、田尻佐編『贈位諸賢伝』(近藤出版社、旧1927年、増1975年)が挙げられる。しかし、海庵の著述・献策の時期および名称については、武田芳太郎『但馬志士伝』(兵庫県朝来郡朝来町公民館、1956年)が最も詳しい。『菁莪録』は吾妻重二編『泊園書院歴史資料集一泊園書院資料集成1』(関西大学東西学術研究所、2010年)に影印されている。藤澤東咳の門人の略伝を収めたものであり、大正2(1913)年に東咳の子藤澤南岳が編纂している。

⁹⁵ 25「御侍帳」(出石町史編纂委員会編『出石町史』第3巻、1987年)322~346頁。

⁹⁶ ちなみに、『菁莪録』(1913年)では、海庵の入塾時期は「弘化元(1844)年甲辰」と記されている。

⁹⁷ 順正書院については、鄧洪波「京都順正書院初探」(吾妻重二編『泊園記念会創立五十周年記念論文集』、関西大学東西学術研究所、2011年)225~264頁参照。『菁莪録』(1913年)によると、順正書院の院主新宮涼庭の養子新宮涼介は、まさに海庵が順正書院に入塾した弘化3(1846)年泊園書院に入塾している。

海庵はのちに長崎を去り、小倉藩にて砲術を実験し、帰途各地を遊歴して砲術を講じている。帰藩すると、藩主仙石久利へ西洋流の大砲試射を願い出、それが許されて嘉永2(1849)年10月には出石城外で砲術を試みている。それに際し、近隣の豊岡・宮津・田辺はもとより、鳥取藩士も見物人となった。そののち、海庵は旧来の古流を伝授する藩内の砲術師範からの反発を受け、工夫して造った新砲を藩主久利に献上しようとするものの、嘉永6(1853)年新たに出石藩の年寄となった堀鯉助の手によって遮られている。

(2)「東門日乗」

次に、出石藩の老儒桜井東門の日記「東門日乗」を確認したい。日付は、弘化4(1847)年5月27日である。そこで記された内容は、この老儒も通い慣れたであろう藩校弘道館に当時の出石藩主仙石久利を招いた時の出来事である。そこでは、多田海庵(通称:弥太郎)が約三年間の江戸・京坂遊学を終えた後、弘道館の寮長として輪講している様子が伝えられている。日記の文面から、海庵の教説に対して東門がある種の違和感を覚えていることが窺えよう。

早朝用意し五半時前弘道館へ罷出、御締役加藤四郎兵衛・岡部鉄五郎・多田助之丞・小山徳甫罷出、御奉行仙石右馬助殿、御年寄仙石内蔵介殿・磯野六郎次殿御出席、御用人杉原源太左衛門・頭取乗竹弼・岡木極人、四時過御出被遊、如例御小納戸井諒介へ、帰城後初而被為入、恐悦之至、難有奉存候旨申上、御機嫌奉伺候、無程被為召、不相更奉蒙御懇意、夫々御請申上、且今日之御出、格別有かたく奉存候旨申上候、聖殿御拜礼被遊、謙蔵書経請尺、畢而多田弥太郎・森元叔蔵輪講被仰付、兩人共無滞相濟退く、

多田弥太郎は三・四ヶ条捨置がたき条有之二付、別席にて夫々教諭いたし置候、能々呑込候様子にて、当人儀、傑出ノ所も有之候へ共、又余り多言にて聖人之徳を議し、先儒を歴詆し、仏を有益トいふ類、夫々ヶ条事繁多故不記取也、此兒、何卒実学ノ徒ニ相成ねハよいがと阿んし過候而右様別席にて段々教諭したし置候、無程殿様御帰被遊、我等如例、御次へ御礼伺罷出候、被為召段々御懇意有之、夫々御請申上退く⁹⁸、

桜井東門は海庵の義理の祖父に当たる。すなわち、海庵の母の義父が東門であった。桜井家は出石藩の「藩儒の家」であり、海庵は青年期まで藩校弘道館において東門の子桜井石門に学んでいる。この東門が違和感を覚えたのは、孫の海庵が「実学ノ徒」に通じる教説を説いた点にあった。具体的には、聖人の徳をやかましく議論し、次々と先儒をそしめる一方、仏教を有益と主張したことを指している。ここで、海庵は儒教を基本としながら仏教をも取り入れ、実際に役立つ学問を構築していた可能性が考えられる。

⁹⁸ 188 (弘道館にて進講、多田弥太郎ら輪講)、「東門日乗」(出石町史編纂委員会編『出石町史』第4巻、1993年)96頁。

次に、東門の略歴を確認したい⁹⁹。東門は安永 5 (1776) 年に備前国和気郡是里村近藤恒邦の子として生まれている。東門の家族関係については、初め外戚の播磨国赤穂藩儒赤松滄洲の養子となり、のち出石藩儒桜井東亭の娘婿となってその家学を継いでいる。東門の修学歴については、肥後国に遊学して熊本藩の藩校時習館の教授高本紫冥に従学し、次いで京坂に出て、皆川淇園・中井竹山の門に出入りし、さらに江戸に出て佐藤一斎・谷本鬱谷と交友し、頼杏坪が江戸に出るに及んで、杏坪・倉成竜渚・大窪詩仏・菊池立山と「不朽社」を結んで詩文を研修するようになった。のちに帰藩して出石藩の藩校弘道館の教授となり藩士を教導するに至っている。東門が専攻した学派については、初め諸家に入出入りして折衷学を唱えていたが、晩年は宋学を修めるようになっている。東門は安政 3 (1856) 年に没している。

以上のように、東門は大坂遊学時に懐徳堂に出入りし、さらに、江戸遊学時に頼杏坪と詩文結社を作っている等、これまで筆者が考察してきた〈実務家〉としての儒者たちと交流している事実がわかる。実際、東門は政策実施者として政策現場に配された経験はないものの、藩の重役と親密になって自らの政治意見を表明し、出石藩の財政政策に実質的に関与している¹⁰⁰。こうした実践的性向は東門の父桜井東亭の経歴では確認できない。

このように、出石藩における〈実務家〉としての儒者の嚆矢でもある祖父桜井東門が孫の海庵の教説に違和感を覚えている。そもそも、海庵の教説に対して東門が違和感を覚えているのは何故であろうか。その疑問に対し、東門と海庵はともに江戸時代後期において〈実務家〉として活躍するのであるが、この両者が直面した社会的課題はそれぞれ異なっており、それゆえ、その課題解決へと向かわせる思想内容にも大きな差異が生じるに至ったという想定が考えられる。

2 国土防衛の意見書—蝦夷地の開拓を提案した背景

海庵と交友関係にあった頼三樹三郎が、嘉永 6 (1853) 年のペリー来航を契機として国事に奔走するようになったのと同様に、海庵は万延元 (1854) 年 3 月になると、故郷出石を出奔して江戸に向かい、出石藩主仙石家と親戚関係にあった豊後国岡藩主中川久昭の屋敷へと駆け込み、当時ともに出石藩の年寄であった堀新九郎・鯉助父子の施政糾弾の上書を提出している。

それ以来、軍事技術の提案に限られていた海庵の政治意見の表明が、質・量ともに発展・拡大し、出身藩の出石藩だけでなく幕府および朝廷をも含めた三つの行政機構を通して、その政治意思の具現化が目指されるようになっていく。この堀父子糾弾の一件により、海庵は万延元 (1854) 年 6 月に江戸で入獄を命じられるが、同年 8 月になると故郷出石に移され、のちに自宅幽閉となって以降著述活動に専念するようになる。

⁹⁹ 桜井東門の略歴については、笠井助治『近世藩校に於ける学統学派の研究』下 (吉川弘文館、1970 年) 964 頁。

¹⁰⁰ 東門の文政年間における藩政関与については、36 (造酒の諮問に答える)、37 (造酒に上ヶ米減額を建言)、41 (造酒の節儉案文に敝意傍注)、前掲、「東門日乗」28,29 頁。

そこで、獄中およびその前後の海庵による著述・献策の詳細が窺える『但馬志士伝』(1956年)をもとに、先述した多方面に展開する海庵の政治意見の表明が、どのように実施されたのかについて、海庵による著述活動および献策活動の両者の関係から確認したい。以下、著述・献策の完成および提出年次の早い順に並べている¹⁰¹。ちなみに、■印は著述の題名、○印は献策の事蹟を示している。

- 嘉永6(1853)年 海防雑議、報国十議
- 万延元(1854)年 赤心密奏、時務略等
- 安政2(1855)年 内言
- 安政3(1856)年 關蝦夷策、操練略式、火器図識、達徳精義等
- 安政4(1857)年 時務略外書、海防雑議、關蝦夷策の書を「水戸老公」に上る
- 安政4(1857)年 三器衍義
- 安政5(1858)年 機密封事、続機密封事、馭戎明弁等
- 安政6(1859)年 馭戎三鑑、皇国大典、管見鈔、時務閑話等
- 万延元(1860)年 天機点識鈔、萬国一覽等
- 文久元(1861)年 蝦夷同度考、人種移殖考等
- 文久2(1862)年 「焉主世子政固公」に遠望十策を上書す
- 文久3(1863)年 「姉小路少将」に撰海防禦意見書を上る

上記三件の献策の事蹟から、その献策先に注目すると、それぞれ、幕府・出石藩・朝廷の三つの行政機構に自らの政治意見を表明したものといえる(後述)。これらの意見書の内容分析に加え、その献策前後で書かれた著述の題名を確認すれば、海庵における政治意見の表明が質・量ともに発展・拡大していく様子が理解されよう¹⁰²。

(1) 徳川斉昭への献策

まず、幕府に自らの政治意見を表明したものとして、海庵が安政4(1857)年に幕府の海防・政務参与であった徳川斉昭〔寛政12(1800)年—万延元(1860)年〕に献策した意

¹⁰¹ 献策の事蹟については、献策先に無事に届けられたものに限って、海庵による政治意見の表明がなされたものと見做して挙げている。安政元(1854)年の堀父子施政糾弾の上書に関しては、それ以降の海庵による過激なまでの政治運動の出発点となったが、特定の政治勢力の排除が主目的であり、具体的な政策提言にまで踏み込んでいない。著述の題名については、海庵の撰述は上記の他、大道一覽、国体一覽、正学心鑑、地球小識、明鏡照魔録、淫祠通考、修身録、安民六議、禁錮始末、責難諫草、耕雲秘策、機事貴密、詩文草稿、火技伝習録、上水戸老公封事、遠遊紀行、海庵私譜、天祐録、書灰雑著、観劇小史等、40部余りがあったとされている(題名の誤字・脱字については、『成仁集』の緒言を参照して訂正した)。

¹⁰² 海庵の意見書および著書は、海庵が生野の変で遭難したことに加え、維新後の明治9(1876)年出石市街大火によって、その殆どを焼失する事態となった。しかし、これらの災難を逃れた意見書および著書を海庵の子多田信が『成仁集』第一編および第二編として編纂している(多田信は第十編まで編纂するつもりであったが、現在確認できるのは第一編および第二編だけである)。本章では、『成仁集』第二編に所収されている意見書および著書を使用して海庵の政治意見を分析している。

見書を取り上げたい。海庵が齊昭に上書したのは、「時務略外書」、「海防雜議」、「關蝦夷策」の三つの著書である。しかし、生野の変による海庵自身の遭難や維新後の出石市街の火災により、これら全てを焼失したらしい。したがって、今日において完全な形でその全貌を把握することはできない。

以下、海庵の子信の説明文を読めば、次に取り上げる「關蝦夷策條目」の全文から、そのうち「關蝦夷策」の概要を掴むことができると判断されよう。

先人遺著ノ關蝦夷ニ関スルハ關蝦夷策蝦夷同度考等ノ書アリ其要略ハ左ニ記載スル所ノ條目ニ於テ見ルヘキナリ

不肖信識

關蝦夷策條目

關蝦夷策別冊認置候得共冗長ニ涉リ候故巨細之議論ハ口達ニ譲リ條目丈抜取左ニ相認候

- 一 ①蝦夷海漁獵並往來運漕之諸用相達候様〔I〕 愚考之輸柱船製造御試相願度奉存候事
- 一 御開荒爲手始日本地之人氣引寄候様第一名号正敷仕度蝦夷地一体北海道ト御改号國名村名此迄之唱之文字ニ御引換夫々御選号相成仕度存候事
- 一 蝦夷地一体諸大名へ任願而御分配日本地ヨリ銘々人種募寄追々培植開墾仕候様被仰付度事
- 一 信上越羽海岸無之諸大名へ蝦夷地警衛被仰付番城等追々屯田土着之姿ニ相成其邊爲城地被成下開墾被仰付度事
- 一 奥羽三越海岸受之諸大名へ蝦夷地番兵應援ノ手當被仰付此又援兵ノ手筈急速間ニ合候様番城造築其邊爲城地被成下開墾相兼屯田ノ姿ニ相成候様被仰付度事
- 一 松前地〔IV〕北極出地四拾貳度清朝順天府ノ北ノ氣候ニ相當且松前ヨリ東北二百里アツケシ邊ニハ自然生ノ粟稗等モ有之趣彼是相考候へハ四拾四五度迄ノ處随分開墾モ可相成ト存候併開墾前當分ノ處ハ此迄松前家仕來ノ通山海ノ漁獵へ夫々算當米酒諸品等此方ヨリ令交易番兵并土人共扶助介抱被仰付其内追々御世話有之墾田仕候様御仕向被爲在度事
- 一 開墾前土人漁獵ノ品交易ノ處置松前家仕來ノ通取計可申候共在番并分配ノ諸大名右利益ニ泥ミ却而蝦夷地開墾ノ本意取失候テハ如何ニ付此段可然被仰出惣而開墾ノ諸費爲手當前廉ヨリ追々相貯候様仕度就テハ②産業之利益三ツ分ノ割合ニ御仕組一分ハ分配ノ國元へ爲運上金收納一分ハ彼地産業交易ノ諸入用ト相定支配ノ長役ハ被任置一分ハ支配下ノ人種銘々ノ得分ト相極右三分共開墾ノ入用金夫々割合除置候様仕候事
- 一 分配ノ諸大名ヨリ爲地資之租税土産又ハ運上金等相當ノ割合員數相定公儀へ上納被仰付候へハ右運上ノ多少ニ依而開墾ノ精粗モ相分御開荒御引立ノ機要共可相成

存候事

- 一 前條三分ノ内ヨリ爲除金貯置候品相應餘慶有之候へハ人種培植田面開墾ノ人夫養育ノ元手ト仕右人夫へ申付畑面荒起不寄何品勝手次第植付開發右畑面檢地租税盛付ノ大畧此迄松前家ニテ一坪ニ錢貳文一反ニ錢六百文ノ租税差出候割合ニ準而盛付候様仕度事
- 一 荒起之畑面大抵一人前何程ト地所配當ノ員數ニ定次第ニ地味モ宜敷相成候へハ畑作ノ穀種等蒔試追々田面ニ仕立候様御世話有之五ヶ年毎ニ檢地相改相應租税相増候様仕度事
- 一 支配ノ長役ハ不及申③爲開墾日本地ヨリ招寄候人種並土人ノ内頭立重立候者共孰レモ土分農兵ノ姿ニ取立産業ハ一概不限農作漁獵工商ノ差別無之其志ニ任而申付候様仕度事
- 一 田面開墾ノ正味ハ無之候共其身銘々ノ志願ニ任セテ地面一町ヨリ數十町數百町分配ノ書付相渡或ハ千石百石五十石等大抵其身ノ心柄身柄ニ應而書付相渡開墾次第右可令知行之旨申渡候ハ、屹度引立ニモ相成候歟ト存込候事
- 一 右申渡五ヶ年之間ニ開墾取掛候際モ不相見候へハ右書付取上別人ニ相渡候様仕度事
- 一 ④頭立重立候土人へ此迄隨身之面々ハ足輕中間等之格ニ取立右長役之者ヨリ表立相改夫々分附惣テ家人ノ姿ニ取計申度事
- 一 此上開墾等際立得益ノ模様ニ寄右⑤頭立重立候者共へ〔Ⅱ〕愚考ノ新砲一挺宛令製造一ヶ年ニ一度宛廣野ニ於テ令集會操練等相試防禦之儀心懸候様仕度事
- 一 右⑥新砲ニテ陸戰ノ操練相試候上猶蓄財ノ餘慶モ有之候へハ數輩組合〔Ⅲ〕愚考ノ砲船令製造海軍ノ操練相試候様仕度但右砲種ハ鑄造料餘程相懸候儀ニテ割合差出候様可仕事
- 一 ⑦初ヶ條申立候輸柱船モ此又大割合ニ懸テ費目差出一湊ニ二三艘宛ハ製造漁獵軍用相兼具貯仕度存候事
- 一 培植ノ人種壯年無妻ノ者無之惣テ鰥寡孤獨ノ者無之様精々世話有之婚娶等ノ儀支配長役ヨリ頭々申談爲致世話人種繫榮仕候様引立申度ト存候事
- 一 支配長役ノ居館并支配下ノ屋敷等港々へ城砦ノ姿ニ取立運上蔵等造築追々大港ニ相成候様人種其地へ令屯集候様仕度候事
- 一 ⑧山海ノ村々此又小砦等取立頭立重立候者配住右へ分附ノ足輕中間相纏令居住産業又ハ開墾等便宜引立時々長役ヨリ見廻リ勸懲相加可申事
- 一 支配長役ハ不及申惣テ開墾骨折候者共子孫永續封縣之姿ニ相成候様御仕向被爲遊候テハ人氣着實不仕開墾之勵無之候間其段分配之國元ニテ相心得候様屹度定制段仰出度様奉存候事
- 一 分配之諸大名ヨリ公儀へ被相預候上東北海諸國諸藩之町々へ建札仕浪人始百姓町人等有志之面々其外困窮暮兼候者ヨリ乞食非人ニ至迄不限男女蝦夷地へ渡リ度候

ハ、其日ヨリ御扶助可被成之間何月何日迄何之港へ罷出居候ハ、船ニテ載歸候ノ旨相認惣テ日本地ニテ活計成兼候人種漸々招集蝦夷地へ差遣頭々へ分附産業取立ノ人夫ニ召使婚娶等迄致世話安樂居住候様取計申度事

- 一 日本地ヨリ引連參り候者共ハ寒氣難凌儀ニ付衣類居室ノ手當共一切諸費長役ヨリ相賄追テ産業際立利益相見候ハ、右料年賦ニテ差引取上可申事
- 一 惣テ分配ノ諸大名ヨリ差出候一切ノ諸費并人夫扶助ノ雜費等産業得益ノ上三分ノ割合ニテ運上金相納候外追々差引此又年賦ニテ相償候様仕度事
- 一 此度御開荒ニ就テハ元來蝦夷地松前家ヨリ御引上ノ御趣意屹度相心得⑨此迄松前家ヨリ町下請負人共へ任置其名ハ介抱ト唱テ實ハ銘々ノ利益ノミ相考聊モ開荒ノ所業無之却テ漁獵ニ差支候逆墾田杯及禁止候様ノ儀ニ相成候テハ御引上ノ詮モ無之且北門ノ鎖鑰警衛ノ御本意ニモ相背候條開荒分配ノ諸大名へ精々被仰渡候様仕度事
- 一 右開荒大様ノ規模荒々認取候得共右ハ其地へ罷越候上次第ニ工夫相考申度儀ニテ一定取極候儀ニ無之應變之取計種々可有之歟ト相考罷在候併初之内ハ松前家仕來之通土人ト漁獵之産物交易仕候儀專要ニ有之就テハ⑩土人引立海底之諸産昆布始雜草雜物刈取又ハ漁獵等之便利ニモ相成候様心附及候〔Ⅰ〕愚考ノ水器御試相願度猶⑪此上金銀鑛掘立牛馬育方一切地方ノ産業ニ便利相成候品相考申度萬一蒙大命候得者乍不及粉骨碎身愚者ノ千慮夫々相試御開荒ノ埋草ニモ相成候様心懸申度奉存候事

右通計貳拾六箇條爲心懸認置候事

辰正月（安政三年）

多田彌太郎¹⁰³

まず初めに、蝦夷地開拓に際し、〔Ⅰ〕～〔Ⅲ〕「愚考ノ〇〇」と表現されている、産業および軍事に資する自らの発明品の試行を出願している点に注目すべきであろう。

〔Ⅰ〕「愚考ノ輪柱船（＝水器）」については、蝦夷海の海上で漁業および運輸業に利用される船舶であり、その船舶を製造して試行することを出願している（下線①）。また、その船舶は漁業だけでなく軍事にも用いられ、一湊につき二、三艘ずつ配備する計画であり、大きな「割合」をかけてその経費を捻出するのである（下線⑦）。

ここでの「割合」とは、蝦夷地における産業上の利益を、蝦夷地に配置された大名の国元への運上金、蝦夷地の産業および交易にかかる諸経費、支配下にある移民各々の所得として三分割され、さらに、その三分ともに開墾にかかる経費として、それぞれ「割合」を除き置くことである。また、それは幕府主導のもと推進されており、利益を優先した諸大名による開拓事業の非効率性を考慮した結果であった（下線②）。

しかし、そうした幕府主導の開拓事業が実施される前の当分の間、アイヌとの漁業産物の交易に専念すべきであり、この船舶は、アイヌによる海底の雑草雑物の刈取および漁業にと

¹⁰³ 多田信編『成仁集』第2編（多田信、1890年）所収「關蝦夷策條目」

って便利になるように配慮されてもいる（下線⑩）。

〔Ⅱ〕「愚考ノ新砲」については、開墾等が盛んになって利益を上げるようになると、「頭立重立候者」にその兵器を一挺ずつ製造させ、さらに一年に一度ずつ広野に集会させ、陸戦の操練等を試行することを出願しており、それは非常事態に備えて防衛に心掛けることに目的があった（下線⑤）。

ここでの「頭立重立候者」とは、開墾のため内地から招集された移民およびアイヌのうち、人材登用によって「士分農兵ノ姿」に取り立てられた、リーダーとして重きをなす者たちを指しており（下線③）、彼らは山海の村々の小砦に配置され、彼らの従者ということで足軽中間に取り立てられ、「家人ノ姿」に仕立てられた者たちとともに居住する計画であった（下線④および下線⑧）。

〔Ⅲ〕「愚考ノ砲船」については、先述した新砲により陸戦の操練を試行した上で、さらに蓄財の余慶がある場合、数名の協力のもとその兵器を製造させ、海軍の操練を試行することを出願している。ただし、その砲種の鑄造料に経費がかかるため、幾らかの「割合」をかけてその経費を捻出する計画であった（下線⑥）。

次に、既に海庵が考案した〔Ⅰ〕～〔Ⅲ〕の発明品に加え、海庵は今後、鉱業や畜産業をはじめとした地方の産業に便利となる製品を考えたいと表明している。また、そうした発明品の試行によって開拓事業を前進させるよう心掛けるとしている（下線⑪）。

ところで、海庵が上記のように蝦夷地開拓について献策する契機となったのは、寛政期以降、幕府が蝦夷地を直轄し、開拓の端緒的試みを行なったことが背景にある。それは北方ロシアに対する警戒と箱館開港による国際的影響への対処が主眼であり、すなわち対外的な動機によるものであった。しかし、先ほどの下線⑪における海庵の決意表明をみると、維新以後の北海道開拓の主要な動機となる、近代化のための富源の獲得と開発に繋がる思考が「鉱業」への着目という視点から窺われる。

さらに、上記の〔Ⅰ〕～〔Ⅲ〕が導入される開拓計画の全体を俯瞰すると、近代における北海道開拓の幾つかの特徴が見受けられる。それは、明治期の北海道開拓事業が、政府がリードする国家主導型で進められた点と、先住民であるアイヌに対して徹底した同化政策を行なった点において確認できよう。

国家主導型の開拓事業については、〔Ⅰ〕の計画で見られた、諸大名主導の開拓事業の非効率性の指摘だけでなく、幕府が継承する松前藩の蝦夷地経営、すなわち商人に経営権を委ねた場所請負制度が漁業を含めた狩猟の障碍となり、さらに開墾を禁止するまでに至っていることを問題視している（下線⑨）。つまり、海庵は大名や商人といった自己利益に規定される小さな経営主体ではなく、市場や採算に左右されない強大な中央権力による蝦夷地経営を望んでいるのである。一方、アイヌに対する同化政策については、〔Ⅱ〕の計画で見られた、人材登用を通してアイヌを「士分農兵ノ姿」および「家人ノ姿」に仕立てるように、外見から同化を求めている点に特徴があり、国土防衛への意識と並行する形で、近代特有の民族観も芽生え始めている。

最後に、〔IV〕「北極出地」についていえば、これは〔I〕～〔III〕のように海庵自らの發明品ではないが、北極星の位置をもとに緯度を計測し、地図上の数値を求める作業を指している。こうした比較的新しい天文学の技術により、東アジア地域における正確な地理認識が得ることが可能となっており、それにより開拓計画の立案がなされている点に注目すべきであろう。

（2）土岐鋭雄への献策

次に、出石藩に自らの政治意見を表明したものとして、海庵が文久2（1862）年に出石藩主の養嗣子候補であった土岐鋭雄（後の仙石政固）〔天保14（1843）年—大正6（1917）年〕に献策した意見書を取り上げたい。これは焼失することなく完全な形で収められている。以下は、海庵の子信の説明文も含めその全文である。

先人遺著ノ勤王ノ事ニ關スルハ報國十議三器衍義等十余部ノ書トス而シテ王政復スヘキノ意見ヲ記セル書類ノ如キハ遭難ノ際故ニ之ヲ火中ニ投シタリ左ノ一書ハ舊主ニ奉呈シタル書類ノ一ニシテ幸ニ筐底ニ存ス是ニ由テ推考スルニ當時眼中徳川幕府ナク王師起ルアレハ為ス所アラントスルノ企圖ヲ窺フヘキナリ書中御家トアルハ仙石家ニシテ尊公様ハ舊主仙石政固君ヲ云フナリ

不肖信識

今度蒙御赦免候ニ付報効之寸志左ニ奉申陳候

遠望十策

- 第一策 國難鎮定ノ大謀者已ニ御成功此上所願老尊公様御韜晦恭己富強之策優遊御經書士民鎮撫國祚恢復之御志業悠々積年曆而御貫通アラセラレタク奉願候事
- 第二策 私事此上者御家ニ對シ奉ツリ尊諭遵奉何事モ十分韜晦唯々願之上上京縲紲中ノ著書奉備 叡覽就而尊公様御英名ヲ 天聰ニ達シ奉リタキ事
- 第三策 田中河内介始義舉ノ面々ト交ヲ結ヒ、就而薩長諸藩ヘ志ヲ通シ御家勤王ノ本意ヲ内達致シ置キ、且ツ我藩奸黨再發ノ機ヲ冥々ノ中ニ差押ヘ後患ナカラシメタキ事
- 第四策 本願寺引受ノ蝦夷地ヲ御家ニ申受開荒仕リタク右地開荒ノ支配私蒙命候ヘハ不費御國用經營仕リタキ事
- 第五策 大阪ノ豪商加島屋作二郎ヘ蝦夷地開荒運輸ノ用ヲ達スル大船製造ノ組立ヲ頼ミ込タキ事
- 第六策 滯京時々世上ノ新聞ヲ御家ニ達シ奉ツリ時機ヲ熟視シテ寸策ヲ献シタキ事
- 第七策 今度昇進之權中納言島津和泉殿ヘ万一此上以勅旨征夷大將軍ノ職ヲ命セラル、時ハ内謁ヲ請ヒ寸策ヲ奏シ尊 皇攘夷ノ大謀ヲ輔翼周旋致シタキ事
- 第八策 海岸ノ地悉ク列侯ヘ分配諸土土着セシムルノ策ヲ献シ但馬國海岸美含二方ニ

郡ノ地御家ニ附屬ノ朝命ヲ願ヒタキ事

- 第九策 天下事變ノ機ニ應シテ万一諸国鼎沸瓜分之勢ヲ爲シ候ヘハ密奏内願 綸旨ヲ申受ケ義兵ヲ擧ケテ但馬全國ヲ鎮撫シ此迄幕鎮ノ地ヲ御家ニ附屬セシメ尊公様ヘ但馬之守護職タルヘキ旨 禁裡ヨリ補任有之様周旋致シタキ事
- 第十策 但馬國ノ守護職タル上ハ兵ヲ師イテ丹波丹後等ノ 皇命に叛ク列侯ヲ征討シ直ニ上京禁闕ヲ守護シ奉ツリ御家永ク京都北面ノ藩鎮トナリ沿海ノ大藩ト比肩一方ノ干城トナルヘキ大業ヲ尊公様ヘ御勸メ申上タキ事

右十策ノ内第一策ハ已ニ其端ヲ啓キ畢ンヌ餘ノ九策モ迫テ成功臨機應變小出入有之候共大略ノ規模ヲ外サス一々志業ヲ遂ケ度ト存込候但シ天祐神助ト其身ノ壽夭ハ智力ノ窺ヒ知ルヘキ所ニ無之且孰レモ年曆ヲ積ミ日月ヲ費ヤシ事ノ品ニ寄優游機ヲ待チ候事ニテ其内敬ノ一字ヲ終身之一大至寶トシテ或ハ韜晦如愚或ハ活動乘機龍蟄豹變進退不測膽ヲ九天ノ上ニ揚ケ心ヲ九地ノ下ニ潜メ必志ヲ達スヘキト念力神明ニ誓ヒ候條豫メ申上置奉仰御英察候尤機密之大事奉申上候迄モ無御座候得共御緘默奉願候事

文久壬戌十二月五日

立德盟嗽敬白¹⁰⁴

まず初めに、出石藩仙石家が実行すべき政策判断として、第四策の下線部にあるように、「本願寺」が担当している蝦夷地経営を引き受け、蝦夷地の開拓事業に関与することを提案している点に注目すべきであろう。

ここでの「本願寺」による引受とは、本願寺の家臣松井中務を中心とした蝦夷地開拓計画を指している¹⁰⁵。嘉永 6 (1853) 年ペリーが浦賀に来航すると、松井は、蝦夷地は我国の「北門ノ鎖鑰」であるから、箱館に本宗の寺院を建て、王法為本の宗旨を説いて現地の民衆を教化すべきことを本山に建議した。安政 4 (1857) 年になり幕府が蝦夷地の開教を公許すると、松井は蝦夷地を開拓して屯田兵を置き、蝦夷地の物産を京都に輸入し、その利潤によって開拓費用を充たそうと画策、本山に請い、自ら進んで開墾御用係となっている。実際、松井は本山家臣を蝦夷地に派遣し、上記の計画で得た利潤を開拓だけでなく、兵備の資本や町民の所得にも充てている。

つまり、海庵と競合関係にある本願寺の家臣松井に代わり、海庵が蝦夷地開拓事業の責任者となれば、出石藩仙石家の藩財政から出費せずに経営してみせるというのである。蝦夷地経営に対する海庵の自信の高さが窺われる。

では、出石藩が蝦夷地の開拓事業に関与する場合、その責任者となる海庵の経営手法としては、どのような特色が見られるのであろうか。第五策の下線部によると、出石藩の信用を背景として大坂の豪商「加島屋作二郎」からの融資を引き出し、前章でみた海庵自らの発明

¹⁰⁴ 前掲、多田信編『成仁集』第 2 編所収「遠望十策」

¹⁰⁵ 岩田真美「幕末期本願寺における勤王家の家臣—松井中務について」（『本願寺史料研究所報』第 40 号、2010 年）参照。

品である「輸柱船」の製造ラインを構築する構想が予想できる。

ちなみに、「加島屋作二郎」とは、堂島米市場の入替両替・大名貸資本として代表的な豪商加島屋作兵衛の文化5（1808）年における分家であり、入替両替・高松藩宇出津米売支配を勤め、大名貸をし、大坂の箱館産物会所用達として知られている¹⁰⁶。

したがって、自ら考案した蝦夷海に適した産業・軍事兼用の船舶製造を蝦夷交易に精通した金融資本と結びつける経営手法であり、技術導入によって産業に貢献しようとする点にその個性が窺われる。

次に、出石藩以外の行政機構が実行すべき政策判断についてどのように考えているのであろうか。第八策の下線部によると、朝廷に対して海岸の地に悉く諸大名を分配して藩士を土着させることを念頭に置いて、出石藩仙石家に対して他領に属する美含郡および二方郡の計二郡を出石藩仙石家に属させる朝命を出願することを提案している。

これらの提案は、軍事力に勝る諸藩が近隣の幕領の海岸防備をも担うことに主眼があるが、そうした国家意思の決定は、幕府ではなく朝廷によって担われている点に注目すべきであろう。一方、幕府に対しては、第七策の傍線部によると、薩摩藩主島津和泉家が将軍となった場合に献策し、「尊王攘夷ノ大謀」を手助けしたいと考えている。

しかし、実際には、第三策の下線部における出石出身の「田中河内介」が寺田屋騒動に関与して薩摩藩の手によって殺害されているように¹⁰⁷、薩摩藩政の実権を握っていた島津久光の脳裏には、海庵が待望する尊王攘夷ではなく公武合体があった。それにも関わらず、第六策の下線部では、京都の政局を見極めながら出石藩の針路を導こうとする海庵の強い意思が窺われる。海庵は尊王攘夷を主目的としながら、出石藩と朝廷に対して、場合によっては幕府に対して自らの政治意見を表明するのである。

最後に、これら十策の策略を遂げる際の心掛けとして、海庵が結論部分の傍線部において、「敬」の一字を最上の宝とする姿勢を挙げている点は、海庵の思想実践を支える通念如何という観点から注目すべきであろう。

（3）姉小路公知および学習院への献策

最後に、朝廷に自らの政治意見を表明したものとして、海庵が文久3（1863）年に朝廷の国事参政であった姉小路公知〔天保10（1839）年—文久3（1863）年〕と、幕末京都に設けられた公家の学校で尊攘派の公家・志士の政治的集会場でもあった学習院に献策した意見書を取り上げたい。しかし、実際を上書された封事、著書、地図等は収められていない。そこで、文久3（1863）年時点における海庵の手記と思われる史料〔題名不明〕を取り上げ、

¹⁰⁶ 加島屋の事業展開については、『国史大辞典』第3巻（吉川弘文館、1983年）282頁。

¹⁰⁷ 田中河内介〔文化12（1815）年—文久2（1862）年〕は但馬国出石の医者小森信古の子。出石藩儒井上静軒・京儒山本亡洋に学ぶ。亡羊の推挙で中山忠能に召し出され、同家家臣田中綏長の婿養子となる。同家用人として庶務や中山忠愛・忠光の教育を担当。また、明治天皇養育の御用掛となる。ペリー来航後、国事につき中山忠能に種々献策、他方、志士とも交際。文久元（1861）年中山家を致仕し尊攘運動に専心。寺田屋騒動で薩摩藩に捕らわれ、鹿児島への護送船上で殺された。

史料上に窺われる幾つかの献策内容を検討したい。以下は、その全文である。

皇國內外之憂近年來遂日切迫是ニ於テ
叡慮斷然攘夷之令ヲ下シ玉ヒシカハ①言路忽チ開通シテ草芽之危言ト雖トモ上徳ニ達シ
廟議ヲ助ケ奉ツルコトヲ得ルニ至ル賤愚立德カ如キ者ト雖トモ亦聊建白之旨アリ去ヌル
四月上京〔Ⅰ〕封事及ヒ年來著ハス所ノ書ヲ學習院ニ上ツル其後姉小路宰相中將殿攝
海巡見之 勅使トシテ下向シ玉フ時御供之列ニ加ハリ歸後又〔Ⅱ-1〕一通之封事ヲ中將
殿ニ上ツル由ツテ②封事中建白之一條蝦夷開荒之要器ニ供センカ爲メ蒸氣船ニ代用セ
ント愚考之新製輪柱船トイヘル船製造ノ雛形ヲ造ラント欲シ暇ヲ告ケテ但馬國ニ歸リ
シニ忽チ中將殿横難ニ逢ハセ玉ヒシヲ聞ヒテ再ヒ上京靈墳ニ謁シテ拜吊シ奉ツリ滞留
四五日ニシテ歸ル猶③造船之願ヲ遂ケンカ爲メ船工車工ニ命シテ日夜指揮從事之折柄
今月廿三日姉小路殿待臣中條右京突然トシテ出石ニ來リ茅屋ヲ訪ヒ告ケテ曰ク去ヌル
五月來長州ノ變アルヲ以テ攘夷ノ 勅旨益切迫即チ沿海ノ要地ヲ巡見ノ爲 勅使四方
ニ下向中國鎮西ヨリ攝海ノ咽喉ニ至ル迄次第ニ心ヲ用ヒ玉フト雖トモ京師搦手ノ後門
トモイフヘキ若狹越前丹後等ノ守備亦忽カセニスヘカラス由ツテ建白ノ上云々ノ内旨
ヲ蒙ル敢テ請フ同行巡視形勢ヲ記シテ之ヲ獻言セラレンコトヲ予思フニ造船ノ舉切急
心ヲ盡ストイヘトモ 朝廷機要ノ公事速カニ命ヲ奉セスンハアル可ラスト即チ君命ヲ
請ヒ許容ヲ得テ同月廿七日右京ト同シク出石ヲ發シ舟程六里川流ヲ下ツテ城崎ノ温泉
ニ達シ船工車工ヲ召シテ若越丹海岸巡見ノ内旨ヲ告ク然ルニ船工車工皆曰ク竹ノ濱ニ
於テ製スル所ノ船形方ニ成就ニ近カラントス然ルニ④一日指揮ヲ得スシテハ新製ノ器
械構架ノ法ヲ諳ンセス願クハ船形成就ノ後ヲ待ツテ巡見ノ舉アランコトヲト予モ亦久
シク船形ノ速カニ成ランコトヲ希望シ日夜ニ之ヲ責メテ今成功ニ臨ミ手ヲ離ツコト甚
タ惜ムヘシ由ツテ右京ト謀リ右京子獨リ巡見シテ予ハ留ツテ速カニ造船之功ヲ終ンコ
トヲ告ク右京モ亦其言ヲ然リトシテ之ヲ諾シ即刻途ニ就カントス予即チ〔Ⅲ-1〕嘗テ跋
渉スル所若越丹ノ形勢ヲ語り且ツ海防要隘ノ地ヲ指示シ添フルニ地圖ヲ以テシ獻言ノ
一助ニ供セシメ總テ右京ノ口頭ニ讓リ形勢諸件ハ筆紙ヲ煩ハサス唯若越丹守備ノ大旨
ヲ客舎ノ席上ニ筆シテ巡見ノ責ヲ償フコト左ノ如シ

抑外夷 京師ヲ襲ハントスルノ策ヲ推考スルニ墨夷最モ諸蠻ノ媒タルヲ以幕府ノ奸吏
ト親ミ内應ノ便ヲ得テ江戸ノ地ニ占據シ跋扈ノ勢ヲ逞フシテ遙カニ京師ヲ襲フノ体ヲ
示シ英佛兩夷ハ淡路ヲ挾ンテ左右ノ兩海門ヨリ闖入シテ攝ニ碇泊直チニ小軍船ヲ以テ
神崎淀川等ノ河口ニ遡リ兩夷兩道ニ分レテ上陸砲戰京師ヲ襲フノ勢去ンヌル庚申ノ歲
英佛二夷清國北京ニ攻入ルノ跡ヲ學ハントスルコトアルヘシ⑤魯夷ハ必同時ニ北海ヨ
リ若越丹ノ海岸ニ浸入シ後門ヨリ不意ニ出テ、京師ヲ襲ハントスルコトアルヘシ此ノ
如ク⑥一時四方ヨリ敵ヲ受ケナハ怯弱無智ノ族一應恐怖ヲ抱キ和ヲ謀ラントスルノ奸

謀ヲ企ツル者アルヘシ然レトモ雄藩列侯心ヲ合セテ 禁闕ヲ護シ奉ツリ一點心ヲ動スコトナク勤王ノ精忠至誠天ヲ動カシ時ニ臨ンテ日月ノ錦幟ヲ進メ前後左右破竹ノ勢ヲ向フ所ニ發シ百衄不屈ノ大勇ヲ未戰ノ前ニ練リ玉ハ、毫髮モ内外ノ奸謀ニ陥ルコトアルヘカラス諸夷ヲシテ 皇朝ノ神威ヲ仰カシムルコト決戦必死ノ地ヨリ斡旋シ來ルヘシ加之攝海ニ小砲船ヲ排列シテ烙鉄箭ヲ連射スル愚考ノ海軍ヲ試ミ玉ハ、英佛ノ軍艦百千ノ數ニ至ルトモ一艦モ殘サス燒亡攝海ノ魚腹ニ葬ムルコト案ノ内ニ在ルヘシ論自贊ニ近シト雖トモ⑦軍慮ノ前ニハ強テ辭讓スルコト武略ノ本意ニアラスト〔II-2〕已ニ其大意ノ姉小路贈宰相中將殿ニ供奉攝海巡見歸後建白スル所ノ封事中ニ具スルヲ以テ煩ハシク爰ニ論セス其他墨夷奸吏ト内通シテ跋扈ノ事アラハ之ヲ征伐スルノ略前定セスンハアル可ラス其策已ニ草稿ヲ具シテ密奏セント欲スレトモ未タ其便ヲ得ス機密ノ大謀異日上京ノ日ヲ以テ密奏建白スヘシ恐レナカラ 叡慮ヲ安ンシ奉ツリ 朝威ヲ復シ奉ツルコトヲ一言ノ下ニ決センコトヲ期シ奉ツル⑧此數件皆必シモ深く憂ルニ足ラス只憂フヘキハ魯夷逐年浸潤⑨近年刊行ノ中外新報ヲ閱スルニ五六年来八百門ノ大砲ヲ清國ニ鬻キ滿洲黒龍江ノ北地四千余里ヲ一面ニ買取り黒龍江ヲ界トセシニ又江ヨリ南濱ノ地幅六百里長サ二千七百余里ヲ手ニ入レ「カラフト」ヨリ西北我北面ニ當ルノ地悉ク魯夷ノ版圖ニ屬シ【a】〔終ニハ滿洲ヲ席卷シテ朝鮮ヲ手ニ入レ清國ノ後ヲ蠶食スルコト〕必定ナルヘシ且今度買取ル所ノ滿洲ノ地金銀煤鉄産出ノ地不少由ッテ黒龍江ノ港口ニ大市鎮ヲ立ツルノ議アリト云々已ニウルクツ島以北ノ諸島寶貨百出ノ由海國圖志ニモ載セタレハ次第ニ垂涎ノ情止ミカタク【b】〔カラフトヨリ始メ蝦夷全地ヲ蠶食シテ終ニハ 皇國ノ全城ヲモ覬覦スルコト〕情狀鏡ニカケテ明カナリト知ルヘシ其憂遲キカ如クニシテ實ハ速カニ緩キカ如クニテ實ハ急ナリ果シテ其説ノ如クナル片ハ⑩我國忽チ頭上ニ敵ヲ受ケテ進退彼ノ制ニ從ハサルコトヲ得ス彼且黒龍江ノ大市鎮ヨリ數ケ軍艦ヲ出スコト緩急意ニ應スヘク北海ヲ出沒シテ沼邊ヲ騷カスコト斷絶之期ナルヘシ⑪仰キ願クハ時機ニ先ツテ遠クハ蝦夷地ヲ開キ北門之鎖鑰ヲ巖ニシ近クハ若越丹之海岸ヲ固守シテ京師ノ後門ヲ閉テ魯夷ノ憂ヲ未然ニ防キ玉ハンコトヲ予嘗テ建言スル鎮國之略京師ヲ以テ天主臺トシ大坂ヲ本丸トシ淡路島ヲ二ノ丸四國ヲ三ノ丸九州ヲ追手ノ外構トシ山陰山陽ハ西郭紀勢參尾ハ南郭其余東海東山諸國ハ東郭就中關東ハ東郭之一出丸トシ北陸ハ北郭蝦夷地ハ北郭之外構トシ北陸之中敦賀之港ヲ京師後門之通用門トシテ若越丹之諸侯ニ命シ警備尤巖ナラスンハアルヘカラス孫子ニ曰ク出其所不趨趨所不意是レ兵家ノ大事ニシテ英雄之最心ヲ灑ク所トス太宗門對ニ曰ク朕觀諸兵書無出孫武十三篇無出虛實此二句即チ孫子虛實篇之眼目ニシテ豊臣太閤西征東伐所向無敵百戰百勝ノ功ヲ立ツルモ機密ノ大事偏ヘニ此二句ヲ出テス四國薩州北條等ノ征伐其跡顯著此二句ヲ以テ之ヲ掩フヘシ當今諸蠻之戰略思フニ此一事ヲ以テ機謀ノ要トスルコト必定ナルヘシサレハ襲蠻之詭謀ヲ禦クニハ全實ノ守備ナクンハアルヘカラス虛實篇ニ又云ク攻而必取者攻其所不守也守而必固者守其所不攻也ト是即チ攻守之機略ニシテ其守ヲ論スル所直チニ全實ノ守備ト稱スヘシ忽シテ諸夷暴威ニ誇ルト雖トモ妄ニ有

備ノ鋒ニ向ッテ一戦ノ勝チヲ争フコトヲ得ス必ス其所不守ヲ窺フヲ必勝ノ大機ヲ試ミ
ントス然レハ我ニモ早く其攻メマシキト思フ所ヲ守ルコト巖密ニシテ若越丹即チ其地
ナルヘシ仰キ願クハ敦賀之津ヲ攝海ヨリモ重ンセラレ其峽海之両岸東岸ハ越前福井ヲ
始メトシテ同國ノ列侯悉ク砲臺ヲ築キ西岸ハ小濱侯一手ニ命セラレ砲臺ヲ築キ正面ノ
港内ニハ彦根侯ニ命シテ砲臺ヲ築カシメラレ坂城ノ警衛ハ御免アルヘシ此ノ如クニ三
面ヨリ相挾ンテ夷艦ヲ包打ノ略ヲ講セハ敦賀ノ要門始メテ患ナカルヘシ次ニハ宮津田
邊峯山豊岡ヨリ我出石ニ至ル迄各其近海之實備ヲ講シ要阨ノ港ヲ固メテ京師後門之守
備稍ク全カルヘシ加之巡見之 勅使ヲ迎ヘテ臺砲試放守備不怠ノ檢察ヲ蒙ラハ孫子虚
實之本意ニモ叶フヘク外夷 皇國之虚ヲ窺フノ便ナカルヘシ方今時勢ニ感激シテ賤士
ト雖トモ不知所恐遙ニ中條右京ニ託シテ〔Ⅲ-2〕封事ヲ學習院ニ上ツリ 朝廷ノ明察ヲ
仰キ奉ツルト云爾

多田立德頓首九拜敬白¹⁰⁸

海庵の朝廷に対する献策先は、先述したように、少壯尊攘派公家として国事参政に就任した「姉小路公知」と、尊攘派の武士・公家の政治的集会場として機能した「学習院」が挙げられる。以下、史料上で確認できる全ての献策を献策時期の早い順に並べておく。それぞれ、左から献策先、献策形式、献策内容を示している。

〔Ⅰ〕：文久3（1863）年4月
学習院、封事と著書、不明

〔Ⅱ-1〕および〔Ⅱ-2〕：文久3（1863）年4月
姉小路公知、封事、蝦夷開荒之要器と武略ノ本意他（「撰海防禦意見書」）

〔Ⅲ-1〕および〔Ⅲ-2〕：文久3（1863）年7月
学習院、封事と地図、若越丹守備ノ大旨

上記の献策のうち、史料の量的関係から、学習院に対する献策Ⅲ「若越丹守備ノ大旨」を中心に検討するが、それ以外にも、姉小路公知に対する献策Ⅱ「蝦夷開荒之要器」と「武略ノ本意」について、その推測できる範囲内で簡単に確認しておく。

まず、「蝦夷開荒之要器」についてであるが、海庵が提供する要器として、第四章でみた「愚考之新製輪柱船」が見えており、それは蒸気船に代用されるのであるが、姉小路公知に献策Ⅱを渡し終えてすぐ、海庵は故郷但馬に帰ってその船舶の「製造ノ雛形ヲ造ラン」とするのである（下線②）。

また、この「造船之願」を遂げるため、「船工車工」を日夜指揮し（下線③）、そうして海

¹⁰⁸ 前掲、多田信編『成仁集』第2編所収。題名は不明。

庵の部下となった「船工車工」の口から「一日指揮ヲ得スシテハ新製ノ器械構架ノ法ヲ諳ンセス」(下線④)とも言わせている。これらの事実を踏まえると、海庵は特殊な技能を用いて自ら考案した船舶の製造ラインを構築しようとしており、もはや机上の学問に従事する学者というよりも世間の実用に情熱を傾ける技術者といえよう。

一方、「武略ノ本意」についてであるが、「軍慮ノ前」の時点において「強テ辞讓スル」という行為は「武略ノ本意」ではないというのが、海庵による軍事行動上の戦略であった(下線⑦)。実際、列強による京都襲撃の対応策として、恐怖心による身内からの和議の試みが問題視され、その克服策として、戦時に入る前の「大勇」の重要性を指摘している(下線⑥)。

さて、本題となる学習院に対する献策Ⅲ「若越丹守備ノ大旨」の内容を検討したい。献策Ⅲ「若越丹守備ノ大旨」は、〔Ⅲ-1〕の下線部によると、「巡見ノ責ヲ償フ」という動機によって海庵が作成したものである。ここでの「巡見」とは、攘夷決行の勅旨が迫るなか、出石出身の「中條右京」が京師搦手の後門ともいべき若狭越前丹後等の守備を疎かにすべきではないと考え¹⁰⁹、朝廷に建白して内旨を得たうえで、同地を巡見して形勢を記録し再度献言する、という計画を指している。海庵は「船工車工」との「造船之願」を優先するため、上記の形勢諸件については、献言の一助として地図を添えつつ、その総てを右京の口頭に譲ったが、海庵自ら唯一の封事として「若越丹守備ノ大旨」の作成し、それを右京に託したのである。

この「若越丹守備ノ大旨」の全体構成についていえば、まず初めに、海庵は、列強の国別でみた京都襲撃の策略を説明し、そこから、それぞれの対応策を説明するという体裁を採っている。具体的な列強国として、アメリカ・イギリス・フランス・ロシアが挙げられるが、イギリスおよびフランスについては、アロー戦争における軍事行動を踏まえて、一つの軍事集団として捉えられている。したがって、海庵は、それぞれ、アメリカ・イギリスおよびフランス・ロシアの計三パターンに分けて検討している。

次に、海庵は、アメリカ・イギリスおよびフランスの今後予想される軍事行動に対しては「必シモ深く憂ルニ足ラス」とするのに対し、ロシアのそれに対しては「憂フヘキ」と評している(下線⑧)¹¹⁰。この評価は、献策仲介者である右京が、日本海を挟んでロシアに対峙する「若狭越前丹後」の守備の重要性を訴えることもあり、その趣旨に沿ったものとして当然の結果かもしれないが、その憂えるべきロシアの軍事行動、すなわち「逐年浸潤」について、海庵はどのように理解していたのであろうか。

結論からいえば、それは資源獲得に導かれた列強の侵略原理によって理解されていた。海庵は当時刊行された「中外新報」の情報から、ロシアが清とのアイグン条約(1858年)によ

¹⁰⁹ 中条右京〔天保14(1843)年—文久3(1863)年〕は出石藩士吉村重国の子。文久2(1862)年上京して押小路家に仕え、間もなく姉小路家に転じ、中条右京の名を賜る。姉小路公知が暗殺された時に防戦する。生野の変に加わり、敗れて長州に逃れる途中、銃弾を受けて自決する。

¹¹⁰ イギリスおよびフランスの今後予想される軍事行動に対しては、「攝海ニ小砲船ヲ排列シテ烙鉄箭ヲ連射スル愚考ノ海軍ヲ試ミ玉ハ、英佛ノ軍艦百千ノ數ニ至ルトモ一艦モ残サス焼亡攝海ノ魚腹ニ葬ムルコト案ノ内ニ在ルヘシ」として、第四章でみた海庵の発明品である「砲船」を排列した海軍によって撃退可能としている。

ってアムール川以北をロシア領とし、さらに同じく清との北京条約（1860年）によって海州をロシア領とした事実を掴んでおり、さらに海庵は、括弧【a】によると、満洲、さらに朝鮮を手に入れて「清國ノ後」を侵略する進路を予想している¹¹¹。一方、括弧【b】によると、カラフト、さらに蝦夷地、終には本土全域という別の進路をも予想している（下線⑨）。

では、海庵は具体的にどのような情報を駆使して上記の進路を予想するのであろうか。海庵は先述した「中外新報」の情報から「今度買取ル所ノ満洲ノ地金銀煤鉄産出ノ地不少由ツテ黒龍江ノ港口ニ大市鎮ヲ立ツル」すなわち、ロシアによる鉱業利権の獲得を目的とした満洲経営や、それに応じたウラジオストク建設を把握し、一方「海國圖志」の情報から、「ウールップ島以北（1855年の日露和親条約によりロシアが領有）ノ諸島寶貨百出」と判断した結果、括弧【b】で見られたロシアの進路を予想するのである¹¹²。ちなみに、括弧【a】において海庵が予想したロシアの進路は近代以降現実のものとなって明治日本の脅威となっている（下線⑨）。

以上の進路予想を踏まえ、海庵が危惧するロシアの軍事行動は、括弧【b】の進路によって日本の「頭上」に敵を受け、さらに括弧【a】の進路によって「北海」に軍艦が派遣される事態であり（下線⑩）、そうした「同時」攻撃から始まり、その後、「北海」から「若越丹ノ海岸」に侵入して「京師」を襲撃するのである（下線⑤）。

こうした資源獲得に導かれたロシアの二方面軍事作戦、すなわち括弧【a】の進路上にある「北海」および括弧【b】の進路上にある「頭上」からの攻撃に備えて、「仰キ願ハクハ」との言辞から始まり、「北海」からの攻撃に対しては、「近クハ」として、「若越丹之海岸ヲ固守シテ京師ノ後門ヲ閉」めることが提案され、「頭上」からの攻撃に対しては、「遠クハ」として、「蝦夷地ヲ開キ北門之鎖鑰ヲ巖ニ」することが提案されている（下線⑪）。したがって、故郷出石を含む若越丹における海岸防備と蝦夷地開拓は、海庵にとっては一体のものとして捉えられ、その全てはロシアの資源獲得に導かれた軍事行動に備えての対応策であったといえよう。

このように、最新の国際情勢と正確な地理認識を介して自らの海防意識を構築する海庵は、姉小路公知や学習院を通して朝廷に献策し続け、長州藩同様に攘夷決行の勅旨を待ち望んでいたが、それが実現した暁には、「言路忽チ開通シテ草芽之危言ト雖トモ上徳ニ達」する思いでいた（下線①）。中井竹山が自らの著書『草芽危言』を松平定信に献じてから、まさに七十年余の年月が過ぎていた。

¹¹¹ 「中外新報」は、安政元（1854）年アメリカ人医師マクゴワンが、キリスト教普及のため寧波で発行した華字新聞。江戸幕府では中国情勢を知る必要から、洋書調所が同5（1858）年から文久元（1861）年までの応思理版から宗教記事を削除のうえ句読点を付して翻刻し、『(官板) 中外新報』と題して発売した。発売の年次は不詳だが、文久2（1862）年頃とされている。

¹¹² 「海國圖志」は、清国で刊行された世界地理書。原著者はアメリカ人ブリッジマン。清人魏源が編集し、天保13（1842）年に刊行。嘉永5（1852）年増補。日本への船載は嘉永4（1851）年が最初。翌年紅葉山文庫などに入る。アヘン戦争での清国の敗戦が世界事情に無知であったことを反省して編集されるに至る。ちなみに、安政4（1857）年、頼三樹三郎が『海国図志印度国部』を町奉行所に納本している。

以上のように、儒教と政策との親和性如何という問題を念頭に置いて、但馬国出石藩士多田海庵を考察対象として取り上げた。海庵は武士身分出身の学者でありながら、幕末の〈実務家〉として活躍したが、それは信濃国松代藩士佐久間象山にも共通する。

海庵についていえば、私塾泊園書院の都講になる等、その学問の中心に儒教があった可能性が高い。そこで、本章では、幕末の〈実務家〉としての儒者の一事例として、海庵の政治実践に注目し、現実社会に対する現状認識に接近することにした。

海庵の政治実践の考察するに当たって、出石藩における〈実務家〉としての儒者の嚆矢とされる祖父桜井東門の日記から、東門と海庵との間における教説の違いを確認し、東門と海庵の学問上の相違は、解決すべき社会的課題の変質によるものと想定するに至った。

海庵の前半生を端的に言えば、泊園書院に始まり様々な学統学派の人士と交わりつつ遊学生活に明け暮れていたとあってよい。その点において、東西の学問を幅広く受容した象山との共通点が見出せる。一方、海庵の著述および献策に注目すると、頼三樹三郎の活動にも共通することだが、ペリー来航を起点として政治意見の表明が質・量ともに発展・拡大し、幕府・出石藩・朝廷の三つの行政機構に自らの政治意見を表明する等、過激なまでの政治運動を展開するところに海庵の個性が窺われる。

しかし、本章で取り上げた幕府・出石藩・朝廷に対する三つの意見書を見る限り、海庵の過激なまでの政治運動は観念的なイデオロギーによってのみ突き動かされたものではなく、それは緻密な計算にもとづくものであった。姉小路公知に対して蝦夷地開拓で使用される「輪柱船」に関する献策をし終えたのち、すぐさま故郷但馬に帰り、海庵を頼りにする「船工車工」を日夜指揮しつつ、「造船之願」を果たそうとするところは、もはや机上の学問に従事する学者というよりも世間の実用に情熱を傾ける技術者といつてよい。以下、献策内容を個別に概観したい。

まず、幕府の徳川斉昭に対して、蝦夷地開拓に際し、「輪柱船」「新砲」「砲船」といった産業および軍事に資する自らの発明品の試行を出願しているのは、技術導入を基本とした殖産興業政策によって国家の存立を保持する姿勢に繋がる発想であり、最後の条で述べた鉱業に資する製品を発明しようとする意思は「近代化」という観点から注目に値する。次に、出石藩の土岐鋭雄に対して、自らが責任者となって出石藩が蝦夷地の開拓事業に関与することを提案しているのは、蝦夷地経営に対する自身の高さを窺うことができ、「輪柱船」による技術導入によって産業に貢献しようとするところに海庵の個性が窺われる。

最後に、学習院に対して、故郷出石を含む若越丹の海岸防備を訴えるに当たって、それを蝦夷地開拓と一体のものとして捉えており、迎え撃つ敵国ロシアの侵略経路を西洋人の手による華字新聞と世界地理書の情報を駆使して予想している。そこで、海庵が資源獲得に支配された列強の侵略原理を捉えているのは、明治期の政策目標となる富国強兵路線の構想の出处を考えるに当たって注目に値する。

このように、海庵は当時の政局に左右されながら、出石藩政を越えて幕府や朝廷にまで、自らの政治意見を表明している。それらの意見書には、蝦夷地経営に関するものが多く見ら

れたが、海庵にとって蝦夷地経営は、自らの海防意識によって導き出された一手段に過ぎなかったであろう。つまり、海庵は最新の国際情勢および正確な地理認識を介して自らの海防意識を構築し、それにより蝦夷地を含め日本全土を視野に入れた防衛政策を立案していたように思われる。

このように、海庵は、幕末において、国土防衛を念頭に従事する辺境地の殖産事業に尽力した人材といえるが、その精神は、近代になってからもその命脈を失うものでなかったのではなかろうか。なぜなら、そうした辺境地の殖産事業に加えて、現地で教育活動に従事する形態を採りながら、次世代の泊園書院出身者に引き継がれているからである¹¹³。ここに、近代へと連続する〈実務家〉としての儒者の様相を確認することができ、儒教と政策との親和性を想起させる重要な事実であるといえよう。

最後に、上記の泊園書院と〈実務家〉との関係について付言しておきたい。それは、本稿で取り上げた海庵と同様に、藩校弘道館にて桜井石門に学び、かつ、泊園書院にて藤澤東暎に学んだ、堀田省軒と島村弘堂という出石藩士についてである¹¹⁴。省軒についていえば、泊園塾の塾規を作る等、泊園書院の人材養成機能を考えるうえで注目すべき人物である。また、省軒と弘堂の両者は、ともに出石藩の勘定奉行に就任し、さらに維新时期になると、省軒は大参事、弘堂は小参事として当時の藩主仙石政固を補佐している。つまり、海庵が文久3(1863)年の生野の変によって倒れた後、維新时期になってから海庵と同世代の泊園書院出身者が出石藩政の中枢を担うに至っている。ここでも、上記と同様に近代へと連続する〈実務家〉としての儒者の様相が見出せるかもしれない。

¹¹³ 泊園書院出身者のうち、幕末維新时期に最も活動的であったとされる天保生まれの人物を抽出したところ、開拓者精神に富んだ人物が多く見られ、海外居住者の多くは現地で教育に従事したことが明らかとなっている。その代表的人物として、東京日日新聞の主筆として活躍した後、中国各地に病院を設けた同仁会や、上海の東亜同文書院を設立した岸田吟香、前半生は樺太探検と北海道開拓に取り組み、後半生は台湾総督府国語学校教授、私立神田中学校校長となり、斯文会初代書記ともなった岡本韋庵、北海道開拓使を経て岡山県勝北郡長となり、日本原（岡山県奈義町）の開拓に業績を挙げた安達清風がいる。ちなみに、海庵は文政後期の生まれであり、この天保世代の一つ上の世代に属している。拙稿「幕末維新时期大阪における私塾の一側面—摂津国旧藩主の社会的活動周辺から見る泊園書院・懐徳堂・梅花社」（関西大学大学院東アジア文化研究科・『東アジア文化交渉研究』、第6号、2013年）350,351頁参照。

¹¹⁴ 堀田省軒および島村弘堂の略歴については、笠井助治『近世藩校に於ける学統学派の研究』下（吉川弘文館、1970年）966,967頁。省軒については、前掲、吾妻重二編『泊園書院歴史資料集—泊園書院資料集成1』に影印される『菁莪録』にその略伝が収められている。

第2章 多田海庵の先儒批判と政教構想

本章では、前章で見た海庵の政治実践との関連を踏まえつつ、対外的危機を自覚した海庵が民衆を教化しようと考えた場合、どのような思索を通して自らの政教論を構築していくのかについて考察した。

1 『國躰一覽』—諸教折衷とそれを支える「三徳」観

史料として取り上げる『國躰一覽』は、海庵が自らの政教論の是非を明らかにするために著した『講習内言』〔全三十卷〕を同志の求めに応じて要約したものであり、嘉永3(1850)年に完成している¹¹⁵。『國躰一覽』は、海庵の子多田信によって編纂・発行された『成仁集』の第一編に収録されている。『成仁集』は、明治21(1888)年〔第一編〕と明治23(1890)年〔第二編〕に刊行された非売品の刊本である。

後述するように、海庵が『國躰一覽』の典拠である『講習内言』を著したのは、諸教による民衆教化の分裂的状况を問題視したからであった。この政教上の課題に対して、『國躰一覽』に見る海庵の構想では、武道や蘭学を含めた諸教を折衷させる根本概念として『中庸』における「三徳」が用いられている。一方、海庵は『國躰一覽』を完成させる前年の嘉永2(1849)年、西洋流の大砲試射を故郷出石で実施している。したがって、海庵による「三徳」観に支えられた諸教折衷の構想とは、当時の海防問題の背景となる対外的危機を自覚しつつ構築されたものと思われる。

本章では、考察対象である『國躰一覽』の論理と全体構成を示し、次に、海庵が武道を重視するに至った経緯について検討し、さらに、海庵の政治実践と関わる言説を『國躰一覽』の文中から取り出し、最後に、海庵が「鑑」、すなわち戒めもしくは模範の対象として捉える「宋朝」と「楠公」に注目し、海庵が理想とする国家像に接近している。以上の考察手順

115 海庵が『國躰一覽』を著すに至った経緯については、冒頭の「総論」の中で、「竊ニ管見ヲ漉ヒテ紙屑ヲ費ヤシ假ニ名ケテ講習内言ト号シ之ヲ一ニ同志ニ質シテ終身ノ大過ヲ補ハント欲ス然レドモ未タ草稿ヲ脱セス篋中ニ秘シテ敢テ人ニ示サス爰ニ一同志ノ友アリ之ヲ聞テ來リ訪ヒ其書ヲ一覽センコトヲ求ム辭氣頗ル切ニシテ固辭スレドモ止マラス然ルニ其内言篇數ヲ立ル者三十卷議論ヲ立ルコト冗長繁雜輒ク同志ノ一覽ニ供シ難シ是ヲ以テ同志ノ爲ニ内言ノ卷數ヲ逐ヒ要ニ要ヲ取り約ニ約ヲ加ヘ名ヲ國躰一覽ト題シ試ニ兩端ヲ叩ヒテ一隅ヲ舉ク時ハ嘉永三年冬十二月朔日」と記してある。

以下、『國躰一覽』の卷名および題名を順に沿って提示する。題名については、便宜上、英文字によって整理している。本稿の論証過程でこれを用いたい。まず、『國躰一覽 上』である。初めから、A「総論」、B「約内言第一卷以論天下之大體不出三徳」、C「約内言第二卷以論儒佛二教所以作」、D「約内言第三卷以論我朝之國體不假教法」、E「約内言第四卷以論武道之所以立」、F「約内言第五卷以合論諸教而歸國體」、G「約内言第六卷以論神道國體之所以相助」、H「約内言第七卷以論講習國體之學則」、I「約内言第八第九卷以論脩禮讓而約國體」となる。次に、『國躰一覽 中』である。「劔卷」と記し、初めから、J「約内言第十第十一第十二卷以論武道之大意」、K「約内言第十三卷以論武道ノ枝葉」、L「約内言第十四卷以論武道ノ學則」、M「約内言第十五卷以論武道之流弊」となる。最後に、『國躰一覽 下』である。「璽卷」と記し、初めから、N「約内言第十六第十七第十八卷以論儒教之經說與後世之學派」、O「約内言第十九第二十卷以論儒家之教旨與後世之流弊」、途中「鏡卷」と記し、P「約内言第二十一第二十二第二十三第二十四第二十五第二十六卷以合論諸子歴史」、Q「約内言第二十七第二十八卷以論佛教」、R「約内言第二十九第三十卷以論蘭學」となる。

によって、海庵の政教構想の一端を示すことを本章の主題としたい。

(1) その論理と全体構成

まず初めに、『國躰一覽』の論理について整理してみよう。

弁別すべき「惑」海庵が『國躰一覽』の典拠である『講習内言』を著すに至った経緯を見てみたい。ここには、遊学時に様々な学問体系に触れることにした海庵の意図が窺われる。また、それは『講習内言』を執筆する海庵の動機にもつながっている。

世教ノ人ヲ導ク者四分五裂神道ト名ル者武道ト唱ル者儒教ト稱スル者其餘諸子佛教蘭學ノ類ノ如キ各其説ヲ誇張シテ互ニ相詆訾シ是非邪正孰レニ在ルコトヲ定メカタシ因テ試ニ諸教ヲ歴渉シ自ラ惑ヲ辨ヘント誓ヒ志學ノ年ヲ以テ國ヲ辭シ遠遊數年忽三八ノ春秋ヲ經タリ然レドモ駑馬ノ質未タ適從スル所ヲ定ルコト能ハス是ニ於テ慨然諸教ノ窠臼ヲ脱シ獨自ラ心ヲ苦メ思ヲ積ミ稍々國躰ノ説ヲ見ル所アリ乃其説ヲ推テ之ヲ折衷スルニ彼四分五裂互ニ相詆訾スル者皆以テ百慮ヲ合セ一致ニ歸スルコトヲ覺ユ然レドモ面前ノ千里ヲ見ルコトハ易ク背後ノ一吋ヲ視ルコトハ難シ同志ノ助力ヲ得スハ何ヲ以テ自ラ其説ノ是非ヲ明ニスルコトヲ得¹¹⁶

このように、海庵が数年間の遊学生活を通して、諸教をひとつひとつ見聞したのは、諸教がばらばらに人を教え導いていることを問題視し、そうした世態によって生じる「惑」を自ら弁えることを目的としていたからである。

実際、海庵は、前章において天保末年から弘化期にかけて江戸・京坂に遊学し、嘉永初年には長崎にも遊学しているが、その間、儒教だけにとどまらず、武道、仏教、諸子、蘭学をはじめとした様々な学問体系に触れている。

しかし、それでも海庵は信じ従うべき教を特定することができず、慨然として諸教の定型に拘らず、ひとり思い悩んでいたが、「國躰ノ説」から類推して諸教を折衷することにした。それにより、互いにそしり合ってきた諸教が、それら全てを用いて「百慮」を合わせてみると「一致」に落ち着かせることができたという。

次に、海庵が自ら「惑」として弁えようとした教説内容を見てみたい。ここには、海庵が諸教のうち、主に儒教の教説に対して疑問を抱いていたことが窺われる。また、それは一致する見解を持たない儒教に対する不満の表明へとつながっている。

抑疑フ所ヲ質セント欲スルニ淺陋愚昧ノ見ヲ以テ先哲ノ言ヲ議スルハ謙讓ノ道ヲ忘ルハニ似タリト雖ドモ同志講習ノ道議スル處ヲ盡サレハ自ラ終身ノ惑ヲ辨スルコト

¹¹⁶ A「総論」参照。

能ハス因テ思フニ後世ノ仁ヲ釋スル者漸ニ高遠ニ馳セ或ハ愛ノ理ト説キ或ハ理ニ當ッテ私心ナシト説キ或ハ漫然長人安民ノ道ト説キ或ハ仁ト忠恕トヲ分ツテ二物トナス是ヲ以テ六經ヲ釋スルコト自然ニ粗淺ニ落チ就中詩ヲ釋スルカ如キ或ハ勸善懲惡ノ書ト説キ或ハ童子吟詠シテ情性ヲ暢ルノ書ト説キ或ハ下情ヲ察シテ政治ヲ助ルノ書ト説キ仁ノ解詩ノ説忠恕ノ義支離滅裂シテ三ナカラ明解ヲ得ス此ヨリシテ孔門一貫ノ旨明カナラス諸儒議論ノ端絶ル時ナシ¹¹⁷

このように、海庵が「先哲ノ言」を議論するのは、「講習ノ道」とは、議論をつくさなければ、自ら「終身ノ惑」を弁えることできないとの考えからであった。ここで、海庵が議論をつくすべき「先哲ノ言」として挙げているのは、「後世ノ仁ヲ釋スル者」によって「六經ヲ釋スルコト」が疎かになること、とりわけ「詩」の解釈が疎かになることであり、それによって「仁ノ解」「詩ノ説」「忠恕ノ義」がばらばらとなり、三つの用語ともにはっきりとした解釈を得られていないと指摘している。

実際、海庵は、前章において『國躰一覽』を著す三年前の弘化4(1847)年、出石藩の藩校弘道館の寮長として輪講しているが、そこで、①聖人の徳をやかましく議論し、②次々と先儒をそしめる一方、③仏教を有益と説いている。

これらの主張は、後に明らかになるように、海庵の政教構想を反映した発言と見なせるが、とりわけ②の主張に注目すると、海庵は諸教のうち、とりわけ従来の儒教の経説に疑問を抱いていたことは明らかである。

根本概念としての「三徳」海庵が『國躰一覽』の中でどのように「三徳」を定義したのかについて見てみたい。海庵は「國躰ノ説」から類推して諸教を折衷するのであるが、それは「三徳」という根本概念を媒介として構築されている。

[a]

四海万國風土自ラ異ニシテ古往今來時勢頻ニ遷ルト雖モ道德ノ世ニ在ルコトハ万國千古一揆ニ出ルカ如シ道トハ即チ君臣父子夫婦兄弟朋友ノ五ノ者是ナリ徳トハ即チ智仁勇ノ三ノ者是ナリ¹¹⁸

[b]

天ノ人ヲ生スルニ必此三徳ヲ賦與スル所以ハ何ノ爲メトナレハ偏ニ彼ノ五倫ノ道ヲ盡サシメント欲スルニアリ五倫ノ道此三徳ヲ得サレハ相保ツコトヲ得ス譬へハ君ノ臣ヲ御スルニ…臣ノ君ニ仕フルニ…其餘父子夫婦ヨリ兄弟朋友ニ至ル迄事業ニ當ッテ考フ

¹¹⁷ N「約内言第十六第十七第十八卷以論儒教之經說與後世之學派」参照。

¹¹⁸ B「約内言第一卷以論天下之大體不出三徳」参照。

ルニ三ノ者ニ於テ一ヲ闕タコトヲ得ス¹¹⁹

[c]

抑モ智仁勇三者天下ノ達徳ト云ヘルハ孔門ノ本旨ニシテ此三ノ者ヲ兼ヌルヲ君子ト稱ス¹²⁰

まず、[a]によると、世界の風土は自ら異なり、いつの時代も時勢は移るとしても、人が道徳の世に存在することは、空間や時間を越えて法則を同じくし、道とは、君臣、父子、夫婦、兄弟、朋友の五者であり、徳とは、智、仁、勇の三者であったという。

次に、[b]では、天が人を作った際に必ず「三徳」を賦与することにしたのは、ひとえに天が「五倫ノ道」をつくすよう導いたからであり、それゆえ、人は「三徳」を有していなければ「五倫」を保つことができなかったという。また、「君臣」関係を引いて「三徳」の効能を示しているが、他の人間関係を含めた「五倫」における「事業」に当たっては、「三徳」のうち一つも欠けてはならないという。

最後に、[c]では、『中庸』において「智仁勇三者天下ノ達徳」と伝えるのは、「孔門ノ本旨」であり、この智、仁、勇の三者を兼備した人物を「君子」と称するという。

以上のように、海庵のいう「三徳」とは、空間や時間を越えて万人が生まれながらに有しており、人はこの「三徳」によって「五倫ノ道」をつくすのであるが、これは儒教の本来の考えであって、この「三徳」を兼ね備えた人物は「君子」と称されるべきだと考えている。また、海庵によると、この「君子」こそが「君臣」関係をはじめとした「五倫」における「事業」を実行する人物といえる。

「事業」という実践性 最後に、先述したように、「五倫」における「事業」とは、「三徳」を兼備した「君子」によって実行されるのであるが、ここでの「事業」という言説は、どの書物に由来しているのかについて見てみたい。海庵は記紀神話の中から「事業」という言説を取り出して日本の固有性を見出している。

獨我朝ニ於テハ古ヨリ教法アルコトナシ教法ナシト雖ドモ神代ヨリ以來世世ノ 神
聖之ヲ事業ニ擧テ國体ヲナス者自然ニ三徳ヲ備フ一ニハ靈妙不測ノ智ナリーニハ溫柔
可愛ノ仁ナリーニハ威嚴可畏ノ勇ナリ謹テ日本紀神代ノ卷ヲ案スルニ 諾冊ニ尊ノ
仁柔ヲ惡ンテ蛭兒ヲ放チ勇悍ヲ厭フテ素尊ヲ逐ヒ玉ヒ獨リ天上ノ事ヲ授ケ玉ヒシ 天
照皇ノミ神智既ニ靈異ニシテ仁ハ柔弱ニ流レス勇ハ暴悍ニ馳セス三徳兼備ノ表相既ニ
開卷ニ顯レテ國体ノ髣髴ヲ窺フヘシ¹²¹

¹¹⁹ 同上。

¹²⁰ O「約内言第十九二十卷以論儒家之教旨與後世之流弊」参照。

¹²¹ D「約内言第三卷以論我朝之國體不假教法」参照。

このように、海庵は「我朝」では、古から「教法」が存在しておらず、その代わりに「事業」を挙げて「國体」が作られてきたことに注目している。それは、「神代」以来の「神聖」によってなされてきたが、とりわけ「日本紀神代ノ巻」に記された「天照皇」による「事業」には、「三徳」を兼ね備えた手本として「我朝」の「國体」によく似たさまを窺いうるとする。

では、海庵のいう日本の「國体」は、外国のそれと比較して、その優劣の差が認められるのであろうか。また、前者による後者への対し方については、海庵はどのように考えているのであろうか。

爰ニ一派ノ學神道者流ト稱シ國体ノ説ト似テ非ナル者アリ其所説ヲ聞クニ或ハ海外ヲ排斥シテ我朝ノ淳朴ヲ稱揚シ或ハ海外ノ弊俗ヲ歴詆シテ我朝ノ風土ヲ誇張シ或ハ挾小ノ偏見ヲ以テ三種ノ神器ヲ釋シ或ハ上古ノ文辭ニ泥シテ國史ノ實體ヲ窺ハントス抑モ大道ノ天下ニアルコトハ萬國一揆私スル所アルヘカラス然レドモ我朝ノ國体ハ空言ニ離レ事業ニ就キ能ク此大道ヲ維持スルカ故ニ風俗右ノ淳朴ヲ失ハス何ソ必シモ我朝ノ風土自然ニ淳朴ナリト云フコトヲ得ン抑モ亦智仁勇ハ萬國通用ノ大徳ナリ故ニ外國ニハ三徳ト稱シ我朝ニハ三器ヲ傳ヘ彼ハ天下ノ達徳ト稱シ此ハ世統ノ大寶トナス所謂四海萬國神聖一揆ノ義ニシテ一國一人ノ私スヘキ者ニアラス一流一家ノ秘スヘキ者ニアラス國体ノ貴キ所反テ此所ニアリ¹²²

このように、海庵は、「神道者」のいう「國体」については、「國体ノ説ト似テ非ナル者」と指摘している。その理由として、自国中心主義的な主張や、「三種ノ神器」に対する偏った解釈、「上古ノ文辭」に拘った歴史理解を挙げている。一方、海庵のいう「國体」に必要な「三徳」については、「智仁勇ハ萬國通用ノ大徳ナリ」として、「外國」における「三徳」と「我朝」における「三器」を類比させることによって、両国に通用する普遍性を強調している¹²³。また、海庵はその普遍性に「我朝」の「國体」が「貴キ所」を見出している。さらに、海庵は、「神道者」が称揚する「我朝」の「風俗」の「淳朴」については、「我朝」の「國体」が「空言」を離れ「事業」に就いて「大道」を維持しているからこそ「淳朴」を

¹²² G「約内言第六卷以論神道國體之所以相助」参照。

¹²³ 「三種ノ神器」を『中庸』における「仁智勇」、すなわち「三達徳」に類比させるのは、日本では古くから見られ、室町時代の公卿一条兼良〔応永9（1402）年—文明13（1481）年〕が著した『日本書紀纂疏』に現れている。近世になると、江戸初期の儒者・朱子学者林羅山〔天正11（1583）年—明暦3（1657）年〕が寛永期に著した随筆に見られ、羅山による神儒一致論の理論的基礎となっている。また、『中庸』における「三達徳」ではないが、「三種ノ神器」を『尚書』における「剛柔直」の「三徳」と類比させた事例として、鎌倉末・南北朝時代の公卿北畠親房〔正応6（1293）年—正平9（1354）年〕が著した『神皇正統記』が挙げられる。参照、二藤京「中世における「三種神器」論の一端」（『高崎経済大学論集』第49巻第2号、2006年）、岩城隆利「林羅山」（『日本歴史大辞典』第8巻、河出書房新社、1985年）、桜井好郎「中世国家神話の形成—『神皇正統記』の表現構造のなかで」（『中世日本文化の形成—神話と歴史叙述』、東京大学出版会、1981年）。

保持しうるのだと指摘している。したがって、海庵にとっての「事業」とは、記紀神話から取り出した言説であると同時に、「空言」に対置する概念として用いられていることがわかる。

次に、『國躰一覽』の全体構成について整理してみよう。

まず、海庵のいう「我朝」の「國體」が、どのような「學問ノ規則」に沿って修得されるのかが述べられている。海庵は、「學問ノ規則」を私的に設けるに当たって、先述した「三器」、すなわち「三種ノ神器」を用いている。

私ニ學問ノ規則ヲ設ケテ自ラ切磋ノ一助トス先ツ日本紀ヲ讀ンテ國體ノ大略ヲ辨シ讀日本紀ヨリ三代實録ニ至リ以テ國體傾廢ノ迹ヲ證ス次ニハ武門ノ雜史遺書ヲ究メテ古ノ名將勇士節義ヲ磨礪シ武道ヲ發揮スル遺蹟緒言ヲ體認シ旁武道ノ枝葉ニ屬スル軍法武藝ヲ練ッテ發強剛毅ノ象ヲ養ヒ以テ劔ノ一德ヲ脩メ次ニハ儒教ノ聖經賢傳ヲ閱シテ西土ノ仁人君子人倫ヲ明ニシ仁道ヲ擴ルノ教ヲ服膺シ旁文德ノ末藝ニ屬スル詩歌管絃ヲ玩ヒテ寬裕溫柔ノ象ヲ養ヒ以テ璽ノ一德ヲ脩メ次ニハ歴史ヲ涉獵シテ國家興廢ノ迹ヲ證シ諸子ヲ撰擇シテ時勢應變ノ略ヲ取り其餘佛法蘭學ヲ主トシテ智ノ一端ニ屬スル文章書數醫法曲藝ノ類ニ至ル迄無用ニ屬スル者ハ之ヲ除キ苟モ濟世武備仁勇ノ用ヲ補フヘキ者ハカヲ量テ之ヲ究メ以テ聰明叡智ノ德ヲ發揮シ鏡ノ一德ヲ脩ント欲ス¹²⁴

上記の引用文中にある「學問ノ規則」を順に沿って簡約すると、次のようになる。

[1] 「國體」の史的把握

「日本紀」を読んで「國體ノ大略」を弁え、さらに「讀日本紀」から「三代實録」に至って「國體傾廢ノ迹」を証明する。

[2] 「劔ノ一德」の修得（＝「發強剛毅ノ象」を養う）

「武門ノ雜史遺書」を究めて「古ノ名將勇士節義」を磨き、「武道ヲ發揮スル遺蹟緒言」を體認し、その傍ら「武道ノ枝葉ニ屬スル軍法武藝」を練る。

[3] 「璽ノ一德」の修得（＝「寬裕溫柔ノ象」を養う）

「儒教ノ聖經賢傳」を閲覽して「西土ノ仁人君子人倫」を明らかにし、「仁道ヲ擴ルノ教」を心にとどめて忘れず、その傍ら「文德ノ末藝ニ屬スル詩歌管絃」を玩ぶ。

[4] 「鏡ノ一德」の修得（＝「聰明叡智ノ德」を發揮する）

「歴史」を涉獵して「國家興廢ノ迹」を証明し、さらに「諸子」を選択して「時勢應變

¹²⁴ H「約内言第七卷以論講習國體之學則」参照。

ノ略」を取得し、他にも「佛法」「蘭學」をはじめとして「智ノ一端」に属する「文章書數醫法曲藝ノ類」に至るまで、「無用ニ屬スル者」は除外しつつ、「濟世」や「武備」の「仁勇ノ用ヲ補フヘキ者」は、力を込めてこれを究める。

以上のように、「學問ノ規則」は計四段階の学習過程によって構成されている。では、この「學問ノ規則」を設けた海庵の意図や狙いについて見てみたい。ここには、海庵による学問上の優先順位が『國躰一覽』の内容を規定していることが窺われる。

[d]

其講習ノ叙諸教ヲ以テ次第ヲ立ツ故ニ劔ヲ先ニシテ鏡ヲ後ニシ更ニ智仁勇ノ名ニ泥マス唯其名器ヲ假ッテ諸教ヲ攝シ暗ニ國體ノ大意ヲ示ス¹²⁵

[e]

願フトコロハ國史ヲ脩メテ國學者流ニ倣ハス武道ヲ奉シテ武藝者流ニ流レス儒道ヲ學ンテ儒學者流ニ陥ラス諸學ニ涉ッテ雜家者流ニ馳セス脱然トシテ偏倚ノ憂ヲ免レー心ヲ練リ國體ヲ脩メ士大夫正大ノ學ニ志サ、ンコトヲ¹²⁶

[f]

士大夫先武道ヲ脩メテ勇徳ヲ養ヘハ則其流弊ヲ抑ルニ仁徳智謀ナクンハアルヘカラス故ニ今劔ノ卷ニ次ク者此ノ如キ璽ノ卷アリ此ノ如キ鏡ノ卷アリ¹²⁷

まず、[d]によると、「講習ノ叙」、すなわち「學問ノ規則」は、「諸教」によって「次第」を立てたという。それゆえ、武道を掲げる「劔ノ一徳」が先となり、仏教を掲げる「鏡ノ一徳」が後ろに位置するのである。さらに、『中庸』における「智仁勇」の順番には拘らず、ただ「名器」、すなわち「三器」を借りて「諸教」を摂取することによって暗に「國體ノ大意」を示すという。

次に、[e]では、「國體」体得を目的とした「学問」を修めるに当たって、願うところは、「國學者」「武藝者」「儒學者」「雜家者」にはならず、気をのびのびさせて「偏倚」の憂いを免れつつ、「一心」を練ることにより、「士大夫正大ノ學」に志すことという。

最後に、[f]によると、『國躰一覽』が「劔ノ卷」→「璽ノ卷」→「鏡ノ卷」という構成になっているのは、「士大夫」はまず「武道」を修めて「勇徳」を養うのであるが、その「流弊」を抑えるには「仁徳」「智謀」が必要となるからという。

以上のように、海庵は「勇」、すなわち武道に対する抑制として「仁」、「智」を付け加え、

¹²⁵ 同上。

¹²⁶ 同上。

¹²⁷ M「約内言第十五卷以論武道之流弊」参照。

全体として「三徳」としている。また、この「三徳」は「諸教」を摂取した「三器」に置き換えられて「我朝」の「國體」を暗示する一方、「君臣」関係を想定した「士大夫」の学として学ばれるものといえる。

2 実践との関わり—「見聞」と「術智」・反面教師としての「歐羅巴」

これまで明らかにした『國躰一覽』の論理と全体構成を踏まえつつ、海庵の政治実践と関わる言説を『國躰一覽』の文中から取り出してみたい。ここでは、海庵が前節で見た「三徳」を媒介として現実世界での活動内容を構築している様子が窺われる。

(1) 「見聞」そして「禮讓」

まず、「三徳」のうち「智徳」を養うことと関わる「見聞」について見てみよう。ここでの「見聞」が「飲食」と類比されることによって、「三徳」を約する「融液」、すなわち「禮讓」へと話題が展開している。

思フニ人其博雜ニ近キヲ疑ヒ異端ヲ攻ルノ害アルコトヲ議セン凡人生レナカラニシテ三徳ヲ擴充シ之ヲ事業ニ實踐セハ一巻ノ書ヲ讀マスト雖ドモ誰カハ之ヲ學ヒタリト許サ、ラン却テ博學ノ害ハ人ノ精神ヲ耗シ人ノ志氣ヲ亂シ人ノ智覺ヲ昧マシ多クハ見聞ニ奪ハレテ天性ノ美ヲ失ヒ素ヨリ一巻ノ書ヲ讀マサル者ノ世事ニ熟シ人情ニ通スルノ實地ニ於テ活用ノ妙アルニシカス然レドモ人ノ世ニ在ルヤ生レナカラニシテ身體ヲ具スト雖ドモ飲食ヲ得テ成長シ生レナカラニシテ智徳ヲ備フト雖ドモ見聞ヲ經テ練熟ス飲食ハ誠ニ一物ニアラス見聞モ又一事ニ限ル可ラス飲食一物ニ著スルトキハ病ヲ發シ見聞一隅ニ偏スルトキハ弊ヲ生ス病ハ一身ニ止ルト雖ドモ學術ノ弊ニ至テハ其害天下後世ニ及フコトアリ矧ヤ下愚經之カ如キ者見聞ノ方ヲ假ラスンハ何ヲ以テ其志ヲ養フコトヲ得ンヤ¹²⁸

このように、海庵は、人は生れながらにして「身體」を具えるといっても「飲食」を得ることによって「成長」するのと同様に、人は生れながらにして「智徳」を備えるといっても「見聞」を経ることによって「練熟」と指摘している。

さらに、海庵は「飲食」は「一物」ではありえないのと同様に、「見聞」もまた「一事」に限るべきではない。「飲食」が「一物」に著しくなる時は「病」を發するのと同様に、「見聞」が「一隅」に偏る時は「弊」が生じてしまうとも指摘している。その後の両者の害については、「病」は「一身」に止まるのに対して、「學術」の「弊」に至っては「天下後世」に及ぶこともあると警告している。まさに、海庵は、この幅広い「見聞」を借りることによって初めて、自らの「志」を養うことができたのである。

¹²⁸ I 「約内言第八第九卷以論脩禮讓而約國體」参照。

実際、前章で見たように、海庵は数年間の遊学生活を経て、試しに諸教をひとつひとつ見聞している。それにより、海庵は、儒教だけにとどまらず、武道、仏教、諸子、蘭学をはじめとした様々な学問体系に触れている。

続いて、海庵は「諸教ヲ學フ」に際しての「融液」へと話題を変えている。

融液ノ道如何トナレハ謙虚禮讓己ヲ舍テ、人ニ從ヒ有レドモ無キカ如ク實ツレドモ虚キカ如ク譬へハ武道ヲ學フト雖ドモ自ラ其勇ニ矜ラス驕傲ノ心ヲ抑へ共餘儒教ヲ學ヒ歴史諸子佛教蘭學ヲ究ムト雖ドモ各其學フ處ニ僻シテ人ヲ凌蔑スルノ心ナク分外ノ望ヲ企テス人ノ已ヲ知ラサルヲ憂ヘス命ヲ知り禮ニ立チ是ヲ以テ智仁勇ヲ約スルトキハ万卷ノ書ヲ讀ムト雖ドモ融液貫通シテ身ノ益トナラサルコトナシ大凡禮ノアル所智者モ其智ヲ逞シフスルコト能ハス仁者モ其仁ヲ盡スコト能ハス勇者モ其勇ヲ過スコト能ハス此禮ノ妙用ニシテ三徳ヲ約シ中正ニ歸セシムル所以ニアラスト云フコトナシ故ニ三科ノ學既ニ終ルトキハ大ニシテハ天下ノ大制ヲ究メ小ニシテハ自國ノ定法ヲ奉シ謹テ今代ノ禮節式目ヲ體認シテ學フ處ヲ約セスナル可ラス¹²⁹

まず、上記の引用文中にないが、海庵は、「飲食」に際しての「消化」から「諸教ヲ學フ」に際しての「融液」を類推している。その論理を要約すると、普段の食事では、様々な食材を「消化」することによって身体の健康が維持されているように、諸教の学習においても、諸教を「融液」することによって心身の利益がもたらされるという。

では、「諸教ヲ學フ」に際しての「融液」とは、具体的にどのように説明されるのであろうか。それは端的にいえば「謙虚禮讓」の姿勢で学ぶことであつた。また、「禮ノ妙用」として、「智者」、「仁者」、「勇者」がそれぞれ、「智」、「仁」、「勇」を抑制し、「三徳」を約して「中正」に落ち着かせる効果を強調している。

したがって、「三科ノ學」、すなわち「三徳」を学び終わると、大にしては「天下ノ大制」を究め、小にしては「自國ノ定法」を承り、現在の「禮節」や「式目」を体認し、これまで学んだものを約す必要があると指摘している。

実際、海庵は、先述したように、藩校弘道館での教説において「仏」を「有益」と表現している。したがって、海庵は「諸教」を「謙虚禮讓」の姿勢で学び、「身心ノ益」との考えから仏教を自らの思想体系に組み入れた可能性が考えられる。

(2) 「術智」による「武備」

次に、「三徳」のうち「勇徳」および「仁徳」を養うことと関わる「術智」について見てみよう。ここで、先述した「学問の規則」に対する但し書きを確認したい。

但シ其海外術智ノ教學我朝寶鏡ノ徳ニ攝スヘキ者ニアラス然レドモ眞雜純駁ヲ論セス

¹²⁹ 同上。

共ニ神智ノ一端ニアラスト云フコトナシ¹³⁰

このように、「海外術智ノ教學」について、「我朝」の「寶鏡ノ徳」に摂取すべきものではないと断じながらも、「寶鏡ノ徳」とともに「神智ノ一端」であると評価している。では、「海外萬國ノ事情風俗」の書物に加えて、「天文」「地理」から「醫方」「器械」に至るとされる、「和蘭」から伝来した「術智」について見てみよう。

我朝近世和蘭舶來ノ書ヲ譯シ坐ナカラ海外萬國ノ事情風俗ヲ候察シ加之天文地理ヨリ醫方器械ノ類ニ至ル迄術知ノ精妙ヲ究ル者ハ虚心之ヲ容レテハ武備ヲ脩メテ勇氣ヲ助ケハ世務ヲ經シテ仁徳ヲ補ヒ國体ヲ補益スル所以ノ者少ナカラス¹³¹

このように、海庵によると、「術智」の「精妙」を究める者は、「虚心」になってこれを受容した場合、一方は「武備」を修めて「勇氣」を助け、他方は「世務」を治めて「仁徳」を補い、結果的に「術智」には「國体」を「補益」する手段となるものが少なくないと評価している。

実際、海庵は、前章において『中外新報』や『海國圖志』の海外情報をもとに、自らの海防意識を構築している。他にも、天文学の技術を用いる「北極出地」によって、自らの蝦夷地開拓計画を立案し、さらに、「器械構築ノ法」によって、自らの船舶製造ラインを構築している。海庵によるこれらの政治実践が、「武備」に役立ったことはいままでのない。

次に、「術智」の「精妙」を究めた者は、具体的にどのような手法を採って「武備」に生かすのであろうか。「術智」に属する「器械」のうち「火術」の例を見てみよう。

火術ノ如キハ天文以來小銃ノ術傳來シテ武勇ノ鋒ヲ助ケ治平ニ及ンテ大礮ノ製漸ニ傳ハリ火箭砲礮諸彈ノ用相繼テ興リ近世ニ及ンテ臼忽諸礮ノ製アリ天砲諸彈ノ技アリ未タ之ヲ接戰ノ實地ニ施サスト雖ドモ屢其術ヲ試験シテ其功用ヲ察スルニ皆以テ陣營ヲ焼キ軍艦ヲ覆ヘシ城壘ヲ碎キ大敵ヲ切スヘシ今ヤ六十餘州漸ニ之ヲ學ヒ運轉輕便ノ術ヲ驗シ攻守接戰ノ利ヲ考ヘ鉄製木製ヲ擇ハス數十百万ノ臼忽諸礮ヲ沿海ニ備ヘテ數十百万ノ天砲諸彈ヲ武庫ニ蓄フルトキハ海外萬國モ爭テカ我朝ノ武威ヲ畏レサラン¹³²

このように、「火術」の伝来が時代ごとに説明した後、海庵は、最新の「火術」を「試験」し、その「功用」を推察することを通して「武備」の強さを確認している。また、それは「運轉輕便ノ術」を「驗」することとして、「武威」による国土防衛の観点から全国の「六十餘州」に適用することを奨めている。

¹³⁰ H 「約内言第七卷以論講習國体之學則」 参照。

¹³¹ R 「約内言第二十九第三十卷以論蘭學」 参照。

¹³² R 「約内言第二十九第三十卷以論蘭學」 参照。

実際、海庵は、前章において江戸幕府に対する献策の中で、蝦夷地開拓に際して、産業および軍事に資する自らの発明品の試行を出願している。つまり、「術智」を「武備」に生かすに際して、何らかの「試験」を経たうえで、その「功用」を確認するといった科学的検証法を重視していたと考えられる。

(3) 反面教師としての「歐羅巴」

最後に、「欧羅巴」を反面教師として、「三徳」のうち「智徳」および「勇徳」を養う事例を見てみたい。ここでの「欧羅巴」とは、軍事の近代化を達成して植民地を獲得しようとする脅威として描かれている。

まず、「智徳」を養うことと関わる事例を見てみよう。

強テ蘭學ヲ排スル者アルハ恐ラクハ大公ノ論ニアラス然レドモ彼國術智ノ精妙ニ迷フテ我朝ヲ輕蔑スル者アルニ至テハ辨セスンハアルヘカラス譬ヘハ火術ノ如キ歐羅巴諸國ハ之ヲ用ヒテ貪悋篡奪ノ欲ヲ助ケ暴戾劫掠ノ行ヲ逞フス此其所業仁勇ヲ離レテ賤ニスヘク惡ムヘキ所アリ我朝ニ在テハ之ヲ假ッテ外夷ヲ禦キ土民ヲ安ンスルノ用ニ供シ其智ヲ用ユル所自ラ同カラス此ノ如クニシテ智ハ仁勇ヲ離レス仁勇ハ智ヲ離レス此レ其國体自ラ萬國ニ超絶スル所アリ故ニ蘭學ハ擇シテ其美ヲ取ルト雖ドモ國体ノ貴キコトハ知ラスンハアルヘカラス¹³³

このように、海庵は、強いて「蘭學」を排斥する者がいた場合、恐らくその人物の主張は「大公ノ論」ではないと指摘している。しかし、「和蘭」が「術智」の「精妙」に迷いこんで、「我朝」を輕蔑する者が出てきた場合、その人物の主張を弁えないわけにはいかないと主張している。

海庵によると、「火術」に見られるように、「欧羅巴諸國」はこれを用いて「貪悋篡奪ノ欲」を助長し、「暴戾劫掠ノ行」に勢いを与えている。その「所業」は「仁勇」を離れており、いやしみにくむべしとこれを断じている。

一方で、海庵は、「我朝」では「火術」を借りて「外夷」を防ぎ、「土民ヲ安ンスルノ用」に役立てており、その「智ヲ用ユル所」が異なると評価している。そうして、「我朝」では「智」は「仁勇」を離れず、「仁勇」も「智」を離れない。これが、「我朝」の「國体」が自ら「萬國」よりも優れている理由であると賞賛している

最後に、海庵は、「蘭學」は取捨選択してその長所を取り入れるとしても、「我朝」の「國体」が「貴キコト」を理解しなければならないと結論づけている。

実際、海庵は、前章において朝廷に対する献策の中で、当時のロシアによる軍事行動を、資源獲得によって導かれた列強の侵略原理として正確に捉えていた。海庵は、その配慮なき軍事行動に対峙する概念として、「智」と「仁勇」の結合関係を見出したのであろう。

¹³³ R「約内言第二十九第三十卷以論蘭學」参照。

次に、「勇徳」を養うことと関わる事例を見てみよう。

思フニ彼ノ西洋諸國ノ如キ器械ノ精軍法ノ密ナルコト決シテ甲越諸流ノ及フ所ニアラス然レドモ仄ニ其弊ヲ察スルニ大旨器ノ法トニ著シテ兵勢ヲ育テ勇氣ヲ養フノ機ニ乏キ者アルニ似タリ文政年間英吉利ノ印度ヲ攻ル時滿刺甸ノ一族薛覇厄ト云ヘル者平生法令ヲ嚴ニシ士氣ヲ養ヒ多ク馬上長槍ヲ使フノ士ヲ募リ數之ヲ用ヒテ英吉利ノ銃兵ヲ破ルト云フ佛郎察ノ都兒格ヲ攻ル時モ都兒格平生長柄備ヲ調練シ又數之ヲ以テ佛郎察ノ銃兵ヲ破ルト云フ都兒格滿刺甸スラ此ノ如シ矧ヤ我朝諸家ノ軍法ニ於テオヤ此ニ由テ思ヘハ器械ノ精軍法ノ密ナルコト恃ムニ足ラスシテ恃ムヘキ者自ラ知ルヘキナリ¹³⁴

このように、海庵は、「西洋諸國」の「器械ノ精」や「軍法ノ密」については、決して「我朝」の「甲越諸流」でさえも及ぶものではないと評価している。しかし、わずかに「西洋諸國」の「弊」を推察した結果、「西洋諸國」は「器ノ法」に詳しいものの、「兵勢」を育てて「勇氣」を養う機会に乏しいと指摘している。

その根拠として、「文政年間」に「滿刺甸」（マラツテン）が「英吉利」（イギリス）の銃兵を破り、「都兒格」（トルコ）が「佛郎察」（フランス）の銃兵を破った事実を挙げており、前者は「平生」に「法令」を厳しくし、後者は「平生」に「長柄備」を調練したと評価している。さらに、海庵は、「我朝」の「諸家」の「軍法」では、「平生」に「兵勢」を育てて「勇氣」を養う取り決めが十分になされているという。

結論として、海庵は、「西洋諸國」の強みである「器械ノ精」や「軍法ノ密」を当てにする必要はなく、むしろ「西洋諸國」の弱みである「兵勢」を育てて「勇氣」を当てにすべきだと指摘している。

実際、海庵は、前章において朝廷に対する献策の中で、西洋列強と対峙した際に、恐怖心による身内からの離反を避けるためにも、戦時に入る前の「大勇」の重要性を指摘している。海庵にとって、近代化した「器械」や「軍法」に対抗するには、「平生」の「軍備」が必要であり、その手段は「我朝」の「諸家」の「軍法」によって参照しようという。

3 戒めとしての「宋朝」、模範としての「楠公」

(1) 財政再建をめぐる

先述したように、海庵は「勇」、すなわち武道に対する抑制として「仁」、「智」を付け加え、全体として「三徳」としていたが、どのような経緯から海庵は武道を重視するに至ったのかについて検討してみたい。

武道ノ大体ヲ見ル者ナキニアラスト雖ドモ世態ニ惑フテ時勢ニ阿リ共ニ武道ヲ排ケ諸

¹³⁴ K「約内言第十三卷以論武道ノ枝葉」参照。

教ヲ抑ヘ積年浸潤ノ弊風ヲ一洗スルコト能ハス今ニシテ此惑ヲ辨セスハ人心ヲ破リ士風ヲ賊ヒ武道終ニ地ニ墮テ寶劔ノ德再ヒ其鋒ヲ鈍ラシ海外諸蠻ヲシテ覬覦ヲ生セシムルノ恐ナキコトヲ得ス下愚經之カ如キ者就中其惑ヲ辨スルコト能ハス是ニ於テ試ニ源平氏以來武門歴代ノ雜史ヲ閱シ甲越諸家ヲ主トシテ戰國諸士ノ遺傳ヲ究メ自ラ勸戒ヲ加ヘシト欲スルニ純雜眞僞ヲ論セス孰レカ武道ノ本意ヲ發揮セサル者カアラン然レドモ眞ニ武道ノ本意ヲ示ス者東照公遺誡ノ切實著明ナルニ如ハナシ天下後世苟モ武門ニ生ヲ受ケタル者ニ念ナク東照公ノ教ヲ奉シテ大過ナカルヘシ¹³⁵

このように、海庵は「武道ノ大体ヲ見ル者」がいるにしても、「世態」に惑わされて「時勢」に阿って「武道」を排斥するため、「積年浸潤ノ弊風」を一洗することができないと嘆いている。続けて、海庵は、今になってこの「惑」を弁えなければ、「武道」は失墜して「寶劔ノ德」は再びその矛先を鈍らし、「海外諸蠻」に「覬覦」の念を生じさせてしまうと警告している。

しかし、海庵によると、愚かな自分では、この「惑」を弁えることができない。そこで、「武門歴代ノ雜史」を閲覽して「戰國諸士ノ遺傳」を究めて、自らを戒めようと思うのだが、真に「武道ノ本意」を示しているのは、「東照公遺誡」だけであり、それ以上のものは見当たらないと論じている。

では、海庵が「東照公遺誡」を閲覽して弁えようとした「惑」とは、どのような「世態」によって引き起こされたのであろうか。それは「姦邪ノ徒」に活躍する機会を与えて「國威」に「危亂ノ兆」を生じさせた「柔弱利勘ノ風」であった。海庵はこの「柔弱利勘ノ風」が成立した経緯について次のように論じている。

武道衰弊文華日ニ長シ奢侈超過シテ理財道ヲ失フ此時ニ及ンテハ上智巧ヲ以テ人材ヲ取り勢ヒ節義ノ士ヲ顧ルニ違アラス下亦智巧ヲ以テ世務ニ應シ更ニ志操ヲ立ルコトヲナサス悲哉武道一タヒ頽レテヨリ國用窮乏ノ虚ニ乘シテ智巧ノ才子奸佞ヲ究メテ上ヲ掠メ之ニ加フルニ仁柔ノ學士虚美ヲ飾ッテ下ヲ導キ勇敢ノ志士武道ノ一體ヲ具スル者ハ徒ニ世ニ容レサルノミナラス却テ毀辱ヲ受ケ其身ヲ全フスルコト能ハス士風終ニ大ニ壞レテ柔弱利勘ノ風盛ンニ姦邪ノ徒時ヲ得テ動キ國威ハ危亂ノ兆ヲ生セントス¹³⁶

このように、「惑」を引き起こした「柔弱利勘ノ風」とは、「國用窮乏ノ虚」を媒介させる形を採って成立している。

まず、上記の引用文中にないが、「武道」が「衰弊」し、「文華」が「日ニ長」ずるに至った経緯を要約してみると、海庵は、武道それ自体は天正・文禄頃に完成したが、太平の世が続くうちに海外諸教が再興し、民衆はそれらの教化の美しさに惑うようになり、さらに政治

¹³⁵ J「約内言第十第十一第十二卷以論武道之大意」参照。

¹³⁶ 同上。

家までもが仁柔を喜んで、士節を抑えるようになったという。

次に、こうして「奢侈」が過ぎて「理財」が道を失うこととなる。この時になると、上は「智巧」によって「人材」を取り、下は「智巧」によって「世務」に応じ、それぞれ「節義」と「志操」に注目しなくなってしまう。要するに、「武道」が廃れてしまうと「國用窮乏ノ虚」に乗じて「智巧ノ才子」が「奸佞」を究めて上を掠め、さらに「仁柔ノ學士」が「虚美」を飾って下を導くこととなる。

その結果、「勇敢ノ志士」や「武道ノ一體ヲ具スル者」は、世に許容されないだけでなく、辱めを受けてその身さえも全うできない。これにより、「士風」は大いに壊れて「柔弱利勸ノ風」が盛んになるのである。

ここで、前章で述べた藩校弘道館での輪講の記録を見てみると、出石藩の財政再建に参加した儒者桜井東門が、海庵の教説内容を厳しく批判している。したがって、海庵の思想信条は財政政策に参加する儒者のそれとは違っていた可能性が考えられる。同じ活動的な儒者であっても、財政もしくは防衛のどちらの政策に参加するかによって、現場で必要とされる儒教言説に偏差が生じるかもしれない。

(2) 「宋朝」と「楠公」

次に、海庵が「鑑」、すなわち戒めもしくは模範の対象として捉える「宋朝」と「楠公」を取り上げて、海庵が自らの政教構想の中で理想とする国家像に接近したい。ここには、海庵が、古の「儒教」および「神道」に立ち返ることによって、近代に通じる新たな政教概念を獲得している様子が窺われる。

まず、海庵が「鑑」、すなわち戒めの対象として捉えた「宋朝」について整理してみよう。その前に、海庵が理解するように指摘する「孔孟ノ本意」について見てみたい。

孔孟在世ノ日ニ當ッテ時戰國ニ屬シ人皆邪智暴勇ヲ以テ仁心ヲ掠メ亂臣賊子絶ル時ナシ然ルニ孔子其位ナキヲ以テ三徳ヲ實踐シテ之ヲ施スコト能ハス徒ニ空言ヲ以テ時弊ヲ救フトキハ勢仁ヲ揚ケテ智勇ヲ抑ヘサルコトヲ得ス…孟子ノ如キハ孔子ノ意ヲ繼キ智勇ヲ矯ルコト殊ニ強ク智ヲ論スレハ去邠ノ故事ヲ稱シ勇ヲ論スレハ一怒ノ高迹ヲ唱ヘ…此皆戰國ノ時弊ヲ救フノ教意ニシテ其意猶釋氏邦俗ニ應シ一時ノ方便ヲ以テ仁ヲ枉ケ勇ヲ矯メ特ニ此智慧ヲ説クカ如シ是故ニ孔孟ノ本意ヲ得スシテ儒家ノ教迹ニ偏スルトキハ一ハ仁柔ニ流レテ勇氣ヲ失ヒ士風壞敗シテ終ニ振フコト能ハス仁徳却テ國脉ヲ縮メ武威ヲ損スルノ器トナル…一ハ迂闊ニ流レ智謀ニ疎ク國政陵遲シテ再ヒ回スコト能ハス仁政反テ國家ヲ亡シ奸盜ヲ資スルノ具トナル¹³⁷

このように、海庵は、「一時ノ方便」によって「戰國ノ時弊」から民衆を救おうとした「孔孟ノ本意」を理解することなく「儒家ノ教迹」に偏向した場合、一方は「仁柔」に流れて「勇

¹³⁷ O「約内言第十九二十卷以論儒家之教旨與後世之流弊」参照。

氣」を失い、「仁徳」がかえって「武威ヲ損スルノ器」となってしまい、他方は「迂闊」に流れて「智謀」に疎く、「仁政」がかえって「奸盜ヲ資スルノ具」となってしまふと指摘している。

海庵によると、ここでの「孔孟ノ本意」とは、孔子は王位に就いてなかったので、「三徳」を「實踐」して民衆にこれを施すことができず、むだに「空言」を用いて「時弊」を救わざるを得なかったこと指している。それゆえ、孔子は、当時のなりゆきで「仁」を揚げて「智」と「勇」を抑えることになったという。

こうした海庵の従来の儒教の教説に対する批判的態度は、下記の引用文中にある「事實ノ苦辛」を弁えることによって貫かれている。これにより、「儒生俗士」が批判の対象となり、さらに「宋朝」が戒めの対象となっている。

儒生俗士徒ニ正大ノ成迹ヲ慕フテ事實ノ苦辛ヲ辨セス偏ニ儒教ニ任シテ天下ノ事坐ナカラ定ムヘシト思ヒ諸子ヲ口シテ邪説ト稱シ世務ヲ見テ度外ニ置キ自ラ才氣ノ束縛セラレテ日ニ迂濶ニ流ルハコトヲ覺ヘス此ノ如キ道學文人ノ徒盛ニ宋末ニ及ンテ頗ル其弊ヲ究ム或ハ人情ヲ考ヘスシテ新法ヲ斯民ニ施シ或ハ時務ヲ辨セスシテ心學ヲ時君ニ勸メ終ニハ君臣共ニ迂濶ヲ以テ宋朝ヲ亡シ其終ハ大學ヲ舟中ニ講シテ笑フ天下ニ取り果シテハ堂々タル聖人ノ邦ヲ以テ被髮左衽ノ俗トナスニ至ル思フニ儒教ノ盛ナルコト宋朝ニ過ルハナシ迂濶ノ甚タシキ事モ宋朝ニ過ルハナシ此レ即チ儒教ノ流弊ヲ究ムル者ニシテ迂濶ノ國ヲ誤ルコト是ニ於テ鑑ミツヘシ¹³⁸

まず、上記の引用文中にないが、海庵は後世の人々の諸葛亮に対する誤解を述べている。それを要約すると、諸葛亮は儒家の気質があると賞賛されているが、実際の諸葛亮は儒教の貴さを知ってはいたが、いざ時務に応じるとなれば、儒教に拘ることなく、管仲や楽毅の事蹟や、申韓六韜の書にならったという。

海庵はこの諸葛亮に対する誤解に対して、「儒生俗士」は、むだに「正大ノ成迹」にひかれて「事實ノ苦辛」を弁えておらず、いちずに諸葛亮は「儒教」によって天下を治めていたと思ひ込み、さらに「諸子」を「邪説」と名づけて「世務」を「度外」に置き、日々「迂闊」に流されていることに気づいていないと批判している。

さらに、海庵は、この「迂闊」に流される「儒生俗士」、すなわち「道學文人ノ徒」が盛んになる「宋末」の時代になると、その弊害がきわまってしまい、ついには「君臣」ともに「迂濶」になって「宋朝」が亡びるに至ったという。

海庵によると、「宋朝」では「儒教」が最も盛んになる一方で、「迂濶」も最も甚だしくなるので、「迂濶」が「國ヲ誤ルコト」の「鑑」とすべきだと主張している。

次に、海庵が「鑑」、すなわち模範の対象として捉えた「楠公」について整理してみよう。

¹³⁸ P「約内言第二十一第二十二第二十三第二十四第二十五第二十六卷以合論諸子歴史」参照。

思フニ我朝ノ國體ヲ脩メタル楠公ノ如キ笠置ノ勅ニ應シテ天下ノ形勢ヲ論シ終ニ其計ヲ失ハス孤城ヲ擁シテ百万ノ大敵ヲ股掌ノ下ニ弄スルコト智謀既ニ天下ヲ壓倒シ心ヲ苦シメ身ヲ致シ再ヒ天威ヲ復スルコト仁德既ニ古今ヲ包涵シ諫行ハレス謀聴レスト雖ドモ節義ヲ守テ名ヲ湊川ノ一戰ニ殘スコト武勇既ニ天地ヲ感動スルニ足レリ…然ルニ生涯ノ恩賞却テ足利新田諸氏ノ下ニアツテ聊モ之ヲ恨ミス有レドモ無キカ如ク實ツレドモ虚キカ如ク多クヲ以テ寡ニ下リ能ヲ以テ不能ニ下リ犯セドモ控ラス能ク己カ分限ヲ守リ禮能ク驕傲奢侈ノ心ヲ節ス是ヲ以テ中庸ノ美ヲ失ハス智仁勇ノ德自然ニ萬世ノ鑑トスルニ足レリ…後世ノ國體ヲ脩メント欲スル者楠公ヲ鑑トシ禮讓ヲ以テ三德ヲ約スルコト講習ノ要務ナルヘシ¹³⁹

このように、海庵は、「我朝」の「國體」を修めている「楠公」の場合、「智謀」が「天下」を圧倒し、「仁德」が「古今」を包みうるおし、「武勇」が「天地」を感動させることができたとしても、自分の「恩賞」が同僚である「足利」「新田」のそれよりも下にあるのを少しも恨んでいないと指摘している。海庵によると、これは「楠公」が自己の「分限」を守りつつ、「禮」によって「驕傲」や「奢侈」の心を控えめにしているからであり、これにより、「中庸」の長所を失わず、その「三德」は「萬世ノ鑑」とするに足りると評価している。したがって、後世の「國體」を修めようとする者は、この「楠公」を「鑑」として「禮讓」によって「三德」を約すことが「講習ノ要務」となるのである。

一方、下記の引用文に注目すると、こうして「鑑」となるに至った「楠公」は、「講習」の模範だけでなく「祭祀」の対象にもなりうるということがわかる。

抑モ古ノ神道トハ神ヲ祭ルノ義ニシテ神ハ即チ平生ニ三德ヲ兼備ヘ國體ヲ脩ムルノ人ニシテ其威靈ノ畏ルヘク愛スヘク測ラレサルヲ尊ンテ之ヲ祭享シ其德ヲ世ニ顯ハシ其罰ヲ民ニ示シ之ヲ千萬世國政ノ大本トス是實ニ此國體ヲ維持スル所以ニアラサルコトナシ然レドモ國體世ニ明ナラサレハ祭祀ノ禮漸ニ衰ヘ神祇ノ威靈ヲ憲章スルコト能ハス中古海外諸教國體ヲ誤リシヨリ天朝久シク祭祀ノ禮ヲ欠クカ如シ是故ニ神道國體相助ケテ暫モ離ルヘカラス¹⁴⁰

このように、海庵は、「古ノ神道」について、「平生」に「三德」を兼備して「國體」を修める「人」を「神」として祭ることと定義しており、その「威靈」を「祭享」して、その「德」を世に顯し、さらに、その「罰」を民に示すこと、これが千万世の「國政ノ大本」であると主張している。これが実に「我朝」が「國體」を維持する手段であったが、「國體」それ自体が世に明らかでないと、「祭祀ノ禮」がしだいに衰えてしまい、「神祇」の「威靈」を守ることができないと警告している。それゆえ、「神道」は「國體」を助けて「國體」から離れ

¹³⁹ I 「約内言第八第九卷以論脩禮讓而約國體」 参照。

¹⁴⁰ G 「約内言第六卷以論神道國體之所以相助」 参照。

てはならないと主張している。

以上のように、但馬国出石藩儒者多田海庵の著書『國躰一覽』を取り上げ、海庵の政教構想の一端を明らかにしてきた。海庵は民衆教化の分裂的状况を解消しようと考え、「國躰ノ説」から自らの政教構想を類推した結果、諸教を折衷させる根本概念として儒教の言説、すなわち『中庸』における「三徳」を見出している。これは、実際の出石藩の海防政策に参与する海庵によって構築された、いわば現場の生きた思想としてみなすことができる。

本章第一節では、『國躰一覽』の論理と構成を提示した。

まず、弁別すべき「惑」である。海庵は、諸教がばらばらに教導して民衆を惑わせていることを問題と考え、自ら江戸・京坂および長崎に遊学して諸教に触れてみたが、結局、「國躰ノ説」から類推して諸教を折衷させることによってこの問題が解決しうることに気付いた。また、海庵が、諸教のうち、とりわけ従来の儒教の経説に疑問を抱いていることも明らかとなった。

次に、根本概念としての「三徳」である。海庵が「國躰ノ説」から類推して諸教を折衷させる媒介として見出したのは、『中庸』における「三徳」であった。海庵はこれを「孔門ノ本旨」と位置づける一方で、これを兼備した人物が「君子」であり、この「君子」こそが「五倫」における「事業」の実行者となっている。

最後に、「事業」という実践性である。ここでの「事業」とは、記紀神話の中から取り出した言説であり、海庵は、神代以来の「神聖」の「事業」によって「我朝」の「國体」が形成されたという。また、海庵のいう「事業」とは、自国を他国から差別化する観点から「空言」に対置する概念として用いられている。

一方、「國体」修得を目的として海庵が設けた「學問ノ規則」に注目した。そこでは、『中庸』における「三徳」、すなわち「智仁勇」の順番に拘らず、「三器」、すなわち「三種の神器」を借りて「諸教」を摂取することによって「國体ノ大意」を暗示している。また、「勇」、すなわち武道に対する抑制として「仁」、「智」を付け加え、全体として「三徳」としていることがわかった。

本章第二節では、これまで明らかにしてきた『國躰一覽』の内容と位置を踏まえつつ、海庵の政治実践と関わる言説を『國躰一覽』の文中から取り出した。

ここでは、海庵が、根本概念である「三徳」を媒介として実際の活動内容を構築している様子が明らかとなった。それは以下の三点の事例から確認できる。

まず一点目に、海庵自らの「志」を養う契機となった幅広い「見聞」である。この「見聞」は「飲食」との類比によって説明されており、「智徳」を「練熟」する役割を果たしている。二点目に、海庵の「武備」に役立った「術智」である。この「術智」は「寶鏡ノ徳」とともに「神智ノ一端」であると説明されており、「國体」を「補益」する役割を果たしている。最後の三点目に、海庵自らの「軍法」を構築する材料を提供した、反面教師としての「歐羅巴」である。この「歐羅巴」は「暴戾劫掠」を行う西洋列強として説明されており、一方で、

それらの国々の「火術」の使用目的に着目することで、「我朝」の「國體」に伝わる「智」と「仁勇」の結合関係を見出し、他方で、それらの国々の「兵勢」の弱さに着目することで、「我朝」の「諸家」に残る「軍法」の有効性を指摘している。

本章第三節では、海庵が「鑑」として捉える「宋朝」と「楠公」を取り上げて、海庵が理想としている国家像に接近した。

その際、海庵が武道を重視するに至った経緯について検討した。海庵によると、「柔弱利勘ノ風」によって武道が失墜し、「劔徳」、すなわち「勇徳」が再び衰えてしまい、「海外諸蠻」に「覬覦」の念を生じさせてしまうという。一方で、この「柔弱利勘ノ風」は、「國用窮乏ノ虚」に乗じて「智巧ノ才子」と「仁柔ノ學士」が台頭することによって成立したと理解されている。まさに、財政危機を契機として藩政に参加する儒者に対する批判ともいえる。

まず、戒めの対象としての「宋朝」である。ここでの「宋朝」とは、「儒教」とともに「迂闊」が盛んとなって滅亡する王朝を指している。海庵は「孔孟ノ本意」は「三徳」の「實踐」による民衆教化にあったと考えており、それを理解することなく「儒家ノ教迹」に偏向し、「迂闊」に流される「儒生俗士」を批判している。海庵によると、こうした「儒生俗士」が盛んになる時こそが「國ヲ誤ル」時という。

次に、模範の対象としての「楠公」である。ここでの「楠公」とは、「中庸」を失わずに「三徳」を兼備している人物を指している。海庵は「楠公」が「禮」によって「驕傲」「奢侈」の心を控えめにした人物と考えており、この「楠公」を模範として「三徳」を約すことが「講習」には必要であると指摘している。海庵によると、こうした「三徳」を兼備した「人」を「神」として「祭祀」することが「國體」を支えるという。

このように、海庵の政教構想は、『中庸』における「三徳」を根本概念として諸教を折衷したものであったが、海庵にそれを類推させた「國躰ノ説」とは一体何であつたらうか。それは、会沢正志斎の『新論』や藤田東湖の『弘道館記』に代表される後期水戸学の「國體」の言説であつたらう。出石藩の海防政策に参加して対外的危機を自覚した海庵にとって最も相応しい思想を採用したといえる。

実際、海庵のいう「國體」の内容に注目すると、後期水戸学の思想や教育に通じる点が多く見受けられる。例えば、海庵が「學問ノ規則」の中で「國體ノ大意」の暗示するに際して、「三徳」の順番に拘らず、「三器」を借りて諸教を摂取しているのは、後期水戸学の神儒一致に通じる点である。また、海庵が「國體」を修得するには「三徳」を兼備すべきとしつつ、「國體」は「空言」を離れ「事業」に就くものと捉えているのは、後期水戸学の学問事業一致に通じる点である。

一方で、水戸藩の天保改革で挙行された、祭祀による人心統合と類似のものが、海庵の政教構想にも見受けられる。海庵は「三徳」を兼備した人物を祭祀することで「國體」を維持するとし、「神道」は「國體」に不可欠な存在と位置づけている。しかし、海庵の場合、水戸藩で見られたような廃仏の動きは、その構想の全体を通じて見当たらない。

第3章 公議所における泊園塾出身者の政治実践

本章では、泊園書院が近代に有為の人材を輩出し続けた事実を踏まえ、前章の海庵の事例で見たような幕末期の政治実践が〈実務家〉としての儒者の展開として維新时期にも通用する側面が存在すると想定し、公議所における泊園塾出身者の政治実践を考察した。

具体的な泊園塾出身者として、海庵と同じ文政期生まれで幕末期の泊園塾の塾則を作った出雲国松江藩儒者雨森精齋の事蹟を調査した。当時の塾主藤澤東暎の子南岳が編んだ『菁莪録』によると、「堀田反爾」の略伝の中に「與妹尾君恭共講古禮。又謀作塾規。先考用之」とある¹⁴¹。これにより、東暎時代の泊園塾の塾則は、堀田（反爾）省軒と雨森（妹尾）精齋がその原案を作ったことが確認できる。ちなみに、当時の塾則は、九州大学附属図書館吉村文庫に所蔵された『泊園塾社中姓名録』〔嘉永5（1852）年作成〕の見返し部分に記されたものと同一のものであろう¹⁴²。

精齋の事蹟についていえば、こうした塾運営だけでなく、地方藩政にも深く関与している事実が明らかとなった（後述）。それも、武士の三男であるにも関わらず、である。とりわけ、維新になって松江藩を代表する公議人に就任した事実は、精齋が幕末の松江藩政において重きを置かれたことを示す重要な証拠となろう。

考察するに当たって、主な資料として『公議所日誌』と『雨森精翁事歴』を用いた。前者は明治政府が発行した日誌類の一つであり、各藩選出の公議人が金穀・租税・廃刀など、各方面にわたる制度律令を合議した記録が収められている。公議所設置に至るまでの経過は前編上・下二冊に、会議の記録は第一〔明治2（1869）年3月〕から第十九〔同年6月〕に収められ、各巻が記録された月内に上州屋惣七方から随時発売されている¹⁴³。

後者は精齋の孫にあたる雨森薫が、文献収集と聞き書きをもとに作成した編年史料「精齋年譜」の抜き書きであり、昭和6（1931）年に島根評論社から刊行された島根県人雑誌『島根評論』雨森精翁五十年祭記念号に掲載されている¹⁴⁴。「精齋年譜」そのものは出版されず

¹⁴¹ 東暎死去五十年を記念して大正2（1913）年に編まれた『菁莪録』には、東暎の主要な門人五十名の略伝が記され、前掲、吾妻重二編『泊園書院歴史資料集—泊園書院資料集成1』にその影印本が収録されている。それによると、堀田省軒は但馬国の出石藩士であり、藩校弘道館の講師となり、ついで藩の財政を掌った。明治元（1868）年権大参事、ついで正大参事となり、藩政に従事すること三十年に及んだという。この『菁莪録』には、雨森精齋についても「雨森謙三郎」の略伝として収められている。

¹⁴² 『泊園塾社中姓名録』については、見返し部分に記された塾則を含め、前掲、吾妻重二編『泊園書院歴史資料集—泊園書院資料集成1』に掲載されている。ちなみに、原本の所蔵先である吉村文庫は、吉村秋陽・吉村斐山らの蔵書コレクションである。斐山は安芸国の人で陽明学者吉村秋陽の養子であり、江戸の佐藤一斎に学んだあと、大坂に来て東暎に師事した人物である。

¹⁴³ 『公議所日誌』の書誌情報については、『国史大辞典』第5巻（吉川弘文館、1985年）303頁、朝倉治彦編『太政官日誌』別巻4（東京堂出版、1985年）317,318頁、朝倉治彦編『幕末明治日誌集成』第3巻（東京堂出版、1986年）341,342頁。

¹⁴⁴ 『雨森精翁事歴』の書誌情報については、桃裕行「明治維新期の松江藩儒雨森精翁について」『松江藩と洋学の研究』（思文閣出版、1989年）72～75頁。東京大学史料編纂所所長を務めた桃裕行は、精齋の家塾養生塾の門下生桃節山〔天保3（1832）年—明治8（1875）年〕の孫に当たる。裕行によると、雨森薫は京都大学法学部の卒業生であり、学生時代から祖父精齋について調査した。当時京都大学で東洋史を教えていた内藤湖南にも意見を求めたという。

写本も無いため、これは精齋の事蹟を知るうえで最も重要な資料といえる。

1 公論形成に参画する西国私塾出身者—法則案改正委員選出をもとに

まず、精齋の幕末の略歴を概観したい。

精齋は文政5(1822)年、出雲国松江藩士妹尾清左衛門の三男として生まれた¹⁴⁵。名は謙三郎。字は君恭。号は老雨。天保2(1831)年藩校明教館に入学する。天保5(1834)年田村寧我の家塾に学び、師に代わり経史を講じた。

天保9(1838)年藩の推薦により大坂に遊学し、藩遊学の嚆矢となる。梅花社の篠崎小竹と泊園塾の藤澤東暎に師事した。遊学中、服部清三郎と交わる¹⁴⁶。同10(1839)年堀田省軒の泊園塾の塾長辞任により東暎が塾長に就くことを請う。同12(1841)年病に罹り、松江に帰る。療養中、『静嘉独語』を著す。同13(1842)年8月江戸の林檉宇に師事し、佐藤一斎・安積良斎にも従学する。また、若山勿堂にも学ぶ。一斎の勧めにより精齋をもって号とする。

天保14(1843)年松江に帰着する。弘化4(1847)年精齋の家塾に澤野含齋が入門する。嘉永3(1850)年学問出精により三人扶持を賜わる。同4(1851)年松江に新たに塾を開き養生塾と名付ける。塾の教導規則の大綱と塾規三条を佐藤一斎・河田迪齋に送り、その校閲を受けた。同7(1854)年山陰旅行に出かけた広瀬旭荘に『海国図志』を貸し、その一読を勧める¹⁴⁷。安政年間、第十代松江藩主松平定安より「学問の大体」について下問、これに奉答した。文久2(1862)年4月、藩より儒学世話に仰せ付けられ、定安の学問相手を勤める。同年12月、定安より「攘夷の策略」について下問、これに奉答した。

元治元(1864)年2月5日、京都にて御内用取次役として他藩との応接方心得を命じられる。当時参預会議の構成員である松平春嶽に謁見する。春嶽はその材幹を識り、五百石をもって聘せんとした。また、右大臣徳大寺公純の知遇を得る。同年2月19日、儒学が特に優れているため、新知百石を賜わる。さらに藩主定安の生母の姓を賜わり雨森姓となる。また、春嶽に対し「開鎖の議論」について建言した。

元治年間、家老に随従して征長諸藩会議に列席する。慶應元(1865)年1月、京都への使者を仰せ付けられ、津山藩主・尾張藩主・徳川将軍・春嶽に謁見する。同年2月、福井で再び春嶽に謁見する。松江に帰着した後、鳥取・明石・広島・福山の四藩に使者を仰せ付け

¹⁴⁵ 雨森精齋の略歴については、前掲、島根県人雑誌『島根評論』雨森精翁五十年祭記念号もあるが、藤井半畝編『雨森精翁一門展—関係人物小伝』(墨跡資料館、1988年)の「雨森精翁事蹟」が最も詳しい。なお、精齋の年譜については、同書所収の『雨森精翁略年譜』が最も明快である。

¹⁴⁶ 大坂遊学中の精齋と清三郎との交流については、前掲、島根県人雑誌『島根評論』雨森精翁五十年祭記念号所収『雨森精翁事歴』21,22頁。

¹⁴⁷ 山陰旅行中の旭荘と精齋との交流については、今岡堅一「広瀬旭荘と雲州平田」『郷土史ひらた』第9号(平田郷土史研究会、1997年)4頁、前掲、藤井半畝編『雨森精翁一門展—関係人物小伝』13,14頁。ちなみに、雨森精齋の交友については、前掲、藤井半畝編『雨森精翁一門展—関係人物小伝』の「雨森精齋の人となりの一端」の後半部分に、精齋の師友と門下生七十人の詳細が記されている。

られる。

慶應2(1866)年2月、修道館の儒学総教授となり、御役料二十俵を賜わる。同年10月、修道館奉行が稽古場の出席が少ない件により「振起の方策」について下問、これに奉答する。同3(1867)年、長州再征の命により出陣するも、病気のため松江に帰陣する。同4(1868)年2月鎮撫使事件が起り、松江・京都間を往復して解決に勤める。同年5月格式奥列格を仰せ付けられる。同月隠岐暴民事件が起り、家老に随行して隠岐に出張し解決に勤める。

公議所法則案改正委員の当選者 精齋が活躍した公議所は、広く会議を興し万機公論に決すべしとの誓文の主旨を貫徹するため、明治元(1868)年12月東京に置かれ、公議人を各藩一人ずつ出すことを令した¹⁴⁸。会議は律法を定めるのを第一要務としたが、公議所の議論を経た法令が政府から発せられることはなかった。したがって、公議所は立法機関ではなく、政府に対する建議機関であった。しかし、議案審査の順序や執政官への質問、議長の職権についても規定を設けるなど、近代的議事手続を採る点に進歩が見られた。

本論文では、明治2(1869)年5月7日に実施された公議所法則案改正委員の公選〔出席議員204名〕において、精齋が当選者五名のうちの一名となった事実に注目したい¹⁴⁹。

公議所法則案とは、森有礼や神田孝平が議事の細目を起草したものであるが、公議所法則案改正委員は、それへの改正を委任された点を踏まえると、西洋の議会に関する知識も少なからず要求される役職であったことが推測される。

以下、精齋を除く当選者四名の幕末から維新にかけての略歴である。

一、稲津濟〔天保5(1834)年—明治31(1898)年〕は、日向国飢肥藩の弓術師範稲津勘右衛門を父とする¹⁵⁰。嘉永6(1853)年江戸に遊学し、飢肥藩出身の安井息軒や咸宜園出身の羽倉簡堂のもとで学んだ。

帰藩して藩校振徳堂の教授を勤めたが、文久2(1862)年藩から世情探索を命じられ上京、三条実美らと面会し、藩主伊東祐相の上洛に奔走する。その後、国元にて数年間軍制改革に取り組んだ。元治元(1864)年には藩の軍事面を総監するようになる。

維新になると、飢肥藩の貢士として京都に上り、のち公議人として東京に移住した。また、議事調局幹事に就任し、公議所の開設に従事する。明治2(1869)年飢肥藩の参政を兼務した。同3(1870)年官を辞してからは飢肥藩の大参事となる。

二、服部清三郎〔文化14(1817)年—明治19(1886)年〕は、荻生徂徠の高弟服部南郭の子孫で詩人として知られた服部元雅の子である¹⁵¹。父元雅は第三代摂津国尼崎藩主松平

¹⁴⁸ 公議所が設立された経緯やその特色については、前掲、『国史大辞典』第5巻、302,303頁。

¹⁴⁹ 公議所法則案については、議事体裁調局編『公議所法則案』(村上勘兵衛、1868年)参照。なお、前掲、朝倉治彦編『幕末明治日誌集成』第3巻所収『公議所日誌(続)』には、「法則取調ニ付入札ニテ五名則撰擧ス」として、稲津・服部・園田・坂田・雨森の順で当選者の名前が記されている(245頁)。

¹⁵⁰ 稲津濟の略歴については、長友禎治「幕末維新时期に活躍した振徳堂の儒者たち」宮崎県立図書館編『宮崎県文化講座研究紀要』第35輯(宮崎県立図書館、2008年)13~17頁。

¹⁵¹ 服部清三郎の略歴については、岡本静心編『尼崎市史』第2巻(尼崎市役所、1968年)847~849頁、尼崎市立地域研究史料館編『尼崎地域史事典』(尼崎市、1996年)150,339,349,348頁、笠井助治

忠告に召し抱えられ、江戸藩邸内で藩士教育に当たった。

清三郎も父と同じく藩に仕官し、儒官を経て、第四代藩主忠栄より安政6(1859)年に世子忠興の養育係・諫諍役に任じられた。幕末維新に際し、東咳が仕官を推挙した藩儒中谷雲漢とともに尼崎藩論を指導、第五代藩主忠興に朝廷尊崇を進言した¹⁵²。また、同4(1857)年かの有名な西洋軍学者大鳥圭介を藩主忠栄に推挙したのは清三郎である。

維新になると、明治元(1868)年中士層から清三郎が最重職の執政に就任した。また、二代目の公議人となり、公議所の議員幹事にも選ばれた。同3(1870)年大参事に就任する。

三、園田保〔文政2(1819)年—明治24(1891)年〕は、豊後国森藩の侍医園田茂三郎の長男である¹⁵³。広瀬淡窓の咸宜園に十五歳で入門した。天保末年に大坂に遊学し、医学修行の傍ら、東咳と親交のある淡窓の弟旭莊とともに儒学を研究した。嘉永4(1851)年、第十一代森藩主久留島通胤に抜擢されて藩校修身舎の教授に任じられた。また、藩に建議して練兵場を設けさせた。第十二代藩主通靖の時に加増されて上士首班に列する。

明治初年になると、藩の公議人として東京に出、公議所の議員幹事を勤めた。二年後に帰藩してからは権大参事として藩政改革に当たる。

四、坂田莠〔天保元(1830)年—明治24(1891)年〕は、日向国高鍋藩士坂田諸亮の子である¹⁵⁴。叔父坂田諸正の家を継いだ。藩校明倫館に学び、嘉永3(1850)年藩校明倫堂の助教本役となる。同5(1852)年大坂に遊学して藤澤東咳に学ぶこと三年、安政6(1859)年には江戸に出て藤森弘庵に師事する。帰藩して物頭となり、兵制改革を行う。慶応2(1866)年に高鍋屯長、大坂留守居兼探索方となる。

明治元(1868)年に参政、徴士となり、内国事務局権判事、下局議長として新政府に出仕したが、同年に辞任して藩の公議人となる。同2(1869)年に藩の権大参事となる。

以上のように、公議所法則案改正委員の当選者四名は、泊園塾もしくは咸宜園に縁の深い人物であり、出身藩の教育職に就任し、かつ、軍制改革等で藩政に深く関与し、維新时期になると藩政の主導者となっている。次節に述べる精齋の幕末の略歴を併せて検討すると、精齋が上記の性格を共有していることが判断できよう。

では、どうして全国の公議人は、これら類似した社会背景を持つ人物を当選させたのであろうか。本章では、この投票前後に見られた精齋の公議所での活動を手がかりとして幕末維新の精齋の制度認識の全体像に接近し、この疑問に対する解答を探りたい。

『近世藩校に於ける学統学派の研究』下(吉川弘文館、1970年)995頁。

¹⁵² 『菁莪録』には、中谷雲漢について「中谷良輔」の略伝として記されている。そこには「天保末。尼崎侯介服部叔知(清三郎)。求儒臣于先考。先考薦南明(雲漢)。寵遇頗厚」とあり、天保末年に藩主忠栄が清三郎を介して東咳に儒官を求め、東咳が雲漢を推薦したという。また、前掲、『泊園書院歴史資料集—泊園書院資料集成1』に掲載された「泊園人物列伝」によると、中谷雲漢は東咳門人であり、東咳没後には子南岳を教導したといい、その墓は齡延寺の東咳・南岳の墓に寄り添って建てられている。

¹⁵³ 園田保の略歴については、大分放送編『大分百科事典』(大分放送、1980年)462頁、玖珠町史編纂委員会編『玖珠町史』下巻(玖珠町教育委員会、2001年)389頁。

¹⁵⁴ 坂田莠の略歴については、坂本太郎編『明治維新人名辞典』(吉川弘文館、1981年)439頁、高鍋町史編さん委員会編『高鍋町史』第8編(高鍋町、1987年)1174,1175頁、安岡昭男編『幕末維新大人名事典』上(新人物往来社、2010年)572頁。なお、『菁莪録』には、「坂田莠」の略伝が記されている。

2 出雲国松江藩儒者雨森精齋の政治実践〔維新时期〕

精齋の公議所での活動を考察するに当たって、以下、精齋の公務人〔公議人の前身〕就任から公議人辞任までの経緯を概観したい。

慶應4（1868）年7月、精齋は公務人に就任し、京都勤務となる。同年8月、公務人を改め公議人となった。明治元（1868）年9月、天皇東幸につき各藩の公議人一人が東上するとして、東京に供奉する。同元（1868）年12月、来春正月まで議員幹事を仰せ付けられる。

明治2（1869）年3月7日、公議所が開所される。同年4月12日、議員幹事六名当選の中に入る〔出席議員193名〕。同年5月7日、先述したように公議所法則案改正委員五名当選の中に入る〔出席議員204名〕。同年6月7日取調係十名選出に当り当選する〔出席議員228名〕。同年7月17日病気により辞職、公議人を免ぜられる。

以上の経緯を踏まえて、本稿では、明治2（1869）年4月12日に提出された「漢土及第法御參用可然之建白」という議案と、同年5月17日に提出された「第九號天主教ヲ毆ノ議」という二つの議案をめぐって考察したい。その理由は以下の三点である。

まず第一に、これらが公議所法則案改正委員選出の直前・直後の議案であること、第二に、意見が割れた主題であるので精齋の制度観の特色を読み取りやすいこと、第三に、精齋が幕末に議論した主題でもあり維新への通念の連続面を検討できること、の三点である。

また、考察に入る前に『公議所日誌』の議事録の表記形態について確認しておく。本稿では、『公議所日誌』に記された二つの議事を取り上げるが、その表記の仕方は、まず、議案の題目・提出者の名前・議案の内容が順に記され、次に「評論鈔出」として、論説者の名前・論説の内容・同論者の名前が記されている。「評論鈔出」については、同論者数に無関係な配列によって記されているので、議場では、一つの論説を終えるたびに同論者を募ったものと推測される。

本論文では、自らの論説に対する同論者が多ければ多いほど、また、それが他の論説者に見られない事例であればあるほど、その論説者の議場での影響力が大きいと判断した。

（1）人材論

まず、委員選出直前の公議所での活動を通して精齋の人材論について見てみよう。

以下は、会計官権判事の神田孝平が明治2（1869）年4月12日に提出した「漢土及第法御參用可然之建白」という議案の全文である。

謹案古今萬國士ヲ取ルノ法品々有之趣ニハ候得共最公正ナルハ漢土ヲ第一ト致シ候趣
西洋人ノ常々称揚仕候所ニ有之候我邦従来士ヲ取ルノ法備ハラズ就テハ此度御新政ノ
折柄漢土ノ法ニ倣ハセラレ進士及第ノ法ヲ御用ニ相成候ハバ會議ノ法ト並ビ行ハレテ
東西ノ両美ヲ御合併ノ形ト相成可申候

但シ會議ノ趣意ハ人心一和ヲ致スニ在リ及第ノ趣意ハ人材ヲ擧グルニ在リ並行ハレテ相悖ラズ此意御含被成下度奉願候
尤漢土及第ノ法ニハ頗ル流弊モ有之由右ハ全ク科目ノ立方不得宜ト試官ノ公正ナラザルトニ事ト相見候ヘバ今略改正ヲ加ヘ試ニ其有増ヲ奉申上候
毎年一度ヅ、時日ヲ定メ海内ノ有志ノ士ヲ募リ其才學ヲ試ミ優等ニ登ル者ヲ擧ゲ四等以下ノ官ニ任ジ之ヲ實際ニ試ムベシ
科目ハ實地適用ヲ主トシ和學漢學經濟文章天文地理兵學律學醫學博物學ノ類タルベシ
但シ詳ナル事ハ會議ニテ取極可然カ
試官ハ議事所ニテ臨時ニ之ヲ撰擧スベシ
試業ノ法ハ當日試官ヨリ策問ヲ發シ其場限ニ對策ヲ作ラセ名ヲ隱シ置試官各甲乙ヲ記シ甲字最多キ者ヲ上等トスベシ
右ノ通三回ノ試業ヲ為シ三回共ニ上等ニ登ル者ヲ甲第トスベシ
試業ノ後對策ニ試官ノ甲乙ヲ記シタル儘作者ノ姓名國所ヲ記シ登第落第并ニ其任ゼラレシ官階ヲ録シ合シテ一巻トナシ上梓シテ天下ニ公示スベシ
以上試業法ノ大略ニ御座候猶詳ナルコトハ時ニ臨ミ酌定可仕儀ト奉存候
右ノ如ク御法相立候得バ大抵流弊ノ生ズベキ御懸念有之間敷若シ然レバ古今萬國ニ御超越被遊候良法ニ有之ベクト愚考ノ儘不顧狂妄奉申上候¹⁵⁵

神田によると、古今万国の官吏登用法のうち最も公正であるのは、西洋人が称揚するよう
に中国の科挙であると指摘し、これまで官吏登用法を整備してこなかった我が国が、この科
挙を採用し、西洋起源の會議の法と並び行われるならば、東西の長所を合併する形になると
いう。

ただし、中国の科挙には時宜を得ない科目構成や試験官の不公正が見られるので、中国の
科挙に修正を加え試しにそのおおよそを提示したという。

『公議所日誌』第八（上・下）をもとに、上記の議案に対する論説の同論者数の多い順に
並べてみると、神田の議案に全面的に同意する者を除いては、雨森謙三郎〔大略同論七名〕、
宇田節之助〔大略同論三名〕、武田平之助〔大略同論二名〕という順であった¹⁵⁶。

ここで、精齋自らが発言して七名の同論者を得た論説を見てみたい。

府藩縣ニ令シ廣ク学校ヲ興シ人材教育ノ道ヲ興スベシ且本文科目中へ孝弟德行等ノ科
ヲ加フベシ¹⁵⁷

¹⁵⁵ 前掲、朝倉治彦編『太政官日誌』別巻4所収『公議所日誌』196,197頁。

¹⁵⁶ 同上、197～207頁。大略同論一名を有する公議人は十名に達し、議場での影響力が低いと判断して本論文では省略した。

¹⁵⁷ 前掲、朝倉治彦編『太政官日誌』別巻4所収『公議所日誌』198頁。

このように、精齋は、国家官僚の育成を目標とした科挙登用制度を導入するに際し、地方の学校教育制度の整備を訴えている。また、科挙登用試験の試験科目については、実地適用を主体とする神田とは違って、道德実践の科目を含むように主張している。

後述するように、幕末の精齋は、人材登用の折、家中の藩校参加に腐心する松江藩の教育官僚から助言を求められている。そこには、精齋が家中の出席不足を全国的問題として理解し、君主の生活態度の改善によって家中の学習意欲を引き出すと同時に、太平の世に定められた学習内容を、時局を救うものへと変更させる必要を説いている。

以上を総括すると、精齋は、神田が提案した科挙登用制度の導入に意欲的であり、そこに地方教育制度を並べる構想を描いていた。しかし、科挙による選抜の前段階として学校による選抜を配置する考えは、他の公議人が必ずしも持ちうるものではなかった¹⁵⁸。一方、試験科目については、実地本位の神田の構想に対して道德実践が足りないと考えていた。

(2) 宗教論

次に、委員選出直後の公議所での活動を通して精齋の宗教論について見てみよう。

以下は、三河国挙母藩の公議人川西六三が明治2(1869)年5月17日に提出した「第九號天主教ヲ毆ノ議」という議案の全文である。

天主教日ヲ追テ延蔓スルヲ拒ムルニ説諭ヲ以テスレドモ頑固ノ民情解シ得サルヲ刑セサレハ國ノ禍機ヲ漸々繁茂セシメ其宗ニ迷溺スルノ徒末々國家ニ妖ニスルコト必セリ斷然嚴刑ヲ以テ芟除シテ如何¹⁵⁹

川西によると、キリスト教が流行している事態に対し、事情を理解できない頑固の民に刑を科さなければ、いずれは国家に災いをもたらすとして嚴刑を科して彼らを取り除いてはどうかと提案している。

『公議所日誌』第十五(上・中・下)をもとに、上記の議案に対する論説を同論者数の多い順に並べてみると、櫻庭太次馬〔大略同論十八名〕、恩田啓吾〔大略同論十三名〕、新宮左太夫〔大略同論五名〕、武田平之助〔大略同論五名〕、中野重明〔大略同論四名〕、稲津濟〔大略同論三名〕という順であった¹⁶⁰。

ここで、稲津濟が発言して精齋を含む三名の同論者を得た論説を見てみたい。

¹⁵⁸ 例えば、二名の同論者を得た備後国福山藩の公議人武田平之助は、「允當ナリ漢土郷貢ノ姿ニ倣ヒ府藩縣ニ令シ撰擧イタシ試テ可ナリ」との論説により、唐代の官吏登用法である「郷貢」すなわち州県の長官の推薦で科挙に応じるよう提案している(前掲、朝倉治彦編『太政官日誌』別巻4所収『公議所日誌』201頁)。

¹⁵⁹ 前掲、朝倉治彦編『幕末明治日誌集成』第3巻所収『公議所日誌(続)』261頁。

¹⁶⁰ 同上、261～281頁。大略同論二名を有する公議人は四名、大略同論一名を有する公議人は九名に達し、議場での影響力が低いと判断して本論文では省略した。

嚴刑芟除ハ不可ナリ宜ク速ニ 皇國ノ神教ヲ興シ洋教ノ浸入ヲ防ガン其法各處ニ神教館ヲ設ケ修身平天下ヨリ人情ニ適スルモノヲ和文ニテ制作シ教ユベシ而シテ祭祀葬埋ノ典悉ク此館ノ管轄トナシ此教ヲ奉ゼザレバ平人ニ齒スルヲ得セシメズ貧ヲ救ヒ窮ヲ賑スノ權ヲ此教館ニ委任シ異教ヲ奉ズル者アラバ罪ヲ此教館ニ歸セン此教ヲ設ケズ妄ニ誅除スルハ不可ナリ¹⁶¹

このように、稲津は、キリスト教徒に嚴刑を科してはならないと主張している。稲津によれば、彼らに嚴刑を科すよりも、日本の神教を復興させてキリスト教の浸入を防ぐほうが得策なのである。具体的方法としては、各地に宗教施設を設けて人民を教導・統制し、貧民救済を担うことを挙げている。

後述するように、幕末の精齋は、松平春嶽より「開鎖の議論」について助言を求められている。そこには、「以有易無」として開国に理解を示しつつも、過去の「佛道」の流入が「紛亂」をもたらした事実を重く見ている。しかし、現実には「皇國」は「遲遲」の道にあるので、西洋諸国の「開港」「申出」は断われないとも考えていた。

以上を総括すると、稲津の論説と同論であった精齋は、キリスト教徒に嚴刑を科すことに反対する一方で、神教を基本とした新宗教の民間の活動によってキリスト教に対抗しようと考えていた。しかし、そこに露骨な愚民観や反欧化、廃仏の動きは見られない¹⁶²。

3 出雲国松江藩儒者雨森精齋の政治実践〔幕末期〕

先述した精齋の公議所での制度論を踏まえて、幕末の精齋の献言から維新へと連続する精齋の通念を抽出したい。この作業により、明治新政府の公論形成に関与する〈実務家〉の通念の一端を、江戸儒学との関係如何という観点から接近することも可能となる。

(1) 学校論

まず、幕末の藩主や教育官僚に宛てた献言を通して精齋の学校論について見てみよう。

以下は、慶應2（1866）年の修道館奉行の下問に対する精齋の奉答の全文である。

①當節、別して人材御引立の折柄に御座候處御館内出席も無之御心痛成され候處、時習、明倫等の大館成造の先蹤も有之、存じ寄りも御座候はゞ覆藏なく申上候様仰せ遣われ候趣、委曲承知仕候。

¹⁶¹ 前掲、朝倉治彦編『幕末明治日誌集成』第3巻所収『公議所日誌（続）』272頁。

¹⁶² 例えば、五名の同論者を得た肥後国人吉藩公議人新宮左太夫は、「蚩民ハ頑固ナレバ論シ難シ又嚴刑芟除ハ不可ナリ手ヲ下スノ法先ヅ士大夫西洋ノ風俗ニ心醉シ洋服ヲ服スル等ヲ禁ジ佛氏ヲ悉ク歸俗セシメ寺塔ヲ廢シ 勢廟ノ遥拜所トナシ廣ク學校ヲ興シテ人倫ノ道ヲ教導シ 天祖ノ神道ニ歸セシムルノ外他ノ策ナシ」との論説により、露骨な愚民観が見られるとともに、伊勢神道を掲げて反欧化と廃仏を推進せよと主張している（前掲、朝倉治彦編『幕末明治日誌集成』第3巻所収『公議所日誌（続）』271,272頁）。

仰せの如く大切の折柄、右様の流弊に至り候段は恐れ入り奉り候へども②右は海内一同の成り行き、御國許りの事に無之、就ては諸藩の賢君方深く御配意、種々御處置方も御座候由其の實は君大夫の責にて君位師教の任を御盡し成され度、恐れ乍ら、上には御賢考も在らせられ候御事にて修業筋の事迄は御手を下され難き事もあるべき哉に相考へられ候處、此本相立ち申さず候而は如何様の良法も文臭に流れ、上の御誠意、下に通徹仕まじく諸事法搦に相成候ては却て人材を局促仕候迄にて衆に抽んで候人物は出来仕らざる事と存じ奉り候間③臺體の御制度御簡易に相成し、上より躬行を以て御示し遊され度、當上様には此邊の儀、御洞察遊され候哉、日々御自身の御修行、諸事御仕向振り一々耳目を驚かし恐れ入り候事に御座候處それすら行届き兼ね候よし、況や舊習の通りにては彌増、弊風相募り奮發の期は之あるまじく存じ奉り候、爾し乍ら、誠に一大難事、終に書生の空論に歸し申すべく、深意書面にては申上げ盡し難く候、扱又、④時習、明倫等の諸館は形は御國の新館と相類し候へども制度の淵源は雲泥にこれあり、其の上、太平無事の節、取り建てられし規則も追々修潤、諸生これが爲めに染いたし所謂陶鈞の上に化すると申す場に御座候へども御承知の時勢、右様の緩劑は相用じ難く時運につれ修行の道も變革の時にて救時の論、急務にこれあり、一兩年前、新館御取建の節とは權宜の御見計ひも御座あり度、人々多藝を貪らず、力を一兩藝に合せ候御仕向に相成候而はいかゞ哉、諸稽古場も箇所、多々にては御手も届き兼ね御費も少なからず、其の詮もこれなき事に御座候處、或は數局を併せて一局とし又は先づ御廢止に相成りて然るべき向も之あるべく、それぞれ御取調、一旦は御手を縮られ候も衆力一致にいたし候一術にも之あるべき歟、勿論一流相立ち候からにはそれ丈の理は之あるべく候へども緩急輕重は時宜に依り候事と存じ奉り候、都詰るところ別段申上候程の存じ寄りも之なく且つ書は言を盡さず候間何事も罷り歸り候上、演説仕り度存じ奉り候事、以上¹⁶³。

まず、精齋は、松江藩の修道館奉行から「人材」「引立」の時節にも関わらず、修道館への「出席」が少ない事態に対し、熊本藩の時習館や長州藩の明倫館では「出席」が成功しているとの指摘を受けた後、その意見を求められている（下線①）。

これに対し、精齋は、藩校への「出席」が少ないことは、「海内」「同一」の傾向であって松江藩だけの問題ではないと指摘すると同時に、実際のところは「君大夫」の責任であるので「君位」「師教」の任務を果たすことを要請している（下線②）。

具体的には、藩校の「制度」を「簡易」にし、上からの「躬行」を示すことであり、藩主の「修行」や「仕向」に注意を払わずに「舊習」の通りでは、ついに「奮發」の時期を失うことになるという（下線③）。

一方、精齋は、時習館や明倫館は、修道館と違って「制度」の淵源が大きく異なると指摘

¹⁶³ 前掲、島根県人雑誌『島根評論』雨森精翁五十年祭記念号所収『雨森精翁事歴』46,47頁。雨森薫の「原漢文交り」との付記あり。

し、さらに、「太平」「無事」の時節では、規則を緩やかに修正することで対応できたが、それも通用しなくなり「修行」の道も「變革」の時であって「救時」の論が急務であると主張している（下線④）。

続いて、以下は、藩主松平定安に献じた精齋の著書『治国譜』〔時期不明〕の一部である。

堯舜三代の御代には①學校の制大に立ち教の法式全く備はりて②上は天子の御嫡子より下は士庶人の子供に至るまで追々御用に立べき者は一緒に大學校に入りて己を脩め人を治むるの道を學び位こそ天子庶人の違ひあれ修行の上には貴賤尊卑の隔てなく貴尊の人は賤卑の情に達したまひ賤卑の徒は貴尊の心に通し異日君臣となり上下となるに及んで一體和合の道已に此時より相立ち且つ師と仰ぎ候人は歴々の大臣にて人の尊敬も厚く教も立ち法も行はれ候て教に従はざる者は大臣の子弟と雖も學校の仕置を免れざることに御座候。

それゆへ大臣以下の子弟は不及申③天子諸侯の卿子といへども御幼少より深宮にのみ長成し給はずして多少の艱苦になれ玉ひ自然氣も厚く丈夫になり物に倦み怠る事もなく年長ぜられて後は兼ねて習熟の人物を御用被成候事に御座候。右様教法相立候儀故、凡そ禄をいただき候者はもとより學ばざる者無之、學び候ても教に従はざるものは學校の仕置を免れず、④たとひ世禄は頂き候ても同列の人は肩をならぶことを恥候様の風習に相成、人材も自然自然奮發仕る事にて前に申上候様の弊も御座なく候處様相成、文武の藝とも名聞のみに成り行き年長ずるに及んでは己の私智を以て大官に望み習熟せざる人を擇ひ候ても自然誤りも生じ易く候故、國政も俗に申候目分量に相成候儀に御座候¹⁶⁴。

精齋によると、堯舜三代の時代に「學校の制」（下線①）が立ち上がり、上は「天子」の嫡子から下は「士庶人」の子供に至るまで、「御用」に立つべき者は「大學」に入って「修己治人」の道を学び、位の違いこそあれ、「修行」の上に貴賤尊卑の隔てはなかったという（下線②）。

それゆえ、「天子」「諸侯」であっても幼少から宮殿だけで成長せず、多少の「艱苦」にも慣れて「丈夫」になり、物に飽き怠ることもなく、年長になってからは「習熟」の人物を「御用」するようになるという（下線③）。

上記の「教法」を立てることにより、たとえ「世禄」を貰っても「同列」の人と肩を並べることが恥とする「風習」になるのである。こうして「人材」が自然と「奮發」するようになっていく（下線④）。

このように、精齋が理想する「學校の制」とは、「御用」すなわち官吏を目指す「天子」の嫡子から「士庶人」の子供まで、すなわち万民に開かれたものであり、そこでは、自己の道徳性も重視された「修己治人」の道が学ばれる。また、こうした「教法」を立てることに

¹⁶⁴ 同上、34頁。

よって「習熟」を経過した「御用」という常識が広まり、「人材」が「奮發」するようになる、まさに「治國」を念頭に置きたいわば仕掛けである。

しかし、実際には、「人材」の「奮發」は、「君大夫」といった上位者の「躬行」を示すだけでなく、時代にあわせて「修行」の道も「變革」させる必要があり、今は「救時」の論が導入すべきだと説いている。

先述した精齋の科擧による選抜の前段階として学校による選抜や、科擧科目における道徳実践は、上記の「大學校」の精神を体現した論説であったといえよう。しかし、運用面では、上位者の規範や時代への順応を重視していることが窺われる。

(2) 外交論

次に、幕末の藩主や松平春嶽に宛てた献言を通して精齋の外交論について見てみよう。

以下は、文久2(1862)年の藩主松平定安の下問に対する精齋の奉答の全文である。

①此度攘夷仰出され候に付ては策略相認め差出候様御達しの趣、承知仕候。是迄餘儀なき成り行きにて當節の形勢に至り候へども、②何分條約御取結び御使節をも差し向けられ候國柄、殊更、ロシア、アメリカ兩國は御隣國の儀、御交際別して大切至極のこと御座候條③一應禮義の御挨拶も仰せ遣はされず最初より兵力を以て御拒絶遊ばされ候ては夷人とは申し乍ら御交際の道如何御座あるべきや且つは夷人も一旦は御武威に恐怖いたし退散仕候ても心服納得の程覺束なく却て憤りを含み皇國を怨み奉る様相成るべしと存じ奉り候。右様外夷の憤怨を受けさせられ候ては彼より兵端相開き候ても名これあり④皇國を不信の國などゝ申し觸らし候へば何とも残念至極にて皇國の御恥辱恐入り奉り候儀に御座候。右に付、段々熟考仕候處何卒御條約の國々へ御使さし向けられ内地の人心交易相好まず舊來の風儀革致し難き段、包まず仰せ聞かされ候て御膝元の交易は厳しく相止められ御殿山、横濱とも商館残らず引き拂ひ仰せ付けられ度存じ奉り候。左候へば彼も各國安穩申立て名聞を好み候間納得仕らざる儀はこれあるまじく候。萬一御受け申上げ奉らず強ひて無理の申出で等仕り候へば其節に至り候ては御好は遊されず候へども御決斷の筋もこれある旨、外は平和を示し内は沈勇を含み御諭し遊され度存じ奉り候。

右様の大事仰せ遣され候儀外國人取次等にて御書翰差し遣され度候位にては御禮義御手厚とは申し難く候間御使を以て仰せ遣さるゝが然るべき儀と存じ奉り候。⑤尤も長崎、箱館兩所は遠國の儀、商法嚴重相設けられ候へば是迄の通り交易さし許され候ても當時萬國通航の折柄、矢張外夷の貢獻を受けさせられ御國內有餘の品を以て御惠なし下され候にも引當、御德寛大に相響き一統難有、感服致すべしと存じ奉り候。且つ破船修復、薪水食料等の儀は是亦、前以て嚴制相立てられ、差障りなき場所にて差し許され御撫育なし遣され候儀は隣交の御義理合、已むを得させられざる筋かと存じ奉り候。皇國よりは前文の通り禮儀充分御盡し遊ばされ事情打ち明け仰せ遣し候を承伏仕らず、

彼より兵端相開き候へば彼が非分に御座候間其期に及び候ては皇國の人心愈々以て一致憤激仕り本來の勇氣自然相顯れ候て御勝算等當然の理と存じ奉り候。⑥武威の強弱は禮義の立つと立たざるとに有之候間右様厚く禮義を以て御仕向遊ばされ候へば如何程無道の夷人にては御德風に靡き候て禮義の國と稱し奉り御武威萬國に耀き申すべく候。右は仰せに任じ見込のところ憚りを顧みず覆藏なく申上候。以上¹⁶⁵

まず、精齋は、今度の「攘夷」の決行につき、その「策略」を差し出すように命令されている（下線①）。

精齋によると、「條約」を取り結んだ「國柄」、とりわけ「隣國」との「交際」は極めて大切であるとしたうえで（下線②）、「禮義」の挨拶も遣わさず、兵力によって「拒絶」することは「交際」の道ではないと主張している（下線③）。また、「夷人」が「皇國」を「不信」の国と言いつらし、「皇國」の「恥辱」となることを危惧している（下線④）。

一方、「交易」については、「膝元」の「交易」は禁止するものの、今は「萬國」「通交」の時代であるので、「遠國」にある港は、従来通り「交易」を許すという（下線⑤）。

精齋によると、たとえ「攘夷」を決行するにしても、「武威」の強弱は「禮義」が立つのかどうかにあるのであって、「禮義」を厚くして対処すれば、「夷人」でさえもその「德風」に靡いて「禮義」の国と称えるようになるという（下線⑥）。

続いて、以下は、元治元（1864）年に松平春嶽に建言した精齋の記録の一部である。

宰相様御前に於而御腹話の節、①開鎖の議論不包心服申上候様との御事に付、左の通、②以有易無候と申す事は天地自然の道理にて和漢同様の儀、西洋計りの事にては御座無く候、聖人御在世に御座候はゞ必ずしも御拒絶も遊ばされまじく候が古今勢を異にし候を何事も膠柱の見を以て處置致候ては至當の政とも申し難く候。佛道皇國へ入り候節なども大形ならず紛亂候ことの上、さてこそとおもひやられ候。爾し乍ら、③當時の姿にては皇國追々遲遅の道に至り恐れ入り奉り候次第。右は御處置方宜しきを失し候故の事に御座あるべく候と存じ奉り候。幕政を誹謗仕候様にて深く恐れ入り奉り候儀に御座候へ共、仔第を御立てなされ候御腹にての開港に御座候故、年々あとずさりのみに相成、已むを得ず切迫に相成候儀に存じ奉り候。④此の成り行きにては兵庫開港申出で候ても御斷りは立ち申すまじきか。畢竟、開鎖は第二等の論にて萬國へ押並候ほどの御武威さへ相立候へば開にても鎖にてもよろしく御武威相立ち申さず候へば開鎖も眞の開鎖には御座なく候。

當時の急務如何哉、昨年攘夷御下命の上は、いづれ業にかゝり申すべく恐れ乍ら、幕政に陰陽表裏御座候ては列藩心服仕りまじく、善惡の論は私ども如何様とも申上難く候へども開とか鎖とか公儀の御居はりの場、明白に相分り表裏の御處置御座なき様これあり度、左候へば諸藩も明白に向ふ所を知り申すべく、然して後、幕意に適ふ者は賞罰

¹⁶⁵ 同上、36,37頁。雨森薫の「原漢文混り」との付記あり。

を御正しなされ度、左様御座なく候ては追々、恐れ入り候時勢に相成るべしと存じ奉候旨¹⁶⁶。

まず、松平春嶽より「開鎖の議論」について意見するように言われたという（下線①）。それに対し、精齋は、「以有易無」という道理、すなわち貿易を行なうことは、「西洋」のみならず、「和漢」も同様であると指摘している。しかし、聖人がいない今となつては、「膠柱」の見によって処置することは「至當」の政ともいえない。それは、「佛道」が「皇國」に流入して「紛亂」をもたらしたことに思い出されるという（下線②）。

それにも関わらず、精齋は、幕府がその時宜を逃してしまったため「皇國」は「遅滞」の道に至ってしまったと認識している（下線③）。したがって、この情勢のもとでは、兵庫の「開港」「申出」を断ることはできないという（下線④）。

以上のように、精齋は「萬國」「通交」の時代を深く理解した人物であった。それは、「遠国」「交易」を容認するだけでなく、「條約」を結んだ国との「交際」を軽視して「皇國」が「不信」の国であると評判が立つことを「恥辱」と理解する姿勢に現れている。藩主から「攘夷」「策略」を問われた際、「禮儀」による「武威」を主張したのは、国際法の遵守を優先させる方便といえるであろう。しかし、精齋は「交易」の普遍性を認めつつも、キリスト教の流入という観点から全面的に開国に賛成できない様子が窺われる。

先述したように、精齋がキリスト教徒に厳刑を科してはならないとする一方で、神教を基本とした新宗教の創始とその民間の活動に同論であったのは、上記の新たな国際秩序への順応意識と異教への恐怖心とが内面に両存した結果であるといえよう。

以上のように、幕末の泊園塾の塾則を作るなど、のちの泊園塾（泊園書院）の学風に影響を与えたと考えられる出雲国松江藩儒者雨森精齋による公議所での活動を手がかりとして、幕末維新の精齋の制度認識の全体像に接近しようとした。

精齋を考察するに当たって、精齋が出席議員 204 名中、公議所法則案改正委員の当選者五名のうちの一名であることに注目した。なぜなら、公議所法則案改正委員の当選者はみな、泊園塾もしくは咸宜園に縁の深い藩の人物であり、かつ、軍制改革等で藩政に深く関与し、維新时期に藩政の主導者となるからである。

筆者は、全国の公議人は、何らかの根拠があつてこれら類似した社会背景を持つ人物を当選させたと考えた。そこで本章では、この投票前後に見られた精齋の公議所での活動を手がかりとして幕末維新の精齋の制度認識の全体像に接近することにした。

結論からいえば、精齋の制度認識の特色としては、「修己治人」や「以有易無」といった儒教概念を大枠として用いつつ、「習熟」による「御用」や「禮儀」による「武威」といった自らの論理を駆使して、幕藩体制下における人材不足や帝国主義下における対外危機に対応しようとする点にある。

¹⁶⁶ 同上、42 頁。雨森薫の「手記控」との付記あり。

これこそが精齋が藩校修道館の学習内容に導入するように主張した「救時」の論ではなかったか。また、上記の概念操作能力が、西洋の議会に関する知識が要求される公議所法則案改正委員という役職で効力を発揮した可能性が高い。まさに儒教教養を基盤とした実務能力によって近代的価値を受容した瞬間であり、その場に泊園書院出身者が二名いたことは注目すべき事実であろう。

第4章 因幡国鳥取藩士安達清風の開拓事業

本章では、元々実務に携わる武士が豊かな儒教教養を求め始める幕末の教育の動向を踏まえ、筆者の研究枠組である〈実務家〉としての儒者そのものが解体すると想定し、一貫して武士であって儒者ではない泊園塾出身者を調査した。

具体的な泊園塾出身者として、海庵や精斎よりも十歳前後年少の天保期生まれで維新时期には岡山県の勝北郡を開拓した因幡国鳥取藩士安達清風を考察した。

考察するに当たって、主な資料として『宅廣遺稿』と『勝農史』を用いた。

前者は鳥取県立図書館に所蔵された『諸家文集』所収のものであり、「京都市 安達秀文原書アリ」との付記により、当時京都にいた清風の長男秀文から借りて筆写したものとわかる¹⁶⁷。そのタイトルは、初めから1「上閣老某侯書」、2「送森子順序」、3「褒状序」、4「文天祥指南録序」、5「送大久保七郎左衛門序」、6「湯本武彦墓表」、7「原仲寧遺跋」、8「岸本宗吉墓表」、9「榎本新吾碑銘」、10「摘翠軒記」、11「東山雅集記」という順に並んでいる。

このうち本稿では、清風の教育的背景の全体像に接近するため、清風が遊学先の交友に宛てた2と5を取り上げたい。

後者は岡山県立勝間田農林高等学校（現岡山県立勝間田高等学校）が創立八十周年を記念して刊行した学校史である。勝間田農林高等学校の源流は、清風が勝田郡地方を開拓する前年〔明治12（1879）年4月13日〕に開校した私塾・有功学舎である。そのため、清風が有功学舎を運営する様子を伝える資料が幾つか収められている。

このうち本稿では、幕末から明治にかけての清風の政治実践の連続面を探るため、維新时期の清風による教育および産業振興の実態がわかる、清風が有功学舎を設立するために戸長を説得した「有親会社設立に関する説論文」〔同年1月13日作成〕と、清風が有功学舎を中学校へと発展させるために戸長を説得した「中学校ヲ設立シ物産ヲ興隆スルニ就キ同志申合せ假約定書」〔同年9月25日作成〕を取り上げたい。

1 〈実務家〉としての儒者の解体——地方藩士の学術交流を通して

まず、清風の幕末の略歴を概観したい¹⁶⁸。

清風は天保6（1835）年、因幡国鳥取藩士安達辰三郎の長男として生れた。名は清一郎。

¹⁶⁷ 『諸家文集』は鳥取藩の複数の儒学・国学者の文集であり、時期不明かつ作者不明の写本である。そのタイトルは初めから、A 宮原海宇先生遺稿（宮原積著）、B 宅廣遺稿（安達清風著）、C 文稿（熊谷道伸著）、D 賞賜論（熊谷元著）、E 留皮録、F 真塾俊書、G 孝子傳畧（伊藤宜堂著）、H 丹後行稿（近藤羽儀著）、I 備行みちの記という順に並んでいる。安達秀文については、安達満郎『因州安達家』（非売品、1984年）63頁の安達家の系図参照。

¹⁶⁸ 安達清風の略歴については、金田進編『鳥取県百傑伝』（山陰評論社、1970年）や梶川栄吉『贈正五位安達清風』（非売品、発行年不明）もあるが、鳥取県編『鳥取藩史』第1巻（鳥取県立鳥取図書館、1969年）224～236頁が最も詳しい。また、前掲、吾妻重二編『泊園書院歴史資料集—泊園書院資料集成1』にその影印本が収録された『菁莪録』には、安達清風の略伝が収められている。なお、安達家の系図と祖先の履歴については、前掲、安達満郎『因州安達家』63～74頁参照。

字は子孝。号は宅広。同 12 (1841) 年堀静軒の門に入る。弘化 4 (1847) 年父辰三郎が大坂目付に就任、従って大坂に赴く。泊園塾の藤澤東暎に師事する。嘉永 4 (1851) 年、京都の岩垣月洲の塾に入り、しばらくして再び大坂の泊園塾に入る。同 5 (1852) 年正月、摂津平野の含翠堂に約半年留まったのち帰国する。

嘉永 5 (1852) 年、父辰三郎の江戸詰に随行し、河田迪斎の門に入る。安政元 (1854) 年正月、藩命を受けて八王子台場 (現鎌倉市) を守る。同年 4 月昌平覺諸生寮に入る (舎長に重野安繹、寮友に岡鹿門¹⁶⁹)。在寮中、羽倉簡堂・藤森弘庵・藤田東湖に学ぶ。

安政 2 (1855) 年 4 月水戸に赴き、神発流砲術で有名な福地政次郎の門に入り、傍ら会沢正志斎に学ぶ¹⁷⁰。同年 7 月藩主慶徳に上書し、両国寺院の梵鐘を没収して武備に供する策を論じる。同 3 (1856) 年藩主慶徳に上書し、藩政改革の議 (人才抜擢・軍制改革・国富増進等「七議」) を論じる。同 4 (1857) 年 4 月、蝦夷地探索の志により藩主慶徳の父徳川斉昭に内願し、慶徳の聴許を得ようとするが失敗する。

安政 4 (1857) 年 6 月、京都の梅田雲浜・頼三樹三郎らを訪ね、天下の大計を論じる。同年 9 月、神発流砲術の採用を藩に申請、認められて家中に伝授する。同 5 (1858) 年 10 月頃、堀庄次郎・佐善修蔵・正垣薫らと会し、常に国事を談じる。萬延元 (1860) 年、桜田門外の変に関わった水戸藩士関鉄之介が清風を頼りにきたが資を給して逃れさせる。

文久 2 (1862) 年 7 月堀庄次郎・正垣薫らが藩主慶徳に入京するよう要請する。同年 10 月、清風、堀庄次郎の推薦により京都留守居職を拝命して奔走する¹⁷¹。同年 12 月朝廷、各藩を学習院に招き、京師内外や淀川近辺の防禦等の策略を言上すべき旨を達しこれに列する。同 3 (1862) 年 6 月、長州の攘夷を応援するため、援兵を派遣するよう建言する。同年 11 月、昇進して寄合上席となる。元治元 (1864) 年江戸に赴き、天狗党の乱後の水戸藩のために周旋することを命じられる。

慶應元 (1865) 年閏 5 月、清風が会主となって水戸・備前・浜田・島原および鳥取藩の親藩会を開催する。また、当時一橋慶喜に仕えていた水戸藩士原市之進 (仲寧) らと昌平覺旧友会を開催する¹⁷²。長州再征につき老中阿部正外から意見を求められる¹⁷³。同年 8 月、

¹⁶⁹ 鳥取西高資料掛編『鳥城』第 18 号 (鳥取県立鳥取西高等学校、1985 年) 所収の「鹿門岡千億撰」(62~67 頁)によると、「甲申歳以事來東京會余游漢土大悦日子游足為我黨吐氣與重野藤野諸友設筵於澶上為一時盛事」とあり、清風没年の明治 17 (1884) 年、岡鹿門が上京した清風を中国遊学に誘い、さらに重野安繹を交えて隅田川のほとりで送別の宴会を開いたという。後述するように、清風は当時、開拓資金の調達のため上京していたのである。ちなみに、岡鹿門は文久期に鳥取にいる清風に京都政局を伝えるなど、幕末期の清風の政治活動を支援した過去をもつ。岡鹿門は東暎の友人であり、その略歴は、前掲、吾妻重二編『泊園書院歴史資料集—泊園書院資料集成 1』の「泊園人物列伝」(369 頁)に収録されている。

¹⁷⁰ 後述する水戸遊学時の交友、大久保七郎左衛門も福地政次郎のもとで神発流砲術を学んでいる。

¹⁷¹ 清風の登用を藩主慶徳に建白した堀庄次郎は、同じく鳥取藩儒である正垣薫とともに藩校教育を人材登用に直結させようとする改革派に位置していた (磯田道史「幕末維新期の藩校教育と人材登用—鳥取藩を事例として」『史学』第 71 卷 2,3 号、三田史学会、2002 年)。

¹⁷² 清風は没年の明治 17 (1884) 年、原市之進 (仲寧) の遺稿集『尚不愧斎存稿』(綿引天行、1884 年)に跋文を寄せている。これは『宅廣遺稿』所収「原仲寧遺跋」と同一のものである。

¹⁷³ 『宅廣遺稿』所収「上閣老某侯書」は、その内容からして当時のものと推測される。そこには「且向

幕府、長州の侵入に備えて但馬地方を鳥取藩に預ける意を示し、清風これを好機として、当地の米銀によって農兵を組織する計画を家老に建議する。

慶應元（1865）年10月御役御免となり、寄合組となる。同3（1867）年12月上書して人才起用と言路洞開を論じる。再度上書し、藩主慶徳が水戸藩と協力して薩長の専制を押さえると政事は公正に帰することを論じる。

次に、遊学先の交友に宛てた文章を通して清風の学術交流の実態を明らかにする。その方法として、『宅廣遺稿』所収の「送森子順序」と「送大久保七郎左衛門序」を考察することとする。前者は大坂および江戸遊学時の交流状況、後者は水戸遊学時の交流状況を窺うことができる。

（1）大坂・江戸遊学

まず、『宅廣遺稿』所収「送森子順序」（一部）を取り上げたい。これは江戸遊学を終えた森子順を清風が寛永寺付近で送別会を開いた際に贈った言葉である。森喜右衛門（子順）〔文政12（1829）年—慶應元（1865）年〕は、近江国膳所藩儒森鼎の次男である¹⁷⁴。名は祐信。大坂では藤澤東咳と篠崎小竹に漢学を学び、砲術を坂本源之助に学ぶ。江戸では昌平黌に入門、傍ら兵法を講習すること五年にして帰国する。

子順はのちに抜擢されて藩校遵義堂の教頭となり、兼ねて軍法を教えた。また、京都に行き長州藩士と交わった。慶應元（1865）年膳所城事件に連座して斬られる。平素から藤田東湖を慕って尊攘家を自任し、時事を論じるに当たり直言して憚らなかったという。

①初余之在摂也。与膳所人森子順同学。于泊園塾。子順長余六歳。其学之博識之卓。文之雄邁俊偉。与詩之秀麗雅健。非余所能企及也。而其為人磊落音偉好讀史。常拍案歎曰。②天下草沢之中。豈無英雄乎。所見唯有淡海偉人耳。淡海偉人盖具號也。又見余治経罵曰。③方今四夷強梁。国歩将艱難。子欲為郷里之善人歟。則可矣。苟欲為天下有用之人歟。則何区々治経之為。而其詩文則多憂愁怨憤之氣。④余謂方今王沢旁流海岳尊父。子順抑有所奮激。而然乎。何其悽愴憤惋無和平之氣象歟。以為狂生也。既而子順去游于江戸。余亦流寓于攝之鄙。不相見者数年間。⑤見漸廣粗知天下之形勢。而辺警方起。朝野騷擾。心之所遇。目之所觸。于詩于文。不自覺其悽愴憤怨。然後。知子順前日之憂愁憤怨。真有所見。而非狂言也。願一交臂。共談天下之事。而不可得矣。壬子秋余遊江戸。聞子順抱病而帰。既而余亦省親而帰。而子順再游。如巧相避者矣。⑥甲寅春余亦再游。入茗溪黌学舎。子順先在焉。業既就行既修。不復為激論放言。余益服其為人也。再後。

者有糾問長藩如其不服而征討之命其事未終而近日有外夷迫于長州之説果然則皇国之大事莫過焉当速下令于其四隣侯伯援之不使皇国之地為醜夷之所汚是尤今日之急務也」とあり、未だ解決していない長州征討について、近日中に外夷が長州に迫るという風説を引いて一国の大事が過ぎ去っていない現状を訴え、速やかに周囲の諸大名に命じて長州を援助することが急務であることを説いている。

¹⁷⁴ 森喜右衛門の略歴については、安岡昭男編『幕末維新大人名事典』下（新人物往来社、2010年）573頁。また、前掲、吾妻重二編『泊園書院歴史資料集—泊園書院資料集成1』に収録された『菁莪録』の森喜右衛門の略伝を参照した。それによると、喜右衛門が泊園塾に入門したのは嘉永3（1850）年である。

切劔于經史。徵逐于文酒者。二年。所今春期滿而歸。嗚呼。⑦余於子順。相知最旧相交最篤。而受益亦不少矣。不可一言不以壯其行。乃設祖道於東台之下¹⁷⁵。

まず、清風の子順との出会いは大坂の泊園塾に在籍している時であった（下線①）。さらに子順は「草沢」すなわち民間人の中に「英雄」がいないことを嘆いている（下線②）。また、清風が經学を治めるのを見て、「郷里之善人」ならば結構だが「天下有用之人」になりたければ、取るに足りない經学を治めては、自らの詩文に「憂愁怨憤之氣」が湧いてこないという（下線③）。それに対して清風は、「王沢」すなわち天子の恵みはただ傍らに流れていてより大きな恵みは「尊父」すなわち自らの父親から享受することを挙げ、これに激しく怒る子順を「狂生」と見なしている（下線④）。

やがて二人は再会することなく数年が過ぎたが、「辺警」すなわち辺境の警備が問題となり、「朝野」が騒擾することによって、清風は凶らずも「悽愴憤怨」が詩や文に反映されるようになり、子順の主張が「狂言」ではないことを自覚したという（下線⑤）。

清風はさらに嘉永7（1854）年の春に江戸の昌平黌に入門し、すでに在籍していた子順に再会することとなった（下線⑥）。こうして二人は「經史」を高め合う仲となったのである。清風にとって子順は最も旧くから知っており、最も篤く交わる関係であった。その付き合いによる「受益」は少なからずあったという（下線⑦）。

以上のように、清風は泊園塾および昌平黌の親友であった森子順との交流によって刺激を得ている。子順は「草沢」の「英雄」を待望し、經学を治めるだけでは「郷里之善人」にはなりえても「天下有用之人」にはなりえないと認識している。一方、清風は泊園塾にいた当初、そうした子順を「狂生」とみなしていたが、「辺警」による「朝野」の騒擾を目の当たりにすることによって、それが「狂言」ではないと自覚することに繋がった。

（2）水戸遊学

次に、『宅廣遺稿』所収「送大久保七郎左衛門序」（全文）を取り上げたい。これは自らの意見が支配者に採用されず、ついに行動を起こそうとする大久保七郎左衛門に対し、清風がその身を案じて贈った言葉である。大久保七郎左衛門〔享和元（1801）年—元治元（1864）年〕は、壬生藩領下総国結城郡菅谷村の名主である。色川三中に国学を学び、次いで水戸へ行き、福地政次郎に砲術を学んだ。元治元（1864）年、天狗党の筑波山挙兵に応じたが、のちに横浜襲撃による攘夷実行を図る。幕軍の追撃により敗走し自決した。

初余十二三。讀宋陳同甫奉高宗書。慨然嘆曰。①方今黠胡犯順。廣議蹈宋轍。而未聞有赤心憂国如同甫者也。已而十四。入于攝。游于京師。流落殆十年。交于天下之士多。②未見以一布衣之賤直言讜論如同甫者也。乙卯之春。游水戸。未幾有。來通名刺者曰。下野州之屬士。大久保七郎左衛門。余一見知其奇人也。既而談及時事。口角方出沫。忼概

¹⁷⁵ 『宅廣遺稿』所収「送森子順序」。筆者の判断により句点を附した。

淋漓。殆食賊臣之肉飲醜虜之血。且我祖曾仕新田公尽力於王事。及中世以後降成農。犹未離故土也。③我嘆以神明之國汗胡塵。上書論時事者再三。有司以為狂愚以為迂濶。卻不用去講究攘夷之術者二年。今方欲探沿海之要樞。訪四方之豪傑。為一大議論。以覺宇宙間之一大夢。④子盍一言。余壯其言偉其志。窃以為当今之陳同甫也。嗚呼。陳同甫之上書。使高宗有少所覺悟。⑤豈至于聞迂濶生大學之講于舟中哉。五七年前後。使用事之臣有少察。於七郎左衛門之言。今日之天下不如斯紛紜也。嗚呼已哉。同甫所謂除援。必資格才者。以跡弛捨不才者。以平穩用正言。以迂濶廢異言。以口美容者。豈独宋而已哉。嗚呼已哉。七郎左衛門行矣。勿泊下田之港。醜虜為市。勿登芳野之山。延元陵荒樵牧登矣¹⁷⁶。

まず、清風はかつて宋の陳同甫の上書を読んだが、西洋列強の脅威に晒された現在、「宋の轍を蹈む」こと、すなわち主戦ではなく和議を広く議論しているが、陳同甫のように「赤心」すなわち、真心を込めて国を憂える者がいることを聞かないという（下線①）。

陳同甫〔1143—1194〕は、名は亮、南宋の思想家である¹⁷⁷。永康（浙江省）の人。金との和睦に不満を持ち、「中興論」を上奏して北宋以来の領土回復を主張したが、採用されず、郷里に帰って学問と著述に専念した。同甫にとって聖人の学は国家の政治・経済・軍事の危機を救い、民衆の生活の安定を図るものとして意識されていた。朱熹より13歳の年少で、交友関係はあったが、その個人の修養に重点を置く傾向には反発し、同調することはなかった。

また、清風は大坂や京都に遊学し、殆んど十年間天下の学者と交流したが、陳同甫のように一「布衣」すなわち一平民の「直言」によって「讜論」すなわち正論をいう者を見たことがなかったという（下線②）。

しかし、水戸遊学時に出会った大久保七郎左衛門は、西洋列強の領土的野心に備えて、再三「上書」して「時事」を論じたが、「有司」すなわち官吏はそれを「狂愚」かつ「迂濶」としたため、採用されずに二年が過ぎてしまったという。そこで、「沿海之要樞」を探索して「四方之豪傑」を訪問し、一大「議論」を喚起することを計画しているという（下線③）。

七郎左衛門が一度喋り終わると、清風はその言葉や意志に高揚し、七郎左衛門こそ「当今之陳同甫」だと考えるようになった（下線④）。清風は陳同甫の「上書」は、皇帝を少なからず「覚悟」させるところがあり、「迂濶」な読書人による舟中の「大学之講」とは全く異なるのである（下線⑤）。

このように、清風は水戸遊学時に出会った大久保七郎左衛門の一言に感銘を受け、七郎左衛門こそ「当今之陳同甫」だと考えるようになった。清風にとって「陳同甫」とは、一「布衣」でありながら「直言」によって「讜論」する者と認識されている。また、その「上書」は「迂濶」な読書人による「大学之講」と全く異なるともいう。

¹⁷⁶ 『宅廣遺稿』所収「送大久保七郎左衛門序」。筆者の判断により句点を附した。

¹⁷⁷ 日原利国編『中国思想辞典』（研文出版、1984年）312頁。

2 士族授産を越えた構想とその実践

まず、清風の開拓地での活動履歴を概観したい¹⁷⁸。

明治 11 年（1878）年 9 月、清風は当時の岡山県知事高崎五六に頼んで勝北郡長に就任し〔明治 33（1900）年に勝北郡と勝南郡が合併して勝田郡となる〕、勝加茂西上村（現津山市）に居を構え、民家を借りて郡役所を設け、さらに警察署を置いた。

明治 12（1879）年 1 月 13 日、戸長集会を開き、有功学舎創立の必要性を説いた。その際、蓄積会社としての有親会社を設立して資金の調達を図った（「有親会社設立に関する説論文」）。同年 4 月 13 日、神社の舞台を使って有功学舎を開校する。「四書」「小学」の句読や『皇朝史略』の講義等、漢学を中心に教授する。同年の秋口、師範学校の受験準備のため、片山潜が有功学舎に入学する¹⁷⁹。片山は初めて輪講することを学び、漢学に興味を持ち始め、殊に『十八史略』を研究したという。

明治 12（1879）年 9 月 25 日、有功学舎を中学校へと発展させ、物産を興隆させるための約定書を作成し、戸長にその調印を求める（「中学校ヲ設立シ物産ヲ興隆スルニ就キ同志申合セ假約定書」）。同年中、県の補助を受けて津山以東の因幡街道を拡張修理する他、開墾用の洋式農具の貸与を内務省勸農局に申請している。

明治 13（1880）年 1 月、郡役所を移して日本原（現勝田郡奈義町）の開墾に着手し、鳥取・岡山・浜田等の旧藩士族四十余戸を入植させた。徳風社という団体を結成して開拓作業が行なわれる。同年 4 月、郡内に布告して毎戸の養蚕を奨励し、上野国から養蚕工を招聘して養蚕伝習所を設置する。

明治 13（1880）年 7 月、上京して農商務大輔品川弥二郎に談判し、政府から開拓資金二万五千円を借り入れる。この資金によって土地を買い上げ、さらに県から洋式農機具を借り受けて数百町歩の田畑を開墾する。水田には新しい粃種を播き、畑地には桑の苗木を植えた。また、製紙工を招聘して改良製紙の方法を伝授し、大平紙を創製した。桑や楮の他、茶や薪炭木としてアカシアの試作も実施している。

明治 13（1880）年 8 月、児島郡下村（現倉敷市）の豪農渾大坊益三郎は、勝北郡の広戸村および馬桑村に牧場を設置し、牛馬の改良繁殖に努めた。清風は内務省に申請して陸奥国の南部産種牛馬を借り受けて援助する。

¹⁷⁸ 清風の勝北郡長時代の事蹟については、岡山縣勝田郡役所編『岡山縣勝田郡誌』（岡山縣勝田郡役所、1912 年）、北吉野村史編集委員編『北吉野村史』（北吉野村史編纂会、1956 年）、原奎一郎編『原敬日記』第 1 卷（福村出版、1965 年）、片山潜『わが回想』上（徳間書店、1967 年）、中尾泰二編『広戸村誌』（広戸村誌発刊委員会、1977 年）、岡山県畜産史編纂委員会編『岡山県畜産史』（岡山県畜産史編纂委員会、1980 年）、奈義町誌編纂委員会編『奈義町誌』（奈義町、1980 年）、前掲、木村泰二編『勝農史』創立八十周年記念、勝央町誌発刊委員会編『勝央町誌』（勝央町、1984 年）、勝北町誌編纂委員会編『勝北町誌』（勝北町、1991 年）、奈義町誌編纂委員会編『奈義町誌（続編）』（奈義町、1994 年）参照。

¹⁷⁹ ちなみに、片山潜はのちに上京し、明治 14（1881）年学費が安いことを理由として岡鹿門の漢学塾に入塾している（前掲、片山潜『わが回想』上、138,139 頁）。

明治 14 (1881) 年、授産資金として一万円を政府から借り入れる。また同様に、明治 15 (1882) 年、授産資金として一万五千円を政府から借り入れる。明治 16 (1883) 年、一外務官僚であった原敬が日本原の開墾地と馬桑村の牧場を視察する。その途中、清風と因州士族の窮状および備荒貯蓄の実際について談話する。明治 17 (1884) 年、開拓資金の調達のため上京、その帰途病に倒れ、療養先の京都で同年九月没する。

明治四 12 (1909) 年、当時の岡山県知事であった谷口留五郎が清風生前の功勞に対して賞状と金牌を贈りその功績を称える。

次に、開拓地で推進した学校運営を通して清風の開拓地での構想と実践を提示する。その方法として、『勝農史』所収の「有親会社設立に関する説論文」と「中学校ヲ設立シ物産ヲ興隆スルニ就キ同志申合せ假約定書」を考察したい。前者は清風が有功学舎を設立する際の構想、後者は清風が有功学舎を中学校へと発展させる際の構想が窺われる¹⁸⁰。

(1) 有功学舎の創設期

まず、明治 12 (1879) 年 1 月 13 日に作成された『勝農史』所収の「有親会社設立に関する説論文」を見てみよう。

夫レ人ニ元氣精神ナケレバ則死ス国ニ元氣精神ナケレバ則亡ブ①我日本帝国ノ精神元氣前ニハ士族之ヲ維持シ今ハ地租金拾圓以上納ル人之ヲ維持スルノ責ニ任ゼザルヘカラス。維新前ニ在テハ士族タルモノ文武ヲ講習シ礼儀廉耻ヲ磨勵シ以テ一國ノ精神元氣ヲ維持ス。②廢藩後士族ノ常職ヲ解カレシヨリ天下ノ士族農ニ商ニ従事シテ失敗ヲトルモノ十ノ七八其金禄公債証書ヲ持守シテ僅ニ生活ヲ為ス者アルモ地租金五圓以上ヲ納メテ選挙ノ權ヲ有スルモノ既ニ少シ。況ヤ被選挙ノ權ヲ有スルモノニ至テハ百中一二ニ過ぎズ。夫レ礼儀廉耻ハ一國之元氣ナリ知識ヲ練磨スル一國ノ精神ナリ。今ヤ士族衰頽既ニ如此ナレハ一國ノ元氣ヲ維持シ一國ノ精神ヲ發達スルモノハ地租金拾圓以上ヲ納ムル人ニ於テ自ラ任セサルヘカラサルナリ。

③客歲政府ニ於テ府県開設ノ公布有リ人民ニ参政權ノ一部ヲ附与セラル漸ヲ以テ国会開カルヘキハ我疑ヲ容レサル所ナリ。今ヤ県會議員ヲ選挙スルニ當リ投票ノ多数ヲ得テ議員タル人ハ則唯勝北一郡一萬五千人ノ代議士タルノミナラス則一県下百萬人民ニ代テ得失ヲ議スルノ人ニテ開會第一番ノ當選人ナルハ其人ノ榮譽ハ後代迄伝播シ其議事ノ得失ハ現今人民ノ實際ニ關係ス。充宜ク其選ヲ慎重ニシ適任ノ人ヲ得ベシ。当郡トイヘトモ五拾三村二萬五千人ノ多キ其中ニ於テ我必ス其人有ルヲ信スルナリ。④雖

¹⁸⁰ これらの構想の経営上の要となる有親会社は、明治 14 (1881) 年 12 月に有親会社出資者の一部が蓄積金を引き出すことによって事実上解散し、明治 15 (1882) 年には私塾有功学舎となってしてしまう

(「有親会社設立に関する説論文」に「変則ノ学舎ヲ設立シ」とあるように、私塾有功学舎は変則中学という扱いによって創設された)。しかし、有功学舎がその後も林園書院、作東義塾と名称を変えながら明治 34 (1901) 年まで存続したのは、清風の教育に対する情熱に負うところが大きいように思われる。

然退テ今日ノ景況ヲ觀察スルニ当郡ハ一方ニ僻在シ唯農畝ニ勉強スルヲ以テ一生ノ事業ト為シ新聞紙ヲ閲覽スルモノ既ニ少シ況ヤ今日内外ノ政体文物如何ヲ熟知スルモノニ至テハ果シテ其人有リヤ否小学設置多キモ未タ幼童伊吾ノ間ニ過ギス。之ヲ開明領ナレハ素ヨリー村ノ元気ヲ維持スルヲ以テ自ラ任トシー村知識ヲ開明ニ導クヲ以テ自ラ勤メトナシ縦令ナ自身ニハ年老テ學問スル能ハサルモ其子弟ヲシテ専ラ學問ニ従事セシム可キナリ。方今下等小学校ヲ卒業スレハ津山岡山ニ出ルニ非レハ學問スヘキ場所ナキヲ以テ多クハ因循ニ流レ其知識ヲ練磨スレハ天下有名ノ人トナルヘキ妙齡俊秀ノ子弟ヲシテ遂ニ不學文盲ノ人ト做シ了ル豈痛惜慨嘆スヘキノ至ナラスヤ。依テ余切ニ戸長諸子ニ望ム所以ノモノハ⑤地価千円以上所有ノ人口本年ヨリ明治十六年迄五ヶ年ノ間所有地価千圓ニ付キ五圓ツツ出金シテ蓄積ト為シ当郡内ニテ蓄積会社ヲ開設シ地価三千圓以上所有ノ人ニ就テ頭取ヲ選シ地価千圓以上ノ所有ノ人ニ就テ取締支配人ヲ選シ其選挙ハ投票ヲ以テシ其蓄積ノ金額ハ制限ノ利朱ヲ以テ抵当ヲ取り貸付ケノ方法ヲ立テ五ヶ年ノ後八年々利朱ヲ出金人ニ戻シ入ルベシ。⑥右蓄積金利朱ヲ以テ變則ノ學舎ヲ設立シ投票ヲ以テ校長事務掛リヲ置キ教員ヲ雇イ地価千円以上所有スル家子弟ニテ下等小学校ヲ卒業スレバ必ズ此學舎ニ入り修學セシムル二年若クハ三年其生徒ノ内ニ就キ格別ニ俊英ナルモノハ學舎費ヲ以テ岡山及ビ東西京ニ遊學セシメ俊英ノ子弟ヲ數年鼓舞振作シテ其奮發力ヲ養成スレハ子弟奮起シテ漸次ニ人材彬々輩出シ此僻在不文ノ小郡變シテ人文ノ淵藪トナリ一県ノ県會議員ハ当郡ヨリ出テ一県ノ榮譽ハ皆當郡ニ集リ礼儀廉耻ノ風習ヲ正クシテ一県ノ模範トナリ知識ヲ練磨シテ一県ノ英華ヲ占メ當郡ニ縣會議員タル人ニ乏シキヲ歎スルノミナラズ國會議員ハ當郡ヨリ出テ内ニ在テハ政府ノ大臣參議ト為リ外ニ出テハ全權特命ノ大使ト為ルベキ人ヲ多數ニ出スノ唯今日戸長諸子ノ奮發シテ此蓄積法ヲ立テ此學舎ヲ興スルニ在ルノミ。而テ地価千円以上ノ人口五ヶ年蓄積スル所ノ元金ハ皆依然トシテ存在シ毫モ欠減有ル事ナシ五ヶ年ノ後二年々利朱ヲ請取リテ又出金スル事無ケレバ自家完全保護ノ蓄積金ニテ萬一自家存亡ノ急ニ迫ル事アル時ハ返弁ヲ請フテ支弁スルヲ得ベシ。其方法細目ハ別ニ條款ヲ立テ協議スル如此、⑦嗚呼蒸氣機械ナリ汽船ナリ汽車ナリ電線ナリ物産興隆ナリ知識發達ナリ何ニ依テ生ズルカ諸子試ミニ熟慮セヨ皆學問力ヨリ生シ來ルナリ。世間豈不學文盲ニシテ成就シ得ル事アラヤ我ト志ヲ同シクセサル諸子ハ其意見ヲ開陳シテ我愚ヲ開諭スル所有ルベシ。是余力今日集金ニ際シ切ニ我戸長諸子ニ所望スル所以也

181。

清風はまず、日本の精神と元気は、以前は士族がそれを維持していたが、今は地租十円以上納める人がそれを維持する責任があるという（下線①）。その理由とは、失業した士族が農業や商業に従事するも殆んど失敗し、地租五円以上納めて選挙権を有する者が少ないばかりか、被選挙権を有する者に至ってはごくわずかであったからである（下線②）。前年に

181 前掲、木村泰二編『勝農史』創立八十周年記念、18～20頁。

は府県会開設がなされ、清風自身、今後国会が開設されることに疑いがないという（下線③）。しかし、いざ県会議員を郡内で選出するに当って、清風は、今日の郡内の有り様を観察すると、職業としての農業に勤しむだけで、新聞紙を読む者は少なく、まして今日の国内外の政体や文物を熟知する者など誰一人いないという（下線④）。そこで、清風は、小学校卒業後も郡内に留まる者が不学文盲になる現状を述べ、戸長にある要望を示している。

その要望とは、地価千円以上の者が今後五年間出金して蓄積会社を開設し、地価三千元以上の者から頭取、地価千円以上の者から取締役人を選挙し、蓄積金に利子を付けて貸し付けることであった（下線⑤）。さらに、上記の利子収入によって学舎を設立し、選挙による校長事務掛を置いて教員を雇用し、地価千円以上の者の子弟を二、三年修学させ、優秀な子弟は学舎費によって岡山もしくは京都、東京に遊学させる計画であった（下線⑥）。

こうして郡内から県会議員、さらに国会議員を輩出し、国内では大臣や参議、国外では全権特命大使となる人物が育成されることになるだろうという。最後に清風は、様々な機械や物産興隆、知識発達のはたしては学問力によって生じることを力説している（下線⑦）。

このように、清風は士族の没落を現実のものとして受け止め、今後士族に代わって一国の精神元気を維持する政治主体は被選挙権所有者であると考えている。そこには、前年に府県会が開設されたこともあり、いずれ国会が開設されるであろうとする清風の期待感が見られた。しかし、いざ県会議員を郡内で選出するに当たり、清風は、新聞を読まず今日の国内外の政体文物を知らない郡内の現状に危機感を覚えている。そこで、清風は、郡内の富裕層の出資によって金融結社を作り、その利子収入によって学舎や遊学の原資を調達したいという。これは国会議員を経て国内外で活躍する政治家の育成を念頭に置いた計画であった。

（2）有功学舎の発展期

次に、明治 12（1879）年 9 月 25 日に作成された『勝農史』所収の「中学校ヲ設立シ物産ヲ興隆スルニ就キ同志申合せ假約定書」を見てみよう。

夫レ教育ノ已ム可カラサル物産ノ興隆セサル可カラサル戸長諸子ト共ニ協議討論スルモノ茲ニ一年ナリ今春諸子ノ奮発盡力ニ依リ有親會社ヲ設置シ釀集金ノ利朱ヲ以テ有功学舎ヲ経営スルヲ得タリ爾來生徒日ニ月ニ進歩シ未タ半期ナラサルニ嶄然頭角ヲ露ハシ成立ヲ期スヘキモノ多キニ至ル今日ノ勢ニテ振作ノ道其宜キヲ得レハ文教興起シ人才輩出スルハ疑ヲ容レサル所ナリ①唯恨ム所ハ講堂塾舎モ一時ノ借宅ニ出テ狹隘ニシテ既ニ生徒ヲ容ルルニ足ラス去リトテ大ニ経営セント欲スレハ費用不費ナリ頃日諸子ト地價百圓ニ付廿貳錢ヲ釀集シ中学校ヲ新築シ桑園ヲ開拓シテ学校資本ノ爲ニ事ヲ謀ルヤ賛成同意ヲ表明スル村方遇數ニシテ延期ヲ請ヒ苦情ヲ訴ル村モマタ少カラス余日夜憂慮思考スルニ教育興産ノ今日ノ急務タルハ諸子ト平生協議スル所ナリ左レトモ是豈凶口飢歳ニ當テ興立スヘキノ事ナランヤ亦豈其外ヲ粉飾シテ其内ヲ空ウニシ効無キノ所爲ニ倣フナランヤ②今日設立スル所ノ学校ハ今日有用ノ事理ヲ講究スルノ学校

ナリ今日開墾スル所ノ桑園ハ此有用ナル学校ヲ維持スル爲メノ資本ナリ豈蒙時陋劣ノ説ニ疑惑シテ止ムヘキ事ナカラシヤ亦豈謂事無キ苦情ノ爲ニ抹殺セラルヘキ事ナランヤ③本年ノ如キハ田畠作物皆豊穰ニシテ米價ハ却テ平年ヨリ遇陪ノ貴キニ居ル農家ニ在テハ真ニ鼓腹擊壤ノ氣象ヲ現出スルノ今日ニ於テ何ノ疑フ所カ之レ有シヤ本年ノ收穫大凡壹段歩ニ付貳斗内外ニ當ル何ゾ民力ニ堪ヘサル事カ之有シヤ何ソ之カ爲メニ民間ノ疲弊ヲ来タス可キノ理有ランヤ是レ余ト諸子ト共ニ淨ク確信スル所ナリ然レトモ又退ラ思考スルニ是余ト諸子トノ志ト謂フ云爾④維新前ニ在テハ士族ハ文武ヲ講究シテ政務ノ責メニ任シ農民ハ耕耘ニ従事シ貢租ヲ完納スルヲ以テ負擔ト爲ス亦文武政教ノ何事タルヲ知ラス是從來農家ノ風習ニシテ今日形勢一變復昔日ノ天下ニ非ルヲ知ラサルナリ今日ノ平民ハ昔日ノ士族ヨリ負擔ノ重キヲ知ラサルナリ今茲ニ人有リ余ニ向テ芝居角力ヲ興行セント欲ス其醸金ニ同意セヨト言イ余必ス其焚用ノ費タルヲ痛論セント欲スルナリ地ヲ代ヘテ之ヲ論スレハ今日黨習固守ノ人ニシテ教育物産ノ興産ニ出金ヲ吝惜スルハ猶余ノ芝居角力ニ同意セサルハ一般ノ情況有ルナリ⑤余諸子ト同シク民間未タ蒙昧ノ風習ヲ脱セサルヲ了知スルナリ而シテ之ヲ如何共爲ス可カラス之ヲ訓告スヘカラスト謂テ之ヲ度外ニ措キ其爲ス所ニ其言フ所ニ任カセテ之ヲ放擲スルニ豈郡村吏ノ職務尽キヌト言フヘケンヤ豈自己ノ誠心ヲ尽スト言フヘケンヤ然ラハ則教育ナリ物産ナリ苟モ一日ノ先見有ルモノ一村一郡ノ責メニモ任スルモノ之ヲ忽諸ニ付スヘケンヤ⑥依テ各自ノ所有地價百圓ニ付拾五錢ヲ醸集シ桑園ヲ開拓シテ学校維持ノ資本トナシ假リニ塾舎ヲ新築セント欲ス切ニ望ム戸長諸子同志諸兄余ト志ヲ同クシテ左ノ條款ヲ目的トナシ各村議長議員ト協議ヲ遂ケ此大事業ヲ成就シ他年人才輩出物産興隆ノ結果ヲ奏シ此僻在ナル勝北郡ヲシテ縣下第一等ノ地位ヲ占メシメン事ヲ至願至祈ニ堪ヘス¹⁸²

清風は先述した有親会社を予定通り設置し、その蓄積金の利子収入によって有功学舎を経営することができた。講堂塾舎が狭くなって生徒を収容できない問題に対し、清風は、地価百円につき二十二銭を集美して中学校を新築し、桑園を開拓して学校資本とする計画を立てた。しかし、その計画に賛成同意する村方は殆んどいなかったという（下線①）。

清風は内実が伴っていないという批判に対し、設立する学校は今日有用の事理を講究する学校であり、開墾する桑園はこの有用の学校を維持するための資本であるといい（下線②）、実施する年が凶作飢饉の年と重複しないことを確認するため、今年の郡内の収穫高と米価、さらに郡内の生産力の動向を示し、民間が疲弊する道理はないという（下線③）。

清風は結局、自分と戸長の志の問題として、今の平民は政務を担った昔の士族より自らの負担が重いことに無自覚であると指摘し（下線④）、そうした民間に残る蒙昧な風習を知っておきながら、戸長が、訓告しようがないと言って民間のなすがままに投げやりにすることに対し、郡村吏の職務や自己の誠心を尽くしているとはいえないと戒めている（下線⑤）。

¹⁸² 前掲、木村泰二編『勝農史』創立八十周年記念、24～26頁。

これにより、集金は当初の計画から七銭減額されるものの、地価百円に付き十五銭を集金して桑園を開拓して学校資本とし、仮の塾舎を新築する計画が実施されることとなった（下線⑥）。

このように、清風は有功学舎の校舎不足という問題に対し、住民から集金して中学校を新築し、桑園を開拓して学校資本に充てる計画を立てる。それは郡内の収穫高や米価、生産力を踏まえた計画であり、今日有用の事理を講究する学校が設立される予定であった。しかし、村方の反対に直面すると、清風は村方を責めることをせず、社会的責任に無自覚な平民をなすがままに放置する戸長を戒め、郡村吏の職務や自己の誠心を尽すよう勧めている。この清風の働きによって集金額がやや減らされた上で計画通り実施されることになった。

以上のように、筆者がこれまで取り組んできた〈実務家〉としての儒者研究の終着点に立つ人物、すなわち元々実務に携わる武士でありながら豊かな儒教教養を持つ人物として因幡国鳥取藩士安達清風を考察した。

方法としては、まず、幕末期の清風の略歴を概観した後、遊学先の交友に宛てた文章を通して清風の学术交流の実態を明らかにし、次に、開拓地での清風の活動履歴を概観した後、開拓地で推進した学校運営を通して清風の開拓地での構想と実践を提示した。

清風の幕末期の略歴と開拓地での活動履歴を概観すると、幕末から明治にかけて活躍した安達清風という人物はその実践性が優れており、かつ、それが多方面に及んでいる様子が窺われる。それを踏まえた上で、幕末期の清風の学术交流が維新期の清風の教育および産業振興とどのように関わるのかについて三点に分けて整理しておきたい。

第一に、清風が庶民の知識による台頭に対して肯定的である点である。清風がその交流によって刺激を得た森子順は「草沢」の「英雄」を待望し、大久保七郎左衛門の一言によって清風が模範とした「陳同甫」は、「布衣」でありながら「直言」によって「讜論」する人物であった。

実際、維新时期になると、清風は士族の没落を現実のものとして受け止め、今後士族に代って被選挙権所有者が一国の精神元気を支えるべきだと考え、また、今の平民の社会的責任に言及した際、それが以前の士族よりも重いものと認識している¹⁸³。

第二に、清風が政治参加するに当たって時事知識を重視している点である。

名主の大久保七郎左衛門の一言によって清風が模範とした「陳同甫」の「上書」とは、「迂闊」な読書人による「大学之講」と全く異なるもので時事知識を重んじる内容であったが、清風にとって「当代之陳同甫」であった七郎左衛門の「上書」も「有司」の「迂闊」に阻まれている。

実際、維新时期になると、清風は県議員を郡内で選出するに当たり、新聞を読まず今日の

¹⁸³ こうした庶民重視の姿勢は、寛文7（1667）年に御坊主に召しだされ、父辰三郎の代に老練な財務官僚として台頭した安達家のルーツとも関係するように思われる（『安達辰三郎』『鳥取大百科事典』、新日本海新聞社、1984年、21頁）。

国内外の政体文物を知らない郡内の現状に危機感を覚えている。

第三に、清風が学校の教育内容に対して実用性を重視している点である。

清風がその交流によって刺激を得た森子順は、経学を治めるだけでは「郷里之善人」にはなりえても「天下有用之人」にはなりえないと認識し、のちに清風とともに「経史」を高め合う仲となっている。

実際、維新时期になると、清風は、創設した有功学舎で「四書」「小学」の句読や『皇朝史略』の講義をさせ、さらに有功学舎の校舎不足という問題に対し、住民から集金して今日有用の事理を講究する学校を設立、さらに桑園の開拓によって学校資本を調達する計画を立てている。

このように、幕末期の清風の学術交流と維新时期の清風の教育および産業振興は、その通念レベルにおいて少なからず関わりがあることが理解でき、清風の幕末から明治にかけて連続する側面を示すことができたように思われる。

では、そもそも清風の開拓事業と儒教教養との関わりはあったのであろうか。ここで、第I部補章で取り上げた播磨国小野藩儒者山田孝堂に注目したい。孝堂は懐徳堂出身者であり、維新时期の飾磨県の教育行政に関与した人物である。孝堂は自らの塾の文会に東暎を必ず招き、孝堂が東暎主催の「老莊荀韓會讀」に参加するなど、幕末期に泊園塾の学術を深く受容した。

孝堂は維新时期になると養蚕業を営む友人に宛てた助言の中で、官吏に対しては「濟生之良心」による「養蠶」の普及を奨励するとともに、政府に対しては「間地」開拓と「貧民」移住の実施を求め、養蚕業者として「貧民」を「育成」「使用」する「富國」策を提案している。

清風が勝北郡長として実践したのは、まさに孝堂が提案した政府による「間地」開拓と「貧民」移住ではなかったか。つまり、それは「濟生之良心」による事業、すなわち経世済民の学の実践としてなされたものであろう。また、清風が「辺警」以来自任した「天下有用之人」とは、国家を視野に入れて経世済民の学を実践する人物を指しているだろう。幕末期において泊園塾の学術を受容した儒者たちは、維新时期になると明治政府の政策目標である「富国強兵」に適うように自らの理論を構築し、それを実践していたのである。

終章 —19 世紀における懷徳堂および泊園書院出身者の実践的軌跡—

本研究は、東アジア世界の儒者の本来のあり方、すなわち〈思想家〉かつ〈実務家〉である儒者に注目し、懷徳堂および泊園書院出身者の思想実践を取り上げ、19 世紀日本における国内外の危機に対して彼らがどのように対処するのかについて考察したものである。

序章「近世日本儒教思想史の新たな局面を捉える—東アジアの視座から」では、近世後半の日本儒教思想史を研究するに当たって、日本一国を越えて東アジア地域へと視座を拡げることの有効性を論じた。

日本儒教は近世後半になると、その停滞期を迎えたという見方がある。それは、最も日本化した儒教＝古学派の隆盛が近世前半において完結するに至ったという見方による。一方、近世後半になると、寛政異学の禁や懷徳堂の台頭に見られるように、東アジア世界の標準の儒教＝朱子学が各階層に及んで全国的に浸透し始める。この思潮上の変化については、朱子学の再台頭として、いわば反動保守的な現象として捉えられてきた。しかし、儒教がもつ東アジア世界の標準に注目すると、必ずしも反動保守的とはいえない現象として浮かび上がってくる。

近世の東アジア世界では、日本を除いて、儒教を専門とする学者は、現実社会に関わる政治家でもあった。つまり、儒者とは本来、自らの思想の理論化を目指す〈思想家〉であり、かつ、自らの思想の政策化を目指す〈実務家〉でもありうるのである。その点において、本論文で取り上げる懷徳堂出身者は、まさに近世中国の文官登用制度と同様に、支配者である幕府や藩に登用された結果、〈実務家〉としての儒者として活躍する人々であった。

しかし、こうして東アジアの視座に立ちつつ、〈実務家〉としての儒者を考察対象とする意義は、近世後半における朱子学の再台頭とその全国的普及の問題として、近世中国の文官登用制度との類比の観点から有効なだけではない。懷徳堂に代わって幕末期に台頭する泊園書院が、近代になってからも多方面に有為の人材を輩出し続けた事実は、幕末期大坂における私塾の変遷の問題として、近代日本に影響を与えた漢学者との連続はあったのかという観点からも有効である。

こうした学問・教育上の問題を当時の社会背景を踏まえて位置づけることにした。そこで、幕末期を中間期として農業社会から工業社会へ推移する時代、すなわち社会経済史分野において「19 世紀」と一括りに呼称される時代を研究枠組として採用した。まず、19 世紀前半では、農業社会の終りの始まりを始点として、年貢収入の減少と消費生活の拡大が深刻化している。まさにその体制的危機に対処したのが、本稿で取り上げる懷徳堂出身者であった。次に、19 世紀後半では、工業社会の始まりの終りを終点として、近代資本主義国による植民地化の脅威が到来している。まさに、その対外的危機に対処したのが、本論文で取り上げる泊園書院出身者であった。

第 I 部では「体制的危機への対処と実務知識の拡がり—懷徳堂出身者」と題して 19 世紀前半の懷徳堂出身者の活動状況を論じた。

第Ⅰ部第1章「播磨国龍野藩儒者小西惟沖の財政観」では、19世紀前半における体制的危機、すなわち年貢収入の減少と消費生活の拡大に対処した一例として、懷徳堂出身者である小西惟沖の龍野藩の財政再建に関する意見書を取り上げ、財政課題に関する惟沖の現状認識に接近した。

意見書の分析に入る前に、献策に至るまでの惟沖の身分や役職、政治経験等を明らかにした。それにより、まず、①惟沖が財政政策に参加することの意外性を説明し、次に、②惟沖が財政政策に参加可能となった人事を明らかにし、最後に、③惟沖がもともと財政政策を立案する資質があったことを提示した。

意見書を考察する際、人件費の抑制を提案する惟沖の意図を明らかにするため、献策以前に実施された龍野藩の財政政策と献策当時の龍野藩の財政状況を調査した。その結果、惟沖が歳出削減策を提案したことは適切な政策判断として評価することができた。しかし、歳出削減策のうち人件費の抑制を提案したことを勘案すると、唯一成功する見込みがあるものの、当時の社会慣習を度外視せざるをえない政策を選択していたことがわかる。

第Ⅰ部第2章「瀬戸内諸藩における懷徳堂出身者の政治実践」では、近世後半における朱子学の再台頭とその全国的普及の問題を踏まえると、前章で見た惟沖の政治実践は〈実務家〉としての儒者の形成として集团的に把握できると想定し、惟沖以外の懷徳堂出身者を調査した。

具体的な懷徳堂出身者として、惟沖と同様、竹山門下生であり、かつ、政治と関わりある人物を調査したところ、彼らに共通する経歴として、出身藩による人材登用の結果、政策実施者となりえていることが判明した。これにより、〈実務家〉としての儒者に関する研究が確かな研究領域として存在することを明らかにし、近世中国の文官登用制度との類比が研究課題となりうることを証明した。

次に、学術と政策の両面から、彼ら懷徳堂出身者の人的ネットワークを調査したところ、学術面では、昌平坂学問所儒者との学術交流が見られ、政策面では、新興理財官僚との政策連携が見られた。後者の政治構想が、維新後の明治国家の官僚層の政治構想と連続したとする学説を踏まえると、懷徳堂の朱子学が政策と親和的であった可能性も十分考えられるとした。

懷徳堂出身者は、政策立案時に新興理財官僚と連携していたが、彼らが活動する場は、財政政策に対して規律維持の観点から貢献する、いわば司法・行刑の分野であった。したがって、惟沖の財政再建の意見書は、利害調整能力という観点から理解すべきと考えた。そこで、新見藩の訴訟案件に対処した丸川松隠という懷徳堂出身者の政治実践を考察したところ、惟沖にも確認された、当時の社会慣習を度外視しても問題を解決しようとする政治性向が見られた。その結果、惟沖と松隠に政治判断に対する強い責任意識があったと結論づけた。

第Ⅰ部第3章「中井竹山との実務知識の交換とその活用法」では、これまで考察した惟沖を含む懷徳堂出身者らが、自ら政治実践を行なうに当って、どのような知識を習得し、それらをどのような手法で活用したのか、さらに、どのような経路によって、その両者を入手し

たのか、について検討した。

そこで、竹山と彼らとの書簡が収録されている「溧翁先生諸説」を取り上げることにした。これは、竹山の書簡集として有名な「竹山先生国字牘」にある幾つかの書簡を書き写した資料である。この資料の特徴としては、①前章で明らかにした〈実務家〉としての儒者集団に宛てた書簡が多数収録されていること、②泊園文庫に所蔵されている点からして、泊園書院における人材観と何かしら関係があるかもしれない、という点である。また、学外者との竹山の学术交流は、書簡の往来だけでなく、徂徠学者がその構成員の多くを占めていた詩文結社、混沌社に出入りしたところにも見出せた。

このように、混沌社の活動を念頭に置きつつ、惟沖を含む懐徳堂出身者の政治実践との関わりから「溧翁先生諸説」の書簡を分析したところ、彼らが問題としているのは、「論語」「孟子」といった四書の中の語句であったが、史学の考証作業によって朱熹の解釈に疑問を示していた。また、唐、宋、明の実例を引いて作詩の音韻法を解説していた。こうした史学と作詩の基礎教養は、まさしく竹山が混沌社に出入りする中で発展した知識でもあったが、惟沖を含む懐徳堂出身者の政治実践にも反映していることが確認された。

では、書簡の往来を通して史学や作詩の基礎教養を習得するにしても、どのようにそれらを現実の政策現場において生かすのであろうか。それについても、「溧翁先生諸説」に収録された他の書簡から理解することができた。それによると、同じ朱子学を教義とする闇齋学派を批判しつつ、読むことよりも書くことを重視した「文章」や、物事に対して頑固にならず、冷静かつ柔軟になる心のあり方として「敬」を説いている。つまり、四書をはじめとした経術によって習得された知識は、「文章」によって外へと機能し、それと同時に、内面の在り方として、「敬」によって内へと制御したといえる。

第Ⅰ部補章「播磨国小野藩儒者山田孝堂の学術と実践」では、幕末期大坂における私塾の変遷の問題を踏まえて、懐徳堂出身者でありながら後に泊園塾の学術に接近した人物を取り上げ、そうした中立的な経歴を持つ懐徳堂出身者の学術と実践の実態を調査した。

具体的な懐徳堂出身者として、海庵や精齋よりも数歳年長の文化期生まれで維新时期には飾磨県教育行政に参与した播磨国小野藩儒者山田孝堂を調査した。その結果、孝堂は大坂遊学当時の大坂の学者が文学や漢詩の働きどころか「経術文章」さえも理解していなかったことを批判している。孝堂は自らの塾の文会に東咳を必ず招き、さらに孝堂が東咳主催の「老莊荀韓會讀」に参加するなど、泊園塾の学術を深く受容していたという。さらに、孝堂は「其内所養」という実践倫理によって東咳を評価していた。

孝堂は、医業を本業として養蚕業に志す友人の「濟生」の良心を称える一方、「細利」に走っているとして老人をそしる「郷里」を非難している。孝堂は、老人に対する「郷里」の誤解を解くべく、老人の真意は、「國家之公利」の追求にあると主張すると同時に、実際に行動し、「郷里」に対して今は「養蠶」に参入することが有利であり、老人を模倣することを要請している。また、孝堂は友人に向けて、地方政府が「間地」開拓と「貧民」移住を施し、「貧民」を養蚕業者として「育成」「使用」することを「富國」策と

して提案している。

第Ⅱ部では「対外的危機への対処と先儒批判からの変革—泊園書院出身者」と題して19世紀後半の泊園書院出身者の活動状況を論じた。

第Ⅱ部第1章「但馬国出石藩儒者多田海庵の海防意識」では、19世紀後半における対外的危機、すなわち近代資本主義国による植民地化の脅威に対処した一例として、泊園書院出身者である多田海庵の幕府・出石藩・朝廷の国土防衛に関する意見書を取り上げ、外交課題に関する海庵の現状認識に接近した。

意見書の分析に入る前に、献策に至るまでの海庵の修學歷、家族関係、政治経験等を明らかにした。それにより、まず、①海庵が遊学した際に幅広い学問体系に触れていたことを説明し、次に、②海庵が祖父桜井東門（竹山門下生の一人、出石藩の財政政策に参与）から教説内容を批判されている事実を明らかにし、最後に、③海庵がもともと防衛政策を立案する資質があったことを提示した。

意見書において蝦夷地を開拓する海庵の意図を明らかにするため、幕府・出石藩・朝廷に対する三つの意見書の分析を通して、海庵の西洋列強の軍事行動の捉え方を調査した。

その結果、蝦夷地の開拓を提案したのは、「中外新報」と「海國図志」の情報を駆使して、敵国ロシアが侵略する道筋を予想した結果であった。つまり、当時の中国における最新の世界認識と連動することによって導かれたものであった。また、海庵は開拓事業を提案するに当たって、自らの発明品を試行することを提案しているが、そこで鉱業に貢献する製品も提案している点を踏まえると、明治日本の政策目標である富国強兵路線に繋がる思考があったといえる。

第Ⅱ部第2章「多田海庵の先儒批判と政教構想」では、前章で見た海庵の政治実践との関連を踏まえつつ、対外的危機を自覚した海庵が民衆を教化しようと考えた場合、どのような思索を通して自らの政教論を構築していくのかについて考察した。

そこで、海庵が自らの政教論を要約した『國躰一覽』を取り上げることにした。海庵は『國躰一覽』を完成させる前年に西洋流の大砲試射を故郷出石で実施している。したがって、海庵が当時の対外的危機を自覚しつつ作成したものと思われる。それによると、海庵は民衆教化の分裂的状况を解消させるため、武道や蘭学を含めた諸教を折衷する根本概念として儒教の言説、すなわち『中庸』における「三徳」を見出していた。しかし、学習順序としては、海庵は「三徳」の順番には拘らず、日本固有の言説、すなわち「三器」を借りて「諸教」を摂取させて「國体ノ大意」を暗示するという。

海庵の政治実践との関わりから『國躰一覽』を分析したところ、海庵は根本概念である「三徳」を媒介として実際の活動内容を構築していた。例えば、海庵自らの「志」を養うこととなった「見聞」は「智徳」を「練熟」する役割を果たし、海庵のいう海外由来の「術智」は「武備」に役立ち、「寶鏡ノ徳」とともに「神智ノ一端」であるという。さらに、海庵は「暴戾劫掠」を行う「歐羅巴」を反面教師として「火術」を使用する際の「智」と「仁勇」の結合関係を見出している。

海庵によると、「國用窮乏ノ虚」に乗じて「仁柔ノ學士」が台頭したといい、そこで成立した「柔弱利勘ノ風」が「海外諸蠻」に「覬覦」の念を生じさせるという。これはまさに財政危機を契機として藩政に参与した儒者に対する批判であろう。また、「宋朝」は「儒教」とともに「迂闊」が盛んとなって滅亡する王朝とされ、「楠公」は「中庸」を失わずに「三徳」を兼備している人物とされている。海庵にとって「孔孟ノ本意」とは、「三徳」の「實踐」による民衆教化であり、それを理解せずに「儒家ノ教述」に偏向し、「迂闊」に流される「儒生俗士」を批判するのである。

第Ⅱ部第3章「公議所における泊園塾出身者の政治実践」では、泊園書院が近代に有為の人材を輩出し続けた事実を踏まえると、前章の海庵の事例で見たような幕末期の政治実践が〈実務家〉としての儒者の展開として維新时期にも通用する側面が存在すると想定し、海庵以外の泊園塾出身者を調査した。

具体的な泊園塾出身者として、海庵と同じ文政期生まれで幕末期の泊園塾の塾則を作った出雲国松江藩儒者雨森精齋の事蹟を考察した。その結果、近代的議事手続を採る点に進歩が見られた維新时期設置の公議所の法則案改正委員に選出されていることを確認した。さらに、その当選者の略歴を調査すると、彼らはみな泊園塾もしくは咸宜園に縁の深い人物であり、出身藩の教育職に就任し、かつ、軍制改革等で藩政に深く関与し、維新时期になると藩政の主導者となっていることが判明した。

幕末維新の精齋の制度認識の全体像に接近するため、法則案改正委員の投票前後に見られた精齋の公議所での活動に注目した。まず、投票直前の「漢土及第法御參用可然之建白」という議案に対しては、精齋は科挙登用制度の導入に意欲的であり、そこに地方教育制度を並べる構想を描いていた。一方、試験科目については、実地本位ではなく道德実践も必要であると考えていた。次に、投票直後の「第九號天主教ヲ毆ノ議」という議案に対しては、精齋はキリスト教徒に嚴刑を科すことに反対する一方で、神教を基本とした新宗教の民間の活動によってキリスト教に対抗しようと考えていた。

これらの精齋の公議所での制度論を踏まえて、幕末の精齋の献言から維新へと連続する精齋の通念を抽出した。その結果、精齋の科挙による選抜の前段階として学校による選抜や科挙科目における道德実践は、堯舜三代の「大學校」の精神を体現した論説であり、その運用面では、上位者の規範や時代への順応を重視していることが窺われた。また、精齋がキリスト教徒に嚴刑を科してはならないとする一方で、神教を基本とした新宗教の創始とその民間の活動に同論であったのは、新たな国際秩序への順応意識と異教への恐怖心とが内面に両存した結果であったといえる。

第Ⅱ部第4章「因幡国鳥取藩士安達清風の開拓事業」では、元々実務に携わる武士が豊かな儒教教養を求め始める幕末の教育の動向を踏まえ、筆者の研究枠組である〈実務家〉としての儒者そのものが解体すると想定し、一貫して武士であって儒者ではない泊園塾出身者を調査した。

具体的な泊園塾出身者として、海庵や精齋よりも十歳前後年少の天保期生まれで維新时期

には岡山県の勝北郡を開拓した因幡国鳥取藩士安達清風を考察した。その結果、清風は泊園塾および昌平黌の親友である儒者森子順との交流によって刺激を得たが、子順は「草沢」すなわち民間人の「英雄」を待望し、経学を治めるだけでは「郷里之善人」にはなりえても「天下有用之人」にはなりえないという。また、清風は水戸遊学時に出会った名主大久保七郎左衛門の一言に感銘を受け、七郎左衛門こそ「当今之陳同甫」だと考えるようになった。清風は「陳同甫」について、「布衣」すなわち平民でありながら「直言」によって「讜論」すなわち正論をいう者という。

では、こうした幕末期の清風の学術交流は、清風の開拓地での教育および産業振興とどのように関わるのだろうか。まず第一に、今後士族に代って被選挙権所有者が一国を支えるべきだと考えるなど、清風が庶民の知識による台頭に対して肯定的である点である。第二に、新聞を読まず今日の国内外の政体文物を知らない郡内の現状に危機感を覚えるなど、清風が政治参加するに当たって時事知識を重視している点である。第三に、住民から集金して今日有用の事理を講究する学校を設立し、桑園の開拓によって学校資本を調達する計画を立てるなど、清風が学校の教育内容に対して実用性を重視している点である。

本研究では、近世日本の儒者のうち、大坂の懐徳堂および泊園書院出身者について、彼らの社会的活動を調査し、当時の通念と実践との相互関係を考察するとともに、その人的交流の実態を学術と政策の両面から把握した。現在、彼らの活動状況を伝える多くの史料は出身地もしくは活動地に散在しているが、それらを可能な限り現地に足を運んで収集した。

懐徳堂出身者については、彼らの多くは非武士身分の出身であったが、強い責任意識のもと武士の慣習に捉われない政策を提案し、新興の財務官僚と連携しながら台頭する様子が確認できた。一方、泊園書院出身者については、その多くが武士身分の出身で、後に藩の教育職に就き、幕末期には藩の軍制改革を推進する一方、維新时期には公論形成に参加する様子が確認できた。

懐徳堂出身者の場合、大坂特有の商取引にも通じる実務知識として儒教言説が理論化され、経済合理性を優先する責任意識とともに、体制維持を求める藩上層部に受容されたと見ることができる。一方、泊園書院出身者の場合、従来の儒教言説を世事に疎いとして批判すると同時に、諸教折衷の媒介として儒教言説を位置づけ、対外危機に直面して体制変革を志す武士層に受容されたと見ることができる。

懐徳堂および泊園書院出身者は瀬戸内および山陰地方の藩政に深く関与し、泊園書院出身者に至っては、幕府や朝廷の政治にまで関与している。これは、近世日本の儒者の政策論が全国規模で展開されていたことを示す証拠であろう。しかし、本論文で取り上げた安達清風のように儒者ではない武士に受容された時点で、儒者たちが紡ぎ出した実践倫理はやがて出現する国民へと継承される局面に入ったように思われる。儒教が一般の知的教養として階級を問わず学ばれたことが、明治以降の「四民平等」的な知のあり方へと連続しているといえるかもしれない。

ここで、武士と国民を繋ぐ媒介として機能した重要な施設の一つが、本論文で東アジア世界の標準として「儒者」とともに注目した「書院」、すなわち日本の「私塾」であった。安達清風の有功学舎の事例に見られるように、維新时期になると儒教教養豊かな武士たちが私塾を開き、身分制の崩壊によって生み出された平民を教導している。その教導過程において、本論文で見た儒教教養を基盤とした実務知識や国家を視野に入れた経世済民の学が平民に受容されたであろう。また、それらの知識は近代的価値に適応する人格の形成を促し、国民国家としての明治日本の建設に資する結果となったと考えられる。

以上の見通しに立てば、本論文で提起した東アジア世界の標準として「儒者」、すなわち〈思想家〉かつ〈実務家〉である儒者に注目し、その政治実践を考察することは、国民国家形成の出発点に位置する新興勢力の実態解明という意味において、その意義は大きいであろう。儒教は近世東アジア世界においてどのような政治的・社会的機能を果していたのか—これは思想史的にきわめて大きな問題であって、なお十分な回答を我々は得ていないのであるが、本研究で取り上げた事例はそのことを解明するうえで重要な筋道を提供するものと思われる。

謝辞

本研究は多数の方々のご協力により出来上がりました。ここに感謝を表明したいと思います。

まず関西大学東アジア文化研究科の吾妻重二教授には、博士課程の研究および研究者としての姿勢を一からご指導いただきました。深く感謝いたします。

恵泉女学園大学の澤井啓一名誉教授には、私が進路に悩んでいた時に研究者を志すきっかけを与えていただきました。深く感謝いたします。

東京大学総合文化研究科の黒住真教授には、大学院研究生としてお世話になって以来、研究成果を発表する場を与えていただきました。深く感謝いたします。

また、国際日本文化研究センターの伊東貴之教授、大阪大学文学研究科の湯浅邦弘教授には、研究上のアドバイスをいただきました。深く感謝いたします。

最後に、私の家族、先輩、留学生の友人の皆様には論文の完成まで大変お世話になりました。ここに深く感謝の意を表します。

皆様、どうもありがとうございました。

参考文献

- 梶川栄吉『贈正五位安達清風』(非売品、発行年不明)
- 議事体裁調局編『公議所法則案』(村上勘兵衛、1868年)
- 西村隼太郎編『官員録』(西村組出版局、1877年)
- 多田信編『成仁集』第1編(多田信、1888年)
- 多田信編『成仁集』第2編(多田信、1890年)
- 小島功一編『王政維新』(田中宋栄堂、1891年)
- 干河岸貫一編『近世百傑伝』(博文堂、1900年)
- 山方香峰編『近世人傑伝』(実業之日本社、1907年)
- 岡山縣勝田郡役所編『岡山縣勝田郡誌』(岡山縣勝田郡役所、1912年)
- 『岡山県人名辞書』(山陽新報社、1919年)
- 加東郡教育会編『加東郡誌』(加東郡教育会、1923年)
- 田尻佐編『贈位諸賢伝』(近藤出版社、旧1927年、増1975年)
- 旧丸亀藩京極家編『増補 西讃府志』(藤田書店、1929年)
- 島根県人雑誌『島根評論』雨森精翁五十年祭記念号(島根評論社、1931年)
- 『讃岐人名辞書』(高松製版印刷所、1936年)
- 丸亀市史刊行頒布会編『丸亀市史』(丸亀市立図書館内、1951年)
- 加古川市誌編修委員会編『加古川市誌』(加古川市、1953年)
- 北吉野村史編集委員編『北吉野村史』(北吉野村史編纂会、1956年)
- 武田芳太郎『但馬志士伝』(兵庫県朝来郡朝来町公民館、1956年)
- 思誠教育史編纂委員会編『思誠教育史』(思誠小学校愛児会、1958年)
- 阿部吉雄「江戸時代儒者の出身と社会的地位について」(『日本中国学会報』第13号、1961年)
- 古島敏雄「商品流通の発展と領主経済」(『岩波講座日本歴史12』、1963年)
- 原奎一郎編『原敬日記』第1巻(福村出版、1965年)
- 片山潜『わが回想』上(徳間書店、1967年)
- 岡本静心編『尼崎市史』第2巻(尼崎市役所、1968年)
- 笠井助治『近世藩校に於ける学統学派の研究』上(吉川弘文館、1969年)
- 鳥取県編『鳥取藩史』第1巻(鳥取県立鳥取図書館、1969年)
- 笠井助治『近世藩校に於ける学統学派の研究』下(吉川弘文館、1970年)
- 金田進編『鳥取県百傑伝』(山陰評論社、1970年)
- 揖保郡役所編『揖保郡地誌』(名著出版、1972年)
- 文部省編『日本教育史資料』第6巻(臨川書店、1972年)
- 児玉幸多・北島正元監修『新編物語藩史』第8巻(新人物往来社、1977年)
- 中尾泰二編『江戸村誌』(江戸村誌発刊委員会、1977年)

藤田敬次編『小野旧藩誌』（歴史図書社、1978年）
テツオ・ナジタ『明治維新の遺産—近代日本の政治抗争と知的緊張』（坂野潤治訳、中央公論社、1979年）
大分放送編『大分百科事典』（大分放送、1980年）
岡山県畜産史編纂委員会編『岡山県畜産史』（岡山県畜産史編纂委員会、1980年）
小堀一正・山中浩之・加地伸行・井上明大「中井竹山・中井履軒」『叢書・日本の思想家 24』（明德出版社、1980年）
奈義町誌編纂委員会編『奈義町誌』（奈義町、1980年）
木村泰二編『勝農史』創立八十周年記念（岡山県立勝間田農林高等学校、1981年）
田代和生『近世日朝通交貿易史の研究』（創文社、1981年）
龍野市史編纂専門委員会編『龍野市史』第2巻（龍野市、1981年）
桜井好郎「中世国家神話の形成—『神皇正統記』の表現構造のなかで」（『中世日本文化の形成—神話と歴史叙述』、東京大学出版会、1981年）
坂本太郎編『明治維新人名辞典』（吉川弘文館、1981年）
『国史大辞典』第3巻（吉川弘文館、1983年）
岡山県史編纂委員会編『岡山県史』第26巻（岡山県、1983年）
森正夫「宋代以後の士大夫と地域社会—問題点の模索」（研究代表者谷川道雄『中国士大夫階級と地域社会との関係についての総合的研究』昭和57年度科学研究費補助金総合研究(A)研究成果報告書、1983年）
安達満郎『因州安達家』（非売品、1984年）
勝央町誌発刊委員会編『勝央町誌』（勝央町、1984年）
日原利国編『中国思想辞典』（研文出版、1984年）
『鳥取大百科事典』（新日本海新聞社、1984年）
小堀一正「中井竹山の歴史観—その廃仏論を中心として」（梅溪昇教授退官記念論文集『日本近代の成立と展開』、思文閣出版、1984年）
『国史大辞典』第5巻（吉川弘文館、1985年）
『国史大辞典』第6巻（吉川弘文館、1985年）
朝倉治彦編『太政官日誌』別巻4（東京堂出版、1985年）
鳥取西高資料掛編『鳥城』第18号（鳥取県立鳥取西高等学校、1985年）
『日本歴史大辞典』第8巻（河出書房新社、1985年）
渡辺浩『近世日本社会と宋学』（東京大学出版会、1985年）
宮城公子「幕末儒学史の視点」（『日本史研究』第232号、1985年）
頼祺一『近世後期朱子学派の研究』（溪水社、1986年）
朝倉治彦編『幕末明治日誌集成』第3巻（東京堂出版、1986年）
出石町史編纂委員会編『出石町史』第3巻（出石町、1987年）
香川県編『香川県史』第10巻（四国新聞社、1987年）

高鍋町史編さん委員会編『高鍋町史』第8編（高鍋町、1987年）
藤井半畝編『雨森精翁一門展一関係人物小伝』（墨跡資料館、1988年）
新保博・斎藤修編『近代成長の胎動』日本経済史2（岩波書店、1989年）
斎藤修・谷本雅之「在来産業の再編成」『開港と維新』日本経済史3（岩波書店、1989年）
桃裕行「明治維新期の松江藩儒雨森精翁について」『松江藩と洋学の研究』（思文閣出版、1989年）
『国史大辞典』第11冊（吉川弘文館、1990年）
瀬山登顕彰実行委員会編『瀬山登 その人と事蹟』（瀬山登顕彰事業実行委員会、1990年）
新見市史編纂委員会編『新見市史 史料編』（新見市、1990年）
勝北町誌編纂委員会編『勝北町誌』（勝北町、1991年）
出石町史編纂委員会編『出石町史』第4巻（出石町、1993年）
丸亀市史編さん委員会編『新編丸亀市史』4 史料編（丸亀市、1994年）
奈義町誌編纂委員会編『奈義町誌（続編）』（奈義町、1994年）
尼崎市立地域研究史料館編『尼崎地域史事典』（尼崎市、1996年）
『江戸文人辞典』（東京堂出版、1996年）
今岡堅一「広瀬旭荘と雲州平田」『郷土史ひらた』第9号（平田郷土史研究会、1997年）
舟橋明宏「考察 脇坂家の江戸屋敷とその変遷について」（『龍野藩 江戸屋敷の生活』龍野市歴史文化資料館、1998年）
川口浩「日本における「大学」の誕生」（川口浩編『大学の社会経済史—日本におけるビジネス・エリートの養成』創文社、2000年）
龍野市立歴史文化資料館編『特別展図録 龍野と懷徳堂—学問文化と藩政』（龍野市立歴史文化資料館、2000年）
新見歴史研究会編『梶並家文書 壺』（新見市教育委員会、2001年）
古文書研究会編『梶並家文書 式』（御殿町センター鳳凰会、2001年）
玖珠町史編纂委員会編『玖珠町史』下巻（玖珠町教育委員会、2001年）
磯田道史「幕末維新期の藩校教育と人材登用—鳥取藩を事例として」（『史学』第71巻2,3号、三田史学会、2002年）
小野市史編纂専門委員会編『小野市史』第2巻（小野市、2003年）
山中浩之「龍野藩社倉の実施と小西惟沖」（加地伸行博士古稀記念論集『中国学の十字路』、研文出版、2006年）
二藤京「中世における「三種神器」論の一端」（『高崎経済大学論集』第49巻第2号、2006年）
眞壁仁「徳川後期の学問と政治」（名古屋大学出版会、2007年）
湯浅邦弘「書院としての懷徳堂」（『東アジア文化交渉研究』別冊2「東アジアにおける書院研究」、関西大学文化交渉学研究拠点、2008年）
長友禎治「幕末維新期に活躍した振徳堂の儒者たち」宮崎県立図書館編『宮崎県文化講座研

- 究紀要』第 35 輯（宮崎県立図書館、2008 年）
- 吾妻重二「東アジアの書院について—研究の視点と展望」（『東アジア文化交渉研究』別冊 2「東アジアにおける書院研究」、関西大学文化交渉学研究拠点、2008 年）
- 矢森小映子「松代藩士佐久間象山の殖産開発事業—松代藩地域研究の視点から」（渡辺尚志・小関悠一郎編『藩地域の政策主体と藩—信濃松代藩地域の研究Ⅱ』、岩田書院、2008 年）
- 吾妻重二編『泊園書院歴史資料集—泊園書院資料集成 1』（関西大学東西学術研究所、2010 年）
- 安岡昭男編『幕末維新大人名事典』上・下（新人物往来社、2010 年）
- 岩田真美「幕末期本願寺における勤王家の家臣—松井中務について」（『本願寺史料研究所報』第 40 号、2010 年）
- 鄧洪波「京都順正書院初探」（吾妻重二編『泊園記念会創立五十周年記念論文集』、関西大学東西学術研究所、2011 年）
- 吾妻重二編『関西大学泊園文庫自筆稿本目録稿（甲部）』（関西大学アジア文化研究センター、2012 年）
- 田世民「中井竹山研究序説：回顧と展望」（『懷徳堂研究』第 3 号、懷徳堂研究センター、2012 年）
- 山田真理子「播磨国龍野藩儒・股野玉川の活動実態」（千葉大学人文社会科学研究科研究プロジェクト報告書 240、千葉大学大学院人文社会科学研究科、2012 年）
- 吾妻重二編『関西大学泊園文庫自筆稿本目録稿（丙部）』（関西大学アジア文化研究センター、2013 年）
- 横山俊一郎「幕末維新时期大阪における私塾の一側面—撰津国旧藩主の社会的活動周辺から見る泊園書院・懷徳堂・梅花社」（関西大学大学院東アジア文化研究科・『東アジア文化交渉研究』、第 6 号、2013 年）

「揖陽詩稿」（たつの市立歴史文化資料館蔵）

「御勝手大積」（たつの市立歴史文化資料館所蔵）

「御勝手大積付書付」（たつの市立歴史文化資料館所蔵）

『行館監録』（たつの市立歴史文化資料館蔵）

『孝堂先生遺稿』（関西大学総合図書館泊園文庫蔵）

『国字牘遺稿 副本』（大阪大学附属図書館懷徳堂文庫蔵）

「財用の意見書」（たつの市立歴史文化資料館所蔵）

『諸家文集』（鳥取県立図書館蔵）

「諸氏略系」（たつの市立歴史文化資料館蔵）

『渫翁先生諸説』（関西大学総合図書館泊園文庫蔵）